

# 水防計画

(令和6年5月改定)

福井市

# 水防計画

## 目次

### 本編

#### 第1章 総則

- 1.1 目的 . . . . . 1
- 1.2 用語の定義 . . . . . 1
- 1.3 水防の責任等 . . . . . 3
- 1.4 水防計画の作成及び変更 . . . . . 5
- 1.5 津波における留意事項 . . . . . 5
- 1.6 安全配慮 . . . . . 5

#### 第2章 水防組織

- 2.1 福井市の水防組織 . . . . . 7

#### 第3章 水防区域と重要水防箇所

- 3.1 水防区域 . . . . . 8
- 3.2 水防区域の現況 . . . . . 8

#### 第4章 予報及び警報

- 4.1 気象庁が行う予報及び警報 . . . . . 9
- 4.2 土砂災害警戒情報 . . . . . 21
- 4.3 洪水予報河川における洪水予報 . . . . . 22
- 4.4 水位周知河川における水位到達情報 . . . . . 27
- 4.5 水防警報 . . . . . 29
  - 4.5.1 安全確保の原則 . . . . . 29
  - 4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報 . . . . . 29
  - 4.5.3 津波に関する水防警報 . . . . . 32

#### 第5章 雨量・水位等の観測及び通報

- 5.1 雨量の観測及び入手 . . . . . 33
- 5.2 水位の観測及び公表 . . . . . 33
- 5.3 水位、雨量情報等の通報 . . . . . 33

#### 第6章 天気予報等の情報収集 . . . . . 35

#### 第7章 ダム・水門等の操作

- 7.1 ダム・水門等の施設 . . . . . 37
- 7.2 操作員の安全確保 . . . . . 37
- 7.3 各施設の操作及び連絡 . . . . . 37
- 7.4 操作規則 . . . . . 37

7.5	ダム放流	37
第8章 通信連絡		
8.1	通信連絡系統	39
8.2	災害時優先通信の取扱い	39
8.3	その他通信施設の使用	39
第9章 水防施設及び輸送		
9.1	水防倉庫及び水防資機材	40
9.2	輸送の確保	40
第10章 水防活動		
10.1	水防配備	41
10.2	巡視及び警戒	42
10.3	水防作業	43
10.4	緊急通行	44
10.5	警戒区域の指定	44
10.6	避難のための立ち退き	44
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の処置	45
10.8	水防配備の解除	45
第11章 水防信号、水防標識等		
11.1	水防信号	46
11.2	水防標識	46
11.3	身分証票	47
第12章 協力及び応援		
12.1	河川管理者の協力及び援助	48
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	48
12.3	警察官の援助要求	48
12.4	自衛隊の派遣要請	49
12.5	国土交通省緊急災害対策派遣隊の支援	49
12.6	住民、自主防災組織等との連携	49
12.7	企業（地元建設業等）との連携	49
第13章 費用負担と公用負担		
13.1	費用負担	50
13.2	公用負担	50
第14章 水防報告等		
14.1	水防記録	52
14.2	水防報告	52
第15章 水防訓練		
15.1	水防訓練	53

15.2	水防訓練の項目	53
第16章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	
16.1	洪水浸水想定区域の指定状況	54
16.2	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	54
16.3	福井市洪水・土砂災害ハザードマップ	55
16.4	予想される水災の危険の周知等	55
16.5	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための 措置に関する計画の作成等	55
16.6	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための 措置に関する計画の作成等	55
16.7	大規模工場等における浸水の防止のための 措置に関する計画の作成等	56
16.8	水害対応タイムライン	56
16.9	津波対応	56
第17章	水防協力団体	
17.1	水防協力団体の指定	58
17.2	水防協力団体の業務	58
17.3	水防協力団体の連携	58
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	58
第18章	水防功労者表彰と災害補償	
18.1	功労者表彰	59
18.2	災害補償	59

#### 資料編

資料1-1	福井市水防協議会設置条例
資料1-2	令和6年度水防協議会委員会名列
資料2-1	福井市水防本部の事務分掌
資料3-1	福井市域内の河川図
資料3-2	河川等水防区域
資料3-3	海岸水防区域
資料3-4	河川の堤防等調査結果表
資料3-5	水閘門等一覧表
資料4-1	九頭竜川洪水予報実施要領
資料4-2	九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領
資料4-3	九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領
資料4-4	福井県避難判断水位（特別警戒水位）発表様式

- 資料4-5 九頭竜川・北川水防警報実施要領
- 資料4-6 九頭竜川・北川水防警報発表様式
- 資料4-7 福井県水防警報発表様式
- 資料4-8 福井県津波警報発表様式
- 資料5-1 福井市内雨量観測所一覧表
- 資料5-2 福井市内河川水位等観測所一覧表
- 資料7-1 協定用水、水門及び管理者
- 資料7-2 福井市管内外排水機場設備等一覧表
- 資料7-3 福井市下水道ポンプ場運転管理要綱
- 資料7-4 福井市下水道ポンプ場運転管理要領
- 資料7-5 福井市下水道排水ポンプ設置運転体制
- 資料7-6 福井市耕地排水機場等防災体制
- 資料7-7 荒川、狐川、江端川各ポンプ場の管理及び操作に関する覚え書
- 資料7-8 福井市江端川流域排水機場等防災体制
- 資料8-1 水防通信連絡方法
- 資料8-2 防災同報無線屋外拡声子局設置場所
- 資料8-3 九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による  
災害情報等の伝達に関する協定書
- 資料9-1 水防倉庫の資機材集計表
- 資料9-2 水防倉庫鍵所有者一覧表
- 資料9-3 水防資材及び器具調達先一覧表
- 資料9-4 水防用建設機械等借上計画表
- 資料9-5 輸送車両及び舟艇の借上動員計画
- 資料10-1 建設部水防体制組織図
- 資料10-2 九頭竜川天池河川公園管理要領・九頭竜川中藤河川公園管理要領・  
志津川河川公園管理要領
- 資料10-3 消防団員の警戒配置区分及び出場人員
- 資料10-4 指定避難所及び位置図
- 資料14-1 水防実施状況報告書
- 資料17-1 福井市水防協力団体指定要領
- 資料17-2 水防協力団体指定申請書様式
- 資料17-3 水防協力団体協力活動業務計画書
- 資料17-4 水防協力団体認定書様式
- 資料17-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領
- 資料17-6 水防協力団体協力活動報告書様式

# 福井市水防計画

## 本 編

### 第1章 総則

#### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる福井市が、同法第33条第1項の規定に基づき、福井市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、福井市の地域に係る河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

#### 1.2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防本部

福井市内における水防を総括するため、市役所内に設置するものである。洪水等のおそれがあるときに設置する。

(2) 水防管理団体

水防の責任を有する福井市をいう（法第2条第2項）。

(3) 水防管理者

水防管理団体の長である福井市長をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（福井市消防局、消防署及び福井市消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

福井市消防局長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防要員

福井市水防本部に属する者をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。福井県水防計画で定める量水標管理者は、福井県水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土

交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川においてあらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。消防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高ま

ったときに、福井市長が発令する避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、福井県と福井地方気象台が共同で発表している防災情報をいう。

#### (21) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

### 1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体（福井市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ②水位の通報（法第12条第1項）
- ③洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ④避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑤避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者から報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑥浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑦予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑱水防協議会の設置（法第34条）
- ⑲水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑳水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉑水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉒水防従事者に対する災害補償（法第45条）

#### (2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導と水防能力の確保に努める（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥土砂災害警戒情報の発表及び通知（災害対策基本法第55条）
- ⑦洪水予報の発表及び通知（第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑧量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑨水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑩洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の2）
- ⑪洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑬水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑭水防信号の指定（法第20条）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑰水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑱水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑲水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

### （3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### （4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

### （5）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- ③土砂災害警戒情報の発表及び通知（気象業務法第11条）

### （6）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

## (7) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

## 1.4 水防計画の作成及び変更

### (1) 水防計画の作成及び変更

福井市は、毎年、福井県の改定する水防計画に応じて、出水期前までに本計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。本計画を変更するときは、あらかじめ福井市水防協議会に諮るとともに、福井県知事に届け出るものとする。

また、福井市は、本計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

### (2) 福井市水防協議会の設置

福井市は、本計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、福井市水防協議会を置くものとする。

福井市水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、福井市水防協議会に関する条例で定めるものとする。（資料1-1、1-2）

## 1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 1.6 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動に従事する者を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防活動に従事する者の安全確保のため、予め活動時間等を周知し、共有しなければ

ならない。

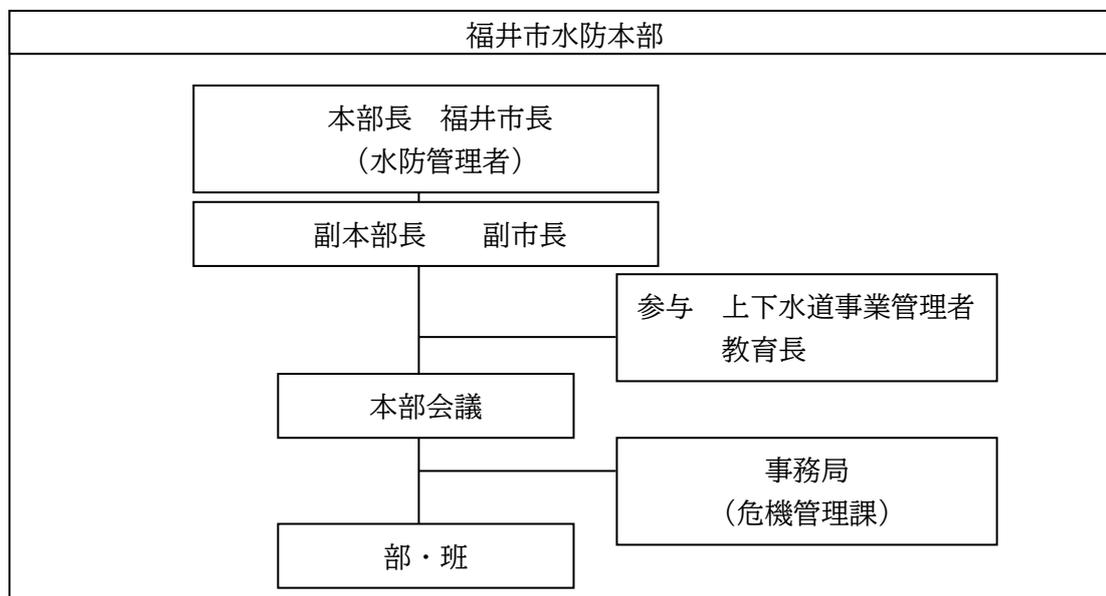
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

## 第2章 水防組織

### 2.1 福井市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、福井市は市役所に福井市水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

#### (1) 福井市水防本部の組織系統



#### (2) 福井市水防本部の構成及び事務分掌

福井市水防本部の構成及び事務分掌は、市水防本部の事務分掌（資料2-1）のとおりとする。

### 第3章 水防区域と重要水防箇所

#### 3.1 水防区域

市内の水防区域をその区域の現状並びに洪水又は高潮が公共上及ぼす影響の程度により次のとおり分ける（資料3-1）。

##### (1) 国土交通大臣において水防警報を行う区域

- ①九頭竜川幹川 左岸 永平寺町境界から坂井市境界まで  
右岸 永平寺町境界から坂井市境界まで
- ②支川日野川 左岸 朝宮町 32 字 17 番地先から九頭竜川幹川合流点まで  
右岸 種池町 27 字勘要道 30 番の 1 地先から九頭竜川幹川合流点まで

##### (2) 福井県知事において水防警報を行う地域

- ①日野川 左岸 在田町地籍から朝宮町 32 字 17 番地先まで  
右岸 三尾野町地籍から種池町 27 字勘要道 30 番の 1 地先まで
- ②足羽川 左岸 福井市蔵向橋から日野川合流点まで  
右岸 福井市蔵向橋から日野川合流点まで
- ③荒川 左岸 永平寺町境界から足羽川合流点まで  
右岸 永平寺町境界から足羽川合流点まで
- ④浅水川 左岸 鯖江市境界から日野川合流点まで  
右岸 福井市石切橋から鯖江市境界まで  
鯖江市境界から日野川合流点まで
- ⑤鞍谷川 右岸 鯖江市境界から浅水川合流点まで
- ⑥天王川 左岸 越前町境界から日野川合流点まで  
右岸 鯖江市境界から日野川合流点まで
- ⑦江端川 左岸 東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで  
右岸 東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで

#### 3.2 水防区域の現況

##### (1) 河川等水防区域

(資料3-2)

- ① 1 級河川 38 河川
- ② 2 級河川 4 河川
- ③ その他河川
  - ア 準用河川 12 河川
  - イ 法定外河川及び主要水路 38 河川・水路
- ④ 砂防指定地 183 箇所
- ⑤ 福井市重要水防箇所 76 箇所
- ⑥ 福井市溜池 254 箇所

##### (2) 海岸水防区域

15 箇所

(資料3-3)

##### (3) 要注意箇所

この計画立案にあたって調査した水防区域内の要注意箇所の現況は次のとおりである。

- ① 河川の堤防及び水閘門等調査結果 (資料3-4)
- ② 福井市重要水防箇所 (資料3-2の⑤と同じ)
- ③ 水閘門等一覧表 (資料3-5)

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象庁が発表若しくは伝達する注意報及び警報

福井地方気象台は、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

#### ○水防活動用の注意報及び警報

種 類		概 要	
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報		
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(①)
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(②)
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(④)
	水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(⑤)
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(①)
	水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢

			者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(③)
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(④)
	水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したときに発表される。(⑤)
特別警報	水防活動用 気象警報	大雨特別警報	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(⑥)
	水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(⑥)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

## ①大雨注意報・警報発表基準

令和6年5月23日現在

一次細分 区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	注意報基準		警報基準	
			表面雨量 指数	土壌雨量 指数	表面雨量 指数	土壌雨量 指数
嶺北	嶺北北部	福井市	9	79	18	113
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。</p>						

## ②洪水注意報発表基準

令和6年5月23日現在

一次細分 区域	市町村等をまとめた区域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
嶺北	嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.2 八ヶ川流域=5.4 底喰川流域=7.4 荒川流域=10.7 一乗谷川流域=9.7 芦見川流域=7.5 羽生川流域=9 上味見川流域=11.1 狐川流域=6.6 未更毛川流域=6.9 志津川流域=11.1 江端川流域=12.2 朝六川流域=5.6 天王川流域=17.6 浅水川流域=24.8 一光川流域=8.8 大味川流域=10.8 山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5, 11.2) 底喰川流域=(5, 5.8) 荒川流域=(5, 9.1) 狐川流域=(5, 5.1) 志津川流域=(5, 11.1) 江端川流域=(5, 8.4) 朝六川流域=(5, 4.8) 一光川流域=(5, 8.8) 大味川流域=(7, 10.6) 山内川流域=(5, 4.5) 日野川流域=(7, 38.5) 足羽川流域=(7, 26.5)	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川 中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。※欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。</p> <p>※欄中、「○○川流域=△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。</p> <p>※「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>					



(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

④高潮注意報・警報発表基準

市町を まとめた 地域	市町	<高潮注意報> 潮位基準（標高）	<高潮警報> 潮位基準（標高）
嶺北 北部	福井市	0.7m	1.3m

- (注) (1) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略  
 (2) 潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である

⑤津波注意報・警報発表基準

津波予報区	区域	発表基準
福井県	福井県	(大津波警報) 福井県沿岸で予想される津波の高さが高いところで3 mを 超える場合 (津波警報) 福井県沿岸で予想される津波の高さが高いところで1 mを 超え、3 m以下の場合 (津波注意報) 福井県沿岸で予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上1 m以下の場合であって津波による災害のおそれがある 場合

(津波警報・注意報の種類)

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高きされる津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いた

				りしない。
--	--	--	--	-------

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ウ) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3)津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値<sup>(注)</sup>)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### (エ) 津波情報の留意事項等

##### イ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

ロ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ハ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

ニ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(オ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

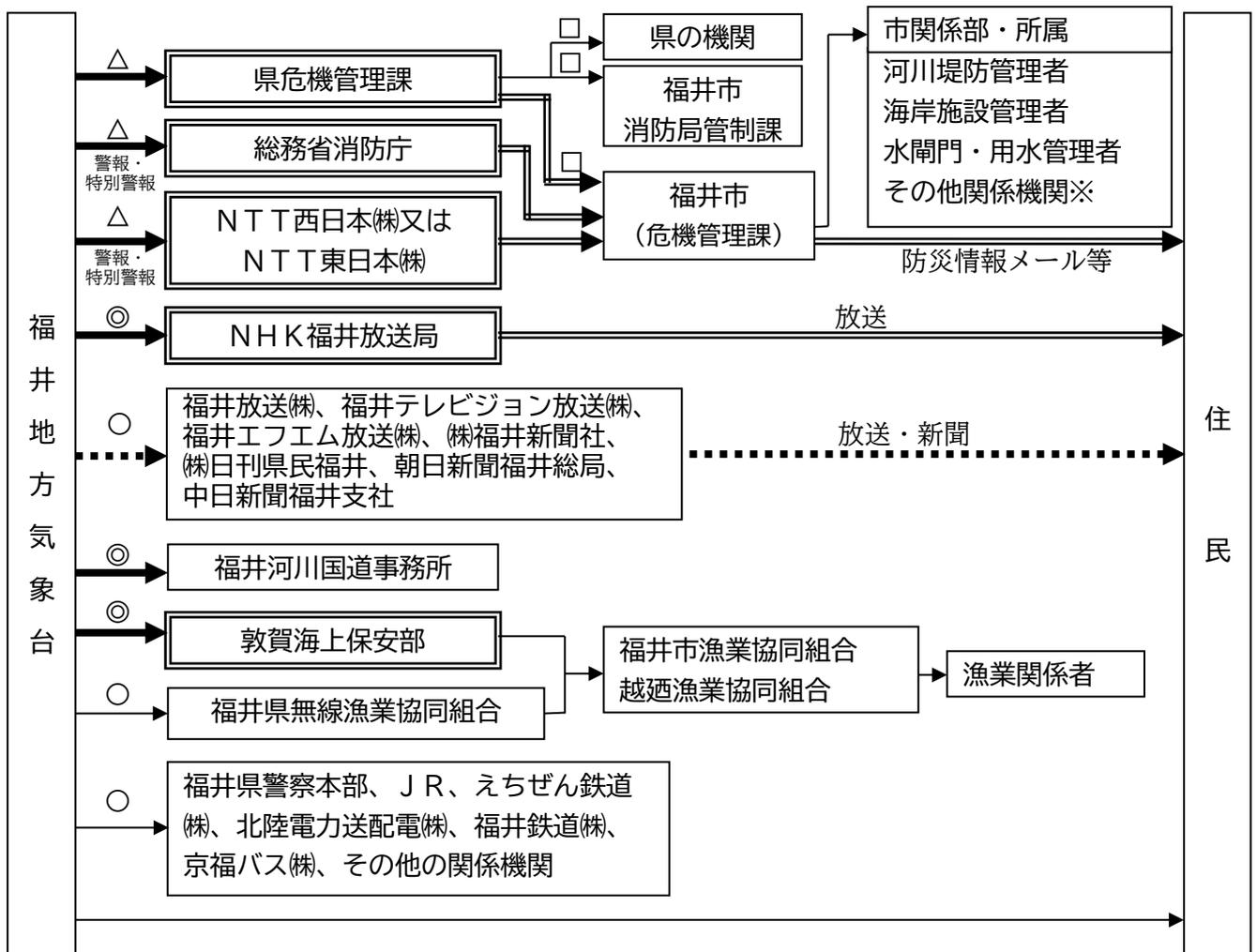
⑥気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等について一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の気象情報に関する伝達経路及び手段

①洪水の場合

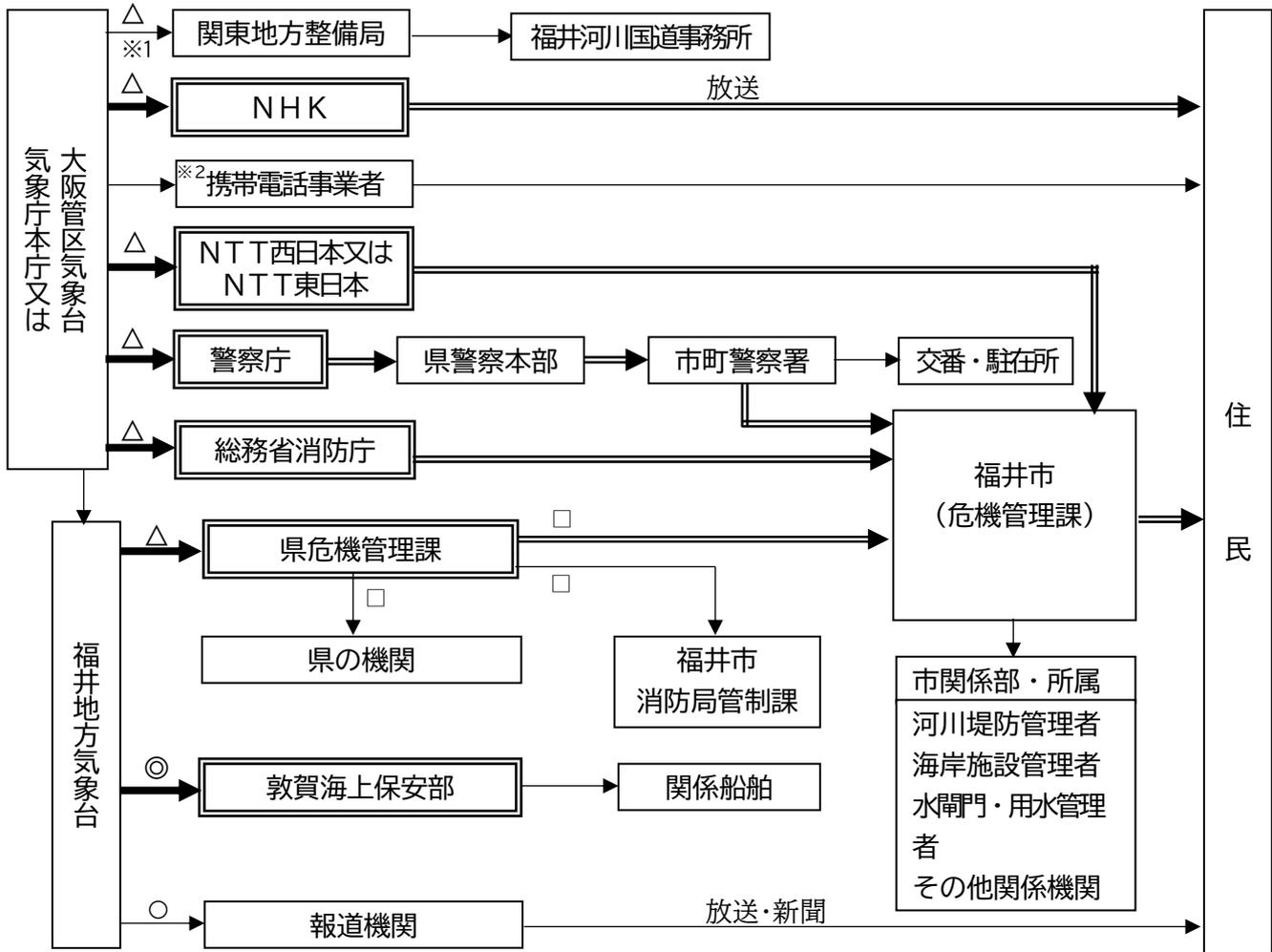


※ 本章及び第7章における市関係課及びその他関係機関とは、基本的に、河川課・農村整備課・下水管路課、砂利組合・中部漁業協同組合・芝原土地改良区とし、それ以外については内規その他必要に応じて定める。

◇凡例

	法令（気象業務法）による通知系統
	特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
	法令（気象業務法）による公衆への周知依頼及び周知系統
	その他の伝達
	防災情報提供システム（専用線）
	防災情報システム（インターネット）
	県防災行政無線
	気象庁専用線
	気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

②津波の場合



- ・※1 通信障害時に通知先が福井河川国道事務所に変わる。
- ・※2 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTへは津波注意報の通知は行わない。

◇凡例

	法令（気象業務法）による通知系統 特別警報の通知もしくは周知の措置 が義務づけられている伝達経路
	法令（気象業務法）による公衆への周 知依頼及び周知系統
	その他の伝達
	防災情報提供システム（専用線）
	防災情報システム（インターネット）
	県防災行政無線
	気象庁専用線
	気象業務法施行令第8条第1号及び 第9条の規定に基づく法定伝達先

## 4.2 土砂災害警戒情報

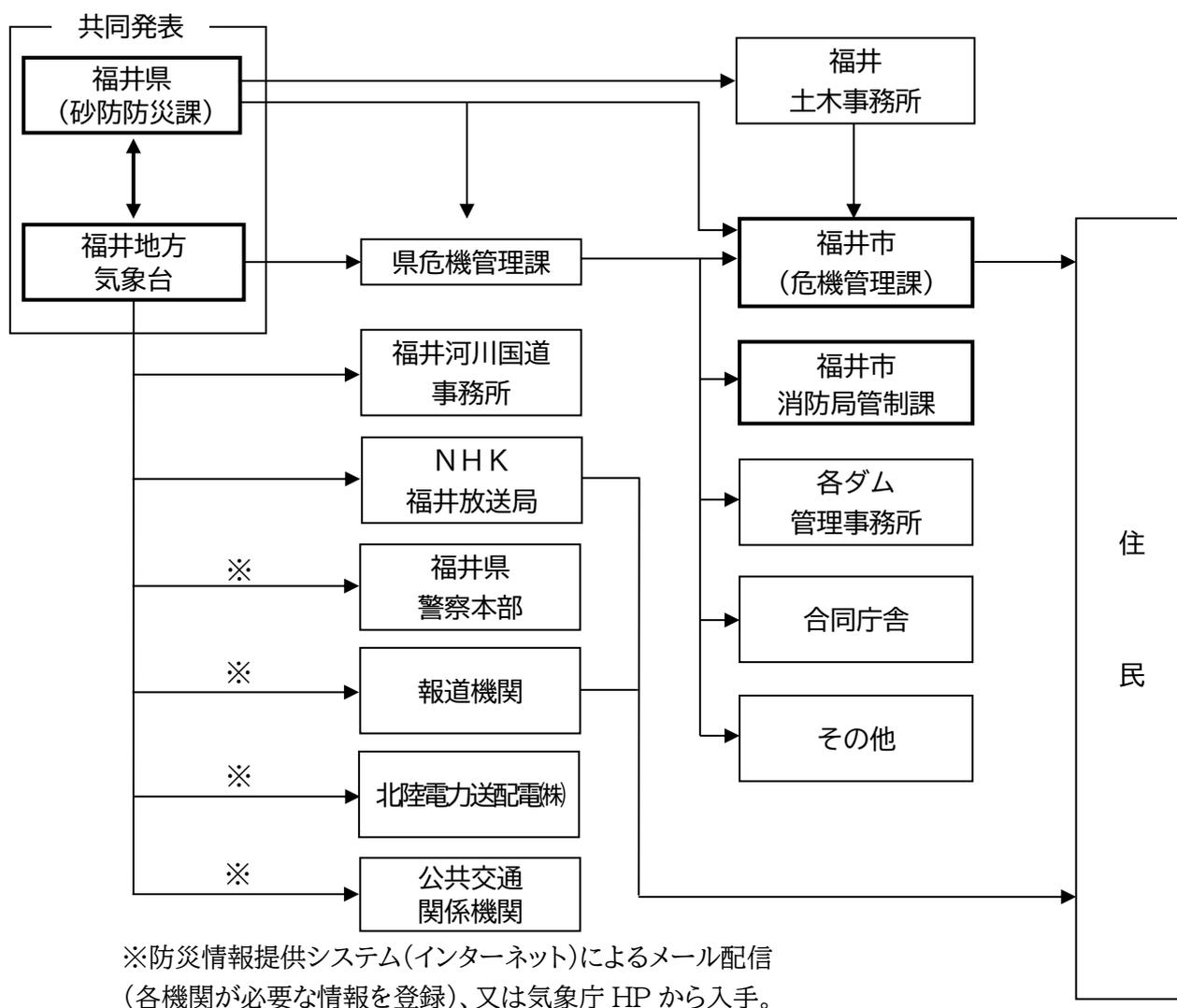
福井県と福井地方気象台は共同して、福井県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町単位において土砂災害警戒情報の発表を行う。

また、発表した市町へ避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

### (1) 発表基準

種類	発表の基準
警戒基準	大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準に達したとき
警戒解除基準	気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき

### (2) 土砂災害警戒情報に関する伝達経路



### 4.3 洪水予報河川における洪水予報

#### (1) 種類及び発表基準

福井県知事は国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は福井県知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に対し協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、福井県知事が指定した河川については福井県知事から、福井市長にその通知に係る事項を通知する。加えて、避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

#### (2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

福井河川国道事務所と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領（資料4-1）に基づき、次の河川の注意報及び警報を行うものとする。

##### ①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報 区域名	区 域
九頭竜川	九頭竜川	左岸：吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで 右岸：吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで
日野川	日野川 下流	左岸：福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで 右岸：福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで

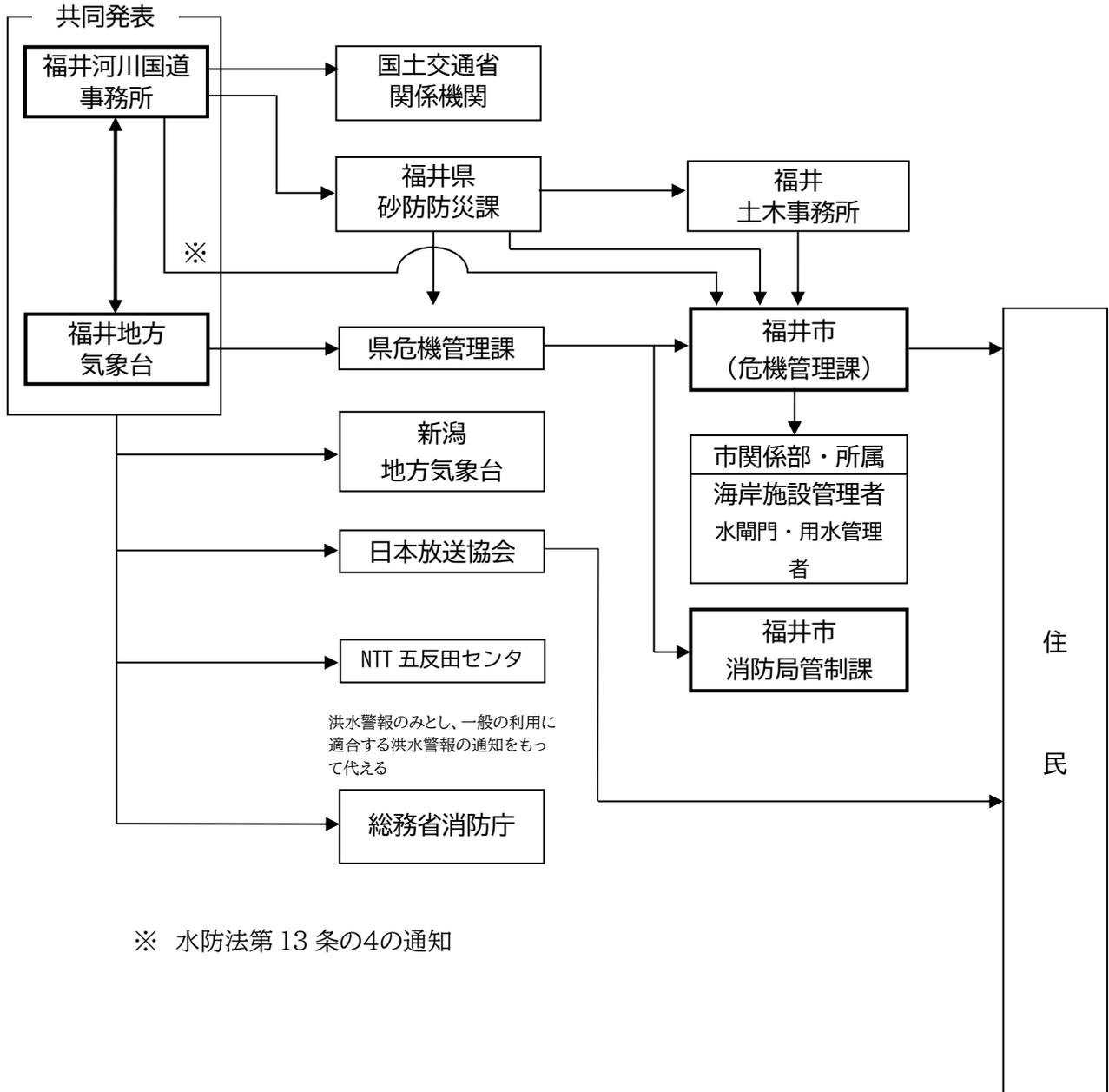
②洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	予報 区域名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
九頭竜 川	九頭竜川	中角	福井市 中角町	5.00m	7.50m	8.50m	9.10m
日野川	日野川 下流	深谷	福井市 三ツ屋町	4.00m	6.00m	7.30m	7.90m

③洪水予報の発表形式

発表形式は、「九頭竜川洪水予報実施要領」のとおり。(資料4-1)

④洪水予報の伝達経路



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

福井県と福井地方気象台とは、洪水予報実施要領（資料4-2、4-3）に基づき、次の河川の洪水予報を行うものとする。

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報 区域名	区域
足羽川	足羽川	左岸：福井市脇三ヶ町6字地先から日野川合流点まで 右岸：福井市篠尾町40字地先から日野川合流点まで (天神橋から日野川合流点まで)
日野川	日野川 中流	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで

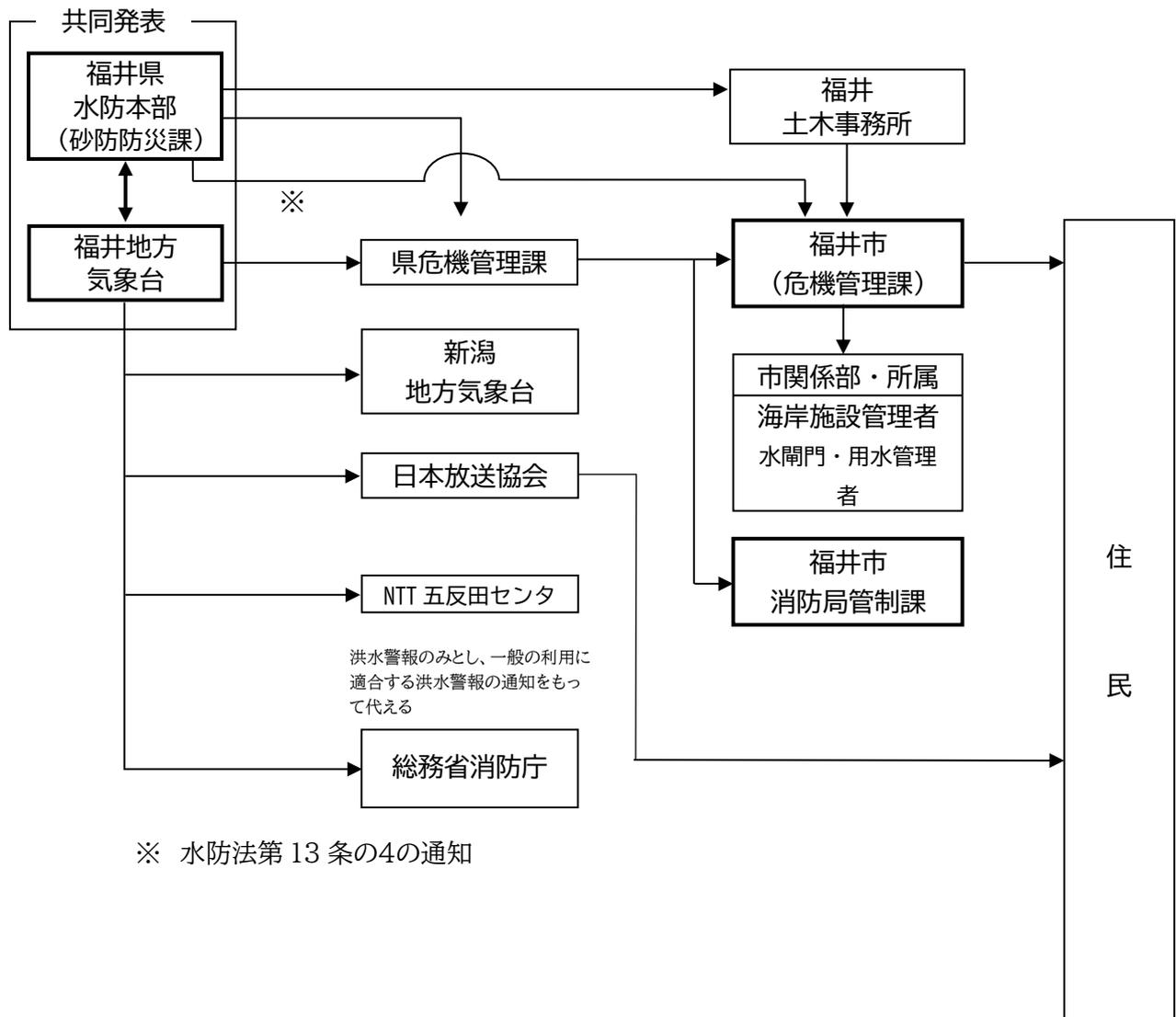
②洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	予報 区域名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
足羽川	足羽川	九十九橋	福井市 照手	3.50m	4.80m	6.80m	7.40m
日野川	日野川 中流	糺橋	鯖江市 糺町	3.20m	4.20m	4.60m	5.50m

③洪水予報の発表形式

発表形式は、各河川の洪水予報実施要領のとおり。(資料4-2、4-3)

④洪水予報の伝達経路



※ 水防法第13条の4の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

#### 4.4 水位周知河川における水位到達情報

##### (1) 種類及び発表基準

都道府県知事は、指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したとき並びに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、都道府県知事が指定した河川については都道府県知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。加えて、避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

##### (2) 県が行う水位周知

福井県は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

###### ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
足羽川	左岸 福井市蔵向橋から福井市天神橋まで 右岸
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで 右岸
江端川	左岸 東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 右岸 東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川	左岸 丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで 右岸
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸

###### ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m) ※1	氾濫 注意水位 (m) ※2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m) ※3
足羽川	池田町稲荷 (稲荷)	2.50	2.90	3.50	3.80
	福井市朝谷町 (朝谷)	1.20	2.50	2.70	3.50
荒川	福井市原目町 (原目)	1.20	1.30	1.40	1.70
江端川	福井市江端町 (江端)	1.70	2.60	3.20	3.90
天王川	越前町宝泉寺	2.00	2.60	2.70	3.70

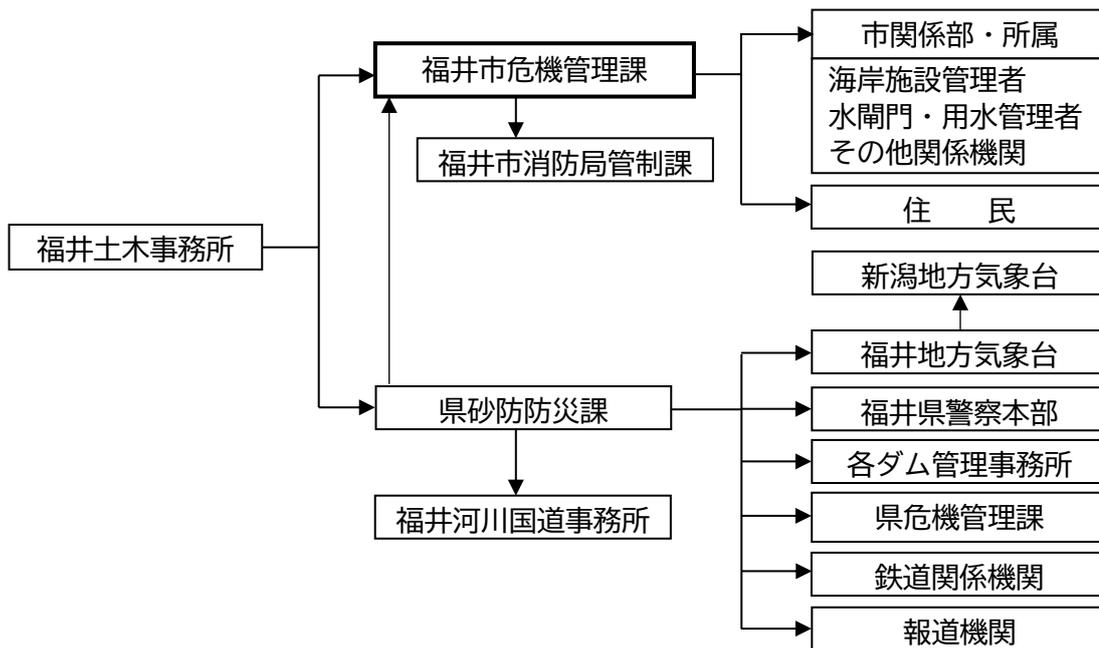
	(宝泉寺)				
浅水川	鯖江市鳥羽町 (鳥羽)	4.40	4.90	5.10	6.10
鞍谷川	越前市粟田部 (粟田部)	1.30	1.80	1.90	2.50

(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)  
 ※3 = 氾濫危険水位 (特別警戒水位) = (水防法第13条で規定される特別警戒水位)

③水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、福井県避難判断水位 (特別警戒水位) 発表様式のとおり (資料4-4)

④水位到達情報の伝達経路



#### 4.5 水防警報

法第16条の規定に基づき、国土交通大臣及び都道府県知事は、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報をしなければならない。

##### 4.5.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知をするものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

##### 4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

###### (1) 水防警報等に対する措置

- ①福井県は、福井河川国道事務所から水防警報が発せられたとき、福井河川国道事務所と福井地方気象台から洪水予報が発表されたとき、又は福井県水防警報を発したときは県防災行政無線を通じ関係機関に通知する。
- ②福井市長は前項の通知を受けたときは、土木事務所等と常時連絡するとともに、必要に応じ関係堰堤・水閘門・溜池等の管理者、その他舟運関係者へ通知する。
- ③福井市は①項の通知を受けたときは、福井県河川砂防総合情報システム等の観測状況を確認し、観測データの授受に努める。

###### (2) 国土交通省が行う水防警報

福井河川国道事務所長は法第16条の規定により、第3章の3. 1の(1)項の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部へ通告する。詳細は九頭竜川・北川水防警報実施要領(資料4-5)のとおりとする。

###### ①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
九頭竜川幹川	左岸：吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで 右岸：吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで
支川日野川	左岸：福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで 右岸：福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで

###### ②水防警報の対象となる基準水位観測所

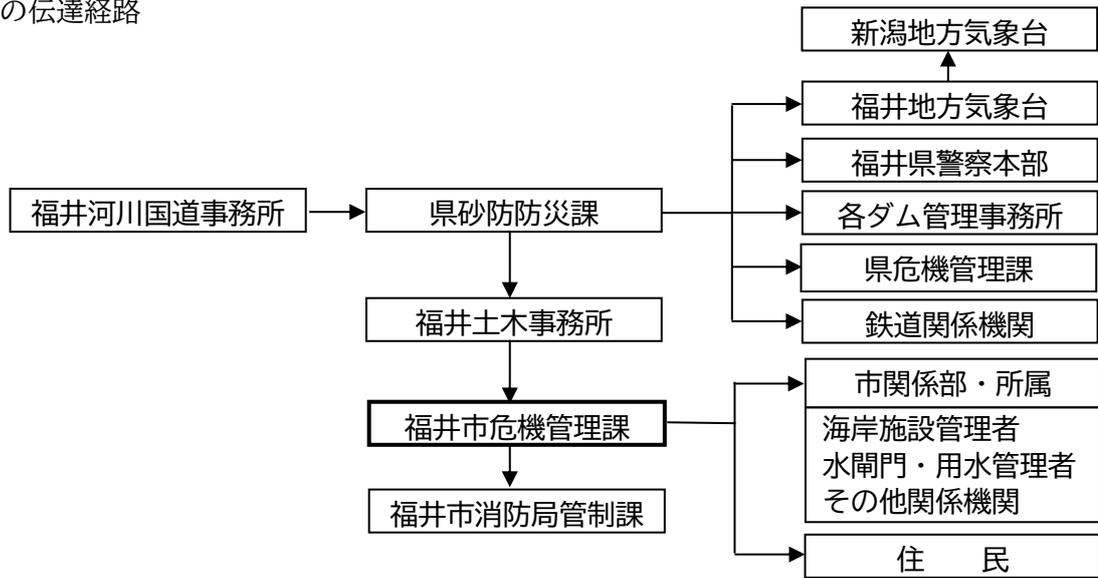
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m) ※ 1	氾濫 注意水位 (m) ※ 2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m) ※ 3	計画高 水位 (m)	水防警報 発表者
九頭竜川 幹川	福井市中角 (中角)	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00	国土交通省 福井河川国 道事務所長
支川 日野川	福井市深谷 (深谷)	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75	

(注) ※1 = 水防団待機水位(通報水位)、※2 = 氾濫注意水位(警戒水位)  
※3 = 氾濫危険水位(危険水位)

③水防警報の発表形式

発表形式は、九頭竜川・北川洪水警報発表様式（資料4－6）のとおり

④水防警報の伝達経路



(3) 県が行う水防警報

福井県は法第16条の規定により水防警報を発表する。

○水防警報の種類

水防警報の種類	発表時期	活動内容
準備	気象予報及び上流雨量により増水のおそれがあると認めるとき、又は対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の招集準備をする。
出動	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量並びに水位により危険が予想されるときに発表する。	水防活動に出動する。
解除	対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。	水防活動を終了する。

(注) ただし、「準備」は省略することができる。

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
日野川	左岸 南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
足羽川	左岸 福井市蔵向橋から日野川合流点まで 右岸
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで 右岸
江端川	左岸 東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 右岸 東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川	左岸 丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで 右岸
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸

②水防警報の通知の対象となる基準水位観測所

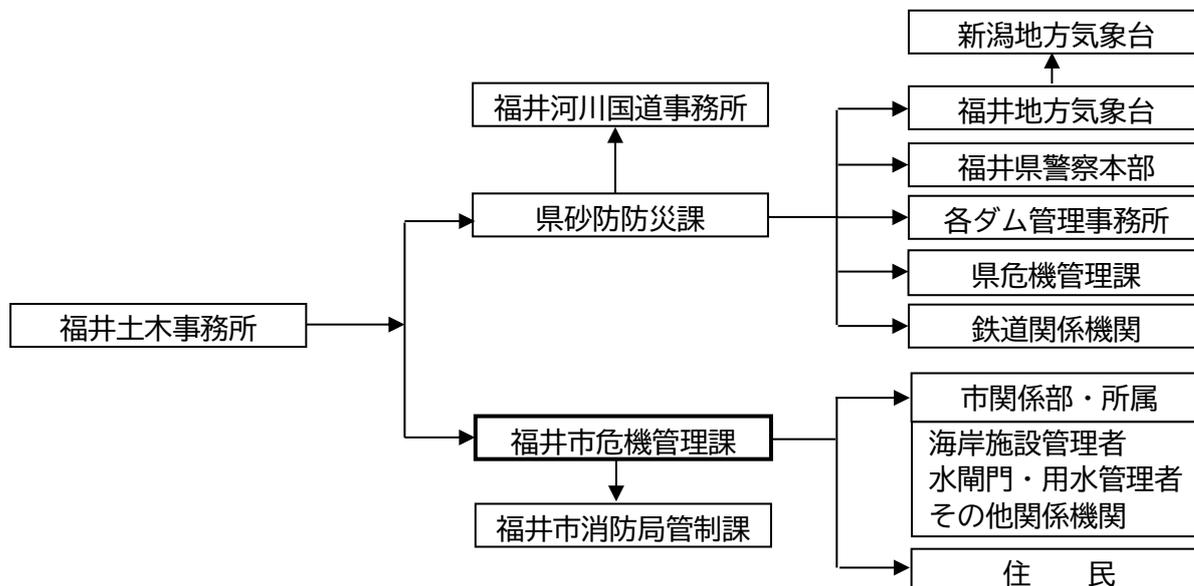
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m) ※1	氾濫 注意水位 (m) ※2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	水防警報 発表者
日野川	福井市三尾野町 (三尾野町)	3.50	5.50	6.50	7.00	福井土木 事務所長
足羽川	池田町稲荷 (稲荷)	2.50	2.90	3.50	3.80	
	福井市朝谷町 (朝谷)	1.20	2.50	2.70	3.50	
	福井市照手 (九十九橋)	3.50	4.80	6.80	7.40	
荒川	福井市原目町 (原目)	1.20	1.30	1.40	1.70	
江端川	福井市江端町 (江端)	1.70	2.60	3.20	3.90	
天王川	越前町宝泉寺 (宝泉寺)	2.00	2.60	2.70	3.70	
浅水川	鯖江市鳥羽町 (鳥羽)	4.40	4.90	5.10	6.10	
鞍谷川	越前市粟田部 (粟田部)	1.30	1.80	1.90	2.50	

(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)

③水防警報の発表形式

発表形式は、福井県水防警報発表様式のとおり。(資料4-7)

④水防警報の伝達経路



#### 4.5.3 津波に関する水防警報

##### (1) 種類及び発表基準

都道府県知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき又は都道府県知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	消防団の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える（時間的な猶予がある）状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

##### (2) 県が行う水防警報

###### ①水防警報の発表形式

発表形式は、福井県津波警報発表様式のとおり（資料4-8）

## 第5章 雨量・水位等の観測及び通報

### 5.1 雨量の観測及び入手

#### (1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、国土交通省福井河川国道事務所管理の雨量観測所が1箇所、気象庁管理の雨量観測所が3箇所、県管理の雨量観測所が12箇所ある。詳細は、資料5-1のとおりである。

#### (2) 雨量情報の入手

市は常に的確な気象状況を把握するとともに、管内雨量について福井県河川砂防総合情報システム等により情報を速やかに入手する。

### 5.2 水位の観測及び公表

#### (1) 水位観測所

市内の水位観測所は、国土交通省福井河川国道事務所管理の水位観測所が7箇所、県管理の水位観測所が22箇所ある。詳細は、資料5-2のとおりである。

#### (2) 水位の監視

水防管理者又は量水標管理者は、気象状況等により、出水のおそれを察知したときは、水防団待機水位（通報水位）に達した時後の水位変動を監視する。

#### (3) 水位の報告

福井土木事務所長等は水位情報について福井県河川砂防総合情報システム等により管内の水位情報を速やかに入手する。福井県河川砂防総合情報システムが故障のときは、水位観測所一覧の観測所について、電話又は県防災行政無線（FAXを含む）を使って、(4)のとおり報告を行う。

#### (4) 福井県河川砂防情報システムが故障のときの報告内容

- ① 水防団待機水位（通報水位）に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時
- ② 氾濫注意水位（警戒水位）に達した時刻
- ③ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時刻
- ④ 最高水位
- ⑤ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回った時刻
- ⑥ 水防団待機水位（通報水位）を下回った時刻

#### (5) 水位の公表

福井県の管理する水位観測所の水位及び映像監視所の画像については、インターネットや地上デジタル放送により公表する。

#### (6) 欠測時の措置

- ①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知することに努める。
- ②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、合わせて関係機関等に周知することに努める。

### 5.3 水位、雨量情報等の通報

#### (1) 水位、雨量、潮位の速報

水位、雨量、その他水防のための緊急通信は、各通信網の利用により速報に努めること。

#### (2) 情報の相互提供

福井県及び福井地方气象台、福井河川国道事務所、警察本部、電力会社等に集められた水位、流量、雨量、潮位、最大風速等の資料で必要なものについては、相互に提供しあうものとする。

### (3) 下流及び近隣市町への連絡

市は、出水の際、自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、更に上昇すると予想される場合、直ちに直下流及び影響が及ぶと思われる近隣水防管理団体にその水位を通報するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、及び、水防団待機水位（通報水位）以下に低下したときも同様とする。

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等について、以下のウェブサイトでPCやスマートフォンから確認することができる。

### (1) 気象情報

気象庁

- ・福井県の防災情報

[https://www.jma.go.jp/bosai/#area\\_type=offices&area\\_code=180000&pattern=default](https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=180000&pattern=default)

- ・雨雲の動き（ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻））

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:7/lat:35.263562/lon:136.702881/colordepth:normal/elements:hrpns>

- ・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

福井地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/fukui/index.html>

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版】 <https://www.river.go.jp/portal>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・川の水位情報（一財）河川情報センター  
（簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

福井県

- ・福井県防災ネット

[https://www.bousai.pref.fukui.lg.jp/dis\\_portal/index.html](https://www.bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html)

- ・福井県河川砂防総合情報システム（土砂災害情報システムを含む）

【PC版】 <https://sabo.pref.fukui.lg.jp>

- ・i-ameメール（福井県河川・砂防総合情報メール）

【携帯版】 <http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

NHK

- ・NHK地上デジタル放送

### (3) 潮位・波高

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

[https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui\\_map.html](https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html)

気象庁

- ・防災気象情報 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=tidelevel>

- ・波浪に関するデータ

<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>

## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等の施設

- ①ダム・水門・閘門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- ②各水閘門等管理者は、所管する水閘門等の異常の有無について調査し、毎年出水期前までに点検整備を行わなければならない。
- ③水防管理者は、水害を防止するため、資料7-1の各用水管理者とその水門操作について、あらかじめ協定しておくものとする。
- ④福井市内及び市外で水防上関係のある排水機場の設備、管理主体等は資料7-2に示すところによる。

### 7.2 操作員の安全確保

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 7.3 各施設の操作及び連絡

- ①水防管理者又は消防機関の長は気象情報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けた場合は、これに関係のある、水閘門、用水、排水機場、溜池等の管理者に連絡をして、適切な措置を求めるものとする。
- ②ダム、水門、閘門、溜池等の管理者（操作担当者を含む。）は洪水の通知を受けた後は、水位の変動を監視するとともに、必要に応じて、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。なお、堤防から水があふれる、又は堤防の決壊等の危険が生ずるおそれのある時は、応急措置を講ずるとともに、市所管課又は所轄消防署に報告しなければならない。

### 7.4 操作規則

- ①福井市下水道ポンプ場運転管理要綱 (資料7-3)
- ②福井市下水道ポンプ場運転管理要領 (資料7-4)
- ③福井市下水道排水ポンプ設置運転体制 (資料7-5)
- ④福井市耕地排水機場等防災体制 (資料7-6)
- ⑤荒川、狐川、江端川各ポンプ場の管理及び操作に関する覚え書 (資料7-7)
- ⑥福井市江端川流域排水機場等防災体制 (資料7-8)

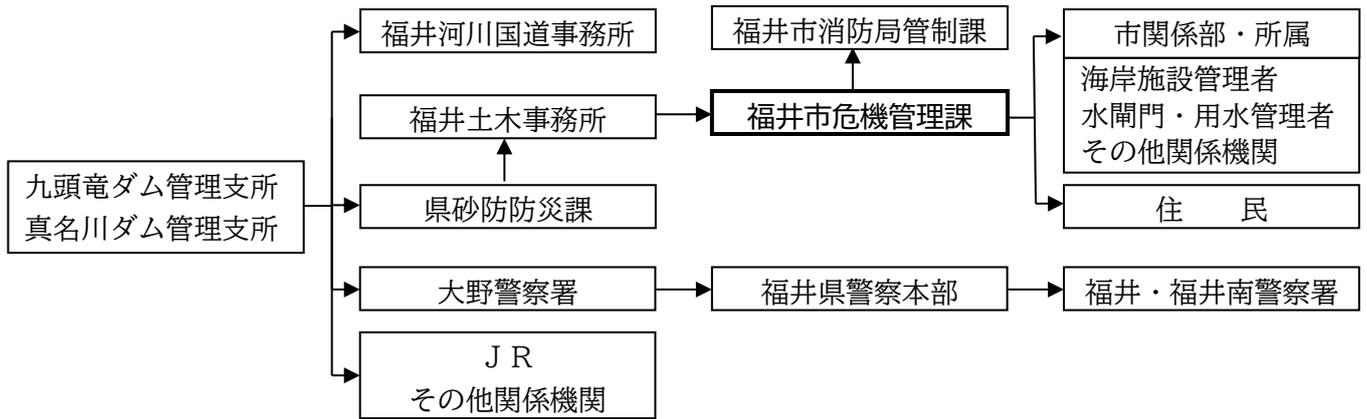
### 7.5 ダム放流

#### (1) ダム放流時の連絡

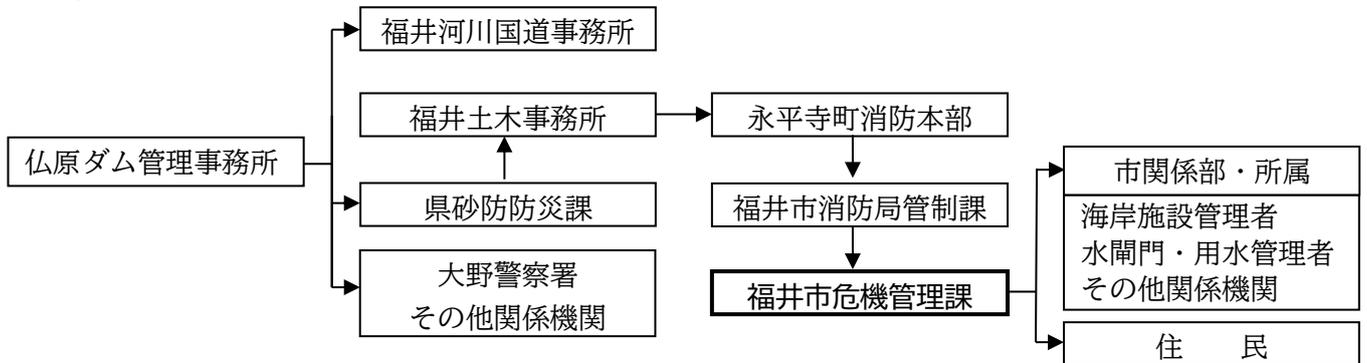
ダムを設置する者は、河川法第48条（昭和39年法律第167号）の規定により、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ都道府県知事、関係市町長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(2) 連絡系統

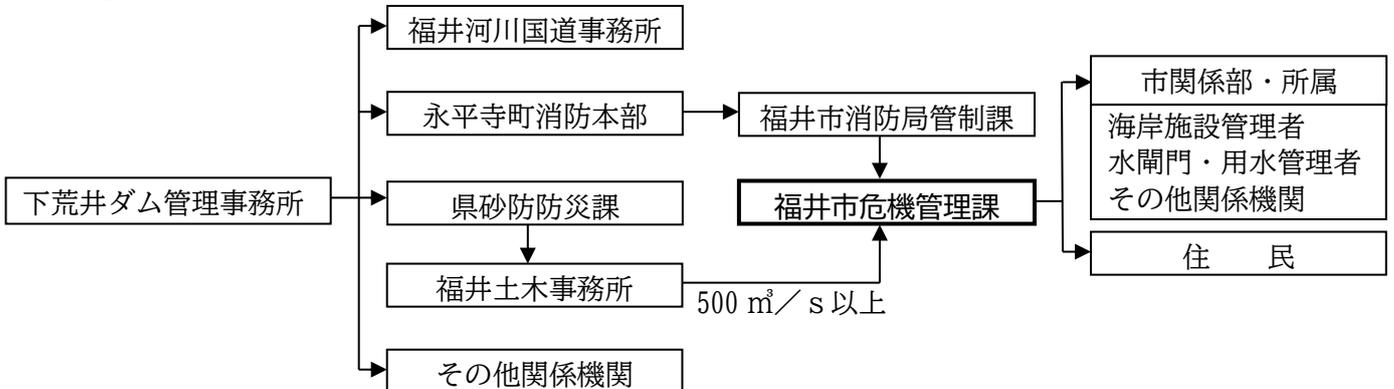
①九頭竜ダム及び真名川ダム



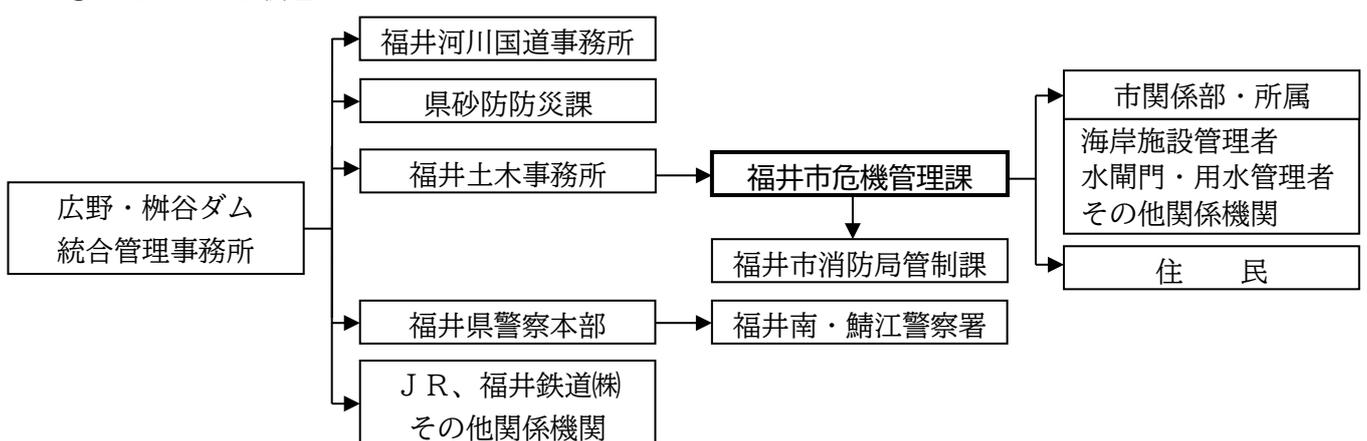
②仏原ダム



③下荒井ダム



④広野ダム及び榑谷ダム

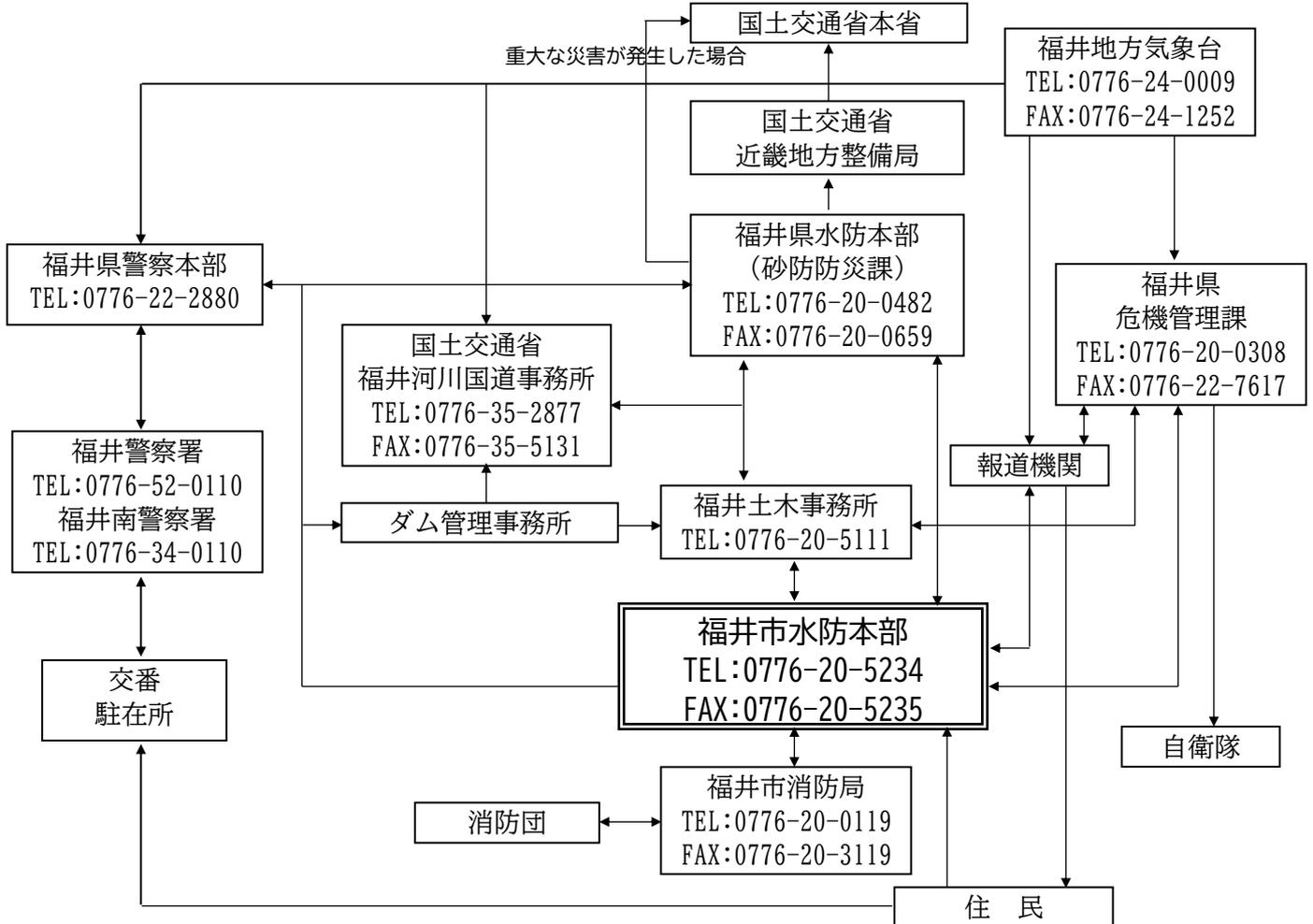


## 第8章 通信連絡

### 8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は以下のとおりとし、関係機関及び連絡方法は資料8-1とする。

住民への主たる通信連絡表は、資料8-2の同報無線屋外スピーカー、同報無線戸別受信機、報道機関、水防信号、市ホームページ、防災情報メール等とする。



### 8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

### 8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、福井市長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために法第27条第2項の規定により、一般加入電話を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

また、あらかじめその他の通信施設責任者と通信施設使用について協定しておくものとする。（資料8-3）

## 第9章 水防施設及び輸送

### 9.1 水防倉庫及び水防資機材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、資料9-1のとおりである。また、水防倉庫の鍵所持者は資料9-2のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため資料9-3、9-4に定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

### 9.2 輸送の確保

- ①水防管理者は非常の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して万全の措置を講じておくこと。
- ②資機材、作業員その他の輸送は、市所有自動車、消防車及び借上げ自動車等をもって充てるものとする。(資料9-5)
- ③水防に要する輸送車両の借上げ先は、資料9-5(3)による。
- ④輸送車両は、優先通行及び緊急通行をすることができる。

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 福井市水防本部の非常配備

- ①福井市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。なお、水防本部を設けずに水防活動する場合においても、この配備体制に準じて行うものとする。

配備区分	配備の時期	配備体制	配備人員
第1配備 (待機体制)	①洪水又は高潮のおそれがあることを覚知した場合。 ②水防活動用の各種注・警報等を受けた場合。	水防活動が必要と推定して要員を待機させ、第2配備に移行できる体制とする (自宅待機を含む。)	各部・班及び消防機関の体制による。
第2配備 (準備体制)	①各河川が水防団待機水位(通報水位)に達した場合、又は高潮が予測され、出動の必要が予測される場合(溜池を含む。)	必要な準備、点検の開始状況の把握と連絡活動を活発に行い、第3配備に移行できる体制とする。	各部・班及び消防機関の体制による。
第3配備 (出動体制)	①各河川が避難判断水位に達し、又は高潮の危険が大になり、水災が発生し、又は発生のおそれがある場合(溜池を含む。)	あらかじめ定める区域に要員を出動させ警戒する。 事態の推移によっては、第4配備に移行し直ちに活動できる体制とする。	各部・班及び消防機関の体制による。 水防本部を設置する。
第4配備 (活動体制)	①各河川が氾濫危険水位を超え洪水の危険がある場合、又は発生した場合、及び高潮が発生した場合(溜池を含む。) ②津波注意報が発表されたとき。	水防本部全体が活動し、全機能を発揮する体制とし、事態の推移によっては、福井市災害対策本部に移行できる体制とする。	各部・班及び消防機関の体制による。

- ②消防機関の配備体制については、異常気象時等の消防体制による。消防機関に属する者の招集は、福井市消防局警防規程(平成18年福井市消防局訓令甲第16号)第4章第4節非常招集の規定に基づき行うものとする。
- ③市の水防関係職員及び市の水防要員(以下「市水防要員等」という。)は常に気象状況の変化、降水量に留意し、水防に関する職務命令及び水防指令の発令が予測される場合は、不時の出動に即応できる体制を整えておかなければならない。
- ④勤務時間外における市水防要員等の招集及び出動は、あらかじめ編成された各部・班の連絡体制により適切迅速に行うものとする。
- ⑤福井市長は災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは直ちに福井市災害対策本部を設け、同本部の配備基準(第2号配備)を指令するものとする。
- ⑥水防活動対策上この計画に定めない事項については、福井市地域防災計画の規定を準用する。

#### (2) 消防団の非常配備

##### ①消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域、集合場所及び出動人員は資料10-3に定める。

##### ②消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、そ

の他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出勤させ、又は出勤の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員（事務局）を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におく
準備	①河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出勤の必要が予測されるとき ②気象状況等により高潮及び津波の危険が予測されるとき	消防団の分団長及び副分団長は、所定の詰所に集合し、資機材及び器具の整備点検、作業員の配置計画にあたり、ダム、水閘門、樋門及び溜池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出勤させる
出勤	①河川の水位がなお上昇し、出勤の必要を認めるとき ②潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

## 10.2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員が立会又は共同で行うことが望ましい。

### (2) 出水時

#### (ア) 洪水

水防管理者等は、福井県から水防警報等を通知されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、資料3-2に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに福井土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、福井土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊・漏水等の通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

- ⑤水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

#### (イ) 高潮

水防管理者等は、福井県から水防警報等が通知されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、福井土木事務所長及び海岸等の管理者に報告し、福井土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側また川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤水閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

#### (1) 要旨

洪水時において、堤防に異常が起こる時間は洪水時間にもよるが、大体水位が最大の時、又はその前後である。しかし、崖崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4に減水したときが最も危険）ことから洪水が最盛期を過ぎても、完全に水位が低下するまでは警戒を解いてはならない。

#### (2) 市の水防活動

##### (ア) 工法の選定及び習熟

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び水防工法に使用する材料等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、被災防止に努めること。

また、水防管理者は、平常時から水防活動に従事する者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

##### (イ) 水防活動に従事する者の安全確保

水防作業を実施する際、水防活動に従事する者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防活動に従事する者が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

#### (3) 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる。国土交通大臣が、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知するものとする。

水防管理者は国から通知を受けたときは、水防活動について国と調整を図るとともに、国の水防活動に協力するものとする。

## 10.4 緊急通行

### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### (2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 10.5 警戒区域の指定

### (1) 法第 21 条に基づく指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、またこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### (2) 災害対策基本法第 63 条に基づく指定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、福井市長又は福井市長の委任を受けた職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、福井市長又は福井市長の委任を受けた職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官又は海上保安官は、福井市長又は福井市長の委任を受けた職員の職権を行うことができるものとする。福井市長又は福井市長の委任を受けた職員がいない場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 2 項に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官も、福井市長又は福井市長の委任を受けた職員の職権を行うことができるものとする。

## 10.6 避難のための立退き

①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、口頭、水防信号、防災情報メールその他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合において、当該区域を管轄する福井警察署長又は福井南警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を福井土木事務所長に速やかに報告するものとする。

③避難所は資料 10-4 に示すとおりとし、避難所には福井市職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

④避難者の誘導に当たっては、水防要員が警察官と協議して行うなど、安全な方法で迅速に行うものとする。

⑤水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、ハザードマップを作成し、避難場所、避難路その他必要な事項について一般に周知しておくものとする。

## 10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

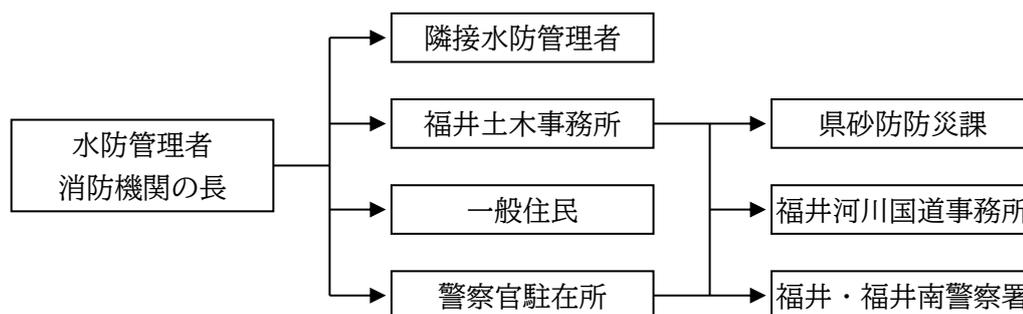
### (1) 決壊・漏水等の通報（法第 25 条）

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、ダム等の管理者又は水防協力団体の代表者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

### (2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。



### (3) 決壊等後の措置（法第 26 条）

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 10.8 水防配備の解除

### (1) 福井市の配備体制の解除

水防管理者は、水位が避難判断水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知し、福井県知事にその旨を報告するものとする。

なお、この場合、必要な防疫対策と災害復旧を直ちに講じなければならないものとする。

### (2) 消防団の配備体制の解除

消防団の配備体制の解除は、水位が低下して水防活動の必要がなくなり水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に戻す。

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

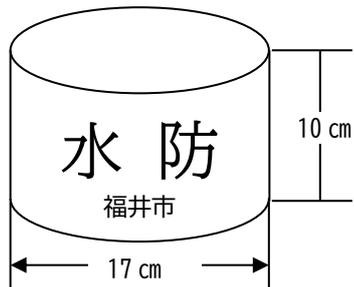
信号別	信号種別	打 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	警戒信号	○-休-○-休-○ 一点ずつ	なし
第2信号	出動信号	○-○-○ ○-○-○ 三点連打	○-休止 ○-休止 ○-休止 5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒
第3信号	避難信号	○-○-○-○-○ 乱打	○-休止 ○-休止 ○-休止 3秒2秒 3秒2秒 3秒2秒
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。			

### 11.2 水防標識

水防活動を的確、迅速かつ規律ある団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

#### (1) 水防要員の標識

水防要員は左腕に腕章を付ける。ただし、消防機関に属する者は除く。

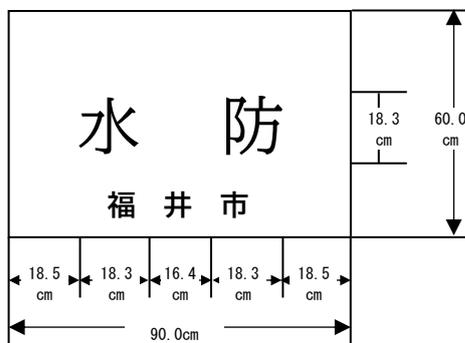


(注) 生地は白とする。

#### (2) 指揮所の標識水防活動

指揮所には、昼間は次の標旗を掲げ、夜間は次の標灯を掲げる。

##### ① 標旗



(注) ①生地は白とする。

②水防文字は朱書きとし、太さは3 cmとする。  
赤の縁取線をとる場合は、縁取線の太さは6 mmとする。

③福井市文字は朱書きとし、太さは6 mmとする。  
白の縁取線をとる場合は、縁取線は1 mmとし、中に4mmの赤線を引く。

##### ② 標灯

(表)



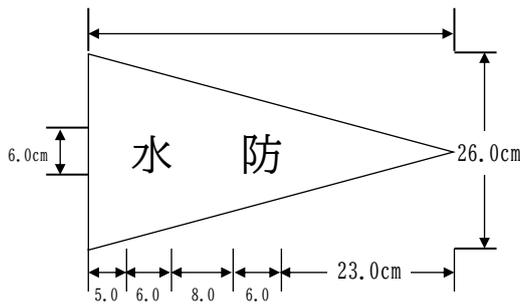
(裏)



(注) ①生地は赤とする。

②文字は黒とする。

(3) 水防用自動車として使用する車は、あらかじめ福井・福井南警察署長の許可を受けた次の標識を掲げるものとする。



- (注) ①生地は淡青色とする。  
 ②水防文字は朱書きとし、太さは11mmとする。  
 白の縁取線をとる場合は、縁取線は3mmとし、中に5mmの赤線を引く。  
 ③福井市文字は朱書きで線太さは6mm、文字大きさ4cmとする。  
 白の縁取線をとる場合は、縁取線は1mmとし、中に4mmの赤線を引く。

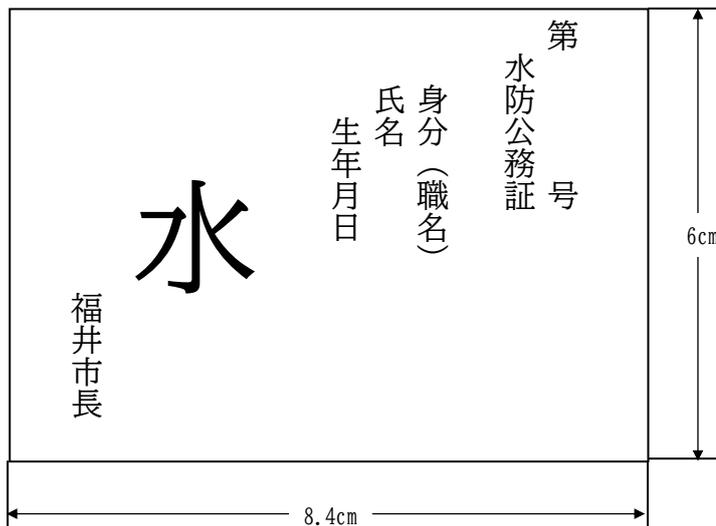
(4) 委任者が着用する水防標章

水防管理者から委任を受けた者は(1)に定める水防要員の標章を着用し、建設機械には(3)に定める標識を掲げるものとする。

### 11.3 身分証票

法第49条第2項に定める、身分を示す証票は次のとおりとする。

(表)



(裏)

1. 記名以外の者の使用を禁ず
2. 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること
3. 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること
4. 本証は水防法第49条第2項による立入証である

## 第12章 協力及び応援

### 12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、映像監視所）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等について通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときの関係者及び一般住民への周知（氾濫発生情報を発表する場合を除く）（伝達方法については、堤防は資料4-1、4-2、4-3、ダムは本文7.5（2）のとおり）
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

<河川管理者の援助が必要な事項>

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 福井市長に対して、過去の浸水情報の提供や、福井市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

### 12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、応援を求められた他の市町長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

### 12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

その方法等については、あらかじめ福井警察署長及び福井南警察署長と協議しておくものとする。

## 12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、福井市地域防災計画に定めるところにより、福井県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、福井県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行う。

## 12.5 国土交通省緊急災害対策派遣隊の支援

国土交通省は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊を被災地方公共団体等に派遣することができる。

## 12.6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動へ協力を求めるものとする。

## 12.7 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号
水防活動委任証
名 称 ○○ 株式会社
住 所 ○○県○○市○○
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。
年 月 日
水防管理者
氏 名

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに変換すること。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

#### (1) 費用負担（法第41条）

福井市の水防に要する費用は、法第41条により福井市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

#### (2) 利益を受ける市町の費用負担（法第42条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は福井県知事にあつせんを申請することができる。

#### (3) 国の費用負担

国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は国の負担とする。

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、福井市長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要な場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.7に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

第	号
公用負担権限委任証明書	
委任を受けた者 住所 氏名	
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限行使を委任したことを
証明する。	
年 月 日	
水防管理者 又は 消防機関の長	

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使するものは、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

緊急やむを得ない場合は、公用負担の内容を所有者等に通知することによって行うことができる。ただしこの場合においては、後日に、同じ内容の命令書を手渡すことを原則とする。

第	号			
公用負担命令書				
負担者 住所 氏名				
種 類	数 量	負担内容(使用・収用・処分等)	期 間	適 用
年 月 日				
		水防管理者 氏 名		
		事務取扱者 氏 名		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第 14 章 水防報告等

### 14.1 水防記録

水防作業員が出勤したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

1. 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2. 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
3. 警戒出動及び解除命令の時刻
4. 消防機関に属する者の出勤時刻及び人員
5. 水防作業の状況
6. 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
7. 使用資材の種類及び数量並びに消耗数及び員数
8. 法第 28 条による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
9. 障害物の処置した数量及びその事由並びに除却場所
10. 土地を一時使用したときは、その場所及び使用者氏名と理由
11. 応援の状況
12. 居住者出勤の状況
13. 警察関係の援助の状況
14. 現場指導の官公署氏名
15. 立退きの状況及びそれを指示した理由
16. 水防関係者の死傷
17. 殊勲者及びその功績
18. 今後の水防について考慮を要する点、その他の所見
19. 堤防その他の施設において緊急工事を要するものが生じた場合は場所及び損傷状況
20. 被害区域図、被災写真及び水防活動状況写真（写真裏面に河川名、撮影日、場所等を明記）
21. 当事の新聞記事
22. その他必要な事項

前項のほか、福井市地域防災計画に定める情報収集・伝達計画による調査及びその他県水防本部の指示する調査を併せて行うものとする。

### 14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 14-1 の様式により、水防活動実施以後 2 日以内に福井土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとするとともに、県水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（近畿地方整備局）に報告するものとする。

## 第15章 水防訓練

### 15.1 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び協力団体と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や近畿地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防機関に属する者を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

### 15.2 水防訓練の項目

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うことが多いことから次の項目等について十分訓練を行うものとする。

- ①観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ②通報（無線、電話）
- ③動員（消防団、住民）
- ④輸送（資材、機材、人員）
- ⑤広報（各種水防広報）
- ⑥排・取水門、角落し等の開閉操作
- ⑦水防信号
- ⑧避難、立退き（危険区域居住者の避難）

訓練の実施については、最も効果のある時期を選び行うものとし、福井土木事務所と連携して行うものとする。

## 第16章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

### 16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

河川名	河川管理者	指定年月日	洪水浸水想定区域 公表HPアドレス
九頭竜川	国土交通省	H28.6.14	<a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/bousai/disaster/pdf/kuzu_soutei.pdf">https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/bousai/disaster/pdf/kuzu_soutei.pdf</a>
	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
日野川	国土交通省	H28.6.14	<a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/bousai/disaster/pdf/kuzu_soutei.pdf">https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/bousai/disaster/pdf/kuzu_soutei.pdf</a>
	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
足羽川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
荒川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
江端川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
天王川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
浅水川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
鞍谷川	福井県	R1.6.4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>

(参考) 水害リスク図

法指定河川以外の河川が、氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深等を表示した図面であり、公表状況は以下のとおりである。

河川名	河川管理者	水害リスク図 公表HPアドレス
洪水予報河川及び 水位周知河川を除く 全ての県管理河川 (170河川)のうち 市(35河川)	福井県	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>

### 16.2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、福井市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認め

られるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって市地域防災計画で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

### 16.3 福井市洪水・土砂災害ハザードマップ

福井市では、国又は福井県による洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、福井市洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配布している。

また、福井市洪水・土砂災害ハザードマップに記載した事項を、福井市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。福井市洪水・土砂災害ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

公表 年月日	福井市洪水・土砂災害ハザードマップ 公表HPアドレス
R3.9.30	<a href="http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/kasen/p010331.html">http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/kasen/p010331.html</a>

### 16.4 予想される水災の危険の周知等

本市は、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握する。

把握した水害リスク情報は、ホームページへの掲載等により公表し、住民等に周知する。

### 16.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。更に、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集を行うものとする。

### 16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

## 16.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

## 16.8 水害対応タイムライン

国、県、市などの関係機関が災害発生時の状況を想定し、あらかじめ時系列に沿って防災行動をまとめたタイムラインについて、台風接近等の水害が発生する恐れがある場合には活用するとともに、必要に応じ対応後の検証と改善を行う。

## 16.9 津波対応

### (1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定及び公表状況は、以下のとおりである。

公表年月日	津波災害警戒区域 公表HPアドレス
R4.3.22	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaikuiki.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaikuiki.html</a>

### (2) 市町地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### (3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及

び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講ずることとする。

#### (4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 第 17 章 水防協力団体

### 17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### 17.3 水防協力団体の連携

水防協力団体は、他の水防活動を行う各機関との密接な連携のもとに前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 32 条の 3)

### 17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料 17-1 を基に指定することとする。また指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、資料 17-5 によるものとする。

## 第 18 章 水防功労者表彰と災害補償

### 18.1 功労者表彰

法第 46 条の規定に基づき、表彰を受けるべき功労者があった場合、市は福井土木事務所を経由して直ちに県水防本部に報告しなければならない。

### 18.2 災害補償

市長は、法第 24 条の規定により水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気による死亡、若しくは廃疾となったときは損害の補償をしなければならない。

また、消防団員が水防作業により受けた災害については、消防団員等公務災害補償責任共済基金法に基づく補償を受けることができる。

福井市水防協議会設置条例

昭和 27 年 9 月 3 日  
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき福井市水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、25 名以内とする。

(会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(代理)

第 4 条 関係行政機関又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、それぞれ当該行政機関又は団体の指名した者に、その職務を代理させることができる。

(任期)

第 5 条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(議長)

第 6 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 7 条 協議会は、委員定数の 3 分の 1 以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

2 美山町、越廼村及び清水町の編入の日以後、当該編入に伴い新たに委嘱される第 5 条第 1 項本文のその他の委員(以下「その他の委員」という。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、当該編入の際にこの条例により委嘱されているその他の委員の残任期間とする。

附 則(昭和 51 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 21 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 67 号)

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

## 令和6年度 福井市水防協議会委員名列

	職名及び氏名
会 長	福井市長 西行 茂

### 委 員

福井市議会	議 長 池上 優徳
福井地方気象台	台 長 渡邊 真二
国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長 木下 信好
福井県福井土木事務所	所 長 橋本 亮
福井警察署	署 長 帰山 尚樹
福井南警察署	署 長 山本 泰弘
福井市教育委員会	教 育 長 吉川 雄二
福井市消防団	消防団長 加藤 英樹
福井市自治会連合会	常任理事 水間 俊一
福井市連合婦人会	会 長 田村 洋子
福井市赤十字奉仕団	委 員 長 朝倉 由美子
福井市漁業協同組合	組 合 長 阪下 賢二

## 福井市水防本部の事務分掌

### (1) 運営要領

1 福井市水防本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 本部長は市長をもって充て、市水防本部の事務を総括する。
- (2) 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 参与は、上下水道事業管理者及び教育長をもって充て、市水防本部の活動に参加する。
- (4) 各部・班は4のとおりとし、状況により支援部・班をもって補充する。
- (5) 本部会議は、上記(1)、(2)、(3)及び各部・班の長をもって構成し、水防対策を協議する。

ア 本部会議は本部長が招集し、危機管理監が司会する。

イ 本部会議の構成員は、気象条件等の情勢により、その都度必要な範囲で招集する。ただし、初回は次により構成する。

危機管理部	…	危機管理課長
総務部	…	広報課長
財政部	…	施設活用推進課長
農林水産部	…	林業水産課長、農村整備課長
建設部	…	監理課長、道路課長、河川課長、公園課長、営繕課長、 住宅政策課長、市営住宅課長、建築指導課長
上下水道部	…	下水管路課長、下水施設課長
消防部	…	救急救助課長

ウ 本部会議には必要に応じて本部班員を出席させることができる。

- 2 市水防本部の事務局は危機管理課内に置き、課員をもって事務局員とする。
- 3 本要領に定めのない事項は、福井市災害対策本部運営要綱に準じて行う。
- 4 市水防本部の基本的構成は、次のとおりとする。

# 福 井 市 水 防 本 部

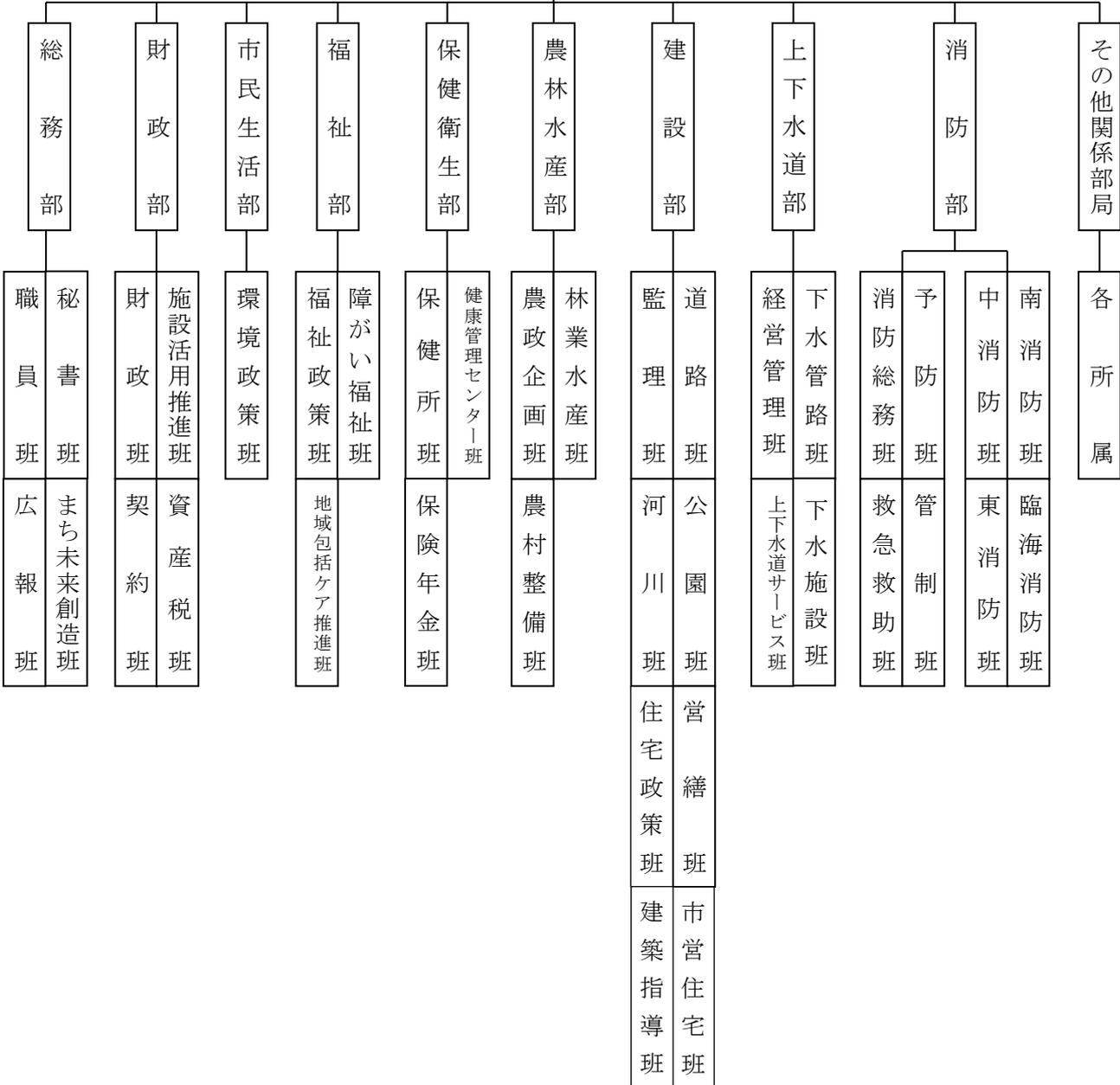
本 部 長  
市 長

副 本 部 長  
副 市 長

参 与  
上 下 水 道 事 業 管 理 者 ・ 教 育 長

本 部 会 議  
本 部 長 が 指 名 す る 者

事 務 局  
( 危 機 管 理 課 )

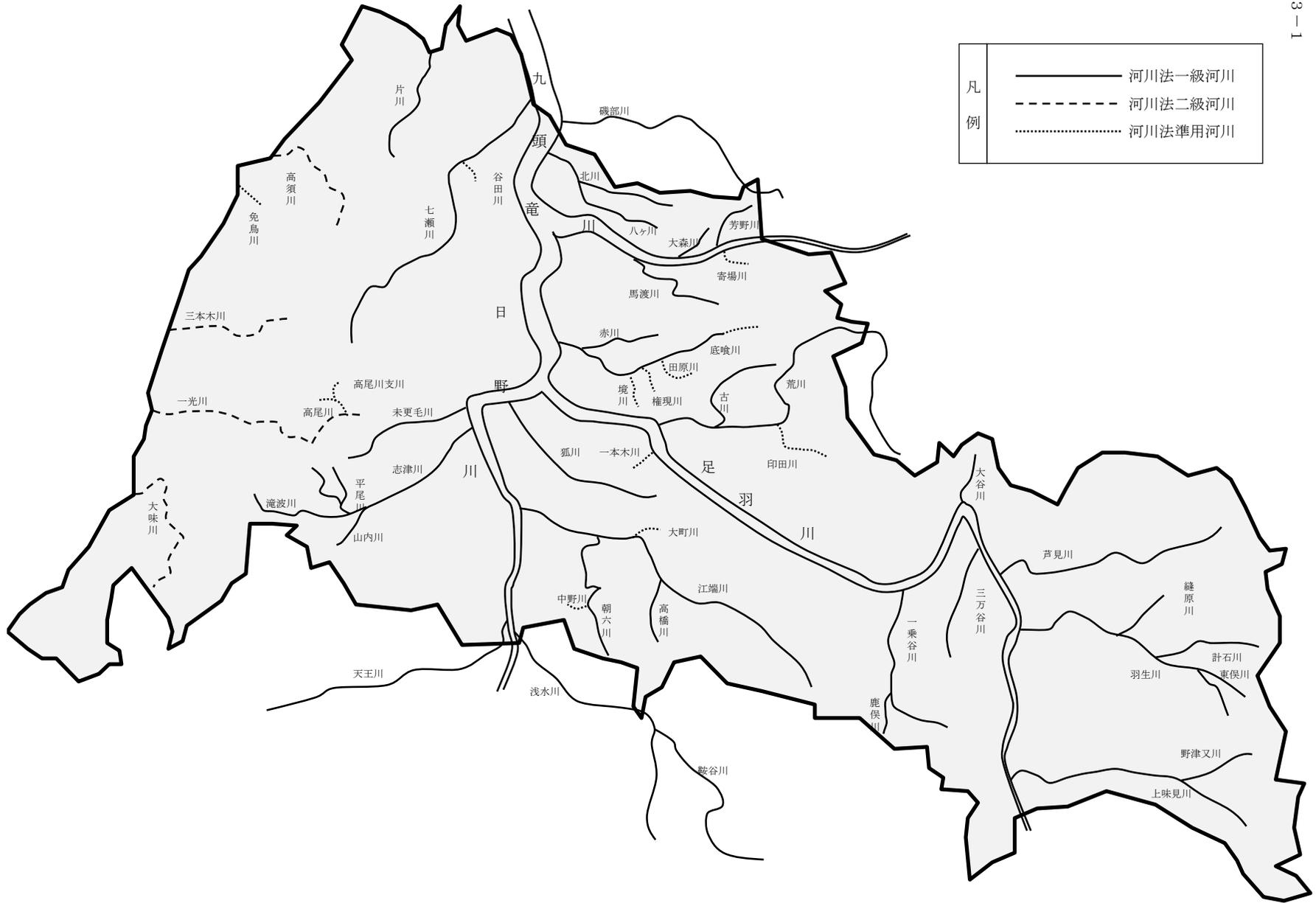


(2) 各部・班の事務分掌

部	班 (所管課)	分掌事務
危機管理部	危機管理班 (危機管理課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市水防本部の事務局に関する事</li> <li>2 本部会議に関する事</li> <li>3 災害対策の総合企画策定に関する事</li> <li>4 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>5 災害に関する警報・通知の伝達及び警告に関する事</li> <li>6 被害調査の取りまとめに関する事</li> <li>7 防犯隊及び沿岸警備協力隊との連絡調整に関する事</li> <li>8 自主防災組織との連絡に関する事</li> </ol> その他、他班に属さないこと
総務部 (総務部長)	職員班 (職員課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市職員の非常招集及び動員に関する事</li> <li>2 避難所対応班員の配置及び連絡に関する事</li> </ol>
	秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事</li> </ol>
	広報班 (広報課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関の対応と連絡調整に関する事</li> <li>2 災害対策活動の広報に関する事</li> </ol>
	まち未来創造班 (まち未来創造課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市行政嘱託員との連絡に関する事</li> </ol>
財政部 (財政部長)	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に対する予算措置に関する事</li> </ol>
	施設活用推進班 (施設活用推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部で必要な車両及び船舶の調達、配車等に関する事</li> </ol>
	契約班 (契約課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に伴う緊急資材、用度品等の調達及び配布に関する事 (他班の事務分掌にあるものを除く)</li> </ol>
	資産税班 (資産税課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家屋等物的被害の調査に関する事</li> <li>2 家屋等の浸水状況及び浸水区域状況等の調査に関する事</li> </ol>
市民生活部 (市民生活部長)	環境政策班 (環境政策課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害地域の廃棄物収集処理計画に関する事</li> </ol>
福祉部 (福祉部長)	福祉政策班 (福祉政策課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生活保護者の避難及び保護に関する事</li> </ol>
	障がい福祉班 (障がい福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者世帯の避難及び保護に関する事</li> </ol>
	地域包括ケア推進班 (地域包括ケア推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者世帯等の避難及び保護に関する事</li> </ol>
保健衛生部 (保健衛生部長)	保健所班 (地域保健課、生活衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症の予防及び防疫に関する事</li> </ol>
	健康管理センター班 (健康管理センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班の編成、配置及び救護所の開閉設並びに応急治療に関する事</li> </ol>

	保険年金班(保険年金課)	1 行方不明者の受付窓口及び捜索のための情報公開に関すること
農林水産部 (農林水産部長)	農政企画班 (農政企画課)	1 所管施設等の被害調査、支援対策、二次災害防止、応急復旧及び復旧対策に関すること
	林業水産班 (林業水産課)	
	農村整備班 (農村整備課)	2 水閘門等の点検・整備及び排水ポンプ場の緊急操作に関すること (農村整備課)
建設部 (建設部長)	監理班 (監理課)	3 排水対策と水防活動に関すること (河川課)
	道路班 (道路課)	
	河川班 (河川課)	
	公園班 (公園課)	4 土砂災害危険箇所等の被害調査、二次災害防止、応急復旧及び復旧対策に関すること (河川課)
	営繕班 (営繕課)	
	住宅政策班 (住宅政策課)	5 排水ポンプ及び処理場の緊急操作に関すること (下水施設課)
	市営住宅班 (市営住宅課)	
	建築指導班 (建築指導課)	
上下水道部 (経営部長、事業部長)	経営管理班 (経営管理課)	6 その他調査及び報告に関すること
	上下水道サービス班 (上下水道サービス課)	
	下水管路班 (下水管路課)	
	下水施設班 (下水施設課)	
消防部 (消防局長) 部付 (消防団長)	消防総務班 (消防総務課)	1 水防資材の調達に関すること 2 消防職、団員の招集に関すること 3 記録統計に関すること
	予防班 (予防課)	1 避難、誘導に関すること 2 被害調査に関すること
	救急救助班 (救急救助課)	1 水防の指揮に関すること 2 技術指導に関すること 3 水防資材、要員の輸送に関すること
	管制班 (管制課)	1 情報収集及び伝達に関すること 2 災害通信に関すること
	中消防班 (中消防署)	1 増水状況調査に関すること
	南消防班 (南消防署)	2 警戒監視に関すること
	東消防班 (東消防署)	3 水防活動に関すること
	臨海消防班 (臨海消防署)	4 救助活動に関すること

# 福井市域内の河川図



凡 例		河川法一級河川
		河川法二級河川
		河川法準用河川

## 資料3 - 2

## 河川等水防区域

## 1級河川

番号	河川名	岸別	水防区域	延長(m)	管理者
1	九頭竜川	右岸	坂井市境界から下流坂井市境界まで	11,000	国土交通省
		左岸	永平寺町境界から下流坂井市境界まで 坂井市境界から下流日野川合流点まで	10,500	
			日野川合流点から下流坂井市境界まで	8,000	
2	日野川	右岸	鯖江市境界から種池町27字勘要道30番の1地先まで	15,000	県土木
			種池町27字勘要道30番の1地先から下流九頭竜川合流点まで		国土交通省
		左岸	鯖江市境界から朝宮町32字17番地先まで 朝宮町32字17番地先から下流九頭竜川合流点まで		県土木
3	足羽川	両岸	池田町境界から下流蔵向橋まで 蔵向橋から下流日野川合流点まで	15,500	県土木
4	狐川	両岸	木田町地先から下流日野川合流点まで	7,800	県土木
5	荒川	両岸	永平寺町境界から下流足羽川合流点まで	12,900	県土木
6	浅水川	右岸	徳尾町橋立山ふもとから下流北陸自動車道まで	200	県土木
			鯖江市境界から下流日野川合流点まで	880	
		左岸	鯖江市境界から下流日野川合流点まで	880	
7	未更毛川	両岸	末町地先から下流日野川合流点まで	6,440	県土木
8	江端川	両岸	東大味町地先から下流日野川合流点まで	12,100	県土木
9	底喰川	右岸	大願寺1丁目111から下流日野川合流点まで	5,680	県土木
		左岸	町屋1丁目723から下流日野川合流点まで		
10	古川	両岸	丸山町地先から下流荒川合流点まで	3,000	県土木
11	高橋川	右岸	鉾ヶ崎町地先から下流江端川合流点まで	3,250	県土木
		左岸	角原町地先から下流江端川合流点まで		
12	七瀬川	両岸	河内町地先から下流九頭竜川合流点まで	9,610	県土木
13	芳野川	両岸	栗森町地先から下流九頭竜川合流点まで	2,400	県土木
14	磯部川	両岸	漆原町地係から下流河合寄安町地係まで	760	県土木
15	鞍谷川	右岸	徳尾町地係から下流浅水川合流点まで	200	県土木
16	大森川	両岸	天池町地先から下流九頭竜川合流点まで	470	県土木
17	八ヶ川	両岸	八重巻町地先から下流九頭竜川合流点まで	5,400	県土木
18	北川	両岸	川合鷲塚町地先から下流八ヶ川合流点まで	2,300	県土木
19	滝波川	両岸	白滝町地先から下流志津川合流点まで	1,800	県土木
20	片川 (片川放水路含)	右岸	小幡町地先から下流坂井市境界まで	2,960	県土木
		左岸	浜島町地先から下流坂井市境界まで		
21	朝六川	右岸	浅水町地先から下流江端川合流点まで	8,555	県土木
		左岸	下江尻町地先から下流江端川合流点まで		
22	赤川	両岸	二の宮5丁目から下流底喰川合流点まで	2,120	県土木
23	馬渡川	両岸	二の宮2丁目から下流九頭竜川合流点まで	3,160	県土木
24	一乗谷川	両岸	浄教寺町地先から下流足羽川合流点まで	6,500	県土木
25	鹿俣川	両岸	鹿俣町地先から下流一乗谷川合流点まで	2,400	県土木
26	大谷川	両岸	宇坂大谷町地先から下流足羽川合流点まで	3,200	県土木
27	三万谷川	両岸	三万谷町地先から下流足羽川合流点まで	2,200	県土木
28	芦見川	両岸	皿谷町地先から下流足羽川合流点まで	8,500	県土木
29	羽生川	両岸	南西俣町地先から下流足羽川合流点まで	7,180	県土木

番号	河川名	岸別	水防区域	延長(m)	管理者
30	縫原川	両岸	縫原町地先から下流羽生川合流点まで	1,800	県土木
31	計石川	両岸	東川上町地先から羽生川合流点まで	3,500	県土木
32	東俣川	両岸	東俣町地先から下流羽生川合流点まで	2,300	県土木
33	上味見川	両岸	味見河内町地先から下流足羽川合流点まで	9,000	県土木
34	野津又川	両岸	南野津又町地先から下流上味見川合流点まで	3,000	県土木
35	天王川	両岸	在田町地先から下流日野川合流点まで	1,400	県土木
36	志津川	両岸	清水畑町地先から下流日野川合流点まで	9,000	県土木
37	山内川	両岸	笹谷町地先から下流志津川合流点まで	2,300	県土木
38	平尾川	両岸	平尾町地先から下流志津川合流点まで	1,300	県土木

## 2級河川

番号	河川名	岸別	水防区域	延長(m)	管理者
1	三本木川	両岸	国見町地先から河口まで	4,900	県土木
2	一光川	右岸	上一光町地先から河口まで	6,630	県土木
		左岸	下一光町地先河口まで		
3	大味川	両岸	二ツ屋町地先から河口まで	9,284	県土木
4	高須川	両岸	高須町地先から河口まで	4,840	県土木

## ア 準用河川

番号	河川名	岸別	水防区域	延長(m)	管理者
1	一本木川	右岸	木田町 178 - 1 から下流足羽川合流点まで	760	市河川課
		左岸	木田町 181 - 1 から下流足羽川合流点まで		
2	免鳥川	右岸	西二ツ屋町 20 - 10 から免鳥町 126 - 2 まで	1,200	市河川課
		左岸	西二ツ屋町 18 - 6 から浜住町 1 - 3 まで		
3	大町川	右岸	大町 17 字土窪 43 から下流江端川合流点まで	670	市河川課
		左岸	下筋生田町 1 字縄境 1 - 1 から下流江端川合流点まで		
4	中野川	右岸	安保町 21 字 26 番から下流朝六川合流点まで	940	市河川課
		左岸	安保町 21 字 11 番から下流朝六川合流点まで		
5	谷田川	右岸	八幡町 4 字 23 - 2 番から八幡町 12 字 5 番まで	540	市河川課
		左岸	八幡町 4 字 17 番から八幡町 12 字 5 番まで		
6	高尾川 (高尾川支川含)	右岸	上一光町 46 字 6 - 11 番から上一光町 10 字 14-4 まで	750	市河川課
		左岸	上一光町 46 字 6 - 8 番から上一光町 9 字 9-2 まで		
7	印田川	右岸	花野谷町 29 字 1 - 1 番から上北野町 36 字 52 - 2 番まで	3,240	市河川課
		左岸	花野谷町 29 字 9 番から問屋町 2 丁目 99 番まで		
8	寄場川	右岸	中新田町 8 字 7 から寺前町 9 字 71-2	1,800	市河川課
		左岸	中新田町 9 字 3 から寺前町 1 字 1-2		
9	底喰川	右岸	新保町 27 字 55 から西開発 3 丁目 512	1,500	市河川課
		左岸	新保町 26 字 35 から西開発 3 丁目 611		
10	境川	右岸	照手 3 丁目 520 番地先から日光 1 丁目 1505-1 番地先	1,171	市河川課
		左岸	照手 3 丁目 519 番地先から日光 1 丁目 1401 番地先		
11	権現川	右岸	春山 2 丁目 307 番地先から乾徳 1 丁目 905-2 番地先	678	市河川課
		左岸	春山 2 丁目 3308 番地先から乾徳 1 丁目 905-1 番地先		
12	田原川	右岸	志比口 1 丁目 307 番地先から文京 1 丁目 7-1 番地先	1,926	市河川課
		左岸	志比口 1 丁目 120 番地先から文京 1 丁目 7-2 番地先		

イ 法定外河川及び主要水路

篠尾川	生部川	水上川	谷山川	深坂川	加西川
新田川	花堂水路	芝原用水	大島川	芥田川	板垣水路 1 ~ 2
西大味川	東新町川	猫瀬川	上野川	日之出川	月見川
新川	間古毛川	筋生田川	七ヶ悪川	榎木川	吉水谷川
大谷川	田ノ頭川	菅生川	天池川	北野水路	山奥水路 1 ~ 3
屋尺川	中ノ川	江橋場川	手寄川	千成寺川	

砂防指定地

番号	河川名			所在地(字名)	面積(ha)
	水系名	河川名	溪流名		
1	一光川		一光川	一光町	4.27
2	大味川		尼ヶ谷川	風尾町	17.39
3	三本木川		三本木川	国見町	7.27
4	高須川		高須川	高須町	74.63
5	その他		二枚田川	養町	35.87
6	九頭竜川	七瀬川	七瀬川	奥平町	21.50
7	高須川		宮郷川	宮郷町	33.04
8	高須川		高須川	石橋町	23.10
9	一光川		一光川	上一光町	15.24
10	大味川		別畑川	別畑町	22.68
			水谷川	水谷町	
11	九頭竜川	越智川	天谷川	西別所町	4.36
12	九頭竜川	鹿俣川	鹿俣川	鹿俣町	9.04
			三峰谷		-0.03
13	九頭竜川	七瀬川	荒谷川	荒谷町	17.32
			太尾山谷		
14	九頭竜川	七瀬川	京谷川	東平町	48.13
			中河内川	中河内町	
15	九頭竜川	七瀬川	坂谷川	大年町	8.73
16	九頭竜川	七瀬川	中平川	中平町	5.24
17	大味川	大味川	畠中川	国山町	10.35
18	大味川		尼ヶ谷川	尼ヶ谷町	7.63
19	九頭竜川	日野川	深谷川	深谷町	17.05
20	九頭竜川	七瀬川	中平川支川	中平町	8.12
21	その他		和布川	和布町	4.25
22	大味川		謡谷川	謡谷町	5.76
23	九頭竜川	七瀬川	七瀬川	奥平町	4.71
24	九頭竜川		田の谷川	田ノ谷町	9.47
25	九頭竜川	滝波川	滝波川	白滝町	15.03
26	一光川	一光川	奥谷川	下一光町	11.71
			下一光川		
27	九頭竜川	七瀬川	足谷川	足谷町	8.30
28	九頭竜川		灯豊川	灯豊町	7.93
29	九頭竜川	江端川	榎木川	西袋・大村町	192.46

番号	河川名			所在地(字名)	面積(ha)
	水系名	河川名	溪流名		
30	一光川		五太子川	五太子町	2.05
31	九頭竜川	七瀬川	鎌口川	東平町	2.69
			中尾川		
32	大味川	尼ヶ谷川	尼ヶ谷川	尼ヶ谷町	0.93
			尼ヶ谷川支川		
33	九頭竜川	日野川	七廻川	深谷町	1.13
34	三本木川	三本木川	森の谷川	国見町	0.37
35	大味川		奥の谷川	畠中町	0.97
36	高須川	高須川	庵谷川	高須・川尻町	0.97
37	九頭竜川	江端川	三ッ峰川	西大味町	0.70
38	大味川		一の谷川	武周町	0.74
39	大味川		塚の谷川	尼ヶ谷町	0.95
40	大味川		奥の谷川	畠中町	0.14
41	大味川		一の谷川	武周町	0.18
42	三本木川		北山谷川	国見町	12.69
			北山谷川支川		
43	高須川		鎌谷川	宮郷町	29.18
44	大味川		奥の谷川	畠中町	0.34
45	大味川		堂ノ尻谷川	尼ヶ谷町	0.74
46	九頭竜川		天満川	剣大谷町	45.42
47	その他		大塚川	鮎川町	52.74
48	大味川	大味川	戸ヶ谷川	畠中町	0.92
49	九頭竜川	日野川	江端川	東大味町	22.90
50	九頭竜川	七瀬川	中平川	中平町	20.06
51	九頭竜川	七瀬川	双子谷川	大年町	22.48
52	九頭竜川	七瀬川	中平川	中平町	0.21
53	九頭竜川	江端川	生部川	生部町	45.96
54	九頭竜川	江端川	生部川	生部町	0.03
55	大味川	尼ヶ谷川	宮の谷川	尼ヶ谷町	8.04
56	九頭竜川	一乗谷川	西新川	西新町	15.98
57	九頭竜川	一乗谷川	新町川	東新町	120.27
					0.41
					-0.38
58	大味川	畠中町	畠中川支川	畠中・国山町	40.44
59	九頭竜川	江端川	江端川	東大味町	42.84
60	九頭竜川	鹿俣川	下鹿俣川	鹿俣町	5.76
61	九頭竜川	鹿俣川	上鹿俣川	鹿俣町	10.27
62	九頭竜川	鹿俣川	鹿俣八幡川	鹿俣町	3.57
63	九頭竜川	一乗谷川	下城戸川	安波賀町	3.83
64	九頭竜川	一乗谷川	城戸八幡川	安波賀町	8.68
				城戸ノ内町 脇三ヶ町	

番号	河川名			所在地（字名）	面積（ha）
	水系名	河川名	溪流名		
65	九頭竜川	一乗谷川	城戸内川	安波賀町 安波賀中島町 城戸ノ内町	18.76
66	九頭竜川	一乗谷川	大岩谷川	安波賀町 安波賀中島町 城戸ノ内町	16.05
67	九頭竜川	一乗谷川	諏訪川	安波賀町 城戸ノ内町	49.50
68	九頭竜川	一乗谷川	水上川	浄教寺町	39.74
69	九頭竜川	一乗谷川	一乗川	浄教寺町	52.23
70	九頭竜川	一乗谷川	一乗滝川	浄教寺町	177.05
71	九頭竜川	一乗谷川	藤懸川	浄教寺町	92.88
72	九頭竜川	鹿俣川	西新川	西新町	1.36 -0.17
73	九頭竜川	一乗谷川	城戸八幡川	安波賀町 安波賀中島町 城戸ノ内町	0.32
74	九頭竜川	一乗谷川	城戸内川	安波賀町 安波賀中島町 城戸ノ内町	0.61
75	九頭竜川	一乗谷川	大岩谷川	安波賀町 安波賀中島町 城戸ノ内町	0.30
76	九頭竜川	日野川	金屋谷川	金屋町・恐神町	17.61
77	九頭竜川	江端川	西袋川 椎手之木川	西袋町	32.39
78	九頭竜川	荒川	花野谷川	花野谷町 大畑町 宮地町 次郎丸町	40.36
79	九頭竜川	未更毛川	安田川	安田町	37.71
80	九頭竜川	上味見川	向山川	小当見町	3.35
81	九頭竜川	上味見川	大萩谷川	中手町	10.02
82	九頭竜川	上味見川	上味見川	味見河内町	10.39
83	九頭竜川	羽生川	羽生川	南西俣町	3.57
84	九頭竜川	計石川	野波川	野波町	10.66
	九頭竜川	計石川	芦見越川	芦見越	
85	九頭竜川	羽生川	仁位川	仁位町	6.43
			寺尾川		
86	九頭竜川	羽生川	間戸川	間戸町	15.62
			宮地郷川		
87	九頭竜川	足羽川	蔵作川	蔵作町	7.05
88	九頭竜川	芦見川	大谷川	美山大谷町	10.88
			口無シ川		
			乗立川		

番号	河川名			所在地(字名)	面積(ha)
	水系名	河川名	溪流名		
89	九頭竜川	足羽川	赤谷川	赤谷町	12.61
90	九頭竜川	足羽川	稗苗川	蔵作町	5.59
			稗苗支川		
91	九頭竜川	足羽川	三万谷別所	宇坂別所町	5.28
92	九頭竜川	上味見川	黒谷川	味見河内町	4.83
			黒谷支川		
93	九頭竜川	上味見川	神当部川	神当部町	5.44
94	九頭竜川	羽生川	南宮地川	南宮地町	8.22
95	九頭竜川	足羽川	東天田川	東天田町	5.37
96	九頭竜川	足羽川	上良川	蔵作町	4.32
97	九頭竜川	足羽川	梶谷川	梶谷町	5.56
98	九頭竜川	上味見川	河内大谷川	味見河内町	3.04
99	九頭竜川	三万谷川	三万谷東垣内	宇坂別所町	2.98
100	九頭竜川	芦見川	奥山川	獺ヶ口町	3.40
101	九頭竜川	足羽川	陰山川	蔵作町	2.23
102	九頭竜川	足羽川	神田川	赤谷町	2.44
			神田右支川		
103	九頭竜川	羽生川	間戸川	間戸町	0.8
104	九頭竜川	羽生川	仁位川	仁位町	0.41
105	九頭竜川	足羽川	蔵作川	蔵作町	0.66
106	九頭竜川	芦見川	乗立川	美山大谷町	0.50
107	九頭竜川	上味見川	上味見川	味見河内町	2.16
108	九頭竜川	上味見川	神当部川	神当部町	25.55
109	九頭竜川	足羽川	稗苗川	蔵作町	0.84
110	九頭竜川	足羽川	石原川	大久保町	20.32
111	九頭竜川	足羽川	赤谷川	赤谷町	0.20
112	九頭竜川	羽生川	宮地郷川	間戸町	0.57
113	九頭竜川	足羽川	市波川	市波町	2.11
114	九頭竜川	足羽川	西奥谷川	皿谷町	16.48
115	九頭竜川	足羽川	中手土谷川	中手町	12.92
116	九頭竜川	足羽川	六郎谷川	西河原町	9.93
117	九頭竜川	足羽川	芦見越川	野波	39.63
118	九頭竜川	足羽川	蔵作川	蔵作町	1.41
119	九頭竜川	足羽川	陰山川	蔵作町	1.26
120	九頭竜川	上味見川	河内大谷川 河内小谷川	味見河内町	11.73
121	九頭竜川	野津又川	大谷川	南野津又町	16.36
122	九頭竜川	野津又川	小谷川	南野津又町	11.85
123	九頭竜川	足羽川	稗苗川	蔵作町	1.14
124	九頭竜川	足羽川	上良川	蔵作町	0.60
125	九頭竜川	足羽川	鹿俣川	蔵作町	0.53
126	九頭竜川	足羽川	三万谷川	三万谷町	0.24
127	九頭竜川	足羽川	西山谷川	三万谷町	0.84
128	九頭竜川	羽生川	間戸川	間戸町	0.45

番号	河川名			所在地（字名）	面積（ha）
	水系名	河川名	溪流名		
129	九頭竜川	足羽川	乙谷川	折立町	0.88
130	九頭竜川	足羽川	赤谷川	折立町	0.60
131	九頭竜川	足羽川	東天田川	東天田町	0.33
132	九頭竜川	足羽川	地々谷川	東河原町	1.09
133	九頭竜川	足羽川	芦谷川	西天田町	1.06
134	九頭竜川	三万谷川	三万谷川	三万谷町	272.93
135	九頭竜川	足羽川	奈良瀬川	奈良瀬町	146.67
136	九頭竜川	足羽川	蔵作川 陰山川	蔵作町	116.19
137	九頭竜川	足羽川	稗苗川	蔵作町	46.96
138	九頭竜川	足羽川	上良川	蔵作町	64.01
139	九頭竜川	足羽川	赤谷川 神田川	赤谷町・折立町	382.4
140	九頭竜川	足羽川	乙谷川	折立町	283.65
141	九頭竜川	足羽川	数古谷川	西河原町	35.21
142	九頭竜川	足羽川	品ヶ瀬水上川	品ヶ瀬町	19.92
143	九頭竜川	羽生川	上山谷川	境寺町	17.00
144	九頭竜川	足羽川	東天田川	東天田町	130.28
145	九頭竜川	足羽川	間戸川	間戸町	133.65
146	九頭竜川	上味見川	小当見谷山川	小当見町	201.43
147	九頭竜川	上味見川	大萩谷川	中手町	110.83
148	九頭竜川	上味見川	寺ヶ谷川	中手町	16.61
149	九頭竜川	足羽川	朝谷上村川	朝谷町	30.06
150	九頭竜川	足羽川	朝谷下村川	朝谷町	68.92
151	九頭竜川	足羽川	滝谷川	境寺町・品ヶ瀬町	0.51
152	その他		蒲生大川	蒲生町	15.18
153	その他		居倉大川	居倉町	11.19
154	九頭竜川	滝波川	滝波川	滝波町	33.24
155	九頭竜川	平尾川	平尾川	平尾町	21.67
156	九頭竜川	山内川	笹谷川	笹谷町	9.91
157	九頭竜川	志津川	河内川	清水畑町	6.76
158	九頭竜川	日野川	坪谷川	坪谷町	6.69
159	九頭竜川	平尾川	平尾川支川	平尾町	0.92
160	九頭竜川	志津川	後川	本折町	4.09
161	九頭竜川	日野川	坪谷川	坪谷町	1.8
162	九頭竜川	日野川	奥出川	甕谷町	2.19
163	九頭竜川	志津川	志津川	清水畑町	4.17
164	九頭竜川	山内川	岩上川	山内町	5.35
165	九頭竜川	日野川	山田川	坪谷町	3.9
166	九頭竜川	日野川	奥出川支川	甕谷町	3.73
167	九頭竜川	志津川	河内川	清水畑町	0.81
168	九頭竜川	志津川	燈籠見川	山内町	2.63
169	九頭竜川	日野川	奥出川支川	甕谷町	0.47
170	九頭竜川	志津川	鳴谷川	島寺町	1.24

番号	河川名			所在地（字名）	面積（ha）
	水系名	河川名	溪流名		
171	九頭竜川	志津川	鳴谷川	大森町	2.10
172	九頭竜川	山内川	稻荷川	笹谷町	1.29
173	九頭竜川	志津川	河内川	清水畑町	0.11
174	九頭竜川	志津川	黄皮田尾川	清水畑町	2.93
175	九頭竜川	山内川	稻荷川	笹谷町	0.83
176	九頭竜川	羽生川	西谷川	境寺町	10.75
177	九頭竜川	羽生川	脇谷川	境寺町	8.75
178	九頭竜川	日野川	田ノ谷川	田ノ谷町	44.86
179	九頭竜川	日野川	田ノ谷川支川	田ノ谷町	6.45
180	九頭竜川	未更毛川	五反田川第一	本堂町	29.24
181	九頭竜川	未更毛川	雲井谷川第一	羽坂町	36.47
182	九頭竜川	大谷川	奥出川	宇坂大谷町	2.62
183	九頭竜川	大谷川	杉谷川	宇坂大谷町	2.91

## 福井市重要水防箇所

重要度 A の箇所は重点区間

	管理者名	河川名	延長 (m)	地 係	重要度		要注意 区 間	摘 要
					A	B		
1	福井河川 国道事務所	九頭竜川 左 岸	14,426	坂井市三国町山岸～ 福井市郡町				越水（溢水）
2	"	" 左 岸	186	福井市三宅町				基盤地盤漏水
3	"	" 両 岸	1箇所	福井市布施田町～坂 井市春江町布施田新				工作物 （布施田橋）
4	"	" 右 岸	2,189	坂井市春江町布施田 新～福井市二日市町				越水（溢水）
5	"	" 左 岸	529	福井市江上町				旧川跡
6	"	" 右 岸	1,000	福井市山室町～ 福井市高屋町				越水（溢水）
7	"	" 左 岸	600	福井市高屋町				旧川跡
8	"	" 右 岸	1箇所	福井市岸水町				陸開
9	"	" 右 岸	3,178	福井市高屋町～ 福井市中角町				越水（溢水）
10	"	" 左 岸	1箇所	福井市岸水町				陸開
11	"	" 右 岸	3,359	福井市六日市町～福 井市天池町				堤体漏水
12	"	" 左 岸	167	福井市郡町				堤体漏水
13	"	" 右 岸	793	福井市中角町～福井 市天池町				越水（溢水）
14	"	" 左 岸	187	福井市舟橋新町～福 井市舟橋町				越水（溢水）
15	"	" 左 岸	339	福井市灯明寺町～福 井市高木町				破堤跡
16	"	" 左 岸	339	福井市灯明寺町～福 井市高木町				基盤地盤漏水
17	"	" 両 岸	1箇所	左：高木町 右：稲多浜町				工作物 （JR 九頭竜川橋上り線）
18	"	" 右 岸	196	福井市高木町～福井 市稲多浜町				堤体漏水
19	"	" 両 岸	1箇所	左：福井市舟橋町 右：福井市稲多浜町				工作物 （九頭竜歩道橋）
20	"	" 両 岸	1箇所	左：福井市舟橋町 右：福井市稲多元町				工作物 （九頭竜橋）
21	"	" 右 岸	389	福井市稲多町～福井 市古市町				旧川跡

	管理者名	河川名	延長 (m)	地 係	重要度		要注意 区 間	摘 要
					A	B		
22	福井河川 国道事務所	九頭竜川 右 岸	383	福井市稲多浜町～福 井市古市町				基盤地盤漏水
23	"	" 右 岸	2,196	福井市古市町～福井 市上野本町				堤体漏水
24	"	" 左 岸	231	福井市北野下町				旧川跡
25	"	日野川 左 岸	1,180	福井市四十谷町～福 井市南檜原町				越水（溢水）
26	"	" 左 岸	1,180	福井市四十谷町～福 井市南檜原町				堤体漏水
27	"	" 右 岸	5,324	福井市黒丸町～福井 市東下野町				越水（溢水）
28	"	" 左 岸	99	福井市南檜原町～福 井市深谷町				越水（溢水）
29	"	" 左 岸	1箇所	福井市深谷町				工作物 （深谷水閘）
30	"	" 左 岸	783	福井市深谷町				越水（溢水）
31	"	" 左 岸	783	福井市深谷町				堤体漏水
32	"	" 右 岸	397	福井市海老助町～福 井市三ツ屋町				堤体漏水
33	"	" 左 岸	2,378	福井市深谷町～福井 市金屋町				越水（溢水）
34	"	" 左 岸	450	福井市深谷町				堤体漏水
35	"	" 右 岸	341	福井市三ツ屋町～福 井市三郎丸町				堤体漏水
36	"	" 左 岸	1,341	福井市下市町～福井 市金谷町				堤体漏水
37	"	" 右 岸	243	福井市大瀬町				堤体漏水
38	"	" 右 岸	1箇所	福井市角折町				工作物 （角折水閘）
39	"	" 左 岸	757	福井市金谷町～福井 市恐神町				越水（溢水）
40	"	" 右 岸	172	福井市東下野町				越水（溢水）
41	"	" 右 岸	783	福井市東下野町				堤体漏水
42	"	" 右 岸	4,384	福井市東下野町～福 井市下江守町				越水（溢水）
43	"	" 左 岸	502	福井市恐神町				越水（溢水）

	管理者名	河川名	延長 (m)	地 係	重要度		要注意 区 間	摘 要
					A	B		
44	福井河川 国道事務所	日野川 左 岸	653	福井市恐神町～福井 市安田町				堤体漏水
45	"	" 左 岸	1箇所	福井市恐神町				工作物 (恐神第二排水樋門)
46	"	" 左 岸	1箇所	福井市恐神町				工作物 (北堀排水樋門)
47	"	" 左 岸	1箇所	福井市恐神町				工作物 (北堀第二排水管)
48	"	" 左 岸	338	福井市恐神町～福井 市安田町				越水(溢水)
49	"	" 左 岸	635	福井市安田町～福井 市清水町				越水(溢水)
50	"	" 左 岸	271	福井市清水町				越水(溢水)
51	"	" 左 岸	1,511	福井市清水町～福井 市片粕町				堤体漏水
52	"	" 左 岸	2,613	福井市清水町～福井 市朝宮町				越水(溢水)
53	"	" 右 岸	446	福井市久喜津町				破堤跡
54	"	" 両 岸	1箇所	左：福井市片粕町 右：福井市久喜津町				工作物 (久喜津橋)
55	"	" 右 岸	1,055	福井市久喜津町				堤体漏水
56	"	" 左 岸	20	福井市片粕町				破堤跡
57	"	" 両 岸	1箇所	左：福井市朝宮町 右：福井市下江守町				工作物 (朝宮橋)
58	"	" 左 岸	522	福井市朝宮町				堤体漏水
59	"	" 左 岸	709	福井市朝宮町				越水(溢水)
60	"	" 右 岸	400	福井市下江守町～福 井市江守の里1丁目				越水(溢水)
61	"	" 右 岸	190	福井市下江守町～福 井市江守の里1丁目				越水(溢水)
62	"	" 右 岸	195	福井市下江守町～福 井市江守の里1丁目				越水(溢水)
63	"	" 右 岸	395	福井市江守の里1丁 目				堤体漏水
64	"	" 右 岸	200	福井市江守の里1丁 目				越水(溢水)
65	福井県	足羽川 両 岸	右 9,900 左 9,500	宿布町～和田中町、 脇三ヶ町(天神橋)～下馬町				堤防断面

	管理者名	河川名	延長 (m)	地 係	重要度		要注意 区 間	摘 要
					A	B		
66	福井県	" 両 岸	右 7,000 左 7,000	和田中町～大瀬町 下馬町～大瀬町				堤防断面
67	"	" 右 岸	A260 B650	品ヶ瀬町～境寺町				堤防断面 堤防高
68	"	" 左 岸	780	小宇坂町				堤防高
69	"	" 右 岸	700	小宇坂島町				堤防断面 堤防高
70	"	日野川 左 岸	3,800	鯖江市石田下町～ 福井市朝宮町				堤防高
71	"	" 右 岸	490 左 9,500	南居町～ 江守の里1丁目				堤防断面
72	"	江端川 両 岸	右 800 左 800	福井市太田町～ 下河北町				堤防高
73	"	天王川 左 岸	1,400	越前町乙坂～ 福井市清水山町				堤防高
74	"	志津川 両 岸	右 4,500 左 6,700	大森町～清水町				堤防断面 堤防高
75	"	七瀬川 左 岸	3,100	内山梨子町～大年町				堤防断面

## 重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意 区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基本地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

福井市溜池

	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
1	当ヶ谷第1	市ノ瀬町16字	個人	福田 一郎	528	3.5	28.5		
2	" 第2	" "	"	橋本 民夫	131	1.3	17.5		
3	火打谷	石橋町26字2	"	谷口 則文	286	3.0	26.0		
4	五郎ヶ谷第2	両橋屋町	"	青木 幸左エ門	306	2.2	24.0		
5	" 第3	石新保町	"	杉田 弘巳	27	1.0	9.5		
6	墓ヶ谷第1	田の頭町11字	"	田中 昭夫	472	2.5	25.0		
7	" 第2	" "	"	"	285	3.0	23.5		
8	岩 倉	" 8字	"	山内 信夫	270	2.5	15.0		
9	神 明	" "	"	"	1,551	4.5	47.0		
10	棗五ヶ	" 12字	田ノ頭町自治会	自治会長	37,800	9.0	85.0	農	防
11	敷谷ため池	石島町9字37	石島町	自治会長	2,800	4.0	46.0	農	防
12	下の橋ため池	浜島町15字	個人	阿部 義寛	8,750	4.0	100.0	農	
13	ふるたまの尻第1	浜別所町20字	個人	畑 正美	495	6.0	22.5		
14	" 第2	" "	"	"	115	3.0	12.0		
15	" 第3	" "	"	"	688	5.0	15.0		
16	ピンカケ 第1	" 21字	"	米谷 定夫	24	1.3	4.0		
17	" 第2	" "	"	"	75	2.0	10.0		
18	" 第3	" "	"	村田 忠純	332	4.4	28.0	農	
19	" 第4	" "	"	高栄 信夫	34	2.0	10.5		
20	" 第5	" "	"	"	12	0.9	6.5		
21	上橋山第1	" 26字	"	橋本 平吉	1,025	10.0	20.5		
22	" 第2	" "	"	"	153	3.0	17.0		
23	平野 第1	" 22字	"	坂上 文子	32	1.5	25.0		
24	" 第2	" "	浜別所町	自治会長	517	1.7	23.0		
25	" 第3	" "	"	"	531	4.0	18.5		
26	平 尾	" 29字	個人	村田 定義	360	1.8	38.5		
27	ヤイ山第1	" 30字	"	村田 忠純	1,800	6.0	28.0	農	
28	" 第2	" "	"	"	615	4.0	9.0	農	
29	朝倉山第1	" 34字	個人	山田 市郎右エ門	880	3.8	32.0		
30	" 第2	" "	"	"	331	4.0	23.0		
31	" 第3	" "	"	吉田 七郎左エ門	170	1.7	26.5		
32	向 山	" 14字	"	橋本 貞榮	30	1.5	20.0	農	
33	大ため池	小野町19字	小野町	自治会長	8,600	4.5	55.0	農	防
34	前 山	小野町21字	個人	毛利 長敏	1,800	4.7	47.5		
35	神 明	" 17字	個人	毛利 長仁	425	2.7	35		
36	小ため池	" 18字	小野町	自治会長	2,900	2.9	67.0	農	防
37	涼谷ため池	佐野町	佐野町農家組合	同左 組合長	2,508	2.5	57	農	
38	上野ため池	上野町	上野農家組合	"	2,900	2.5	5	農	
39	谷田ため池	浄土寺町12字	浄土寺農家組合	"	1,200	3.0	15	農	防
40	大安寺	田の谷町	大安禅寺	大安禅寺住職	1,500	5	40		
41	下前田	大谷町25字	大谷町	自治会長	378	4.4	31	農	
42	坂 谷	" 26字	"	"	442	4.4	40		
43	正ヶ谷	一王子町21字	個人	小倉 定一	425	2.2	13.5		

	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
44	上の平	猫瀬町	個人	花森 清	336	3.6	16		
45	高 尾	"	猫瀬町	自治会長	2,400	6.5	20		
46	峰 第1	東平町	個人	細川 満男	360	2.5	28		
47	" 第2	"	"	南田 育	318	1.5	17		
48	" 第3	"	"	杉田 甫	195				
49	千堀	"	東平町	自治会長	3,118	3.9	13.5		
50	(新山田)	中山町8字	個人	錦織三郎左エ門	3,600	10	45		
51	三ツ口池	上一光町37字3-5	"	山川 一義	10,000				
52	二子山第1	西畑町	西畑町	自治会長	1,430	6	34		
53	" 第2	"	"	"	1,200	6	24		
54	水戸口第1	"	"	"	3,375	12	30		
55	共 同	西二ツ屋町21-19	西二ツ屋農家組合	同左 組合長	8,100	4.1	48	農	防
56	大水谷	免鳥町	免鳥町	自治会長	3,200	5.7	36	農	
57	白岩 第1	"	個人	高森 政治	1,600	5	55		
58	" 第2	"	"	小玉 和昭	1,200	5	45		
59	" 第4	"	"	玉田 伊亨	460	7	53		
60	とぶかす第1	"	免鳥町	自治会長	3,000	4	27		
61	小水谷第1	"	"	"	3,400	5.5	36.5	農	
62	( " 第2 )	"	"	"	630	3	37		
63	造 山	"	個人	西 寿人	480	3	34		
64	丸山 第1	"	"	小玉 和昭	3,900	6	20		
65	" 第2	"	"	山根 武雄	700	3.5	21		
66	源 田	"	"	角 成行	1,000	6	18		
67	向 川	"	"	百谷 哲郎	340	2	31		
68	大 平	浜住町29-45	浜住農家組合	同左 組合長	500	4.2	30	農	
69	二ツ塚	浜住町29-29	個人	坪田 国一	170	5	17		
70	耳ヶ坂	浜住町31-1	浜住町	自治会長	10,450	50	60		
71	山尻 第1	浜住町26-22	浜住農家組合	同左 組合長	1,700	1.9	24	農	
72	赤坂 第1	浜住町25-14	個人	上田 静雄	500	5	25		
73	" 第2	浜住町24-44	"	山本 政一	500	5	25		
74	" 第3	浜住町24-42	浜住農家組合	同左 組合長	400	2.9	17	農	
75	はざま第4	南菅生町	鷹巣土地改良区	同左 理事長	2,700	2.5	62	農	
76	大立 第2	"	"	岩上 進	320	3	28		
77	" 第3	"	"	上村 政一	488	4	25		
78	一枚田第1	南菅生町123字	個人	亀田 直仁	1,500	2.4	65	農	
79	" 第2	" "	国見町	自治会長	1,280	7	19		
80	中垣内共同	" 119字	"	"	1,230	6	34		
81	国 見	国見町	個人	林 勇	600	5	50		
82	立津羅第1	国見町102字	個人	青木 善太郎	432	5	43		
83	" 第2	" "	"	"	320	4	11		
84	中 尾	大丹生町117字	"	鈴木 重實	2,250	4	30		
85	下向ノ平	" 5字	"	鈴木 朗	270	1.5	15		
86	土 田	" 90字	"	土田 昭二郎	800	4	30		
87	谷 口	" 91字	"	谷口 久一	750	5	30		

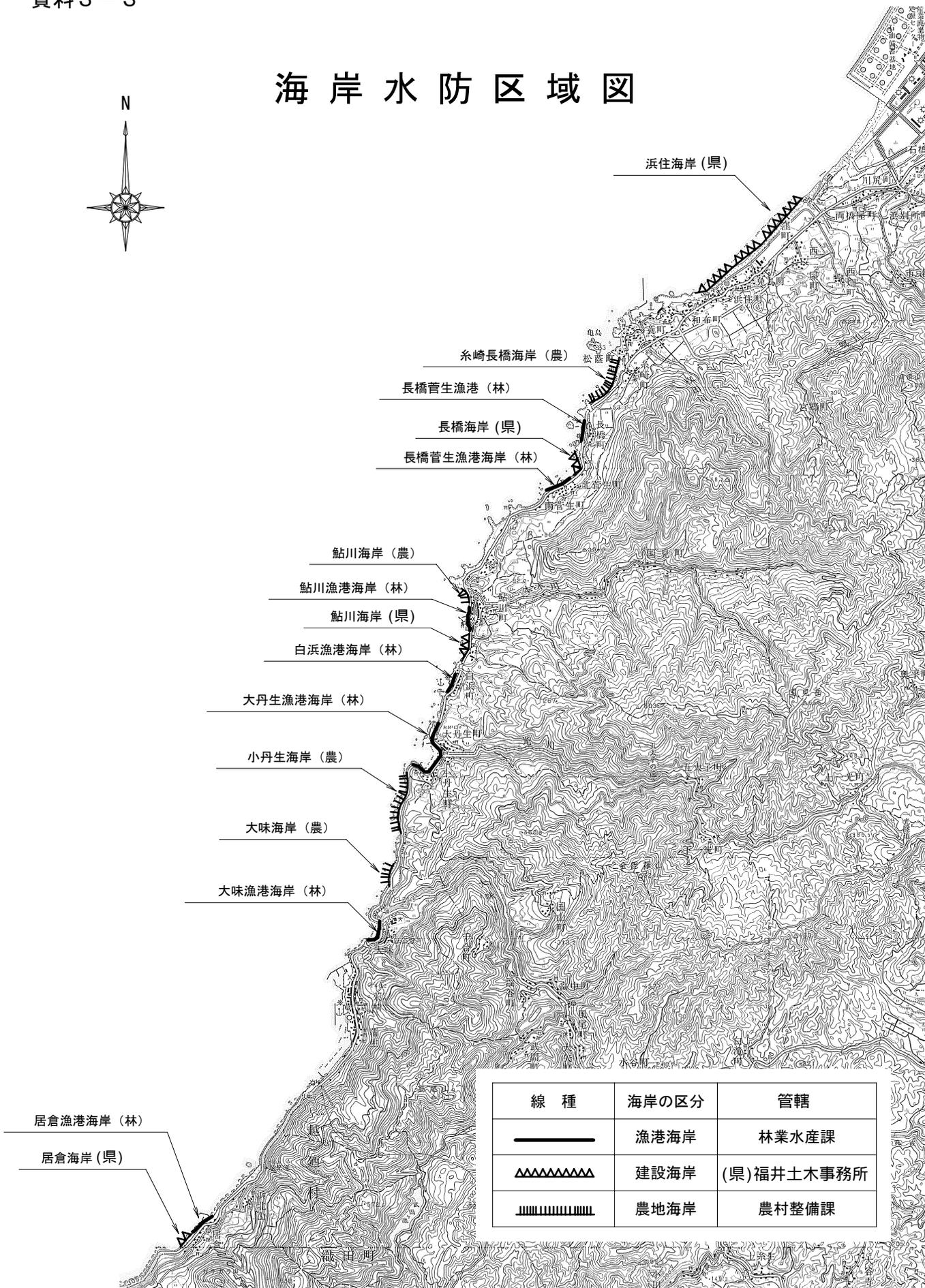
	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
88	大阪 第1	小丹生町 62 字	個人	森 憬	756	5	31		
89	" 第2	" 64 字	"	坂谷 公文	736	4	23		
90	" 第3	" "	"	森 憬	560	9	35		
91	" 第4	" 91 字	"	米谷 清治	3,375	8	70		
92	番戸山 第1	" 62 字	"	駒 文雄	972	4	58		
93	" 第2	" 64 字	"	坂谷 公文	700	4	30		
94	八カリダニ	" 89 字	"	枘谷 清己	630	10	30		
95	後賀懐 第1	" 9 字	"	出村 富佐男	2,100	5	60		
96	" 第2	" "	"	岩本 治作	2,400	4	50		
97	" 第3	" "	"	近村 縁	3,520	3	15		
98	草路地第1	" 61 字	"	明光 栄一	1,110	4	45		
99	" 第2	" "	"	河端 長光	1,018	4	50		
100	上宇登第1	" 14 字	"	米谷 茂樹	1,800	8	40		
101	" 第2	" "	"	林 アサ子	1,025	5	25		
102	" 第3	" "	"	林 アサ子	252	2	25		
103	下宇登第1	" 13 字	"	枘谷 よし子	1,050	4	45		
104	" 第2	" "	個人	近村 達	1,400	6	41		
105	勘蛇山	" 68 字	"	出村 富佐男	3,375	4	30		
106	下中塩谷	" 33 字	"	水上 日出美	3,100	3.0	39	農	防
107	堀ヶ谷	" 19 字	"	近村 信夫	960	4	20		
108	剪 谷	武周町 29 字	個人	吉川 富夫	100	2	16.5		
109	中 畑	二ツ屋町 7 字	"	松田 源治	300	3	20		
110	宮 本	国山町 39 字	"	山田 はるの	3,500	2.5	28.5		
111	清 水	" 47 字	個人	平田 博一	3,000	4.4	37	農	防
112	田の向	" 22 字	"	牧野 巧	400	2.5	21		
113	唐 揚	" 37 字	"	西森 哲男	500	2.5	25		
114	池の尻第1	" 82 字	"	酒井 一英	150	1.8	9		
115	" 第2	" "	"	"	250	2	17		
116	櫃 峰	" 95 字	"	今城 新	500	2	41		
117	上櫃峰	" "	"	"	600	2.5	27.5		
118	出 口	畠中町 11 字	"	村田 孝志	600	2	35		
119	津似奈子	" 33 字	"	堂下 勉	200	2	17.5		
120	中 山	" 24 字	"	山下 たまえ	200	1.5	20		
121	上後野	" 15 字	"	椿 志津子	500	2.5	28.5		
122	後 野	" 16 字	小野稲作生産組合	椿 一郎	1,800	2.8	61	農	防
123	水 上	宿堂町 17 字	個人	畑 繁	700	3	22.5	農	
124	茂 谷	三尾野町 18 字	麻生津土地改良区	同左 理事長	3,400	3.1	45	農	
125	入 花	" 24 字	"	"	550	5.5	20	農	
126	三尾野	" 26 字	三尾野町	自治会長	110	3.5	22		
127	花 守	花守町	麻生津土地改良区	同左 理事長	8,300	3.0	39.5	農	
128	百三寺	冬野町 21 字	麻生津土地改良区	同左 理事長	600	3.0	35.0	農	
129	(大 谷)	中野町 25 字	個人	杉の木台ゴルフクラブ	900	6.5	30		
130	新大谷	中野町	"	㈱タケダ開発	8,200	6.5	50	農	
131	(下江尻)	上江尻町 21 字	"	"	1,000	6	25		

	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
132	馬 爪	三十八社町 31 字	個人	(株)タケダ開発	600	3.7	20	農	
133	北部所	" 20 字	三十八社農家組合	同左 組合長	1,400	3.1	65	農	
134	(桜山第 1)	安保町 24-12	安保町農家組合	同左 組合長	3,200	5	40		
135	樋 谷	杉谷町 29 字	麻生津土地改良区	同左 理事長	4,300	5.0	63	農	防
136	松木谷	杉谷町 24 字	"	"	5,490	4.3	82	農	
137	樋退谷	" 15 字	"	"	4,025	4.3	62.5	農	
138	東大味池	東大味町	東大味町	自治会長	14,400	7.1	64	農	防
139	坂下 第 1	坂下町 1 字	堅達町(坂下町)	天方 信也	700	2.2	82	農	防
140	" 第 2	" "	"	"	1,300	2.5	32	農	防
141	方丈谷	末町 42 字	個人	竹澤 宏保	600	2.7	15	農	
142	柳 谷	" 82 字	"	松本 由利	250	3.4	13.5	農	
143	梅尾 第 1	末町 83 字	個人	野村 正矩	400	3.8	20		
144	" 第 2	" "	"	坪田 柄男	400	6.3	18	農	
145	奥の谷第 1	" 46 字	"	橋 匡弥	700	1.4	34	農	
146	" 第 2	" 83 字	"	高原 彦一	900	3	23		
147	" 第 3	" 82 字	"	野村 定好	2,200	4.2	29	農	
148	石上 第 1	" 52 字	"	滝花 俊夫	200	2.6	13.5		
149	" 第 2	" "	"	坪田 柄男	800	4	16	農	
150	堂の上	" 53 字	"	野村 善一郎	600	3.6	16	農	
151	アチラダ	" 87 字	"	藤田 弥寿宏	600	3.1	17	農	
152	細 竹	" 86 字	"	野村 勲男	750	4.2	58	農	
153	本折田	本折町	"	林 一雄	900	4.6	18		
154	屋敷谷	末町 85 字	"	渡辺 甚之栄	1,000	3.6	34.5		
155	高橋 第 1	" "	"	南部 一郎	700	7.9	22	農	
156	" 第 2	" "	"	"	700	4.5	18	農	
157	フケの溜	上一光町 55 字	末町	自治会長	16,700	3.6	19.5	農	防
158	湫谷の溜	" 54 字	"	"	20,000	4.4	40	農	防
159	小谷の溜	末町 80 字	末町	自治会長	600	4	20		
160	カシカの溜	" "	個人	野村 喜代子	400	2.3	16.5	農	
161	天池の溜	" "	"	渡辺 徹也	400	3.0	19	農	
162	仲谷の溜	末町 97 字	"	野村 利和	3,500	12	33	農	
163	左太夫溜第 1	" "	"	岡 久男	1,000	6.9	28	農	
164	" 第 2	" "	"	高原 義明	1,300	7.8	23.0	農	
165	寺 溜	" "	"	藤原 有仁	2,000	4.5	32.5	農	
166	甚造溜	" "	"	山川 道人	300	5.6	18		
167	利助溜	" "	"	野村 利孝	400	3.6	18		
168	嘉右工門溜	" "	"	野村 正矩	2,100	3.3	31	農	
169	本折溜	" 85 字	"	西尾 嘉兵衛	400	3.2	13.5		
170	岩平の池	" 84 字	"	山本 良夫	400	4.0	14	農	
171	巢ヶ窪の池第 1	末町 84 字	"	林 岳宏	1,000	3.9	40	農	
172	巢ヶ窪の池第 2	末町 84 字	個人	高原 彦一	700	6.5	20.5		
173	未新溜	" 30 字	末町	自治会長	4,400	4.7	32	農	防
174	天満口	南居町 51 字	南居町	"	4,500	4.3	47	農	防
175	大谷の天池	" 69 字	"	"	4,500	5.6	35	農	

	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
176	小池谷の天池	南居町 74 字	福井市	中央工業団地協同組合	6,000	6	32		
177	亀 山	下市町 29 字	下市町	自治会長	5,880	2.3	56	農	防
178	小安田	北堀町 1 字	北堀町	"	2,250	5	30		
179	西 谷	" 2 字	"	"	1,500	5	30		
180	本 谷	" 7 字	"	"	400	3.5	33	農	
181	小 谷	" 9 字	"	"	3,000	4.1	15	農	防
182	日の宮	本堂町 8 字	未更毛川土地改良区	同左 理事長	1,100	4.1	20	農	
183	大	恐神町 1 字	恐神町	自治会長	2,600	4.2	47	農	
184	新	" 7 字	"	"	800	3.2	24	農	
185	鍛冶屋谷	更毛町 27 字	個人	平本 寿一	560	4	16		
186	上大月	五太子町 98 字	"	森下 ヒナ子	2,400	4.5	27		
187	田の平	大丹生町 101 字	"	森下 孝一	200	4	17		
188	五郎ヶ谷	細坂町	細坂町農家組合	同左 組合長	7,000	3.8	30	農	
189	干鱈	合谷町 3 字	合谷町農家組合	同左 組合長	400	3.8	23	農	
190	城の谷	" 12 字	"	"	3,000	3.7	20	農	防
191	矢の谷	安田町 24 字	西安居土地改良区	同左 理事長	4,500	6.0	40	農	防
192	柳谷第 1	更毛町 26 字	個人	西出 義雄	200	1.8	16		
193	柳谷第 2	" "	"	平本 則雄	150	2	12		
194	下 山	羽坂町 48 字	羽坂町	自治会長	1,200	3.5	24	農	防
195	神出谷	" 37 字	"	"	4,100	5.2	36	農	防
196	小 谷	" 49 字	"	"	1,100	4.9	24	農	防
197	二度谷	鹿俣町	鹿俣町用水組合	同左 組合長	900	4.7	25	農	
198	石橋ため池	石橋町	個人	橋本 貞榮	1,050	0.3	32	農	
199	寺の上	福島町	福島町	自治会長	3,300	6.1	34	農	防
200	(仮)赤坂 1	赤坂町	個人	本禄 義信	164	2	40		
201	源助の溜	居倉町	"	刀上 源助	1,600	5.4	112	農	
202	(仮)赤坂 2	赤坂町	"	坂本 長右工門	889	5.1	22		
203	カンジャの溜	"	"	藤崎 武彦	1,505	6.9	36.5		
204	三ツ矢池	片山町	清水土地改良区	同左 理事長	3,700	2.5	57	農	防
205	御瀬池	真栗町	"	"	2,500	4.2	59	農	防
206	和田池	和田町	"	"	1,100	3.2	50	農	
207	大谷池	"	"	"	5,800	5.2	59	農	防
208	竹生池	竹生町	"	"	28,100	4.3	70	農	
209	田尻栃谷池	田尻栃谷町	田尻栃谷町	自治会長	3,000	5	30		
210	清水畑池	清水畑町	清水土地改良区	同左 理事長	3,500	6.0	26	農	
211	新溜池	笹谷町	"	"	5,400	3.3	39	農	防
212	ひょうたん池	"	"	"	4,100	2.6	80	農	
213	仲ヶ谷池	"	"	"	34,000	10.3	56	農	防
214	随応寺池下	"	"	"	2,000	6.7	28	農	防
215	羽坂下	山内町	"	"	2,400	4.2	42	農	防
216	羽坂上	"	"	"	20,000	3.3	55	農	防
217	黒山	"	"	"	2,600	5.0	38	農	
218	山内池 3	山内町	"	"	500	4.2	25	農	
219	大谷の池	"	"	"	450	12.0	20	農	

	名 称	所在地	管理主体	管理者	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤 高 (m)	堤 長 (m)	農業用 ため池	防災重点 ため池
220	柿原	山内町	清水土地改良区	同左 理事長	1,100	3.0	38.0	農	防
221	竹原谷	"	"	"	4,800	5.2	41.0	農	防
222	的場	"	"	"	300	2.2	24.0	農	
223	山内池 9	"	山内町	自治会長	4,000	3.56	50		
224	山内谷 1 0	"	清水土地改良区	同左 理事長	500	2.3	22.0	農	防
225	小谷	片山町	"	"	1,800	6.2	25.0	農	防
226	耳ヶ坂第 2	浜住町	浜住農家組合	同左 組合長	3,000	3.9	25.0	農	防
227	耳ヶ坂第 1	"	"	"	4,700	4.9	35.0	農	防
228	上谷の天池	南居町	南居町	自治会長	690	2.3	23.0	農	防
229	串野溜池	串野町	串野町	自治会長	800	4.4	36.0	農	
230	七廻	石橋町	個人	谷口 則文	1,116	4.0	40.5	農	
231	堤ノ池	篠尾町	篠尾町農家組合	同左 組合長	1,600	2.0	41.0	農	
232	深見溜池	深見町	足羽田治土地改良区	同左 理事長	3,400	5.7	72.0	農	
233	峯のため池	東平町	個人	杉田 義昭	100	1.5	18.0	農	
234	和布	和布町	個人	水上 秀幸	609	3.0	18.0	農	
235	岡保東部ため池	花野谷町	管理団体(仮)	村尾 準一	10,000	2.5	360.0	農	
236	安楽谷ため池	堅達町	個人	伊藤 正則	500	4.0	13.0	農	
237	坂下第 1 - 2	坂下町	堅達町(坂下町)	天方 信也	1,500	2.7	49.0	農	防
238	上堂本	東川上町	個人	石倉 武男	250	2.5	12.5	農	
239	風巻池	風巻町	清水土地改良区	同左 理事長	900	4.1	23.0	農	防
240	田尻栃谷 2	田尻栃谷町	"	"	1,300	4.1	25.0	農	防
241	別ヶ谷池	笹谷町	"	"	700	6.9	28.0	農	
242	大森 3	大森町	"	"	1,600	3.1	16.0	農	防
243	本折 2	本折町	個人	広部 雅美	900	1.8	88.0	農	防
244	田尻栃谷 3	田尻栃谷町	清水土地改良区	同左 理事長	360	3.0	29.0	農	防
245	山内 1 2	山内町	"	"	3,100	5.2	24.0	農	
246	随応寺池上	笹谷町	"	"	5,000	8.2	15.0	農	防
247	田尻栃谷 4	田尻栃谷町	"	"	2,700	2.3	13.0	農	防
248	山内 1 4	山内町	"	"	5,250	5.1	36.0	農	
249	山内 1 8	"	"	"	400	2.0	45.5	農	
250	山内 1 9	"	"	"	400	4.0	22.0	農	
251	山内 2 0	"	"	"	500	6.0	55.0	農	
252	山内 2 2	"	"	"	3,600	3.6	18.0	農	
253	午房谷池	片山町	"	"	2,000	1.4	33.0	農	
254	堂ヶ谷	笹谷町	"	"	500	2.5	20.0	農	
	合 計	2 5 4 箇所							

# 海岸水防区域図



線 種	海岸の区分	管轄
————	漁港海岸	林業水産課
▲▲▲▲▲▲▲▲	建設海岸	(県)福井土木事務所
	農地海岸	農村整備課

## 河川の堤防等調査結果表

河川別	河川数	堤防調査結果		水閘門等調査結果			
		補修予定	継続調査	対象数	異常なし	補修予定	継続調査
1 級河川	38	31	41	542	542		
2 級河川	4			-			

(内訳)

河川名	堤防現況		水閘門等							
	補修予定	継続調査	本年	対象数			現況			
				昨年	新設	撤去	異常なし	補修予定	継続調査	
1 級 河 川	九頭竜川	6		40	40			40		
	日野川	8		56	56			56		
	足羽川			33	33			33		
	片川			-	-			-		
	七瀬川	2	3	12	12			12		
	馬渡川			5	5			5		
	磯部川			-	-			-		
	八ヶ川			4	4			4		
	北川			-	-			-		
	大森川			-	-			-		
	芳野川			-	-			-		
	未更毛川			37	37			37		
	志津川	1		36	36			36		
	平尾川	1		1	1			1		
	滝波川			26	26			26		
	山内川			19	19			19		
	天王川			2	2			2		
	底喰川		6	27	27			27		
	赤川			48	48			48		
	狐川			42	42			42		
	江端川		20	54	54			54		
	朝六川			-	-			-		
	高橋川			4	4			4		
	浅水川			4	4			4		
	鞍谷川			-	-			-		
	一乗谷川			30	30			30		
	鹿俣川			2	2			2		
	三万谷川			-	-			-		
	荒川		9	57	57			57		
	古川			-	-			-		
	大谷川			-	-			-		
	芦見川		1	-	-			-		
	羽生川	11		2	2			2		
縫原川			-	-			-			
計石川			-	-			-			
東俣川	2		-	-			-			
上味見川			1	1			1			
野津又川		2	-	-			-			
合計	31	41	542	542	0		542	0		
2 級 河 川	三本木川	1		-	-			-		
	高須川			-	-			-		
	一光川	3		-	-			-		
	大味川	3		-	-			-		
	合計	7		-	-			-		

## 水 閘 門 等 一 覧 表

河川名	1	九頭竜川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	三国町横越	片川放水路樋門	片川放水路合流点片川排水機場	国土交通省	農村整備課
2	左	三宅町	川西五区揚水機場	布施田橋下流800m	横越町自治会長	農村整備課
3	左	布施田町	布施田揚水機場	布施田橋上流100m	九頭竜川左岸用土地改良区	農村整備課
4	左	江上町	江上揚水場	七瀬川合流点上流800m	九頭竜川左岸用土地改良区	農村整備課
5	左	江上町	江上排水樋門ゲート	水管橋より下流200m	九頭竜川左岸用土地改良区	農村整備課
6	左	江上町	川西総合用水樋門	臨海工業用水	福井県企業局	福井県
7	左	天管生町	天満石樋門	水管橋より上流100m	国土交通省	河川課
8	左	天管生町	天管生揚水機場	大安寺温泉病院裏	天管生町自治会長	農村整備課
9	左	岸水町	岸水10号樋門	天管生橋下流10m	岸水自治会長	河川課
10	左	岸水町	樋管	天管生橋上流10m	岸水自治会長	河川課
11	左	岸水町	樋門	忠魂碑下流100m	岸水自治会長	河川課
12	左	岸水町	樋門	忠魂碑下流50m	岸水自治会長	河川課
13	左	岸水町	岸水1号樋門	忠魂碑前	岸水自治会長	河川課
14	左	岸水町	岸水2号樋門	生田彰夫宅前	岸水自治会長	河川課
15	左	岸水町	岸水3号樋門	生田一雄宅前	岸水自治会長	河川課
16	左	岸水町	岸水4号樋門	山本英晴宅前	岸水自治会長	河川課
17	左	岸水町	岸水5号樋門	山本英晴宅東側	岸水自治会長	河川課
18	左	岸水町	岸水6号樋門	長田年正宅南前	岸水自治会長	河川課
19	左	岸水町	樋門	長田年正宅車庫前	岸水自治会長	河川課
20	左	岸水町	岸水7号樋門	生田信雄宅登口前	岸水自治会長	河川課
21	左	岸水町	排水閘（ゲート）	木戸一郎宅前	岸水自治会長	河川課
22	左	岸水町	岸水8号樋管	長田喜信宅前		河川課
23	左	岸水町	側溝排水樋門	山田須恵子宅前	岸水自治会長	河川課
24	左	岸水町	岸水9号樋管	藤田雄次宅前	岸水自治会長	河川課
25	左	岸水町	大安寺排水樋門	四十谷水防倉庫裏（大安寺排水機場）	市農村整備課	農村整備課
26	左	黒丸町	落合排水樋門	日野川合流点上流詰（落合排水機場）	市農村整備課	農村整備課
27	左	舟橋新町	馬渡川樋門	えちぜん鉄道三国芦原線鉄橋下流200m（馬渡川排水機場）	国土交通省	農村整備課
28	左	舟橋新町	江尻水閘	中角橋下流100m	市河川課	河川課
29	左	舟橋町	舟橋取水樋門	天池橋上流400m	臨海工業江上管理事務所	福井県
30	左	舟橋町	六浦水閘	天池橋上流550m	市河川課	河川課
31	左	舟橋1丁目	舟橋悪水樋門	九頭竜橋下流100m	市河川課	河川課
32	左	舟橋町	千成寺川排水樋門	九頭竜橋上流350m（千成寺川雨水ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
33	左	寺前町	寄場排水樋門	セキサン工場前（寄場排水機場）	市農村整備課	農村整備課
34	右	二日市町	八ヶ川樋門	坂井市春江町	国土交通省	農村整備課
35	右	二日市町	八ヶ川排水樋門	八ヶ川樋門の直上流	河合春近土地改良区	農村整備課
36	右	山室町	肴橋排水樋門ゲート	山室町と二日市町との境界	山室町自治会長	農村整備課
37	右	高屋町	高屋排水樋門	天管生橋下流40m	高屋町自治会長	農村整備課
38	右	高屋町	水轟排水樋門ゲート	高屋橋下流200m	高屋町自治会長	農村整備課
39	右	天池町	天池水閘	仁愛短大下流200m	国土交通省	（委嘱）
40	右	稲多元町	芳野川樋門	芳野川合流点	国土交通省	（委嘱）

河川名	2	日野川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	田ノ谷町	檜原排水樋門	大安寺団地上流40m	南檜原町自治会長	農村整備課
2	左	南檜原町	大安寺揚水機場	バス停南側	大安寺揚水組合	農村整備課
3	左	南檜原町	樋門	川島宅前	南檜原町自治会長	南檜原自治会
4	左	南檜原町	樋門	堀宅前	南檜原町自治会長	南檜原自治会
5	左	南檜原町	樋門	中出宅前	南檜原町自治会長	南檜原自治会
6	左	南檜原町	樋門	高畠宅上流50m	南檜原町自治会長	南檜原自治会
7	左	南檜原町	樋門	高畠宅上流250m	南檜原町自治会長	南檜原自治会
8	左	深谷町	深谷水閘	明治橋下流800m	深谷町自治会長	農村整備課
9	左	深谷町	深谷揚水機場	深谷橋下流80m	西藤島深谷土地改良区	農村整備課
10	左	下市町	下市町樋門	下市町22字中山中次金真橋下流上200m	下市町自治会長	農村整備課
11	左	下市町	下市排水樋門	日光橋上流360m	市河川課	河川課
12	左	金屋町	樋管	金屋谷水閘下流400m	金屋町自治会長	農村整備課
13	左	金屋町	金屋谷水閘	金屋町昇降口入り口	金屋町自治会長	農村整備課
14	左	恐神町地係	恐神第1排水樋門	恐神集落東口上流20m	市農村整備課	農村整備課
15	左	恐神町地係	恐神第2排水樋門	県道交差点下流50m	市農村整備課	農村整備課
16	左	北堀町地係	未更毛川水閘	未更毛川合流点	国土交通省	（委嘱）
17	左	清水町地係	志津川水閘	志津川合流点	国土交通省	（委嘱）
18	右	黒丸町地係	排水樋門	九頭竜川合流点上流1,200m（日野川浄化センター）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
19	右	安竹町地係	新田水閘	上伏町福井大学野球場下流280m	市農村整備課	農村整備課
20	右	安竹町地係	新田排水機場	上伏町福井大学野球場下流280m	市農村整備課	農村整備課
21	右	海老助町地係	海老助水閘	明治橋下流300m	海老助町自治会長	農村整備課
22	右	地蔵堂町地係	底喰川樋門	底喰川合流点（底喰雨水ポンプ場）	国土交通省	国土交通省 （福井市企業局に委託）
23	右	三ツ屋町地係	樋門	底喰川合流点（底喰排水機場）	市農村整備課	農村整備課
24	右	大瀬町地係	大瀬揚水機場	足羽川合流点上流詰	大瀬町農家組合長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
25	右	角折町	角折水閘	日光橋上流100m	角折町自治会長	農村整備課
26	右	角折町	角折揚水機場	日光橋上流150m	角折町自治会長	農村整備課
27	右	角折町	狐川樋門	狐川合流点	国土交通省	福井土木事務所
28	右	角折町	狐川排水機場	狐川合流点	福井土木事務所	福井県
29	右	東下野町	社北排水樋門	足羽神社北側	東下野町自治会長	農村整備課
30	右	久喜津町	社第1揚水樋門（ゲート）	久喜津橋下流150m	社土地改良区	福井農林総合事務所
31	右	久喜津町	社第2揚水樋門（ゲート）	久喜津橋上流200m	社土地改良区	福井農林総合事務所
32	右	下江守町	江端川水門	江端川合流点	国土交通省	福井土木事務所
33	右	下江守町	江端川排水機場	江端川合流点	福井土木事務所	福井土木事務所
34	右	下江守町	江端川排水樋門	江端川排水機場上流60m	国土交通省	福井土木事務所
35	右	南居町	南居排水樋門	南居水防倉庫下流70m	市農村整備課	農村整備課
36	右	南居町	南居排水機場	南居水防倉庫上流300m	市農村整備課	農村整備課
37	右	南居町	テクノパーク福井排水樋門	南居揚水機場下流70m	市中央工業団地	市中央工業団地
38	右	南居町	南居揚水機場	清水山橋下流300m	南居町農家組合長	農村整備課
39	右	三尾野町	三花水門	清水山橋下流200m（三花排水機場）	市農村整備課	農村整備課
40	右	三尾野町	三尾野排水樋門	清水山橋上流500m	三尾野町自治会長	農村整備課
41	右	三尾野町	三尾野出作排水樋門	鱈江ゴミ焼却場下流100m （三尾野排水機場）	市農村整備課	農村整備課
42	左	清水山町	排水樋門	三上策伊宅上流	清水山上自治会長	農村整備課
43	左	清水山町	樋管	清水山橋上流5m	清水山上自治会長	農村整備課
44	左	片山町	十郷水門	十郷排水機場	清水土地改良区	農村整備課
45	左	片山町	三ヶ揚水機	十郷排水機場下流450m	片山自治会長	農村整備課
46	左	片山町	椿井水門		片山自治会長	農村整備課
47	左	朝宮町	朝宮揚水機	朝宮橋上流200m（朝宮揚水機場）	朝宮自治会長	農村整備課
48	左	朝宮町	朝宮樋門	朝宮橋下流90m	朝宮自治会長	農村整備課
49	左	朝宮町	田尻栃谷樋門	グリーンハイツ8丁目入口昇降路前	福井市上下水道局	下水管路課
50	左	片粕町	片粕揚水機	片粕ふれあい会館上流400m	清水土地改良区	農村整備課
51	左	片粕町	片粕排水樋門	片粕ふれあい会館上流100m	国土交通省	河川課
52	左	片粕町	片粕第2揚水ポンプ場	久喜津橋上流240m	片粕自治会長	農村整備課
53	左	片粕町	竹生揚水機	久喜津橋上流400m	竹生自治会長	農村整備課
54	左	片粕町	大廻排水樋門	清水東部環境センター下流15m	清水土地改良区	農村整備課
55	左	清水町	清水揚水機	志津川合流点下流300m	清水自治会長	農村整備課
56	右	清水山町（下）	清水山樋門	県道三尾野・別所線下流330m	清水山下自治会長	農村整備課

河川名	3	足羽川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	西学園3丁目	飯塚水閘	大瀬橋上流100m	飯塚町自治会	河川課
2	左	加茂河原3丁目	若杉揚水機場	水越橋上流250m	若杉農家組合長	農村整備課
3	左	明里町	放流ゲート	新明里橋上流80m （加茂河原ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
4	左	左内町	逆流防止扉	桜橋上流60m（足羽ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
5	左	春日1丁目	放流ゲート	木田橋上流300m（木田ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
6	左	春日3丁目	一本木水閘門	木田橋上流400m（木田東ポンプ場）	福井県	福井土木事務所 （福井市企業局に委託）
7	左	下馬町	下馬排水樋門	足羽橋上流300m（下馬排水機場）	福井足羽土地改良区	農村整備課
8	左	下馬町	碓水閘	下馬町38 - 61タカシマ染工機東側	小稲津自治会長	農村整備課
9	左	東郷中島町	組合水閘	足羽橋下流500m	東郷中島町自治会長	農村整備課
10	左	安波賀中島町	水閘（ゲート式）	足羽川堰堤管理事務所上流50m	安波賀中島町自治会長	農村整備課
11	右	光陽4丁目	放流ゲート	水越橋上流20m（水越ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
12	右	照手1丁目	逆流防止扉・樋管	花月橋上流230m（照手ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
13	右	豊島1丁目	荒川水門	荒川合流点	福井土木事務所	福井県
14	右	中央2丁目	放流ゲート	泉橋下流40m（佐佳枝ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
15	右	勝見1丁目	新荒川水門	木田橋上流150m	福井土木事務所	福井県
16	右	勝見1丁目	荒川排水機場	木田橋上流170m	福井土木事務所	福井県
17	右	勝見3丁目	放流ゲート	板垣橋下流50m（出作ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
18	右	西方1丁目	平和水閘	板垣橋上流100m	市河川課	河川課
19	右	和田中町	和田排水樋門	高島鉄工所上流70m（和田排水機場）	福井足羽土地改良区	農村整備課
20	右	和田中町	樽野水閘	唱和染色工場前	足羽酒生土地改良区	農村整備課
21	右	品ヶ瀬町	排水路（ゲート式）	美山橋下流100m	品ヶ瀬町自治会長	農村整備課
22	右	椚谷町	水門（ゲート式）	美山保育園前	椚谷町自治会長	農村整備課
23	右	小宇坂島町	農業用水取入口（ゲート式）	蔵作橋上流50m	小宇坂島町自治会長	農村整備課
24	左	小和清水町	樋門	大久保橋上流100m		
25	右	篠尾町	樋門	篠尾町地係天神橋上流100m		
26	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁下流700m		
27	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁下流500m		
28	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁下流400m		
29	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁下流100m		
30	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁下		
31	右	宿布町	樋門	第1足羽川橋梁上流50m		

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
32	右	田尻町	樋門	高田大橋上流150m	田尻町自治会長	農村整備課
33	右	高田町	樋門	高田大橋上流550m	高田町自治会長	農村整備課

河川名	5	七瀬川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	布施田町	樋門	三鷹橋下流150m	布施田町自治会長	河川課
2	左	布施田町	樋門	川西橋上流100m	布施田町自治会長	農村整備課
3	左	浄土寺町	樋門	川西橋上流200m	浄土寺町農家組合長	農村整備課
4	左	内山梨子町	樋門	七瀬橋上流10m	内山梨子町自治会長	農村整備課
5	左	内山梨子町	樋門	山梨子橋上流15m	内山梨子町自治会長	農村整備課
6	左	内山梨子町	水門	山梨子橋上流250m	九頭竜川左岸用土地改良区	農村整備課
7	左	八幡町	樋門	打越橋上流160m	九頭竜川左岸用土地改良区	農村整備課
8	左	大谷町	樋門	大橋下流10m	市河川課	市河川課
9	右	島山梨子町	大安寺第2樋門	川西橋下流60m	市農村整備課	農村整備課
10	右	島山梨子町	樋管	七瀬橋下流60m	島山梨子町自治会長	農村整備課
11	右	島山梨子町	樋門	山梨子橋上流40m	島山梨子町自治会長	農村整備課
12	右	八幡町	水門	打越橋下流30m	江上山ヶ土地改良区	農村整備課

河川名	6	馬渡川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	黒丸町	樋門（ゲート）	横山哲夫宅前	市河川課	河川課
2	右	舟橋新町	樋門	馬渡川排水機場上流20m	舟橋新町自治会長	農村整備課
3	右	郡町	樋門	馬渡川排水機場上流80m	市農村整備課	農村整備課
4	右	灯明寺4丁目	排水樋門	灯明寺4丁目 6 0 4 番地先	市河川課	河川課
5	右	灯明寺町	排水樋門	灯明寺町22字 6 2 - 2 番地先	市河川課	河川課

河川名	8	ハヶ川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	右	二日市町	樋管	二日市町一姫橋上流50m	長尾 巽	農村整備課
2	左	二日市町	樋管	二日市町江ノ川上流20m	長尾 巽	農村整備課
3	右	二日市町	ゲート	二日市町江ノ川上流100m	長尾 巽	農村整備課
4	左	二日市町	水閘門	二日市町江ノ川上流100m	長尾 巽	農村整備課

河川名	12	未更毛川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	北堀町	閘門	未更毛水閘上流130m	北堀町自治会長	農村整備課
2	左	安田町	水閘門	安田橋上流20m	安田町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
3	左	安田町	樋門	安田橋上流80m	安田町自治会長	農村整備課
4	右	安田町	第1樋門	未更毛水閘上流60m	安田町自治会長(西安居土地改良区)	農村整備課
5	左	安田町	樋門	小牧橋上流2m	安田町自治会長(西安居土地改良区)	農村整備課
6	左	安田町	樋管	細坂橋下流330m	安田町自治会長(西安居土地改良区)	農村整備課
7	右	細坂町	樋門	細坂橋下流340m	細坂町自治会長	農村整備課
8	左	羽坂町	樋管	細坂橋下流290m	羽坂町自治会長	農村整備課
9	左	羽坂町	樋管	細坂橋下流170m	羽坂町自治会長	農村整備課
10	左	羽坂町	樋管	細坂橋下流70m	羽坂町自治会長	農村整備課
11	左	羽坂町	樋門	細坂橋下流1m	羽坂町自治会長	農村整備課
12	左	羽坂町	樋門	細坂橋上流150m	羽坂町自治会長	農村整備課
13	左	羽坂町	樋門	羽坂ポンプ場上流3m	羽坂町自治会長	農村整備課
14	右	細坂町	樋管	細坂ポンプ場上流10m	細坂町自治会長	農村整備課
15	左	本堂町	樋管	羽坂ポンプ場上流160m	本堂町自治会長	農村整備課
16	左	本堂町	樋管	向田橋下流150m	本堂町自治会長	農村整備課
17	右	細坂町	樋管	細坂ポンプ場上流150m	細坂町自治会長	農村整備課
18	左	本堂町	樋管	向田橋上流5m	本堂町自治会長	農村整備課
19	右	本堂町	樋門	向田橋上流70m	本堂町自治会長	農村整備課
20	右	本堂町	樋管	輪橋下流50m	本堂町自治会長	農村整備課
21	右	本堂町	樋管	輪橋上流110m	本堂町自治会長	農村整備課
22	右	本堂町	樋管	松谷橋下流40m	本堂町自治会長	農村整備課
23	左	本堂町	樋管	松谷橋下流1.5m	本堂町自治会長	農村整備課
24	右	本堂町	樋管	松谷橋下流0.5m	本堂町自治会長	農村整備課
25	右	本堂町	ゲート	隠谷橋下流40m	本堂町自治会長	農村整備課
26	左	本堂町	ゲート	隠谷橋下流45m	本堂町自治会長	農村整備課
27	右	本堂町	樋管	隠谷橋下流5m	本堂町自治会長	農村整備課
28	左	本堂町	樋管	隠谷橋下流1.5m	本堂町自治会長	農村整備課
29	左	更毛町	樋管	隠谷橋上流2m	更毛町自治会長	農村整備課
30	右	更毛町	水閘門	隠谷橋上流6m	更毛町自治会長	農村整備課
31	右	細坂町	樋門	隠谷橋下流15m	細坂町自治会長	農村整備課
32	右	更毛町	水閘門	笹々野谷橋下流5m	更毛町自治会長	農村整備課
33	左	更毛町	樋管	更毛橋上流13m		
34	右	更毛町	樋管	笹々野谷橋上流7m		
35	左	更毛町	樋門	平本則雄宅上流10m		
36	左	更毛町	樋管	平本則雄宅上流55m		
37	左	更毛町	樋管	柳谷橋上流26m		

河川名	13	志津川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	合流	清水町	志津川水閘	日野川合流点	国土交通省	（委嘱）
2	左	清水町	樋門	志津川水門上流100m	清水町自治会長	農村整備課
3	左	清水町	樋門	清水橋上流130m	清水町自治会長	農村整備課
4	左	和田町	樋門	清水橋上流150m	和田町自治会長	農村整備課
5	左	和田町	ゲート	志津川橋下流400m	和田町自治会長	農村整備課
6	左	下天下町	樋門	志津川橋上流50m	下天下町自治会長	農村整備課
7	左	下天下町	ゲート	宮永製材建設東側	下天下町自治会長	農村整備課
8	左	下天下町	ゲート	小羽橋下流500m	下天下町自治会長	農村整備課
9	左	上天下町	ゲート	小羽橋下流5m	上天下町自治会長	農村整備課
10	左	上天下町	樋門	大森給油所南側	上天下町自治会長	農村整備課
11	左	大森町	樋門	木下モーターズ南側	大森町自治会長	農村整備課
12	左	大森町	樋門	滝波橋下流70m	大森町自治会長	農村整備課
13	左	本折町	樋門	後川合流点下流20m	本折町自治会長	農村整備課
14	左	清水畑町	樋管	高橋宅前橋上流5m	清水畑町自治会長	農村整備課
15	左	清水畑町	樋管	平眼鏡裏橋下流50m	清水畑町自治会長	農村整備課
16	左	清水畑町	樋管	平眼鏡裏橋下流1m	清水畑町自治会長	農村整備課
17	左	清水畑町	樋管	平眼鏡裏橋上流100m	清水畑町自治会長	農村整備課
18	左	清水畑町	樋管	清水畑橋下流20m	清水畑町自治会長	農村整備課
19	左	清水畑町	樋管	清水畑橋上流1m	清水畑町自治会長	農村整備課
20	右	竹生町	樋管	志津川水門上流5m	竹生町自治会長	農村整備課
21	右	竹生町	ゲート	志津川水門上流140m	竹生町自治会長	農村整備課
22	右	竹生町	ゲート	志津川橋下流200m	竹生町自治会長	農村整備課
23	右	三留町	樋門	六才橋下流100m	三留町自治会長	農村整備課
24	右	三留町	ゲート	六才橋下流20m	三留町自治会長	農村整備課
25	右	三留町	ゲート	久保編織前	三留町自治会長	農村整備課
26	右	小羽町	ゲート	小羽橋下流500m	小羽町自治会長	農村整備課
27	右	小羽町	ゲート	小羽橋上流1m	小羽町自治会長	農村整備課
28	右	大森町	ゲート	明寺橋下流50m	大森町自治会長	農村整備課
29	右	大森町	樋門	山内川合流点上流15m	大森町自治会長	農村整備課
30	右	大森町	樋管	大森新橋上流45m	大森町自治会長	農村整備課
31	右	滝波町	樋管	滝波橋下流10m	滝波町自治会長	農村整備課
32	右	大森町	樋管	滝波橋下流10m	大森町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
33	右	清水畑町	樋管	高橋宅前橋下流75m	清水畑町自治会長	農村整備課
34	右	清水畑町	樋管	平眼鏡裏橋上流1m	清水畑町自治会長	農村整備課
35	右	清水畑町	樋管	清水畑橋下流1m	清水畑町自治会長	農村整備課
36	右	清水畑町	樋管	斉藤宅前橋下流1m	清水畑町自治会長	農村整備課

河川名	14	平尾川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	両岸	平尾町	堰止め	平尾町12-47桑島弘行宅裏上流5m	平尾町自治会長	福井土木事務所

河川名	15	滝波川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	滝波町	樋管	志津川合流点上流50m	滝波町自治会長	農村整備課
2	左	滝波町	樋管	広部燃糸裏橋上流17m	滝波町自治会長	農村整備課
3	左	滝波町	樋門（鉄板）	広部德行宅前橋下流15m	滝波町自治会長	農村整備課
4	左	滝波町	樋門（ゲート）	広部德行宅前橋上流10m	滝波町自治会長	農村整備課
5	左	滝波町	樋管	広部德行宅前橋上流30m	滝波町自治会長	農村整備課
6	左	滝波町	樋管	広部隆盛宅裏橋下流1m	滝波町自治会長	農村整備課
7	左	滝波町	樋管	渡辺徳次郎宅前橋下流7m	滝波町自治会長	農村整備課
8	左	滝波町	樋管	私市数馬宅前橋下流5m	滝波町自治会長	農村整備課
9	左	滝波町	樋管	私市実宅前橋上流300m	滝波町自治会長	農村整備課
10	右	滝波町	樋管	広部清美宅前橋下流102m	滝波町自治会長	農村整備課
11	右	滝波町	樋管	広部清美宅前橋下流2m	滝波町自治会長	農村整備課
12	右	滝波町	樋門（ゲート）	広部清美宅前橋上流60m	滝波町自治会長	農村整備課
13	右	滝波町	樋管	広部燃糸裏橋下流70m	滝波町自治会長	農村整備課
14	右	滝波町	樋管	広部燃糸裏橋下流5m	滝波町自治会長	農村整備課
15	右	滝波町	樋管	広部燃糸裏橋上流20m	滝波町自治会長	農村整備課
16	右	滝波町	樋管	広部德行宅前橋下流3m	滝波町自治会長	農村整備課
17	右	滝波町	樋管	広部德行宅前橋上流5m	滝波町自治会長	農村整備課
18	右	滝波町	樋管	広部德行宅前橋上流22m	滝波町自治会長	農村整備課
19	右	滝波町	樋管	広部隆盛宅裏橋下流1m	滝波町自治会長	農村整備課
20	右	滝波町	樋門（ゲート）	広部隆盛宅裏橋上流1m	滝波町自治会長	農村整備課
21	右	滝波町	樋管	渡辺徳次郎宅前橋下流30m	滝波町自治会長	農村整備課
22	右	滝波町	樋管	渡辺徳次郎宅前橋下流25m	滝波町自治会長	農村整備課
23	右	滝波町	樋管	広部勇宅前橋上流0.8m	滝波町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
24	右	滝波町	樋管	広部勇宅前前橋上流20m	滝波町自治会長	農村整備課
25	右	滝波町	樋管	私実宅前橋上流25m	滝波町自治会長	農村整備課
26	右	滝波町	水門	滝波ダム下	市農村整備課	農村整備課

河川名	16	山内川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	大森町	樋管	中江橋上流15m	大森町自治会長	農村整備課
2	左	大森町	樋門	コスモス橋下流3.8m	大森町自治会長	農村整備課
3	左	大森町	樋門	コスモス橋上流5m	大森町自治会長	農村整備課
4	左	山内町	樋管	コスモス橋上流15m	山内町自治会長	農村整備課
5	左	山内町	樋管	志津が丘橋上流0.5m	山内町自治会長	農村整備課
6	左	山内町	樋管	山内バス停前上流0.3m	山内町自治会長	農村整備課
7	左	山内町	樋門	ふじま呉服店下流50m	山内町自治会長	農村整備課
8	左	笹谷町（四ツ合）	樋管	四ツ合バス停前	四ツ合町自治会長	農村整備課
9	右	笹谷町（四ツ合）	樋管	渡辺捻宅前30m	四ツ合町自治会長	農村整備課
10	右	笹谷町	樋管	渡辺政市宅下流100m	笹谷町自治会長	農村整備課
11	右	山内町	樋管	ふじま呉服店前	山内町自治会長	農村整備課
12	右	山内町	樋管	山内バス停前	山内町自治会長	農村整備課
13	右	山内町	樋管	山内バス停下流0.5m	山内町自治会長	農村整備課
14	右	山内町	樋管	コスモス橋上流20m	山内町自治会長	農村整備課
15	右	山内町	樋管	コスモス橋上流15m	山内町自治会長	農村整備課
16	右	志津が丘1丁目	排水溝	コスモス橋上流130m	市河川課	河川課
17	右	志津が丘1丁目	排水溝	コスモス橋上流55m	市河川課	河川課
18	右	志津が丘1丁目	排水溝	コスモス橋上流15m	市河川課	河川課
19	右	志津が丘1丁目	排水溝	コスモス橋上流425m	市河川課	河川課

河川名	17	天王川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	笹谷町	笹谷排水機	サンエー電気機清水工場下流350m	福井朝日土地改良区	農村整備課
2	左	清水山町	清水山揚水機	清水山揚水機場前	清水山上自治会長	農村整備課

河川名	18	底喰川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	三ツ屋町	樋門	底喰川ポンプ場上流100m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
2	左	三ツ屋町	樋門	農道橋（にしの橋）上流65m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
3	左	三ツ屋町	樋門	新橋上流150m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
4	左	三郎丸町	樋門	三郎丸農道橋下流200m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
5	左	三郎丸町	樋門	三郎丸農道橋下流70m	三ツ屋町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
6	左	菅谷町	樋門	三郎丸農道橋上流150m	菅谷第1町自治会長	農村整備課
7	左	菅谷町	樋門	第2三郎丸農道橋下流50m	菅谷第1町自治会長	農村整備課
8	左	菅谷町	樋門	第2三郎丸農道橋上流53m	菅谷第1町自治会長	農村整備課
9	左	菅谷2丁目	樋門	三郎丸橋上流詰	菅谷第1町自治会長	河川課
10	左	菅谷1丁目	光明寺排水樋門	下水処理場西側	芝原用土土地改良区	農村整備課
11	左	菅谷1丁目	下水樋門	玉川橋下流190m（境浄化センター）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
12	左	日光2丁目	玉川排水樋門	玉川橋上流詰	市河川課	河川課
13	左	日光2丁目	樋門	新橋橋上流78m	市河川課	河川課
14	左	乾徳4丁目	境川排水樋門	境橋上流150m	市河川課	河川課
15	右	地蔵堂町	樋門	底喰用水ポンプ場上流35m	地蔵堂町自治会長	農村整備課
16	右	地蔵堂町	樋門	西野橋下流30m	地蔵堂町自治会長	農村整備課
17	右	三ツ屋町	樋門	新橋下流50m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
18	右	三ツ屋町	樋門	新橋下流5m	三ツ屋町自治会長	農村整備課
19	右	三ツ屋町	樋門	新橋上流詰	三ツ屋町自治会長	農村整備課
20	右	西堀町	樋門	赤川合流点上流30m	西堀自治会長	農村整備課
21	右	西堀町	樋門	三郎丸農道橋下流300m	西堀自治会長	農村整備課
22	右	文京7丁目	樋門	新川上流20m	市河川課	河川課
23	右	文京7丁目	樋門	新川上流50m	市河川課	農村整備課
24	右	文京5丁目	逆流防止扉・樋管	乾徳橋下流90m（上里ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
25	左	乾徳4丁目	バイパスゲート	乾徳橋下流30m（乾徳ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
26	左	乾徳4丁目	雨水排水口	乾徳橋下流100m（乾徳ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
27	左	幾久町地係	樋門（鉄扉）	屋尺川合流点	市河川課	河川課

河川名	19	赤川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	八ツ島町	樋門	京福線下流95m		
2	左	八ツ島町	樋門	京福線下流250m		
3	左	八ツ島町	樋管	藤島中学校東側橋下流10m		
4	左	八ツ島町	樋管	藤島中学校東側橋下流200m		
5	左	八ツ島町	樋管	赤川橋上流70m		
6	左	堀ノ宮町	樋門（ゲート）	赤川橋下流5m		
7	左	堀ノ宮町	樋管	赤川橋下流27m		
8	左	堀ノ宮町	樋管	赤川橋下流64m		
9	左	堀ノ宮町	樋管	尚武橋上流5m		
10	左	堀ノ宮町	樋管	尚武橋下流28m		

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
11	左	堀ノ宮町	樋管	さわやか橋上流10m		
12	左	堀ノ宮町	樋管	さわやか橋下流13m		
13	左	三郎丸町	樋管（鉄扉付）	新会津橋下流3m		
14	左	三郎丸町	樋管	新会津橋下流70m		
15	左	三郎丸町	樋管	新会津橋下流85m		
16	左	三郎丸町	樋管	会津橋上流125m		
17	左	三郎丸町	樋管	会津橋上流120m		
18	左	三郎丸町	樋管	会津橋上流50m		
19	左	三郎丸町	樋管	会津橋上流30m		
20	左	三郎丸町	樋管	会津橋上流東詰		
21	左	三郎丸2丁目	樋管	三郎丸2丁目地係三郎丸町会津橋下流西詰		
22	左	三郎丸2丁目	樋管	三郎丸2丁目地係三郎丸町会津橋下流60m		
23	左	西堀町	樋管	三西橋上流2m		
24	左	西堀町	樋管（鉄扉付）	底喰川合流点から上流50m		
25	右	八ツ島町	樋管	京福線下流100m		
26	右	八ツ島町	樋管	藤島中学校東側橋上流120m		
27	右	新田塚2丁目	樋管	藤島中学校東側橋下流20m		
28	右	新田塚2丁目	樋管	藤島中学校東側橋下流25m		
29	右	新田塚2丁目	樋管	藤島中学校東側橋下流70m		
30	右	新田塚2丁目	樋管	藤島中学校東側橋下流250m		
31	右	新田塚2丁目	樋管	赤川橋上流230m		
32	右	新田塚2丁目	樋管	赤川橋上流180m		
33	右	新田塚2丁目	樋管	赤川橋上流150m		
34	右	新田塚2丁目	樋管	赤川橋上流100m		
35	右	新田塚2丁目	樋管	赤川橋上流40m		
36	右	新田塚2丁目	樋管（鉄扉付）	赤川橋下流2m		
37	右	三ツ屋町	樋管	赤川橋下流20m	市河川課	監理課
38	右	三ツ屋町	樋管	赤川橋下流25m		
39	右	三ツ屋町	樋管	さわやか橋下流62m		
40	右	三ツ屋町	樋管	さわやか橋下流71m		
41	右	三ツ屋町	樋管	新会津橋上流50m		
42	右	三ツ屋町	樋管	新会津橋下流50m		
43	右	三ツ屋町	樋管	会津橋上流60m		
44	右	三ツ屋町	樋管	会津橋上流東詰		

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
45	右	三ツ屋町	樋管	会津橋下流西詰		
46	右	三ツ屋町	樋管	会津橋下流60m		
47	右	三ツ屋町	樋管	会津橋下流80m		
48	右	三ツ屋町	樋管	三西橋上流東詰		

河川名	20	狐 川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	東下野町	水閘	東下野町東側角	東下野町自治会長	河川課
2	左	狐橋2丁目	樋門（ゲート）	狐橋下流250m	道守町自治会長	河川課
3	左	若杉町	樋門	高塚町310堀重樹宅前	狐橋町自治会長	河川課
4	左	若杉町	排水口	道守高校南東角	市河川課	河川課
5	左	運動公園1丁目	樋門	公園南橋下流140m	市河川課	河川課
6	左	運動公園2丁目	樋門	下水処理場下流50m	市河川課	河川課
7	左	運動公園2丁目	樋門	下水処理場上流150m	市河川課	河川課
8	左	淵町	樋管	道守橋下流150m	淵町自治会長	河川課
9	左	淵町	淵排水閘	道守橋上流詰	淵町自治会長	河川課
10	左	淵2丁目	樋門	淵中橋下流30m	淵町自治会長	河川課
11	左	淵1丁目	樋門	社89号線下流30m	淵町自治会長	河川課
12	左	淵1丁目	江守中排水口	新兎越下流50m	市河川課	河川課
13	左	西谷2丁目	樋門（ゲート）	兎越下流20m	西谷町自治会長	農村整備課
14	左	西谷3丁目	樋門	馬場畦橋下流12m	西谷町自治会長	農村整備課
15	左	西谷2丁目	樋門（ゲート）	大門橋下流30m	西谷町自治会長	農村整備課
16	左	西谷1丁目	樋門（ゲート）	堀保橋下流200m	西谷町自治会長	農村整備課
17	左	西谷1丁目	樋門	堀保橋下流20m	西谷町自治会長	農村整備課
18	右	飯塚町	樋門	市ガス工場西角	飯塚第1自治会長	河川課
19	右	飯塚町	樋門（ゲート）	あじさい橋上流	飯塚町自治会長	農村整備課
20	右	福町	樋門	運動公園中橋下流70m	運動公園事務所	福井県
21	右	福町	樋門	運動公園中橋上流100m	運動公園事務所	福井県
22	左	若杉4丁目	ボックスカルバート	社中学校南東橋上流30m	運動公園事務所	福井県
23	右	福町	樋門	運動公園南橋下流130m	運動公園事務所	福井県
24	右	福新町	樋門（ゲート）	福新橋下流40m	福井市上下水道局	下水管路課
25	右	福新町	放流ゲート	福新橋下流50m（福町雨水ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
26	右	福新町	樋管	道守橋下流100m	市河川課	河川課
27	右	福1丁目	樋管	社橋上流30m	福町自治会長	河川課
28	右	福1丁目	樋門	淵橋上流40m	福町自治会長	河川課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
29	右	淵2丁目	樋門	出雲大社入口西側	淵町自治会長	河川課
30	右	淵2丁目	樋門	淵中橋下流40m	淵町自治会長	河川課
31	右	淵2丁目	樋門	お宮橋下流5m	淵町自治会長	河川課
32	右	淵1丁目	樋門	新兎越下流詰	淵町自治会長	河川課
33	右	西谷3丁目	樋門	新兎越上流60m	西谷町自治会長	農村整備課
34	右	西谷3丁目	樋門	新兎越上流120m	西谷町自治会長	農村整備課
35	右	西谷3丁目	樋門（ゲート）	兎越下流20m	西谷町自治会長	農村整備課
36	右	西谷2丁目	樋門（ゲート）	西谷公園南側	西谷町自治会長	農村整備課
37	右	西谷2丁目	樋門（ゲート）	大門橋下流20m	西谷町自治会長	農村整備課
38	右	西谷1丁目	樋門（ゲート）	堀保橋上流50m	西谷町自治会長	河川課
39	右	花堂北2丁目	樋管	池田橋上流2m	市河川課	福井県
40	右	花堂北2丁目	樋管	池田橋上流50m	市河川課	福井県
41	右	花堂北2丁目	樋管	池田橋上流90m	市河川課	福井県
42	左	花堂中2丁目	樋門	堀保橋上流100m	市河川課	河川課

河川名	21	江端川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	南江守町	樋門（ゲート）	江守橋下流80m	市河川課	河川課
2	左	南江守町	樋管	種池橋下流150m	南江守町自治会長	農村整備課
3	左	南江守町	南江守町揚水機場	清掃センター西端	南江守町自治会長	農村整備課
4	左	南江守町	樋管	収集資源センター裏側	市環境事務所	収集資源センター
5	左	南江守町	樋管	収集資源センター東側	市河川課	河川課
6	左	大島町	樋管	大島橋上流20m		
7	左	大島町	樋管	大島橋上流70m	市河川課	河川課
8	左	大島町	樋管	ハートランドブリッジ下流詰	市河川課	河川課
9	左	大島町	樋管	江端橋下流詰	市河川課	河川課
10	左	江端町	樋門（ゲート）	筋生田橋下流80m	市河川課	河川課
11	左	江端町	樋門	筋生田橋下流40m	市河川課	河川課
12	右	江端町	樋管	筋生田橋下流30m	市河川課	河川課
13	左	江端町	樋門	筋生田橋上流20m	市河川課	河川課
14	左	江端町	樋門	下筋生田橋上流80m	市河川課	河川課
15	左	江端町	樋門	筋生田橋上流135m	市河川課	河川課
16	左	江端町	若宮排水1号樋管	下筋生田橋上流198m	市河川課	河川課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
17	左	江端町	若宮排水2号樋管	下筋生田橋上流335m	市河川課	河川課
18	左	江端町	樋門（ゲート）	福井鉄道福武線上流65m	福井鉄道	河川課
19	右	江端町	樋門	福井鉄道福武線上流75m	福井鉄道	河川課
20	左	江端町	樋門	下荒井橋下流150m	江端町自治会長	農村整備課
21	左	下荒井町	樋門	下荒井橋下流60m	下荒井1丁目自治会長	農村整備課
22	左	下荒井町	樋門	下荒井橋上流100m	下荒井1丁目自治会長	農村整備課
23	左	下荒井町	揚水機場	下荒井橋上流150m	今市町農家組合長	農村整備課
24	左	下荒井町	樋門	下荒井橋上流170m	下荒井1丁目自治会長	農村整備課
25	左	大土呂町	揚水機場	間古毛川合流点下流20m	大土呂町自治会長	農村整備課
26	左	新開町	樋管	間古毛川合流点上流100m	新開町自治会長	農村整備課
27	右	下江守町	下江守町揚水機場	江端川水門上流50m	下江守町自治会長	農村整備課
28	右	種池町	樋門（ゲート）	江守橋上流20m	新種池町自治会長	河川課
29	右	種池町	樋管	種池橋下流50m	種池町自治会長	農村整備課
30	右	種池町	揚水機場	種池橋上流7m	種池町自治会長	農村整備課
31	右	江守中町	淵町揚水機場	江守中橋下流150m	淵町自治会長	農村整備課
32	右	江守中町	樋門	江守中橋下流140m	江守中町自治会長	農村整備課
33	右	江守中町	樋門	江守中橋上流150m	江守中町自治会長	農村整備課
34	右	舞屋町	樋門	舞屋橋下流80m		
35	右	舞屋町	舞屋町排水機場	舞屋橋上流210m	舞屋町自治会長	農村整備課
36	右	大島町	樋門（ゲート）	大島橋下流詰	舞屋町自治会長	農村整備課
37	右	大島町	樋門	大島橋下流詰	市河川課	河川課
38	右	舞屋町	樋門	玉ノ江橋下流150m	市河川課	河川課
39	右	花堂南2丁目	樋門	玉ノ江橋上流詰	市河川課	河川課
40	右	江端町	樋門	江端橋下流詰	市河川課	河川課
41	右	江端町	樋門	若宮橋上流1m	市河川課	河川課
42	右	江端町	樋門	筋生田橋下流120m	市河川課	河川課
43	右	江端町	樋門	筋生田橋下流詰	市河川課	河川課
44	右	江端町	樋門	筋生田橋上流40m	市河川課	河川課
45	右	江端町	筋生田排水樋管	筋生田橋上流212m	市河川課	河川課
46	右	江端町	江橋場川 樋門（ゲート）	筋生田橋上流411m	市河川課	河川課
47	右	下荒井町	芥田川 樋門（ゲート）	下荒井橋上流60m	下荒井1丁目自治会長	河川課
48	右	下河北町	樋門	高橋川合流点	下河北町自治会長	河川課
49	右	下河北町	樋門	国道8号線交差点上流20m	下河北町自治会長	農村整備課
50	右	下河北町	樋管	間古毛川合流点上流100m	下河北町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
51	右	江端町	樋門	福井鉄道福武線上流50m	福井鉄道	河川課
52	左	舞屋町	樋門	舞屋橋南詰	福井鉄道	農村整備課
53	右	舞屋町	放流ゲート	大島橋下流300m（舞屋雨水ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
54	左	江端町	樋門	若宮橋上流35m	市河川課	河川課

河川名	23	高橋川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	大土呂町	樋門（鉄扉）	ひらぬき橋下流50m	大土呂町自治会長	
2	右	大土呂町	樋門（鉄扉）	県立音楽堂歩道橋上流20m	大土呂町自治会長	
3	右	大土呂町	樋管	清勇橋下流50m	大土呂町自治会長	
4	右	大土呂町	樋門（鉄扉）	清勇橋下流200m	大土呂町自治会長	

河川名	24	浅水川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	右	徳尾町	主計用水用水機場	徳尾橋上流100m	主計土地改良区	農村整備課
2	右	徳尾町	樋門（鉄扉）	徳尾橋下流100m	徳尾町自治会長	農村整備課
3	右	徳尾町	閘門	徳尾橋上流400m	主計土地改良区	農村整備課
4	右	徳尾町	閘門	徳尾橋上流200m	主計土地改良区	農村整備課

河川名	26	一乗谷川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	右	浄教寺町	水門（ゲート式）	梅ノ木橋上流20m	浄教寺町自治会長	農村整備課
2	右	東新町	水門（ゲート式）	どんど橋上流5m	東新町自治会長	農村整備課
3	右	東新町	水門（ゲート式）	どんど橋上流6m	東新町自治会長	農村整備課
4	右	東新町	水門（ゲート式）	どんど橋上流7m	東新町自治会長	農村整備課
5	右	東新町	水門（ゲート式）	どんど橋上流8m	東新町自治会長	農村整備課
6	右	東新町	樋管	一本橋下流30m	東新町自治会長	農村整備課
7	左	浄教寺町	水門（ゲート式）	浄教寺橋上流255m	浄教寺町自治会長	農村整備課
8	左	浄教寺町	水門（ゲート式）	浄教寺橋上流253m	浄教寺町自治会長	農村整備課
9	左	浄教寺町	水門（ゲート式）	浄教寺橋上流250m	浄教寺町自治会長	農村整備課
10	左	東新町	水門（ゲート式）	東新橋下流150m	東新町自治会長	農村整備課
11	左	東新町	水門（ゲート式）	東新橋下流155m	東新町自治会長	農村整備課
12	左	東新町	水門（ゲート式）	東新橋下流160m	東新町自治会長	農村整備課
13	左	西新町	樋管	上城戸橋下流2m	西新町自治会長	農村整備課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課(窓口)
14	左	城戸ノ内町	樋管	朝倉大橋上流30m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
15	左	城戸ノ内町	樋管	朝倉大橋下流80m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
16	左	城戸ノ内町	樋管	道福橋上流10m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
17	左	城戸ノ内町	樋管	道福橋上流直下	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
18	左	城戸ノ内町	樋管	ドライブイン戦国下流50m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
19	左	城戸ノ内町	樋管	ドライブイン戦国下流100m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
20	左	城戸ノ内町	水門(ゲート式)	森本輝夫宅下流50m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
21	左	安波賀町	樋管(逆止弁付)	吉川和男宅上流5m	安波賀町自治会長	農村整備課
22	左	安波賀町	樋管(鉄蓋有)	平井賢治宅前上流	安波賀町自治会長	農村整備課
23	右	東新町	樋管(鉄蓋式)	上城戸橋から上流120m	東新町自治会長	農村整備課
24	左	西新町地係	樋管(鉄蓋式)	一乗公民館から上流40m	西新町自治会長	農村整備課
25	右	東新町	樋管(鉄蓋有)	東新橋下流180m	東新町自治会長	農村整備課
26	右	東新町	樋管(鉄蓋有)	一乗稲作生産組合育苗施設より上流30m	東新町自治会長	農村整備課
27	右	城戸ノ内町	樋管(鉄蓋有)	道福橋上流10m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
28	右	城戸ノ内町	樋管(鉄蓋式)	道福橋上流10m	城戸ノ内町自治会長	農村整備課
29	右	東新町	樋管(鉄蓋式)	一本橋下流100m	東新町自治会長	農村整備課
30	右	東新町	樋管(鉄蓋式)	新規橋上流30m	東新町自治会長	農村整備課

河川名	27	鹿俣川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課(窓口)
1	右	西新町	水門(ゲート式)	岩佐土建土場付近	西新町自治会長	農村整備課
2	左	西新町	樋管(鉄蓋式)	一乗川合流点より上流30m	西新町自治会長	農村整備課

河川名	29	荒川				
番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課(窓口)
1	左	勝見1丁目	樋門	セーレン勝見工場前	市河川課	河川課
2	左	勝見1丁目	樋門	吉野橋上流20m	市河川課	河川課
3	左	勝見1丁目	樋門	旭橋下流54m	市河川課	河川課
4	左	勝見1丁目	樋門	旭橋下流橋下	市河川課	河川課
5	左	勝見1丁目	手寄川排水樋門	城勝公園横	市河川課	河川課
6	左	城東2丁目	吐出管	四ッ城橋下流100m(下北野ポンプ場)	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
7	左	城東2丁目	吐出口	四ッ城橋下流100m（下北野ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
8	左	城東3丁目	下北野樋門（ゲート）	成和橋下流50m	市河川課	河川課
9	左	成和1丁目	下北野樋門（ゲート）	成和橋上流50m三井ブレイディング橋北側	市河川課	河川課
10	左	成和1丁目	樋門	竹里橋上流15m	市河川課	河川課
11	左	成和1丁目	樋門	竹里橋上流26m	市河川課	河川課
12	左	成和2丁目	小塚樋門	千徳橋下流10m	上北野東自治会長	河川課
13	左	問屋1丁目	深田樋門（ゲート）	くんとう橋上流詰	上北野東自治会長	河川課
14	左	問屋1丁目	上北野樋門（ゲート）	三井橋上流詰	上北野東自治会長	河川課
15	左	問屋1丁目	上北野樋門（ゲート）	上北野橋下流30m	上北野東自治会長	河川課
16	左	問屋1丁目	上北野樋門（ゲート）	セントポリアマンション前	上北野東自治会長	河川課
17	左	問屋2丁目	上北野樋門（ゲート）	印田水閘下流150m	上北野東自治会長	河川課
18	左	問屋2丁目	問屋団地浄化槽樋門	印田水閘下流15m	問屋団地	河川課
19	左	印田町	印田水閘	御鷹橋下流360m	市河川課	河川課
20	左	印田町	印田樋門	御鷹橋下流200m	印田町自治会長	河川課
21	左	印田町	印田排水口	御鷹橋下流120m	印田町自治会長	農村整備課
22	左	殿下町	樋門	御鷹橋上流5m	殿下町自治会長	農村整備課
23	左	殿下町	樋門	御鷹橋上流240m	殿下町自治会長	農村整備課
24	左	殿下町	樋門（ゲート）	新御鷹橋下流160m	殿下町自治会長	農村整備課
25	左	東今泉町	坂下排水樋門（ゲート）	新御鷹橋上流100m	東今泉町自治会長	農村整備課
26	左	東今泉町	樋門（ゲート）	東今泉橋北農道橋上流40m	東今泉町自治会長	農村整備課
27	左	原目町	樋門（ゲート）	盲学校橋下流140m		
28	右	豊島2丁目	樋門	新設ポンプ場吸水口付近	市河川課	河川課
29	右	豊島2丁目	樋門	吉野橋下流10m	市河川課	河川課
30	右	豊島2丁目	樋門	旭橋下流50m	福井市上下水道局	下水管路課
31	右	日之出3丁目	樋門	日向橋下流詰	福井市上下水道局	下水管路課
32	右	日之出4丁目	古川水門	古川合流点	福井土木事務所	福井県
33	右	松城町	古川樋門	四ッ城橋上流45m	福井土木事務所	福井県
34	右	松城町	赤川樋門（ゲート）	松城町9 - 16江川一志宅前	市河川課	河川課
35	右	松城町	樋門（ゲート）	成和橋下流70m	市河川課	河川課
36	右	松城町	放流ゲート	成和橋下流30m（米松ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
37	右	南四ツ居2丁目	吐出ゲート	旧荒川合流点（南四ツ居雨水ポンプ場）	福井市上下水道局	下水施設課 下水施設管理事務所
38	右	上北野町	樋門	千徳橋下流詰	上北野西自治会長	河川課
39	右	上北野町	樋門	千徳橋上流60m	上北野西自治会長	河川課

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
40	右	上北野町	樋門（ゲート）	くんとう橋上流詰	上北野西自治会長	河川課
41	右	上北野町	樋門（ゲート）	三井橋上流50m	上北野西自治会長	河川課
42	右	河増町	樋門（ゲート）	上北野橋上流10m	河増町自治会長	農村整備課
43	右	河増町	樋門（ゲート）	河増橋上流詰	河増町自治会長	農村整備課
44	右	河増町	樋門（ゲート）	御鷹橋下流180m	河増町自治会長	農村整備課
45	右	東今泉町	樋門（ゲート）	新御鷹橋上流2m	東今泉町自治会長	農村整備課
46	左	東今泉町	樋門	今泉橋上流20m	東今泉町自治会長	農村整備課
47	右	東今泉町	樋門	江尻橋下流3m	東今泉町自治会長	農村整備課
48	右	殿下町	樋門（ゲート）	御鷹橋上流100m	河増町自治会長	農村整備課
49	右	東今泉町	樋管	東今泉橋上流110m	東今泉町自治会長	農村整備課
50	右	東今泉町	樋門（ゲート）	浜の橋下流30m	東今泉町自治会長	農村整備課
51	右	東今泉町	下中樋門（ゲート）	盲学校橋下流110m	下中町自治会長	農村整備課
52	右	下中町	下中水閘（ゲート）	下中橋上流50m	下中町自治会長	農村整備課
53	右	下中町	排水路	下中橋下流10m	下中町自治会長	農村整備課
54	右	下中町	水閘（ゲート）	上中町県量水塔上流詰	上中町自治会長	農村整備課
55	左	原目町	排水樋門	吉の花橋下流150m	芝原用土地利用改良区	芝原用土地利用改良区
56	右	上中町	水閘（ゲート）	原目町2-4-9小林宅上流	上中町自治会長	福井県
57	左	間山町	排水樋門	吉の花橋上流30m	芝原用土地利用改良区	芝原用土地利用改良区

河川名	33	羽生川
-----	----	-----

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	左	薬師町	樋門	越前薬師駅前	薬師町自治会長	農村整備課
2	左	薬師町	樋門	越前薬師駅前	薬師町自治会長	農村整備課

河川名	37	上味見川
-----	----	------

番号	岸別	地係	水閘門等名称	所在地	管理者名	所管課（窓口）
1	右	味見河内町	ゲート式水門	山本宅西側	味見河内町自治会長	農村整備課

## 九頭竜川洪水予報実施要領

近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）と福井地方気象台は、「九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年5月31日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、九頭竜川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙5に定めるとおり運用する。

### 1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井河川国道事務所では河川管理課、福井地方気象台では観測予報室において実施するものとする。

### 2 洪水予報を行う際に用いる資料

九頭竜川、日野川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

### 3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、福井河川国道事務所においては総括保全対策官が、福井地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、福井河川国道事務所と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

### 4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

### 5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなると認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

## 資料4-1

### 6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KB以内とする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

### 7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(中角水位観測所及び、深谷水位観測所においては、)避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

### 8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
    - ① 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
    - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
- なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、福井河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等

## 資料4－1

を行う。

- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。
- ① 機能喪失した福井河川国道事務所で実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表5）で代行する。
  - ② 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

### 9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

### 付 則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

なお、本実施要領の実施に伴い「九頭竜川洪水予報実施要領」（令和4年5月31日）は廃止する。

令和5年5月31日

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 総括保全対策官 森田 一彦

福井地方気象台 防災管理官 和泉 裕幸

付表1 九頭竜川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

## (1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	九頭竜	くずりゅう	福井県大野貝皿	436
九頭竜川	三国	みくに	福井県坂井市三国町平山	34
九頭竜川	勝山	かつやま	福井県勝山市平泉寺町平泉寺86字岡道北	196
真名川	大野	おおの	福井県大野市93字蛇塚四	182
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	128
日野川	武生	たけふ	福井県越前市村国	32
足羽川	美山	みやま	福井県福井市美山町	70
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市豊島	8.8

## (2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	六呂師	ろくろし	福井県勝山市北谷町谷	362
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	120
日野川	瀬戸	せと	福井県南条郡南越前町古木	152
日野川	武生	たけふ	福井県越前市堀川	35
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市花堂南2-14-7	21
足羽川	稲荷	いなり	福井県今立郡池田町稲荷	200

## (3) 国土交通省水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
					m	m	m	m	m
九頭竜川	中角	なかつの	福井県福井市中角町	北緯36度06分09秒 東経136度12分30秒	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00
日野川	深谷	ふかたに	福井県福井市三ツ屋町	北緯36度05分08秒 東経136度11分06秒	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75

## (4) 国土交通省水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
					m	m	m	m
九頭竜川	三国	みくに	坂井市三国町新保	北緯36度12分18秒 東経136度08分46秒	0.90	1.60	3.05	
九頭竜川	布施田	ふせだ	福井県福井市布施田町	北緯36度08分47秒 東経136度09分48秒	3.50	5.00	6.30	
九頭竜川	五松橋	ごまつばし	福井県吉田郡永平寺町松岡神明五松橋	北緯36度05分58秒 東経136度17分53秒	1.50	2.50	4.00	
日野川	久喜津	くきづ	福井県福井市久喜津町	北緯36度03分01秒 東経136度10分13秒	5.50	7.70	10.00	
日野川	三尾野	みおの	福井県福井市三尾野町	北緯36度00分29秒 東経136度09分51秒	—	—	7.00	

資料4-1

付表2 洪水予報の伝達先等

1. 九頭竜川、日野川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当官署	法定伝達機関 ※1
近畿地方整備局水災害予報センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
河川情報センター大阪センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
九頭竜川出張所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
鳴鹿大堰管理所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
足羽川ダム工事事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
九頭竜川ダム統合管理事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
福井県砂防防災課	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所	
福井県危機管理課	気象情報伝送処理システム又は加入電話FAX	福井地方気象台	◎
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台	
NHK福井放送局	気象情報伝送処理システム又は加入電話FAX	福井地方気象台	◎
西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株) ※2	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	福井地方気象台	◎
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台	◎
福井県警察本部	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
北陸電力送配電(株)福井総合制御所	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
関西電力(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
関西電力(株)下荒井ダム	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
福井放送(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
福井テレビ(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
県内ケーブルテレビ機関	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
(株)福井新聞社	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
日刊県民福井(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
朝日新聞福井総局	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
中日新聞福井支社	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
福井エフエム放送(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
京福バス(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
えちぜん鉄道(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○
福井鉄道(株)	防災情報提供システム又は気象庁HP	福井地方気象台	○

※1 法定伝達機関は◎印を示す。

なお、○印の機関は防災情報提供システム(インターネット)によるメール配信(各機関が必要な情報を登録)又は気象庁HPより入手する。

※2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

2. 九頭竜川、日野川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の2)

伝達先	伝達方法	担当官署
福井市危機管理課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
坂井市建設部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
あわら市土木部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
永平寺町総務課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	観測所	6時間流域平均雨量	12時間流域平均雨量	24時間流域平均雨量
九頭竜川	中角水位観測所上流域			100
日野川	深谷水位観測所上流域			80

## 資料4-1

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 福井地方気象台から福井河川国道事務所に通報するもの
  - ア 福井県嶺北地方に発表された注意報・警報
  - イ 府県気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
  - ウ 解析雨量
  - エ 降水短時間予報
  - オ 中角水位観測所・深谷水位観測所上流域の流域平均雨量
- (2) 福井河川国道事務所から福井地方気象台に通報するもの
  - ア 付表1(2)に示す観測所の雨量(前1時間実況)
  - イ 付表1(3)(4)に示す観測所の水位(実況)

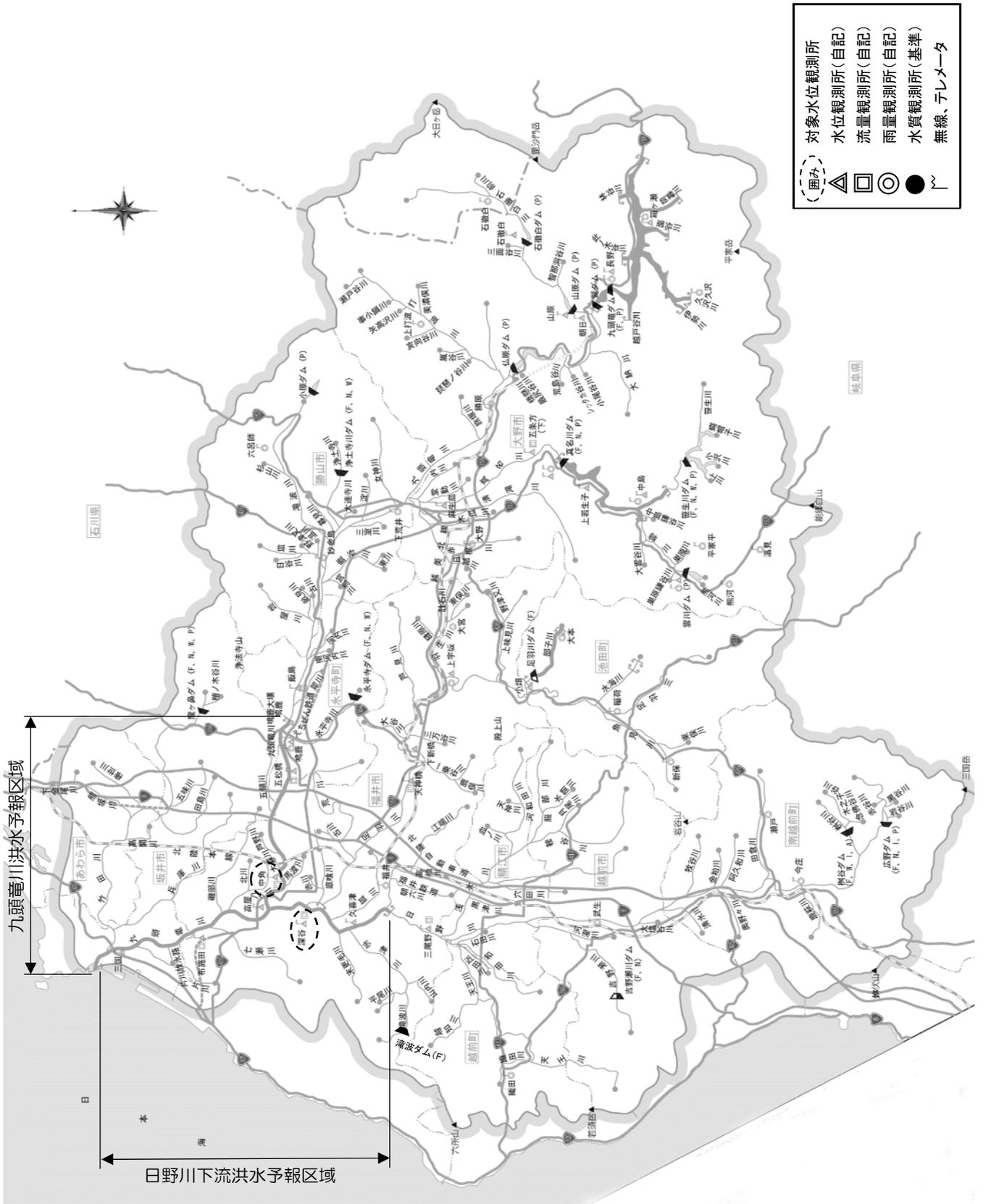
付表5 代行作業担当官署の連絡先

①	代行作業担当部署	連絡先	
	近畿地方整備局水災害予報センター水防企画係	TEL 代表	06-6942-1141
		直通	06-6944-8853
		(夜間直通・平日)	06-6942-2054
		(夜間直通・休日)	06-6942-1191
		マイクロ	86-3866
		FAXマイクロ	86-3799

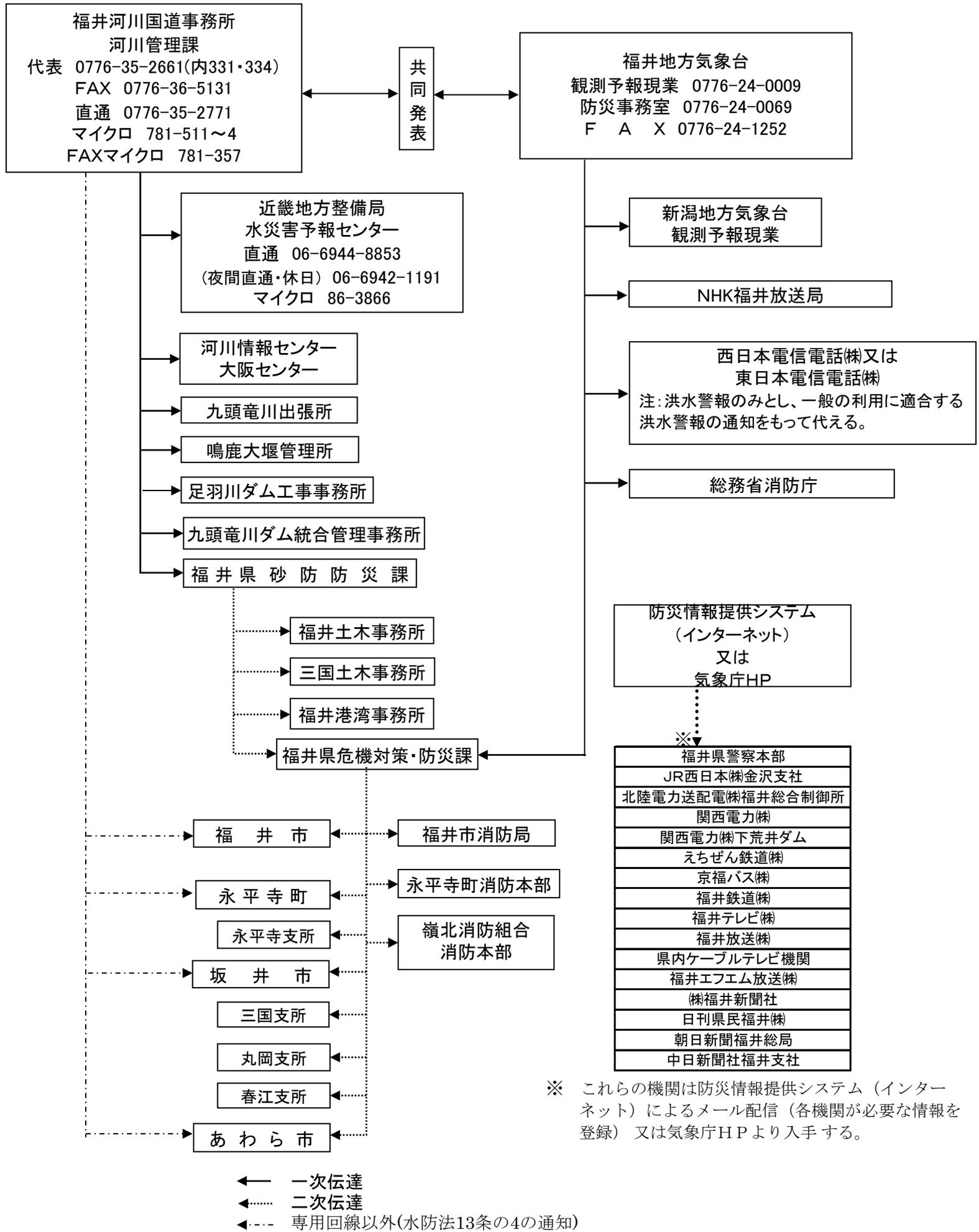
②	代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	TEL	025-281-5871
		FAX	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から福井河川国道事務所に対し、連絡するものとする。

九頭竜川洪水予報区域・日野川下流洪水予報区域及び対象水位観測所位置図



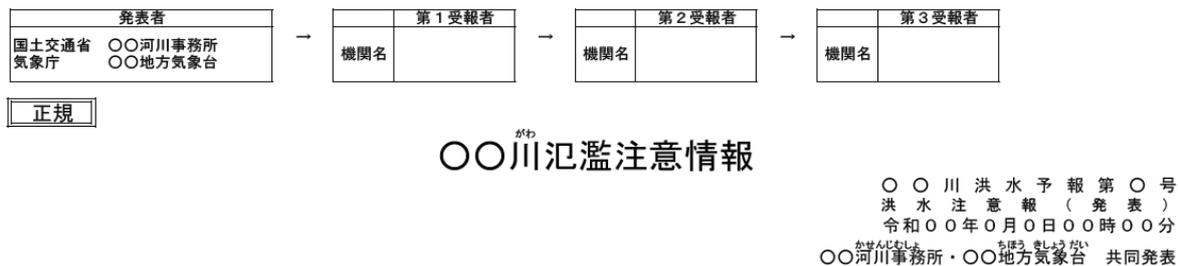
付図2 伝達系統図



注:日野川については、福井河川国道事務所から福井市のみにFAXすること。

# 資料4-1

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川<sup>がわ</sup>では、氾濫注意水位に到達し、  
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>がわ</sup>の〇〇水位観測所（〇〇市<sup>し</sup>〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>がわ</sup>の△△水位観測所（△△市<sup>し</sup>△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>がわ</sup>の□□水位観測所（□□市<sup>し</sup>□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

# 資料4-1

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—

# 資料 4 - 1

氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、
----------------------	--	---	---

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

## 資料 4 - 1

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a> <a href="https://frl.river.go.jp">https://frl.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

## 臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

## 1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と気象台等（気象庁予報部、管区気象台、地方気象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

## 2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区<sup>※1</sup>において、特別警報が警報等へ切り替えられる際<sup>※2</sup>に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

## 3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

## 資料4－1

### 4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

### 5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正規
----

## ○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

### 【主文】

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△.△△m）に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

### （参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）  
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先  
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

### （参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a>	

発表者
国土交通省 ○○河川事務所

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規
----

## ○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

### 【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、避難判断水位(○○○.○○m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

### (参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)  
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位  
(相当換算水位)

×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位  
いつ氾濫してもおかしくない状態  
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

○○○.○○m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者
国土交通省 ○○河川事務所

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規
----

## ○○川氾濫危険情報

○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

### 【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。○  
○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、氾  
濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認す  
るとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

### (参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)  
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、  
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先  
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a>	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正規
----

## ○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

### 【主文】

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

### (参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)  
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先  
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a>	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正規
----

## ○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

### 【主文】

○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△.△△m)を下回りました。

### (参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)  
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先  
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a>	

## 九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、九頭竜川水系足羽川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

### 1．洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

### 2．洪水予報を行う際に用いる資料

足羽川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

### 3．洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

### 4．洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

### 5．洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

### 6．洪水予報の発表

（1）洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2）具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

（3）必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

（4）洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

（5）予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

#### 7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(九十九橋水位観測所においては、) 氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。

#### 8. 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

#### 9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

#### 附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

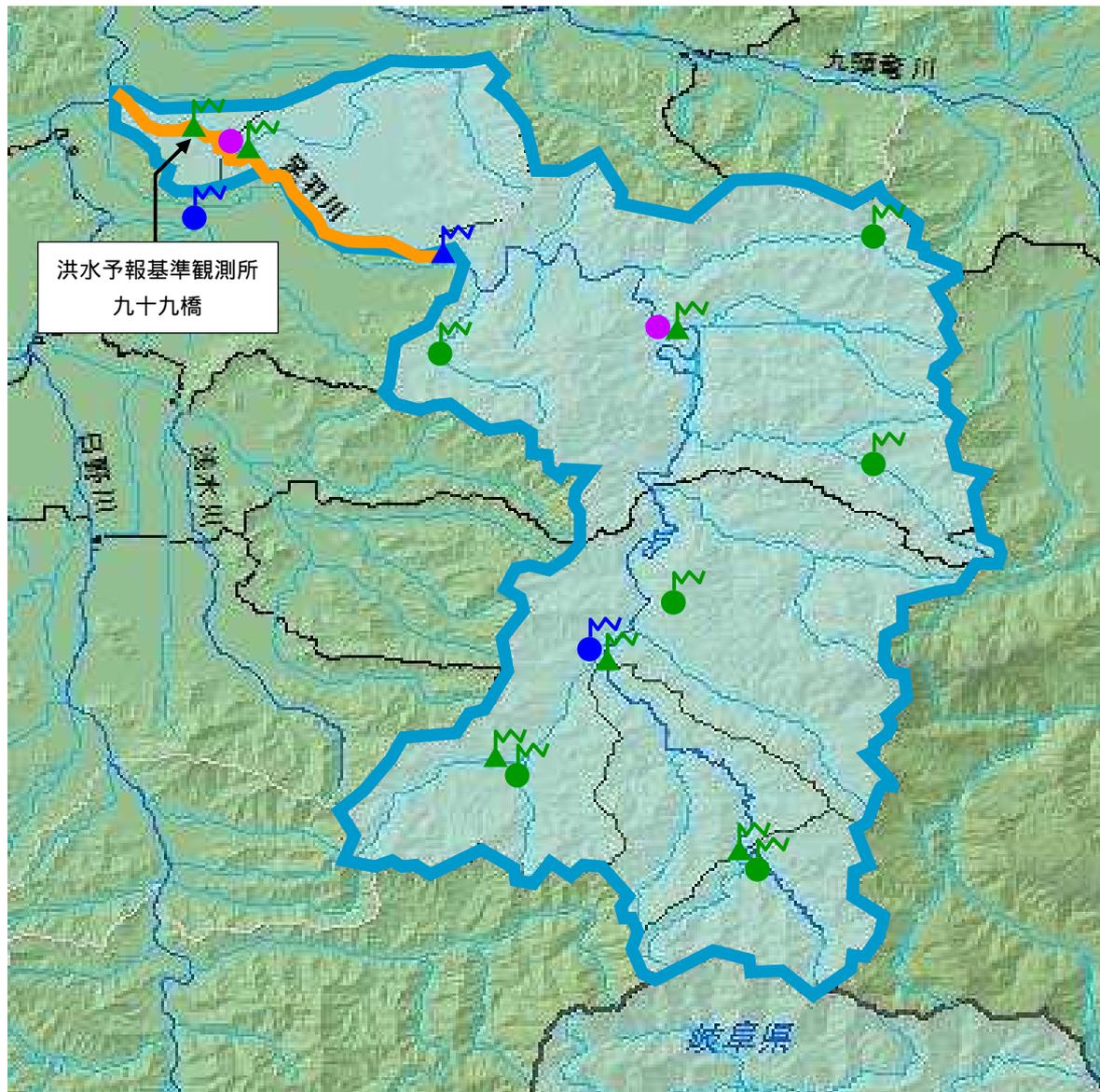
なお、本実施要領の実施に伴い、「九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年6月1日

福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



- 雨量観測所 (県)
- 雨量観測所 (国)
- 雨量観測所 (気)
- ▲ 水位観測所 (県)
- ▲ 水位観測所 (国)
- ㄩ テレメータ
- 洪水予報指定区間



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる足羽川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
足羽川	福井	ふくい	福井市豊島	8.8
	美山	みやま	福井市美山町	70

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
足羽川	福井土木	ふくいどぼく	福井市城東4丁目
	吉野	よしの	永平寺町上吉野
	城戸内	きどうち	福井市東新町17字5-1
	河内	こうち	池田町河内
	神当部	かんとべ	福井市神当部町18字久保田
	金見谷	かなみだに	池田町藪田74字11-3
	新保	しんぼ	池田町新保
	皿谷	さらだに	福井市西中町18字日焼62

(3) 福井県水位観測所(基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	氾濫する可能性 のある水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位	
足羽川	九十九 橋	つくも ばし	N 36° 03' 47" E136° 12' 41"	福井市照手 1丁目1番	3.50	4.80	6.80	7.40	8.40

(4) 福井県水位観測所(基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
足羽川	河内	こうち	N 35° 49' 40" E136° 23' 09"	池田町河内	-	-	-	-
	稲荷	いなり	N 35° 53' 19" E136° 20' 33"	池田町稲荷	2.50	2.90	3.50	3.80
	朝谷	あさだに	N 35° 59' 54" E136° 21' 32"	福井市朝谷町	1.20	2.50	2.70	3.50
荒川	荒川	あらかわ	N 36° 03' 19" E136° 13' 19"	福井市勝見	6.50	8.30	-	10.50
魚見川	新保	しんぼ	N 35° 51' 25" E136° 18' 27"	池田町新保	1.70	3.00	-	4.40

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機管理課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
福井土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
福井市	〃	〃

NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	6時間雨量
足羽川	九十九橋水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺北地域に発表された注意報・警報(水防活動用)
- イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、6時間先)までの特別予測  
足羽川 九十九橋

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

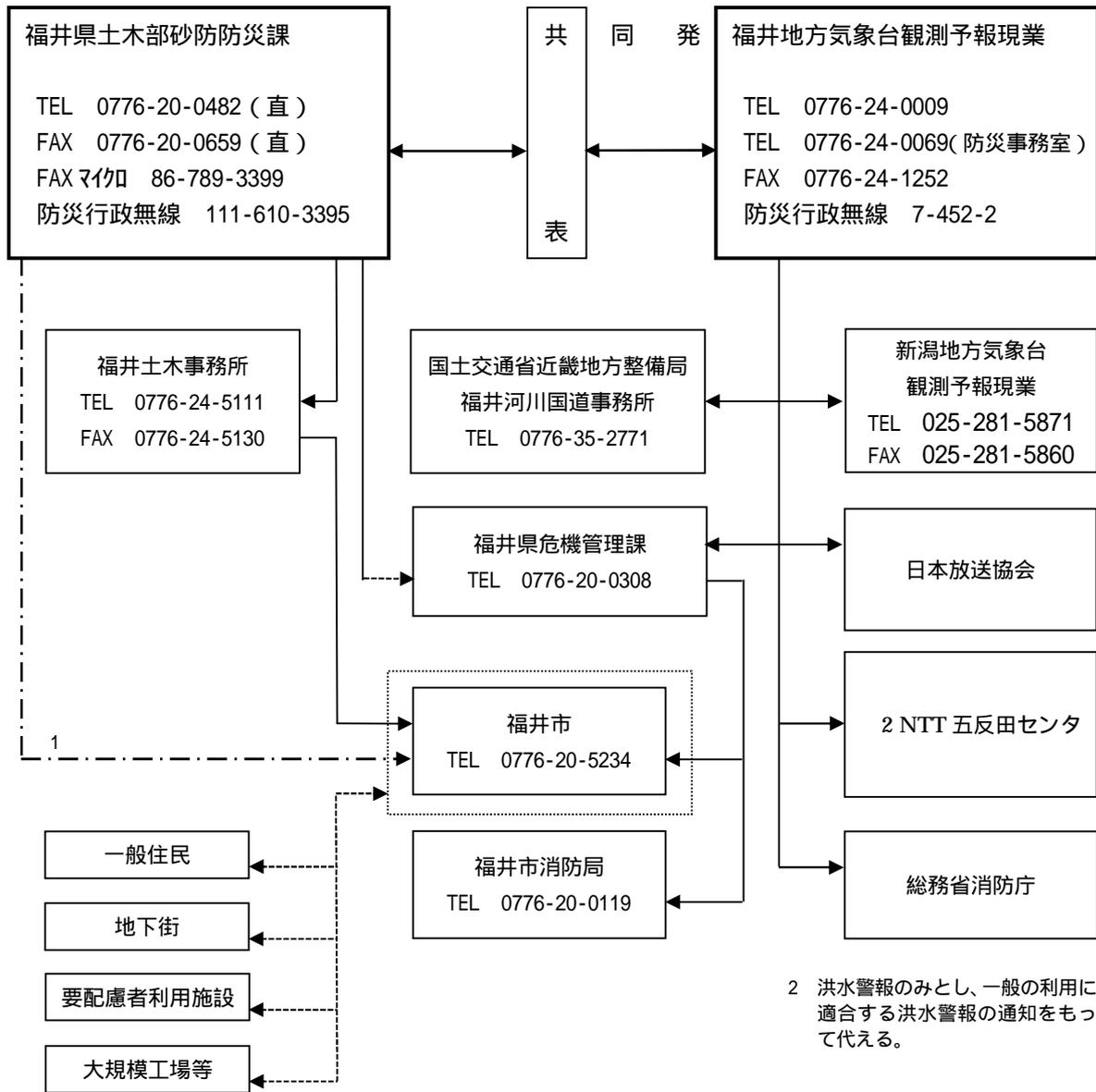
- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)  
足羽川 福井土木、吉野、城戸内、河内、神当部、金見谷、新保、皿谷
- イ 次の観測所水位(実況)  
足羽川 九十九橋、河内、稻荷、朝谷  
荒川 荒川  
魚見川 新保

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
新潟地方気象台観測予報現業	T E L	025-281-5871
	F A X	025-281-5860

福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合

は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。  
 付図2 洪水予報の伝達系統図



1 水防法 13 条の 4 の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ

発表者	
福井県	土木部 砂防防災課
気象庁 福井地方気象台	

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

## 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水警戒報  
 令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分  
 福井県土木部砂防防災課・福井地方気象台 共同発表

(見出し) **【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】**

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

流域	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	***				
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	***				
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	***				
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	***				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により、「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m<sup>3</sup>/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで  左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ 気象庁ホームページ	<a href="https://sabo.pref.fukui.lg.jp/">https://sabo.pref.fukui.lg.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/">http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課  
気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-20-0482  
電話：0776-24-0009

## 九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、九頭竜川水系日野川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

### 1．洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

### 2．洪水予報を行う際に用いる資料

日野川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

### 3．洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

### 4．洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

### 5．洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

### 6．洪水予報の発表

（1）洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2）具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

（3）必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

（4）洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

（5）予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

#### 7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(糺橋水位観測所においては、) 氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。

#### 8. 情報システム障害時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

#### 9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

#### 附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

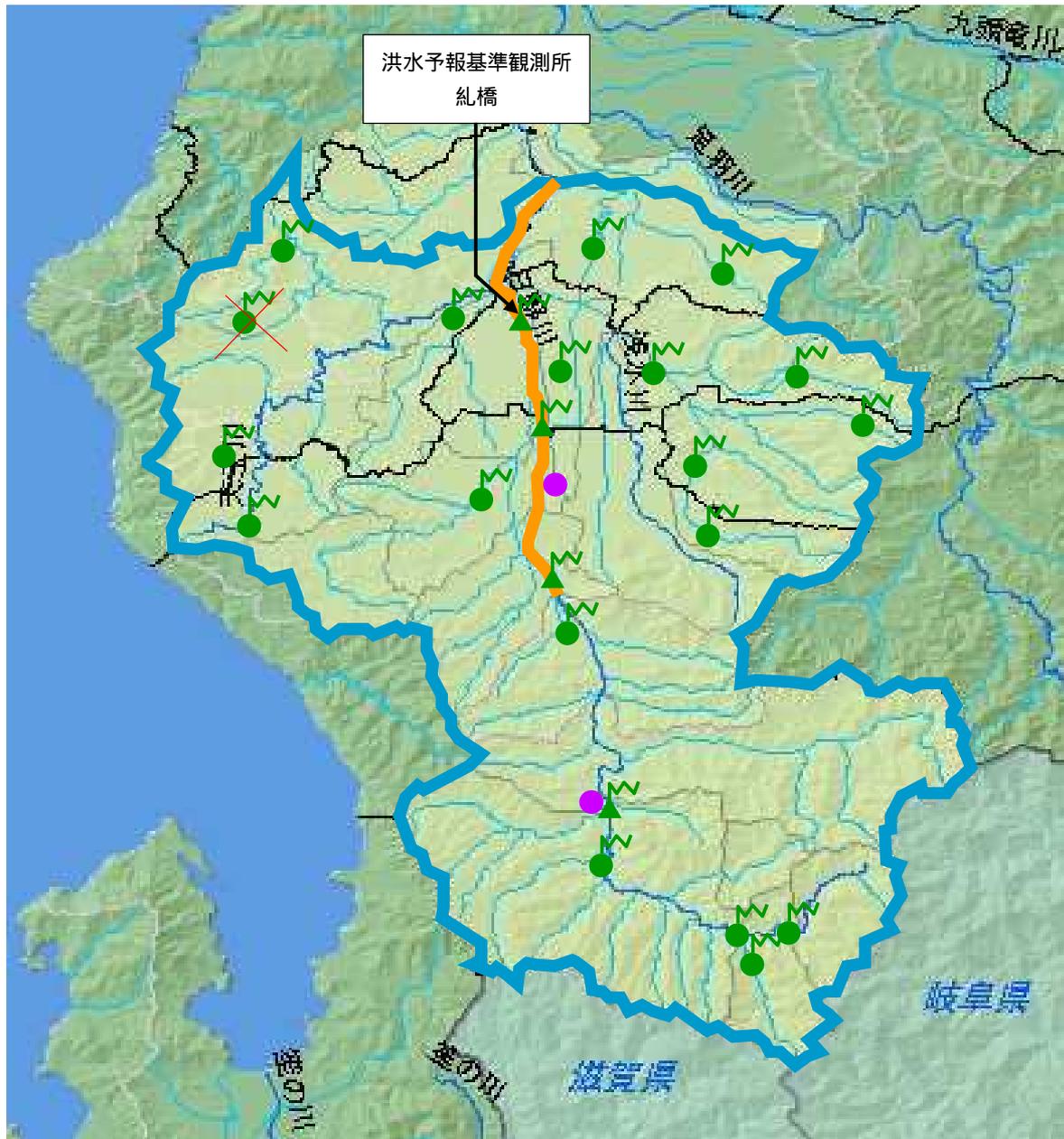
なお、本実施要領の実施に伴い、「九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年6月1日

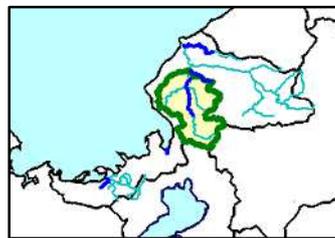
福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



- 雨量観測所 (県)
- 雨量観測所 (国)
- 雨量観測所 (気)
- ▲ 水位観測所 (県)
- ▲ 水位観測所 (国)
- ⚡ テレメータ
- 洪水予報指定区間



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる日野川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
日野川	武生	たけふ	越前市村国	32
	今庄	いまじょう	南越前町今庄	128

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
日野川	西山	にしやま	鯖江市西山町13-1
	丹南土木	たんなんどぼく	越前市上太田町42-1-1
	広野ダム	ひろのだむ	南越前町広野
	二ツ屋	ふたつや	南越前町広野
	岩谷	いわや	南越前町岩谷
	安保	あぼ	福井市安保町2字181
	脇本	わきもと	南越前町脇本25字19番地
	荒井	あらい	南越前町荒井
江端川	大味	おおみ	福井市東大味町
鞍谷川	粟田部	あわたべ	越前市粟田部町
	松成	まつなり	鯖江市松成9字156の2番地
	余川	よかわ	越前市余川町37字8-3
天王川	鯖江丹生分庁舎	さばえにゅうぶんちょうしゃ	越前町気比庄
	白山	しらやま	越前市都辺町36字84
	小曾原	おぞわら	越前町小曾原123字1-17
河和田川	北中	きたなか	鯖江市北中町17字
服部川	相木	あいのき	越前市相木町20字1
越智川	上糸生	かみいとう	越前町上糸生川字30

(3) 福井県水位観測所(基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位	
日野川	糺橋	ただすばし	N 35° 58' 23" E136° 10' 02"	鯖江市糺町	3.20	4.20	4.60	5.50	6.80

(4) 福井県水位観測所(基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
日野川	家久(鯖江)	いえひさ(さばえ)	N 35° 55' 34" E136° 10' 32"	越前市家久町	2.00	2.50	-	4.00
日野川	中平吹	なかひらふき	N 35° 51' 45" E136° 10' 53"	越前市中平吹町	2.50	3.50	-	4.00

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機管理課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
福井土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
丹南土木事務所	〃	〃
丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	〃	〃
福井市	〃	〃
鯖江市	〃	〃
越前市	〃	〃
越前町	〃	〃

NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	4時間雨量 (実況3時間+予想1時間)
日野川	糺橋水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

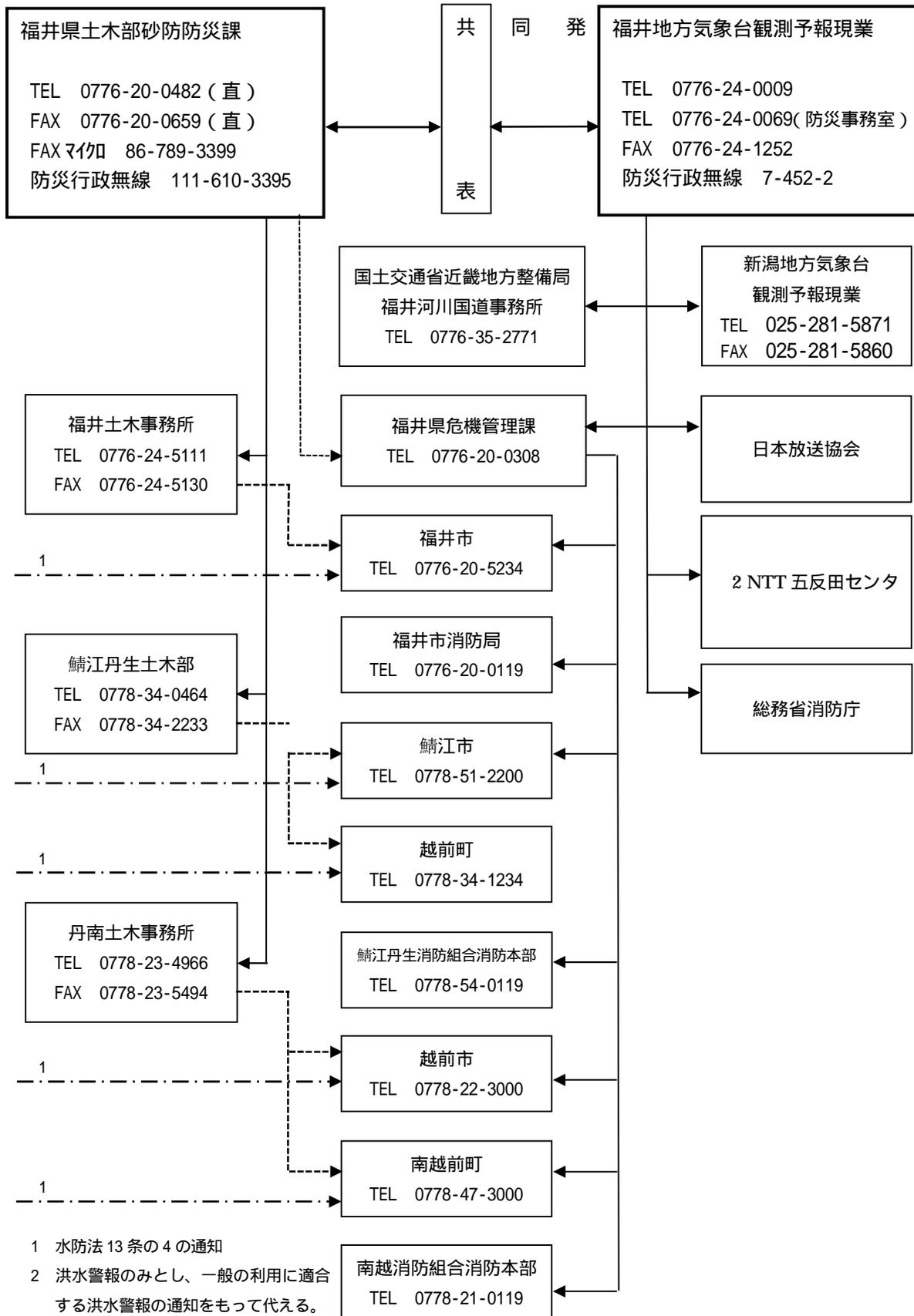
- (1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの
- ア 福井県嶺北地域に発表された注意報・警報(水防活動用)
  - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
  - ウ 解析雨量
  - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
  - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、6時間先)までの特別予測  
日野川 糺橋
- (2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)  
日野川 西山、丹南土木、広野ダム、二ツ屋、岩谷、安保、脇本、荒井  
江端川 大味  
鞍谷川 栗田部、松成、余川  
天王川 鯖江丹生分庁舎、小曾原、白山  
河和田川 北中  
服部川 相木  
越智川 上糸生
  - イ 次の観測所水位(実況)  
日野川 糺橋、中平吹、家久(鯖江)

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	T E L
F A X		025-281-5860

福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ

発表者	
福井県 土木部 砂防防災課	
気象庁 福井地方気象台	

-

第1受報者	
機関名	

-

第2受報者	
機関名	

-

第3受報者	
機関名	

正規

### 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警戒報  
令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分  
福井県土木部砂防防災課・福井地方気象台 共同発表

(見出し) **【警戒レベル3相当情報【洪水】】**

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分~0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分~0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)		水防回 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	00日00時00分の状況	***				
	00日01時00分の予測	***				
	00日02時00分の予測	***				
	00日03時00分の予測	***				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により、「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m<sup>3</sup>/s))

観測所名	〇〇水位観測所	
	〇〇市、〇〇市、〇〇町	
レベル4 はん濫危険水位※	***	
レベル3 避難判断水位※	***	
レベル2 はん濫注意水位	***	
レベル1 水防団待機水位	***	
受け持ち区間	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで	右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	左岸 右岸 福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	<a href="https://sabo.pref.fukui.lg.jp/">https://sabo.pref.fukui.lg.jp/</a>	<a href="http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/">http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/</a>
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課

電話：0776-20-0482

気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-24-0009

資料4 - 4 福井県避難判断水位（特別警戒水位）発表様式

【    】	(            )川 氾濫警戒情報 第    号 避難判断水位情報
【    】	(            )川 氾濫危険情報 第    号 氾濫危険水位(    )(特別警戒水位)情報
【    】	(            )川 氾濫発生情報 第    号 氾濫発生情報

令和    年    月    日    時    分  
福 井 県            土 木 事 務 所 長 発 表

**本            文**

(            )川、(            )地点の水位は、    月    日    時    分現在    m    cm

となり	{	(    ) 避難判断水位を越えて上昇していますから 水防管理者_____は、嚴重な警戒をしてください。
		(    ) 氾濫危険水位（特別警戒水位）を越えて上昇していますから 水防管理者_____は、さらに嚴重な警戒をしてください。
		(    ) (            )川、(            )付近より氾濫しました。

【発信者用】

発信機関	FAX番号	通知時間	発信者	備考
土木事務所	- -	時 分		
水防本部	0776-20-0659	時 分		
市	- -	時 分		
x町	- -	時 分		

【受信確認用】

発信機関	FAX番号	通知時間	受信者	備考
水防本部	0776-20-0659	時 分		
市	- -	時 分		
x町	- -	時 分		
x町	- -	時 分		
福井河川国道事務所	0776-36-5131	時 分		
ダム事務所	- -	時 分		
警察本部 警備課	0776-28-0193	時 分		水防本部用
危機管理課	0776-22-7617	時 分		
JR敦賀保線区	0770-22-4575	時 分		8:00 ~ 18:00
JR金沢施設指令	076-253-5273	時 分		18:00 ~ 8:00
福井地方气象台	0776-24-1252			
報道関係機関	避難判断・氾濫危険 水位連絡系統図 を参照 (第40図)			NHK、福井テレビ、 福井放送、福井エフエム 放送、福井新聞社、 日刊県民福井、 朝日新聞、中日新聞

氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

（注）確認後、受信者名に記入の上、発信者までFAXで返信して下さい。

## 九頭竜川・北川水防警報実施要領

### 第1条 目的

本要領は水防法第16条の第1項及び第4項の規定に基づき、九頭竜川、北川の水防警報を適切に実施することを目的とする。

### 第2条 河川及び区域

水防警報を実施する河川及び区間は、次表のとおりとする。

水系名	河川名		区 域		最終告示
九頭竜川	九頭竜川	幹 川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海に至る31.2km 右岸 同県同郡同町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海に至る31.2km		国土交通省告示 第438号 平成18年3月31日
	九頭竜川	支 川 日野川	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで11.0km 右岸 同県同市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで11.0km		
北 川	北 川	幹 川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海に至る15.2km 右岸 同県同郡同町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海に至る15.2km		
	北 川	支 川 遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで1.3km 右岸 同県同市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで1.3km		

### 第3条 対象水位観測所

水防警報を実施する対象水位観測所及びその諸元は次表のとおりとする。

水系名	河川名	観測所名	位 置		零点高	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	氾 濫 危 険 水 位	計画高 水 位
			地 先 名	標 高					
九頭竜川	九頭竜川	中角	福井県 福井市中角町	河口より 18.2km	TP±0.00	5.00	7.50	9.10	10.00
	日野川	深谷	福井県 福井市三ツ屋町	河口より 18.0km	TP±0.00	4.00	6.00	7.50	8.75
北 川	北 川	高塚	福井県 小浜市高塚	河口より 3.7km	TP±0.00	5.20	6.80	7.70	8.667

### 第4条 発表者及び連絡先

水防警報の発表者、連絡先及び連絡方法は次表のとおりとする。

また、発表した場合は、近畿地方整備局長に報告する。

水系名	河川名	対 象 観測所	発 表 者			連 絡 先			連絡方法
			機関名	責任者	担当者	機関名	責任者	担当者	
九頭竜川	九頭竜川	中 角	福井河川 国道事務所	事務所長	河川管理 課長	福井県	知事	砂防防災 課長	マイクロ 789-3395 TEL21-1111
	日野川	深 谷							
北 川	北 川	高 塚							



福井県砂防防災課 防災情報専用 E-mail  
[sabo@pref.fukui.lg.jp](mailto:sabo@pref.fukui.lg.jp)

**第5条 警戒区域及び関係水防管理団体**

対象水位観測所毎の警戒区域及び関係水防管理団体は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	岸 別	警戒区域	関係水防管理団体
九頭竜川	中 角	左岸	福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで	永平寺町・福井市・坂井市
		右岸	福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで	永平寺町・福井市・坂井市
日野川	深 谷	左岸	福井県福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで	福井市
		右岸	福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで	福井市
北 川	高 塚	左岸	福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで	若狭町・小浜市
		右岸	福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで	若狭町・小浜市
遠敷川	高 塚	左岸	福井県小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで	小浜市
		右岸	福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで	小浜市

**第6条 種別及び発令の基準**

水防警戒の種別及び発令の基準は次のとおりとし、状況に応じて夫々の段階を発令する。

また、水位等の状況を通知する必要があるときは、別途水防情報を適時発令する。

なお、観測施設の故障、損傷等によって水防警戒を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

階 級	警戒の種類	内 容	
		九頭竜川流域	北川流域
第一段階	待 機	気象予報及び上流の雨量状況等を考慮して水防作業が必要と推定し、要員を待機させるとき。	気象予報及び上流の雨量状況等を考慮して水防作業が必要と推定し、要員を待機させるとき。

第二段階	準備	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の招集準備、幹部の出動等に関するもので気象予報及び上流の雨量状況により水防団待機水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の招集準備、幹部の出動等に関するもので気象予報及び上流の雨量状況により水防団待機水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第三段階	出動	水防団員の出動に関するもので上流の雨量状況により氾濫注意水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。	水防団員の出動に関するもので上流の雨量状況により氾濫注意水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第四段階	解除	水防作業の必要なしと推定したとき。	水防作業の必要なしと推定したとき。
適宜	水防情報	水防活動上必要な水文情報を通知する。	水防活動上必要な水文情報を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			

津波時の水防警報の種類、内容及び発表基準。

種類	内容	発令基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業が必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第7条 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位をもとにおおむね次の時期に発表する。

警報の種類	九頭竜川	日野川	北川
	中角	深谷	高塚
待機	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前
準備	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前
出動	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前
解除	水位が氾濫注意水位以下になり水防作業を必要としなくなったとき		
水防情報	適宜		
地震による堤防の漏水、沈下又は津波が発生したとき。			

(注) 但し、待機・準備は省略することがある。

発表者
国土交通省

第 1 受報者
機関名

第 2 受報者
機関名

第 3 受報者
機関名

--

## 水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

国土交通省 発表

(現 況)

九頭竜川の水位観測所（中角）の水位は、水防団待機水位程度の見込みです。

九頭竜川の中角水位観測所（福井市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

(被災状況)

被災

(発 表)

水防機関は準備してください。

発表フリーテキスト

(特 記)

特記フリーテキスト

九頭竜川の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除

(参考資料)

水位観測所（ ）

受け持ち区間：

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp">http://www.river.go.jp</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先  
国土交通省

電話：

(内線)

( ) 川 水防警報 第 号

令和 年 月 日 時 分  
福 井 県 土 木 事 務 所 長 発 表

本 文

( ) 川、( ) 地点の水位は、 月 日 時 分現在 m cm

- となり
- ( ) 水防団待機水位（通報水位）を越えて上昇していますから水防管理者\_\_\_\_\_は、水防機関に対し、準備体制に入るよう連絡してください。
  - ( ) 氾濫注意水位（警戒水位）を越えて上昇していますから水防管理者\_\_\_\_\_は、水防機関に対し、出動体制に入るよう連絡してください。
  - ( ) 水防団待機水位（通報水位）以下に低下していますので水防警報を解除します。

【発信者用】

発信機関	FAX番号	通知時間	発信者	備考
土木事務所	- -	時 分		
県砂防防災課	0776-20-0659	時 分		
市	- -	時 分		
x 町	- -	時 分		

【受信確認用】

発信機関	FAX番号	通知時間	受信者	備考
水防本部	0776-20-0659	時 分		
市	- -	時 分		
x 町	- -	時 分		
x 町	- -	時 分		
福井河川国道事務所	0776-36-5131	時 分		}
福井地方气象台	0776-24-1252	時 分		
ダム事務所	- -	時 分		
警察本部 警備課	0776-28-0193	時 分		} 水防本部用
危機管理課	0776-22-7617	時 分		
JR敦賀保線区	0770-22-4575	時 分		8:00 ~ 18:00
JR金沢施設指令	076-253-5273	時 分		18:00 ~ 8:00
	- -	時 分		

(注) 確認後、受信者名に記入の上、発信者までFAXで返信して下さい。

## 水 防 警 報

種類	待機・出動・解除			
発表河川		基準水位観測所		第 号
日時	令和 年 月 日 時 分			
番号	発 表 内 容			
1	令和 年 月 日 時 分に津波警報（大津波・津波）が発表され、沿岸では mの津波が予想されています。			
	津波到着時刻は 沿岸 で 日 : 頃と予想されています。			
	今後の水防活動に備え、水防団員の安全を確保し待機して下さい。			
2	沿岸に発表されていた津波警報（大津波・津波）は令和 年 月 日 時 分に、解除されました。			
	水防機関は出動し水防活動を行ってください。 引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
3	巡視等により被害が確認されなかった（もしくは応急復旧等が終了した）ので水防警報を解除します。			

緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

## 福井市内雨量観測所一覧表

令和5年4月1日現在

観測者	水系名	河川名	観測所名	観測所所在地	観測所緯度			観測所経度			観測方法
					度	分	秒	度	分	秒	
国	九頭竜川	足羽川	福井	福井市花堂南2-14-7 福井河川国道事務所内	36	02	03	136	12	39	自記テレ
気象庁	-	-	福井	福井市豊島2-5-2	36	03	20	136	13	21	-
気象庁	-	-	越廼	福井市居倉町	36	00	43	135	59	29	-
気象庁	-	-	美山	福井市美山町	35	59	58	136	21	34	-
福井土木	九頭竜川	足羽川	福井土木	福井市城東4丁目	36	03	28	136	14	28	有線テレ
福井土木	九頭竜川	江端川	大味	福井市東大味町	35	59	26	136	15	24	無線テレ
福井土木	九頭竜川	足羽川	城戸内	福井市東新町17字5-1	35	59	17	136	17	22	無線テレ
福井土木	九頭竜川	大味川	殿下	福井市風尾町6-24	36	02	00	136	02	55	有線テレ
福井土木	九頭竜川	芦見川	皿谷	福井市西中町18字日焼62	36	01	42	136	24	45	有線テレ
福井土木	九頭竜川	九頭竜川	浄土寺	福井市浄土寺町28字48-1	36	08	33	136	09	13	無線テレ
福井土木	-	-	国見岳	福井市奥平国見岳吉平山	36	05	07	136	05	16	無線テレ
福井土木	九頭竜川	未更毛川	本堂	福井市本堂町12字1-2	36	03	33	136	08	10	無線テレ
福井土木	九頭竜川	日野川	安保	福井市安保町2字181	36	00	47	136	11	57	無線テレ
福井土木	九頭竜川	足羽川	神当部	福井市神当部町18字久保田	35	57	14	136	25	52	有線テレ
福井土木	-	-	蒲生	福井市蒲生町1-88 福井市越廼総合支所	36	02	20	136	00	47	無線テレ
福井土木	九頭竜川	志津川	小羽	福井市小羽町27-1	36	01	56	136	08	09	無線テレ

## 福井市内河川水位等観測所一覧表

## (1) 電話応答観測所

区分	番号	河川名	岸別	観測所位置	観測所名	種別	水防団待機水位 (m) [通報水位]	氾濫注意水位 (m) [警戒水位]	避難判断水位 (m) [特別警戒水位]	氾濫危険水位 (m) [危険水位]	計画高水位 (m)	所 属	備 考
国土 交通省	1	九頭竜川	右	中角町地係	中 角	自 記 テレメ-タ 電子ロガー	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00	福井河川国道事務所	電話自動応答(55-0564) 河合分遣所(消専)、河川管理課 (35-2771)
福 井 県	2	荒 川	P	勝見1丁目地係	荒 川	無線テレ 電話応答	6.50	8.30		10.50		福井土木事務所	電話自動応答(26-9200・21-2854) 荒川ポンプ場(35-6806)
	3	江 端 川	右	下江守町地係	江端川水門	無線テレ 電話応答	5.70	6.20		8.00		福井土木事務所	電話自動応答(36-9200・21-2854) 福井土木事務所(24-5111)
	4	狐 川	P	角折町地係	狐 川	無線テレ	3.40	4.30		7.00		福井土木事務所	狐川排水機場(36-9700) 電話自動応答(21-2854)

## (2) その他の観測所

区分	番号	河川名	岸別	観測所位置	観測所名	種別	水防団待機水位 (m) [通報水位]	氾濫注意水位 (m) [警戒水位]	避難判断水位 (m) [特別警戒水位]	氾濫危険水位 (m) [危険水位]	計画高水位 (m)	所 属	備 考
国土 交通省	1	九頭竜川	右	高屋町地係	高 屋	自 記 テレメ-タ 電子ロガー					8.20	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
	2	九頭竜川	左	布施田町地係 (布施田橋地係)	布施田	自 記 テレメ-タ 電子ロガー	3.50	5.00			6.30	福井河川国道事務所	鶉分遣所(消専) 福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
	3	日 野 川	右	三尾野町地係	三尾野	テレメ-タ 電子ロガー					7.00	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
	4	日 野 川	右	久喜津町地係 (久喜津橋東詰 上流100m)	久喜津	自 記 テレメ-タ 電子ロガー	5.50	7.70			10.00	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
	5	日 野 川	右	三ツ屋町地係	深 谷	自 記 テレメ-タ 電子ロガー	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
	6	足 羽 川	左	脇三ヶ町地係	天神橋	自 記 テレメ-タ 電子ロガー						福井河川国道事務所	福井河川国道事務所河川管理課 (35-2771)
福井 県	7	足 羽 川	橋梁 地覆	照手1丁目1-1	九十九橋	無線テレ	3.50	4.80	6.80	7.40		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	8	足 羽 川	左	朝谷町地係	朝 谷	有線テレ	1.20	2.50	2.70	3.50		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	9	荒 川	右	河増町地係	河 増	無線テレ	2.50	2.70		3.60		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	10	荒 川	橋脚	原目町16-8-1	原 目	無線テレ	1.20	1.30	1.40	1.70		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	11	江 端 川	左	江端地係	江 端	無線テレ	1.70	2.60	3.20	3.90		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	12	狐 川	右	若杉地係	若 杉	無線テレ	2.90	3.70		5.10		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)

区分	番号	河川名	岸別	観測所位置	観測所名	種別	水防団待機水位 (m) [通報水位]	はん濫注意水位 (m) [警戒水位]	避難判断水位 (m) [特別警戒水位]	はん濫危険水位 (m) [危険水位]	計画高水位 (m)	所 属	備 考
福井 県	13	底 喰 川	右	文京5丁目	上 里	無線テレ	3 . 3 0	3 . 8 0		5 . 1 5		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	14	芳 野 川	右	上野本町地係	上森田	無線テレ	6 . 3 0	7 . 0 0		8 . 0 8		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	15	朝六ツ川	左	安保町地係	安 保	無線テレ	6 . 8 0	7 . 2 0		8 . 2 0		福井土木事務所	福井土木事務所(24-5111) 電話自動応答(21-2854)
	16	七 瀬 川	左	内山梨子町地係	内山梨子	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	17	古 川	左	松城町地係	松城	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	18	志 津 川	右	和田町地係	志津川橋	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	19	一乗谷川	右	西新町地係	上城戸橋	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	20	七 瀬 川	左	荒谷町地係	荒 谷	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	21	江 端 川	橋上	徳光町地係	桃垂橋	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	22	志 津 川	左	大森町地係	宮前橋	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	23	八ヶ川	左	二日市町地係	二日市町	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	24	羽 生 川	右	大宮町地係	大宮町	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計
	25	東 俣 川	右	東俣町地係	東俣	無線テレ						福井土木事務所	危機管理型水位計

## 資料 7 - 1

## 協定用水、水門及び管理者

河川及び 用 水	水閘名称	所在地	用水管理者住所	連絡先
芝原用水	松岡水閘	永平寺町松岡 芝原 1 丁目	幾久町 8 - 2 5  芝原用水土地 改良区理事長	事務所 2 3 - 6 2 8 6
十郷用水 河合春近 用 水	樋爪水閘	永平寺町松岡 樋爪	坂井町長畑 7 - 1 - 3  十郷用水土地 改良区理事長	事務所 6 6 - 0 3 4 6  鳴鹿堰堤 6 6 - 3 1 3 0
足羽川	足羽川 頭首工	安波賀中島町	安波賀中島町 2 - 2 - 1  足羽川堰堤土地 改良区連合理事長	連合事務所 4 1 - 4 1 3 2
滝波川	滝波ダム	笹谷町	大手 3 丁目 1 0 - 1  福井市長	福井市 農村整備課 2 0 - 5 4 4 0

福井市管内外排水機場設備等一覧表

河川名	河川又は水路名	名称	所在地	水防団待機水位 (通報水位) (m)	稼働水位 (m)	管理主体	連絡先	施設の規模	排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
九頭竜川 (左)	片川	片川排水機場	三国町横越	0.60	0.75	九頭竜川左岸用水 土地改良区	事務所 83-0156	横型斜流・横軸斜流 1,350mm 3基 電動機 220Kw 3基	12.0	
九頭竜川 (右)	八ヶ川	八ヶ川	坂井市春江町高江	2.10	2.70	河合春近土地改良区	事務所 23-6286	横軸斜流 1,350mm 2基 電動機 280Kw 2基	8.2	
九頭竜川 (左)	天満川	天満川排水ポンプ	天菅生町 5 - 8	3.20	4.50	福井市河川課	市役所 20 - 5492	水中ポンプ 250A×8.0 m <sup>3</sup> /min×10.0m×22kw 2基	0.3	
九頭竜川 (左)	田の谷川	大安寺	岸水町 16-29-2	4.50	5.00	福井市農村整備課	市役所 20-5440	横軸斜流 900mm 2基 電動機 110Kw 2基	3.2	
九頭竜川 (左)	落合排水	落合	黒丸町 1-1-1	3.90	5.00	"	市役所 20-5440	横型斜流 600mm 2基 電動機 75Kw 2基 直流発電機 1Kw 1基	2.0	
九頭竜川 (左)	馬渡川	馬渡川	舟橋新町 2-6-1	5.00	5.25	"	市役所 20-5440	横軸斜流 1,000mm 1基、800mm 1基 電動機 150Kw 1基、100Kw 1基	3.6	
九頭竜川 (左)	千成寺川	千成寺川 雨水ポンプ場	舟橋町 16-84	6.50	7.10	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 900mm 電動機 104Kw 2基、 ゲートポンプ 700mm 電動機 75Kw 2基	5.23	
九頭竜川 (左)	寄場川	寄場川	寺前町 1-31-1	7.50	7.95	福井市農村整備課	市役所 20-5440	横軸斜流 1,200mm 1基、1,000mm 1基 電動機 180Kw 1基、120Kw 1基 除塵機 1基	5.7	
日野川 (右)	底喰川 (右)	底喰雨水 ポンプ場	地藏堂町 12-51	2.60	4.00	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	横軸斜流 1,500mm ディーゼルエンジン 430ps 1基、 立軸斜流 1,200mm ディーゼルエンジン 380ps 2基 立軸軸流 600mm ディーゼルエンジン 36ps 1基	12.3	
日野川 (右)	底喰川 (左)	底喰川 排水機場	三ツ屋町 26-28-1	3.00	4.00	福井市農村整備課	市役所 20-5440	横軸斜流 1,350mm 電動機 230Kw 3基	12.7	
日野川 (右)	狐川	狐川	角折町	3.80	4.30	福井土木事務所	事務所 24-5110 ポンプ場 24-5110 (内線)76	電業者 1,500mm 横型軸斜流 ポンプニイガタディ - ゼルエンジン 780ps 4基、 75KV/210V ヤンマ - ディ - ゼル 108ps 1基(自家発) 高圧 6.6KV-75KVA 発電 1式 10t 半電動クレン 1基	20.0	水防団待機・稼働 水位調整 0.7m、 はん濫注意水位 4.50m、 はん濫危険水位 7.0m
日野川 (右)	江端川 (左)	江端川 (県営)第1 排水機場	江守の里 1丁目	5.70	6.20	"	事務所 24-5113(内線)190 福井市河川課 20-5492	エバラ 1,800mm 横型斜流ポンプ ニイガタディ - ゼル 500ps,750ps 3基 110KVA/210V ヤンマ - ディ - ゼル 108ps 1基 高圧 6.6KV-110KVA 受電 1式 自動式除じん機、ベルトコンベア 1基 10.5t 電動クレン 1基	22.2	建設省水位測定値との 調整差 1.70m あり
日野川 (右)	江端川 (左)	江端川 (県営)第2 排水機場	江守の里 1丁目			"	事務所 34-1015 福井市河川課 20-5492	エバラ 1,800mm 立型斜流ポンプ ニイガタディ - ゼル 700ps 3基 110KVA/210V 日野ディーゼル 220ps 1基 高圧 6.6KV-110KVA 受電 1式 自動式除じん機、ベルトコンベア 3基 25.5t 電動クレン 1基	22.2	
江端川 (左)	南江守排水	江守の里 排水機場	江守の里 1丁目			福井市河川課 (福井市農村整備課)	市役所 20-5492 ポンプ場 35-9199	立軸斜流 800mm 3基 ヤンマ - ディ - ゼルエンジン 162Kw 1基 220PS1 基 除塵機 1基 電動機 1基	4.3	
江端川 (左)	若宮 1号 排水	若宮排水 1号ポンプ	江端町 1 2 字	2.20	6.55	福井市河川課	市役所 20-5492	水中ポンプ 300A×10.0 m <sup>3</sup> /min×9m×22kw 2基 300A×12.0 m <sup>3</sup> /min×4.8m×22kw 1基	0.5	
江端川 (左)	若宮 2号 排水	若宮排水 2号ポンプ	江端町 1 2 字	2.20	6.55	"	市役所 20-5492	水中ポンプ 250A×6.0 m <sup>3</sup> /min×5.6m×11 Kw 1基	0.1	

河川名	河川又は水路名	名称	所在地	水防団待機水位 (通報水位) (m)	稼働水位 (m)	管理主体	連絡先	施設の規模	排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
江端川 (右)	筋生田排水	筋生田排水 1号ポンプ	江端町7字	2.20	6.55	福井市河川課	市役所 20-5492	水中ポンプ 300A×10.0 m <sup>3</sup> /min×9m×22kw 1基 300A×12.0 m <sup>3</sup> /min×4.8m×22kw 1基	0.3	
江端川 (右)	江橋場川	筋生田排水 2号ポンプ	江端町18字	2.20	6.55	"	市役所 20-5492	水中ポンプ 250A×6.0 m <sup>3</sup> /min×6.4m×11kw 1基	0.1	
荒川 (右)	松城排水	松城排水 樋門	松城町		7.30	"	市役所 20-5492	水中ポンプ 350A×17.5 m <sup>3</sup> /min×6.3m×37kw 1基	0.3	
荒川 (右)	丸山赤川	丸山赤川 ポンプ	松城町		7.52	"	市役所 20-5492	水中ポンプ 150A×4.2 m <sup>3</sup> /min×6.4m×15kw 1基	0.07	
日野川 (右)	南居排水	南 居	南居町11-26		5.60	福井市農村整備課	市役所 20-5440	横型軸流 900mm 2基、電動機 75Kw 2基	3.7	
日野川 (右)	三花排水	三 花	三尾野町5-51	3.50	7.75	"	市役所 20-5440	横軸斜流 700mm 2基、電動機 75Kw 2基	2.0	
日野川 (右)	新田排水	新 田	安竹町4字			"	市役所 20-5440	横型軸流 800mm 2基、電動機 45Kw 2基	2.7	
日野川 (右)	江口川	社 北 排水機場	東下野町8-125		4.86	社土地改良区	事務所 35-9779	横型軸流 1350mm 1基、1000mm 1基 電動機 2基	6.6	
足羽川 (右)	荒 川 (右)	荒川第1 排水機場	勝見1丁目 (木田橋北詰)	6.50	8.30	福井土木事務所	事務所 24-5113 ポンプ場 24-5110 (内線)370	日立 1,800mm 立型軸流ポンプ 1基 ニイガタディーゼル 780PS 1基 150KVA/210V ニイガタ 210ps 2基 高圧 6.6KV-100KVA 受電 1式 自動式除じん機、ベルトコンベア 3基 16/3.2t 伝導トロリ式クレン 1基	8.34	
足羽川 (右)	荒 川 (左)	荒川第2 排水機場	勝見1丁目				"	事務所 24-5113 ポンプ場 24-5110 (内線)371	日立 1,800mm 横型軸流ポンプ 1基 ニイガタディーゼル 390PS 4基 100KVA/210V 日野ディーゼル 139ps 1基(自家発) 高圧 6.6KV-105KVA 受電 1式 走行式除じん機、ベルトコンベア 1基 7.5t 半電動クレン 1基	33.36
足羽川 (右)	公共下水道	佐佳枝 ポンプ場	中央2丁目8 3		1.80	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 600mm 電動機 130kW 2基、 立軸斜流 1800mm ガスタービン 1300kW 1基	11.20	
足羽川 (右)	"	照 手 ポンプ場	照手1丁目16-11		3.30	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 800mm 電動機 90kW 2基	2.80	
足羽川 (右)	"	水 越 ポンプ場	光陽4丁目11-21		1.80	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 900mm ディーゼルエンジン 340ps 3基	5.10	
足羽川 (右)	"	出 作 ポンプ場	勝見3丁目26-1		2.50	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 900mm ディーゼルエンジン 320ps 1基 立軸斜流 800mm ディーゼルエンジン 230ps 2基	4.76	
足羽川 (右)	JR 高架施設 排水	高架排水 ゲートポン プ場	中央2丁目5 15		5.65	"	日野川浄化センター 26-5701	ゲートポンプ 500mm 電動機 45kW 1基	0.5	
足羽川 (右)	和 田 幹線排水	和 田	和田中町51字		9.92	福井足羽土地改良区	事務所 41-3575	横軸斜流 600mm 2基 電動機 30Kw 2基	1.4	
足羽川 (左)	公共下水道	足 羽 ポンプ場	左内町7-1		1.60	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	立軸軸流 800mm 電動機 90kW 2基	2.80	

河川名	河川又は水路名	名称	所在地	水防団待機水位(通報水位)(m)	稼働水位(m)	管理主体	連絡先	施設の規模	排水量(m <sup>3</sup> /s)	備考
足羽川(左)	公共下水道	加茂河原ポンプ場	明里町 11-22		3.40	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 2,000mm ディーゼルエンジン 1800kW 1基 立軸斜流 900mm 電動機 355kW 2基	12.96	R6.3.27 供用開始
足羽川(左)	"	木田ポンプ場	春日 1丁目 16-13		6.00	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 700mm ディーゼルエンジン 140ps 2基	2.00	
足羽川(左)	"	木田東ポンプ場	春日 3丁目 416		7.00	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 700mm 電動機 60kW 2基	2.00	
足羽川(左)	六条幹線排水	下馬	下馬町 39字		9.43	福井足羽土地改良区	事務所 41-3575	横軸斜流 1,000mm 2基 電動機 120Kw 2基	5.0	
足羽川(左)	板垣川	板垣 2丁目ポンプ	板垣 2丁目		7.33	福井市河川課	市役所 20-5492	水中ポンプ 200A×4.5 m <sup>3</sup> /min×15.7m×22kw 1基	0.075	
足羽川(左)	板垣川	板垣 3丁目ポンプ	板垣 3丁目		7.78	"	市役所 20-5492	水中ポンプ 200A×4.5 m <sup>3</sup> /min×11.9m×18.5kw 1基	0.075	
荒川(右)	公共下水道	米松ポンプ場	松城町 13-1		1.50	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 1,100mm ディーゼルエンジン 375ps 2基	5.18	
荒川(右)	旧荒川(都市下水路)	南四ッ居雨水ポンプ場	南四ッ居 2丁目 17-8		4.00	"	日野川浄化センター 26-5701	横軸斜流 1,350mm ディーゼルエンジン 260ps 1基	3.73	
荒川(左)	公共下水道	下北野ポンプ場	城東 2丁目 16-4		2.80	"	日野川浄化センター 26-5701	水中ポンプ(コラム式) 700mm 60kW 2基	2.00	
底喰川(右)	"	上里ポンプ場	文京 5丁目 3-20		2.00	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 1,300mm ディーゼルエンジン 230ps 3基	11.0	
底喰川(左)	"	乾徳ポンプ場	乾徳 4丁目 8-1		2.30	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 1,200mm 電動機 190kW 2基	6.00	
底喰川(左)	"	松本排水ポンプ場	松本 3丁目 15		2.20	"	日野川浄化センター 26-5701	水中ポンプ 400mm 22kW 2基	0.50	
七瀬川(右)	江上排水	江上	島山梨子町	2.90	3.20	福井市農村整備課	市役所 20-5440	横軸斜流 800mm 2基 電動機 75Kw 2基	2.8	
浅水川(右)	三尾野排水	三尾野出作	三尾野町 22字	3.50	8.30	"	市役所 20-5440	立型軸流 600mm 1基 電動機 45Kw 1基 (ロ-タリ-レ-キ-式) 1基	0.8	
江端川(右)	都市下水路	舞屋雨水ポンプ場	舞屋町 10-901		6.00	福井市上下水道局 下水施設課 下水施設管理事務所	日野川浄化センター 26-5701	スクリュ-2,700mm ガスタービン 230ps 1基	2.38	
狐川	公共下水道	福町雨水ポンプ場	福新町 1802		0.80	"	日野川浄化センター 26-5701	立軸斜流 450mm 電動機 26kW 1基 水中ポンプ 350mm 22kW 1基	0.73	
日野川	十郷排水路	十郷排水機場	片山町		5.60	清水土地改良区	事務所 98-8830	ポンプ 1,500mm 4基 発動機 309 k w 4基	20.3	
日野川		大廻排水機場	片粕町		4.75	"	事務所 98-8830	ポンプ 1,000mm 1基 ポンプ 800mm 1基 発動機 166 k w 1基 発動機 130 k w 1基	4.0	

## 福井市下水道ポンプ場運転管理要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、福井市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が管理又は受託する下水ポンプ場及び樋門（以下、「ポンプ場」という。）の運転管理に関する事項を定めるものとする。

### (対象とするポンプ場)

第2条 ポンプ場は、別表1のとおりとする。

### (管理体制)

第3条 ポンプ場の管理体制は、別図1のとおりとする。

### (ポンプ場の維持、運転管理)

第4条 ポンプ場の運転操作及び維持管理は、上下水道局が発注する下水道施設運転維持管理業務包括委託の受注者（以下、「委託業者」という。）が行うものとする。

2 国土交通省福井河川国道事務所（以下、「国交省」という。）及び福井県福井土木事務所（以下、「福井県」という。）から受託した施設（以下、「受託施設」という。）の運転操作及び日常点検は、委託業者が行うものとし、年次点検及び他の維持管理は、国交省又は福井県が行うものとする。

3 委託業者は、緊急連絡体制、運転管理保守上必要な事項及び図面等を整え、操作要領、手順及び動作特性について熟知理解し、福井市下水道ポンプ場運転管理要領を遵守するものとする。

4 委託業者は、気象情報等をもとに、降雨量及び流入量の予想並びに河川水位により合流ポンプ場及び雨水ポンプ場の機能が最大限に発揮できるように対応すること。

5 日野川及び足羽川の水位が待機水位に達した時、下水施設管理事務所職員は、国交省及び福井県と連絡を密に取り、その指示内容を委託業者に指示するものとする。

6 委託業者は、日野川又は足羽川の水位が待機水位に達したとき、現場待機を行い下水施設管理事務所職員の指示に従い、受託施設の操作を行うものとする。

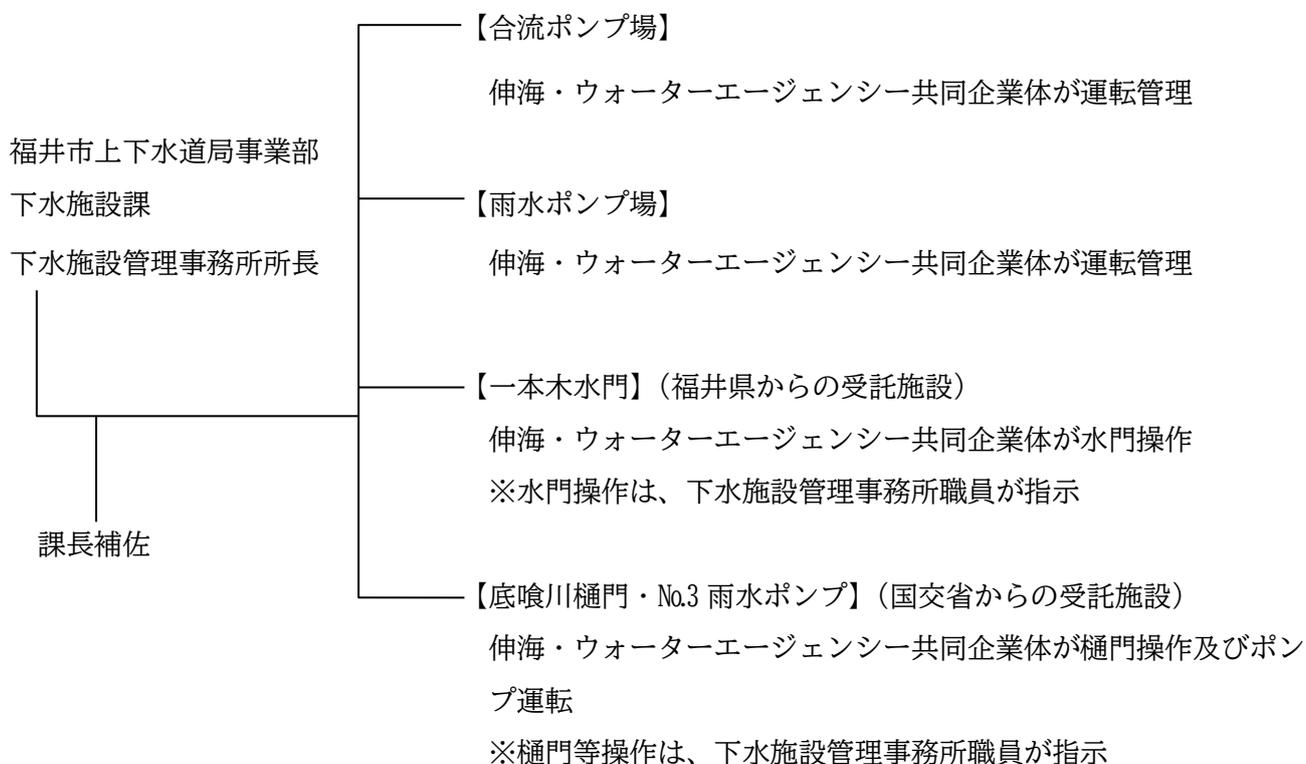
7 運転管理者は、異常な事態や緊急な事態が発生したとき、下水施設管理事務所、国交省又は福井県に報告し、その指示に従い、災害防止に努めること。

別表 1

【合流ポンプ場】	【雨水ポンプ場】
米松ポンプ場	照手ポンプ場
出作ポンプ場	舞屋雨水ポンプ場
加茂河原ポンプ場	南四ツ居雨水ポンプ場
上里ポンプ場	下北野ポンプ場
水越ポンプ場	福町雨水ポンプ場
足羽ポンプ場	千成寺川雨水ポンプ場
佐佳枝ポンプ場	底喰雨水ポンプ場 (国交省からの受託施設以外)
乾徳ポンプ場	木田ポンプ場
	木田東ポンプ場
	高架排水ゲートポンプ場
	松本排水ポンプ場
【国土交通省からの受託施設】	【福井土木事務所からの受託施設】
底喰川樋門	一本木水門
底喰雨水ポンプ場 No. 3 雨水ポンプ、除塵機	

別図 1

## 令和 6 年度 福井市下水道ポンプ場管理体制



## 福井市下水道ポンプ場運転管理要領

————— 【米松ポンプ場】 【出作ポンプ場】 【加茂河原ポンプ場】 【上里ポンプ場】 —————  
【水越ポンプ場】 【足羽ポンプ場】 【乾徳ポンプ場】 【佐佳枝ポンプ場】

### 『平常時』

- ① 委託業者は、電気、沈砂池設備、雨水ポンプ設備及び燃料残量の点検を行い、雨水ポンプ運転に備えること。
- ② 委託業者は、発電機等の点検を行い、停電時に備えること。
- ③ 委託業者は、河川放流ゲート、自然放流ゲート及び逆流防止扉の点検を行い、降雨に備えること。

### 『降雨時』

ポンプ井の水位により雨水ポンプが自動運転する。

- ① 委託業者は、遠方監視装置により各機器の運転状況を確認し、状況により現場に出動し、目視、触手及び聴音により雨水ポンプの原動機、減速機及びポンプ本体等、状態の確認を行うこと。
- ② 委託業者は、遠方監視装置にて故障が表示された時は、直ちに現場に出動し対応すること。

### 『緊急時』

委託業者は、異常な事態や緊急な事態が発生した時、下水施設管理事務所に連絡し、その指示に従い、災害防止に努めること。

### 『停電時』

停電が発生した時、委託業者は、現場に出動し、自家発電装置の運転状況又は高圧受電の自動切替状況（足羽ポンプ場）、雨水ポンプ運転状況及び異常故障等の有無を確認すること。

————— 【南四ツ居雨水ポンプ場】 【照手ポンプ場】 【木田ポンプ場】 —————  
【木田東ポンプ場】 【底喰雨水ポンプ場】

### 『平常時』

- ① 委託業者は、電気、沈砂池設備、雨水ポンプ設備、燃料残量等の点検を行い、雨水ポンプ運転に備えること。
- ② 委託業者は、発電機等の点検を行い、停電時に備えること。
- ③ 委託業者は、河川放流ゲート、自然放流ゲート、逆流防止扉及び樋門等の点検を行い、河川水位上昇に備えること。

### 『河川水位上昇時』

- ① 委託業者は、ポンプの運転が必要と予想されるときは現場に出動し、ポンプ場ごとに設定した運転水位に沿って各機器の運転操作を行うこと。
- ② 委託業者は、雨水ポンプ運転状況及び異常故障等の有無を確認すること。

### 『緊急時』

委託業者は、異常な事態や緊急な事態が発生した時、下水施設管理事務所に連絡し、その指示に従い、災害防止に努めること。

### 『停電時』

停電が発生した時、委託業者は、現場に出動し、自家発電装置の運転状況、雨水ポンプ運転状況及

び異常故障等の有無を確認すること。

—————【舞屋雨水ポンプ場】【下北野ポンプ場】【千成寺川雨水ポンプ場】—————  
【福町雨水ポンプ場】【松本排水ポンプ場】【高架排水ゲートポンプ場】

『平常時』

- ① 委託業者は、電気、雨水ポンプ設備及び燃料残量の点検を行い、雨水ポンプ運転に備える。
- ② 委託業者は、発電機等の点検を行い、停電時に備えること。
- ③ 委託業者は、河川放流ゲート、流入ゲート及びバイパスゲートの点検を行い、降雨又は河川水位上昇に備えること。

『降雨時又は河川水位上昇時』

ポンプ井又は河川の水位により雨水ポンプが自動運転する。

- ① 委託業者は、河川水位上昇により雨水ポンプが自動運転した場合、遠方監視装置又は通報装置により雨水ポンプ等の運転状況、各ゲート開閉状態を確認すること。
- ② 委託業者は、遠方監視装置又は通報装置にて故障の表示又は通報を受けた時、直ちに出勤し対応すること。

『緊急時』

委託業者は、異常な事態や緊急な事態が発生した時、下水施設管理事務所に連絡し、その指示に従い、災害防止に努めること。

『停電時』

停電が発生した時、委託業者は、現場に出勤し、自家発電装置の運転状況（舞屋雨水ポンプ場）又は、高圧受電の自動切替状況（千成寺川雨水ポンプ場）、雨水ポンプ運転状況及び異常故障等の有無を確認すること。ただし、雨水ポンプ運転時以外の停電の場合は、後日確認でも構わないものとする。

—————【底喰川樋門・底喰雨水ポンプ場 No. 3 雨水ポンプ・除塵機】国交省からの受託施設—————

『平常時』

- ① 委託業者は、雨水ポンプ設備の点検を行い、雨水ポンプ運転に備えること。
- ② 委託業者は、底喰川樋門の点検を行い、河川水位上昇に備えること。

『河川水位上昇時』

- ① 委託業者は、日野川の水位が待機水位に達したとき、底喰川樋門に待機し、下水施設管理事務所の指示により樋門、No. 3 雨水ポンプ及び除塵機の運転操作を行うこと。また、運転操作の際には、他のポンプ（受託施設以外）の運転台数の調整を行うこと。
- ② 委託業者は、定期的に内側及び外側樋門の水位の観測を行うこと。

『緊急時』

- ① 異常な事態や緊急な事態が発生した時、委託業者は、下水施設管理事務所に、下水施設管理事務所は国交省に連絡し、それぞれの指示に従い、災害防止に努めること。

—————【一本木水門】福井県からの受託施設—————

『平常時』

- ① 委託業者は、一本木水門の点検を行い、河川水位上昇に備えること。

『河川水位上昇時』

- ① 委託業者は、足羽川の水位が待機水位に達したとき、一本木水門に待機し、下水施設管理事務所の指示により水門の操作を行うこと。また、水門の操作の際には、木田東ポンプ場の運転操作を行う。
- ② 委託業者は、定期的に内側及び外側水門の水位の観測を行うこと。

『緊急時』

- ① 異常な事態や緊急な事態が発生した時、委託業者は、下水施設管理事務所に、下水施設管理事務所は福井県に連絡し、それぞれの指示に従い、災害防止に努めること。

## 福井市下水道排水ポンプ設置運転体制

福井市上下水道事業部が風水害による浸水対策として浸水常襲地区に設置した緊急排水ポンプの維持管理及び応急的に設置する応急排水ポンプの運転等について水害予防上必要な事項を次のとおり定める。

1. 緊急排水ポンプ及び応急排水ポンプの設置箇所は次表のとおりとする。
2. 排水ポンプの運転、管理体制は 3. 排水ポンプの運転管理及び下水道水防実施マニュアルのとおりとする。
3. 排水ポンプの運転管理

### 『平常時』

- ①緊急排水ポンプのポンプピット、電気、ポンプ設備を定期的に点検し、運転に備える。
- ②応急排水ポンプ運転の委託業者は排水ポンプ及び発動発電機等について常に点検整備を行い、浸水時に備える。

### 『水防体制構築時』

- ①緊急排水ポンプの稼働状況及び周辺の浸水状況を必要に応じパトロール調査する。
- ②気象情報等に応じ、応急排水ポンプ運転委託業者に出動の準備を指示する。
- ③浸水パトロールを行う。
- ④応急排水ポンプの設置について関係機関に連絡する。
- ⑤気象情報等に応じ、水防従事職員は応急排水ポンプの委託業者にポンプの設置を指示する。
- ⑥応急排水ポンプ車の稼働については、浸水状況及び放流先の状況を把握し、二次災害発生等の危険性がないことを確認した上で排水ポンプの運転を指示する。
- ⑦水防従事職員は、事故発生時には関係機関に連絡し、的確な指示を受け二次災害防止に努めること。
- ⑧気象情報等において、以降の降雨予測がないことを確認した上で、水防従事職員は、排水ポンプの運転停止または撤去を指示し、関係機関に連絡する。

## 緊急・応急排水ポンプ等設置箇所

### 1. 緊急・応急排水ポンプ

	種 別	設置場所	型 式	口 径	能力	台数	放流先
①	緊急排水ポンプ	みのり4丁目	着脱式水中ポンプ	φ200mm	4.5 m <sup>3</sup> /分	1台	社雨水幹線
②	〃	〃	〃	〃	〃	1台	〃
③	〃	西木田3丁目	〃	〃	3.0 m <sup>3</sup> /分	1台	公共下水道
④	〃	月見4丁目	〃	〃	4.5 m <sup>3</sup> /分	1台	社雨水幹線
⑤	〃	〃	固定式水中ポンプ	φ150mm	2.7 m <sup>3</sup> /分	1台	〃
⑥	〃	みのり1丁目	着脱式水中ポンプ	φ150mm	3.1 m <sup>3</sup> /分	1台	公共下水道
⑦	〃	日光2丁目	水中ポンプ	φ200mm	4.0 m <sup>3</sup> /分	1台	玉川(底喰川)
⑧	〃	〃	着脱式水中ポンプ	φ80mm	0.85 m <sup>3</sup> /分	1台	〃
⑨	〃	〃	〃	φ200mm	5.1 m <sup>3</sup> /分	1台	〃
⑩	〃	松本4丁目	〃	φ100mm	1.0 m <sup>3</sup> /分	1台	田原川(底喰川)
⑪	〃	〃	〃	φ100mm	1.0 m <sup>3</sup> /分	1台	〃
⑫	〃	加茂河原2丁目	〃	φ150mm	2.5 m <sup>3</sup> /分	1台	公共下水道
⑬	〃	月見5丁目	〃	φ200mm	5.0 m <sup>3</sup> /分	1台	社雨水幹線
1	応急排水ポンプ	みのり1丁目	水中ポンプ	φ200mm		1台	公共下水道
2	〃	西木田3丁目	〃	φ200mm		1台	〃
3	〃	日光2丁目	〃	φ100mm		1台	〃
	排水ポンプ車	(格納)境浄化センター外	-	-	20 m <sup>3</sup> /分 10 m <sup>3</sup> /分	3台 1台	公共下水道等

\* 緊急排水ポンプはマンホールピットに水中ポンプを設置し水位フロートスイッチによる自動排水運転を行う。

\* 応急排水ポンプは既設のマンホールまたは雨水占用の新設マンホールピットに応急的に水中ポンプを設置し、排水を行う。

### 2. 貯留施設

No.	貯留施設	設置箇所	貯 留 量	規 格
①	雨水貯留槽	町屋2丁目	340 m <sup>3</sup>	2.4m×7m×22m
②	〃	町屋3丁目	210 m <sup>3</sup>	2.2m×3m×35m
③	雨水貯留管	松本4丁目	780 m <sup>3</sup>	2.8m×2.8m×99.5m
④	〃	田原1丁目	570 m <sup>3</sup>	φ1,500mm×319m

No.	貯留施設	設置箇所	貯留量	規格
⑤	雨水貯留管	西木田2丁目ほか	1,400 m <sup>3</sup>	φ1,500mm×652m、 φ800mm×455m
⑥	〃	春日1丁目ほか	2,000 m <sup>3</sup>	φ2,000mm×629m
⑦	〃	月見5丁目ほか	12,700 m <sup>3</sup>	φ3,750mm×1,150m
⑧	〃	南四ッ居2丁目	800 m <sup>3</sup>	φ1,800mm×269m
⑨	〃	文京1丁目	480 m <sup>3</sup>	φ1,650mm×195m
⑩	〃	日光2丁目	800 m <sup>3</sup>	φ1,100mm×718m
⑪	〃	城東2丁目ほか	1,930 m <sup>3</sup>	φ2,000mm×174m φ1,650mm×135.1m φ2,400mm×243.7m
⑫	雨水貯留槽	大願寺3丁目	2,320 m <sup>3</sup>	892 m <sup>2</sup> ×2.5m

## 福井市耕地排水機場等防災体制

### 福井市耕地排水機場等管理要領

#### (目的)

第1条 この要領は、福井市が管理している地域排水機場及び水閘門（以下「排水機場等」という。）の管理について、水害予防上必要な事項を定めることを目的とする。

#### (管理人・運転操作人及び連絡先表示)

第2条 水害予防のため管理人・運転操作人を委嘱し、排水機場等の管理及び運用にあたるものとし、緊急時の連絡に万全を期するため、別記様式1号による表示を排水機場等に掲示するものとする。

2 管理人・運転操作人は、排水機場前に近隣する排水区域の受益者から適当な者を委嘱する。

3 管理人・運転操作人の委嘱期間は、1年とし、継続または新規更新契約とする。

#### (管理要領)

第3条 管理人は次の事項を遵守励行し、洪水期における排水に万全を期するものとする。

(1) 常に所管の排水機場等を見廻り点検し、機場の破損及び機械設備について故障の早期発見に努めるものとする。

(2) 破損または故障を発見したときは、すみやかに表示の連絡先に通報するものとする。

(3) 出水時には、たえず排水機場を警戒し、適正な操作を行うものとする。

(4) 排水機等の操作は、別に定めてある操作方法によりの確に行うものとする。

(5) 排水機場等操作記録を次に掲げる事項について記録しなければならない。

イ 運転操作の理由

ロ 運転の開始及び終了年月日・時刻

ハ 運転による排水量並びに水位の変動

ニ 操作作業人員・作業時間その他操作に関し必要な事項

#### (報告)

第4条 管理人は、次の事項について福井市農林水産部農村整備課へ報告（口頭又は電話）しなければならない。

(1) 排水機場等の破損または故障を発見したとき。

(2) 前号の破損または故障の補修が完了したとき。

(3) 運転開始および終了の時刻

(4) 第3条第5号の操作記録

#### (運転操作)

第5条 運転操作人は管理人の指示に従い、適正な運転操作を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

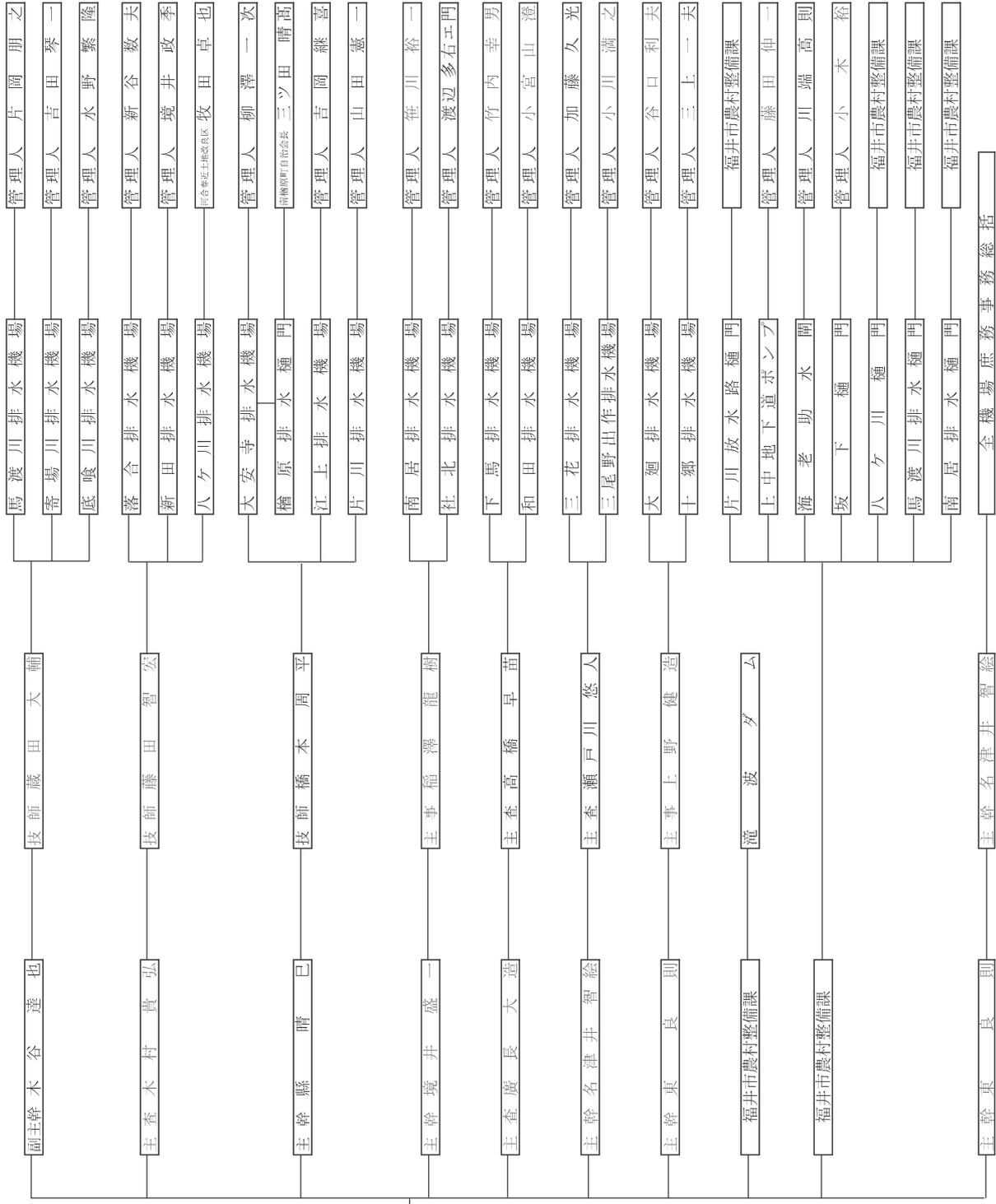
#### 附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

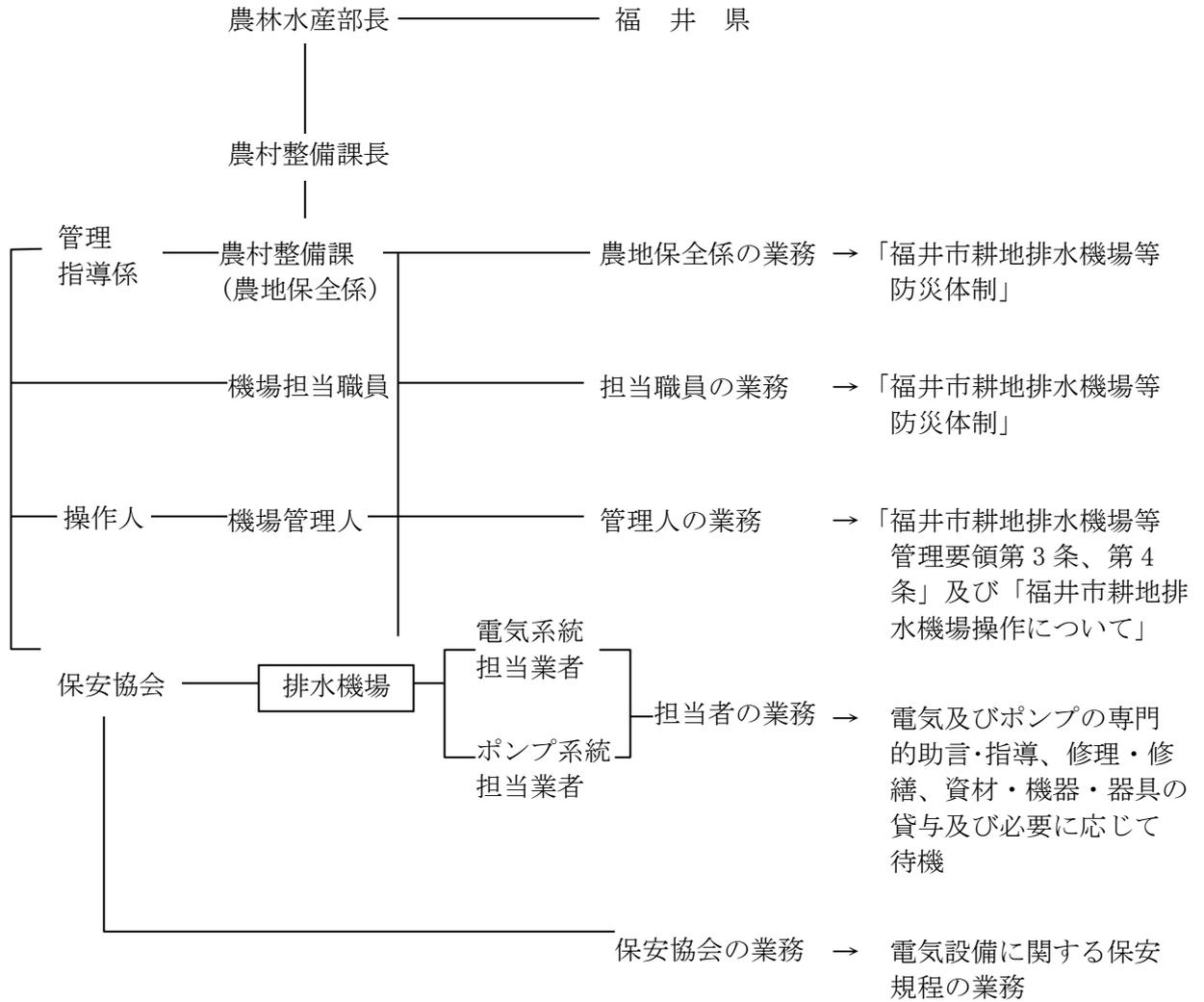
令和6年度 水防体制組織図

(資料5)

対策実施機構	農林水産部	農林水産部次長	農林水産部調整官	農林水産部調整官
課長	中嶋 宏治	副課長	松浦 美恵	調整官
課長	中嶋 宏治	副課長	松浦 美恵	調整官
課長	中嶋 宏治	副課長	松浦 美恵	調整官



# 福井市耕地排水機場業務体系



## 市管理排水機場に関する担当係の業務

- 1 市管理排水機場台帳の作成・保管
- 2 各機場の構造・機能及び管理体制の把握
- 3 点検・整備時における立会い及び報告の取りまとめ
- 4 緊急時における統括的な指導と処理
- 5 修理修繕、改良等の計画及び実施
- 6 庶務係との連携(委託業務関係、その他)
- 7 県よりの受託契約及び河川占用等に関する技術的な事項の処理
- 8 排水機等に関する保守点検及び管理操作に関する研修会の実施
- 9 その他、課長の指示事項の履行

# 福井市管理排水樋門操作要領

## 第1章 総則

第1条 排水樋門(以下「樋門」という。)の操作については、福井市耕地排水機場等管理要領に定めるもののほか、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は排水本川(以下「本川」という。)の洪水時における堤内排水路(以下「支川」という。)への逆流を防止し、すみやかに支川の水位を下げることを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 樋門の操作にあたっては、本川および支川に及ぼす効果と影響を勘案して、その機能を十分発揮させる有機的かつ合理的に行うものとする。

## 第2章 樋門の操作方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 樋門本川側量水標の水位(以下「外水位」という。)が樋門操作水位(以下「操作水位」という。)以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- (1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
  - (2) 本川から支川への逆流が始まる時点で樋門のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋門のゲートを全閉している場合において樋門支川側量水標の水位(以下「内水位」という。)が外水位より高くなったときは、速やかに樋門のゲートを全開すること。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行うこと。
- 2 前項の場合においては、外水位及び内水位に急激な変動を生じないように樋門を操作するものとする。

(平常時における操作の方法)

第5条 外水位が操作水位未満のときは、樋門ゲートを全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外により樋門を操作することができるものとする。

第7条 第4条の規定に基づき樋門のゲートを全開又は全閉したとき(確認を含む)若しくは事故等が発生したときは、すみやかに関係機関に報告するものとする。

第8条 樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 樋門のゲートを全開又は前閉したときの年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

### 第3章 樋門警戒体制

#### (樋門警戒体制の実施)

第9条 次の各号の一に該当するときは、直ちに樋門警戒体制に入るものとする。

- (1) 洪水、ダム放流等により外水位が樋門警戒体制水位(以下「警戒水位」という。)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (樋門警戒体制における措置)

第10条 樋門警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械器具等の点検(予備動力設備の試運転を含む)及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門の管理上必要な措置

#### (樋門警戒体制の解除)

第11条 樋門警戒体制は外水位が警戒水位に減水し、再び上昇するおそれがなくなったとき、又は外水位が操作水位に至ることがなく、さらに上昇するおそれがなくなったとき解除するものとする。

### 第4章 雑 則

#### (点検及び整備)

第12条 樋門及び樋門を操作するため必要な機械器具等については、5月から9月までの期間においては月1回以上、その他の期間においては随時に点検及び整備を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

第13条 樋門警戒体制における外水位及び内水位、その他樋門を操作するため必要な事項を観測しなければならない。

#### (記録の保管)

第14条 福井市は、操作及び観測に関する記録を整理してこれを管理するものとする。

(資料2)

## 令和 6年度 排水機場担当職員名簿

農村整備課 Tel 20-5440

排水機場名	担当者名		摘要
馬渡川排水機場 寄場川排水機場 底喰川排水機場	副主幹 木谷達也	技師 蔵田大輔	農林水産部 農村整備課
落合排水機場 新田排水機場 八ヶ川排水機場	主査 木村貴弘	技師 藤田智宏	"
大安寺排水機場 江上排水機場 片川排水機場	主幹 縣晴巳	技師 橋本周平	"
南居排水機場 社北排水機場	主幹 境井盛一	主事 稲澤龍樹	"
和田排水機場 下馬排水機場	主査 廣長大造	主査 高橋早苗	"
三花排水機場 三尾野出作排水機場	主幹 名津井智絵	主査 瀬戸川悠人	"
大廻排水機場 十郷排水機場	主幹 東良則	主事 上野健造	"

荒川、狐川、江端川各ポンプ場の管理及び操作に関する覚え書

福井県土木部長（以下「甲」という。）と福井市長（以下「乙」という。）は、荒川、狐川、江端川各ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の管理および操作について下記のとおり了解する。

記

- 1 甲は福井土木事務所長（以下「所長」という。）をポンプ場の直接の管理および操作にあたるものとする。  
所長はポンプ場についてその機能が完全に発揮されるよう常に点検整備を行わなければならない。
- 2 出水期において乙は甲の要請があった時はポンプ場操作のための職員を派遣し協力するものとする。
- 3 甲は次のうちいずれかによるほか警戒勤務に入ったときは乙に職員派遣の要請をしなければならない。
  - (1) 水防本部の水防指令が発令されたとき
  - (2) 福井地方気象台の雨量計による継続雨量が50mmを越えると予想されたとき
- 4 甲の要請による職員派遣の費用は乙が負担するものとする。

備 考

- 1 派遣職員の選任および配置については異動等に際し所長と福井市道路課長が別途協議するものとする。

昭和 51 年 8 月 31 日

福井県土木部長 笠松 泰夫

福 井 市 長 酒井 哲夫

## 福井市江端川流域排水機場等防災体制

### 福井市江端川排水機場管理要領

#### (趣 旨)

第 1 条 この要領は、福井県、福井市が管理する江端川排水機場（以下「排水機場」という。）の管理について水害予防上必要な事項を定めるものとする。

#### (施設管理人及び運転操作員)

第 2 条 水害予防のため（排水機等の管理及び運用に当たる。）施設管理人及び運転操作員を置き、緊急時の連絡に万全を期するため、施設管理人及び運転操作員の表示（様式第 1 号）を排水機場に掲示するものとする。

2 前項の施設管理人及び運転操作員は、排水機場に隣接する排水区域の受益者のうちから市長が委嘱する。

3 施設管理人及び運転操作員の委嘱期間は 1 年とし、欠員が生じた場合後任者は前任者の残任期間とする。

#### (施設管理人の業務)

第 3 条 施設管理人は、次の各号に掲げる事項を遵守励行し、洪水期における排水に万全を期するものとする。

(1) 常に所管の排水機場を見廻り点検し、機場の破損及び機械設備等について故障の早期発見に努めること。

(2) 破損又は故障を発見したときは、速やかに表示の連絡先に通報し、排水機場の機能について万全を期すこと。

(3) 出水時には、絶えず排水機場を警戒し適正な操作を行うこと。

(4) 排水機等の操作は、別に定めてある操作方法によりの確に行うこと。

(5) 排水機場内外の清掃、除草等、常に良好な状態に保つよう管理すること。

(6) 排水機操作記録（様式第 2 号）を作成し、報告すること。

#### (運転操作)

第 4 条 運転操作員は、別に定める福井市江端川排水機場運転操作要領に基づき、管理人の指示に従って適正な運転操作を行うものとする。

#### (報 告)

第 5 条 施設管理人及び運転操作員は、排水機場等施設の破損又は故障を発見したとき及びその補修が完了したときは、福井市建設部河川課へ遅滞なく報告しなければならない。

#### 附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 から施行する。



## 福井市江端川排水機場運転操作要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、江端川本川流域における洪水による浸水被害を防除するため、江端川排水機場の運転操作について必要な事項を定めるものとする。

### (施設管理人及び運転操作員の業務)

第2条 施設管理人及び運転操作員(以下「施設管理人等」という。)は、福井市の指揮下にあつて、当該施設の目的に合致した経常運転又は操作を行うとともに、気象情報等に注意し、その情報に即応した操作を行うほか、福井市江端川排水機場管理要領(以下「管理要領」という。)に定める業務を行うものとする。

### (運転操作上の指導)

第3条 施設管理人等は、施設の操作については福井県、福井市及びその施設の補修に当たったポンプ系統担当者、電気系統担当者、保安協会、福井市担当職員などの助言指導を尊重しなければならない。

### (施設の点検整備)

第4条 施設管理人等は、施設の機能が完全に発揮できるよう常に施設の点検整備を実施するとともに、毎月1回以上の点検及び試運転を行わなければならない。

### (洪水警戒体制の実施)

第5条 施設管理人等は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 福井市から警戒体制の指示があつたとき。
- (2) 福井地方気象台から関係地域に対して、大雨、洪水に関する注意報又は警報が発表されたとき及び排水地域の湛水及び浸水が予想されるとき。

### (警戒体制における措置)

第6条 前条の規定により、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 排水機を適切に運転操作できる運転操作員を呼集して、それぞれ担当部署に配置すること。
- (2) 関係する気象台、福井県、福井市、担当者その他関係機関との連絡を密にして、気象及び水象の観測と施設関係等の情報の収集を行いその把握に努めること。
- (3) 運転操作に必要な機械器具資材等の点検整備を行い、必要に応じて機械類の試運転その他排水機の操作に関し必要な措置をとること。
- (4) 常に河川の流量、水位、湛水量と湛水位に注意し、排水機の操作に万全を期すること。

### (警戒体制の解除)

第7条 気象及び水象の状況により自然排水が可能となり、再び増水のおそれなくなったと認めるときは、福井市の指示により警戒体制を解除するものとする。

(排水機操作)

第8条 排水機の操作は、スクリーン等に雑物の滞留がないことを確認し、操作手順に十分注意を払って操作に当たらなければならない。

(操作上の安全保守)

第9条 排水機の操作に当たっては、特に人身の事故がないように十分注意しなければならない。

(操作記録)

第10条 排水機場の操作記録については、管理要領第3条第6号に定める排水機操作記録によるものとする。

(排水機場の操作)

第11条 排水機場の操作については、操作に関する事項を機場内に明示するものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

## 水 防 通 信 連 絡 方 法

## (1) 関係機関との連絡

機 関 名	NTT電話	県防災行政無線	FAX	市防災行政無線
福井市危機管理課	代 20-5111 直 20-5234	300-1-5234	20-5235	100,101,300
福井市消防局	代 20-0119	350-1-1281	20-3119	102,200
福井県 (河川課) (危機管理課)	代 21-1111 直 20-0482 直 20-0308	111-61-3395 111-61-2172	20-0622 20-0659 22-7617	
福井土木事務所 (地域整備第1課)	代 24-5111 直 24-5154	111-70-5210	24-5090 24-5130	
福井県警察本部(警備課)	代 22-2880	111-61-5442		
福井警察署	代 52-0110			905**1,905
福井南警察署	代 34-0110			906
敦賀海上保安本部福井海上保安署	代 82-4999		82-5321	
福井地方気象台	代 24-0009	452-2	24-1252	
近畿地方整備局福井河川国道事務所 (調査第一課)	代 35-2661 直 36-0972		35-7946 (災害用) 35-5131	
自衛隊福井地方協力本部	代 22-0539		22-3702	
(一社)福井市医師会	23-0587		22-0347	911
福井赤十字病院	36-3630		36-4133	913
福井県赤十字血液センター	36-0221		33-7171	912,912**1
西日本電信電話(株)福井支店	20-9332		29-7014	930
北陸電力(株)福井支店	25-8710		25-8701	931
日本通運(株)福井支店	36-5555		60-1155	933
(一社)福井県トラック協会	34-1713		34-2136	934
西日本旅客鉄道(株)金沢支社福井駅	22-0609		26-7287	
えちぜん鉄道(株)	52-8888		52-7755	935
福井鉄道(株)福井バス営業所	38-7500		38-7500	936
福井商工会議所	33-8251		33-8288	938
(一社)福井県エルピーガス協会	34-3930		34-3940	932
福井市漁業協同組合	86-1211		87-2539	943
福井市森林組合	23-4008		23-4009	941
福井市農業協同組合	33-8150		33-8175	939
日本放送協会福井放送局	28-8850		28-8862	
福井放送(株)	57-1000		57-1929	
福井テレビジョン放送(株)	21-2234		27-1534	
福井エフエム放送(株)	21-2100		21-2101	
福井ケーブルテレビ(株)	20-3377		27-7615	945
朝日新聞社福井支局	22-0910		23-1523	
共同通信社福井支局	57-1040		57-1044	
産経新聞社福井支局	23-1221		28-7374	
時事通信社福井支局	57-1640		57-1642	
中日新聞社福井支局	22-0950		22-3233	
日本経済新聞社福井支局	22-3490		21-2377	
日刊工業新聞社福井支局	25-5717		25-5752	
(株)福井新聞社	57-5111		57-5145	
毎日新聞社福井支局	24-0074		21-3160	
読売新聞社福井支局	22-5220		22-6380	
日刊県民福井	28-8613		28-8616	
福井県米穀(株)	36-0294		36-0483	
福井県経済農業協同組合連合会	27-8203			942
大手駐車場管理事務所	20-5686		20-6002	
アオッサ管理事務所	20-6101		20-6102	
福井駅西口地下駐車場管理事務所	30-5511		30-5512	
本町通り地下駐車場	20-5760			

# 水 防 通 信 連 絡 方 法

## (2) 市内部の連絡：防災行政無線（260MHz帯）

種 別	呼出名称	設置場所(使用課)	呼出番号	FAX番号	備 考
主統制台	主統制台	市役所、防災センター	100		
	市役所(統制台)	市役所別館(5階危機管理課)	101	20-5235	
	防災センター(統制台)	防災センター(3階管制課)	102		
	防災センター(副統制台)	防災センター(2階多目的ホール)	103		
統制リモコン (21台)	市役所(統制台リモコン)	市役所別館(5階危機管理課)	111	20-5235	
	防災センター(統制台リモコン)	防災センター(3階管制課)	112		
	防災センター(副統制台リモコン)	防災センター(2階多目的ホール)	113		
	救急救助課	防災センター(4階救急救助課)	120	20-3119	
	多目的ホール	防災センター(2階多目的ホール)	121		
	防災センター事務所	防災センター(1階事務所)	122	21-9046	
	生涯学習課	市役所本館(6階生涯学習課)	130	20-5338	
	都市計画課	市役所本館(5階都市計画課)	131	20-5453	
	農村整備課	市役所本館(5階農村整備課)	132	20-5741	
	林業水産課	市役所本館(5階林業水産課)	133	20-5752	
	公園課	市役所本館(4階公園課)	134	20-5769	
	河川課	市役所本館(4階河川課)	135	20-5745	
	道路課	市役所本館(4階道路課)	136	20-5563	
	監理課	市役所本館(4階監理課)	137	20-5563	
	広報広聴課	市役所本館(中2階広報課)	138	20-5438	
	交通安全課	市役所本館(6階地域交通課)	139		
	清掃清美課	市役所別館(4階環境政策課)	140	20-5754	
	地域福祉課	市役所別館(3階福祉政策課)	141	20-5708	
	介護保険課	市役所別館(2階介護保険課)	142	20-5766	
	環境課	市役所別館(4階環境廃棄物対策課)	143	20-5675	
	長寿福祉課	市役所別館(1階地域包括ケア推進課)	144	20-5426	
半固定型 (75台)	防災センター1	防災センター(3階通信機械室)	200		
	危機管理室1	市役所別館(5階危機管理課)	300	20-5235	
	防災ステーション1	防災ステーション(2階)	340	21-5163	
	経営企画課1	企業局(3階経営管理課)	400	27-2753	
	施設管理センター1	下水施設管理事務所	430	20-5601	
	美山総合支所1	美山連絡所	440	90-1111	
	美山給食センター1	美山学校給食センター	450	90-3015	
	越廼総合支所1	越廼連絡所	460	89-2111	
	清水総合支所1	清水連絡所	470	98-8820	
	収集資源センター1	収集資源センター	480		
	収集資源センター2	収集資源センター	481	35-0813	
	保健センター1	健康管理センター	500	28-3747	
	中央卸売市場1	中央卸売市場	520	53-0005	
	福井市体育館1	福井市体育館	530	20-5396	
	北部給食センター1	北部学校給食センター	540	53-0079	
	南部給食センター1	南部学校給食センター	541	41-3762	
	第2ブロック除雪基地1	中消防署	551		
	第3ブロック除雪基地1	南消防署	552		
	第4ブロック除雪基地1	森田公民館	553		
	第5ブロック除雪基地1	川西コミュニティセンター	554		
	第6ブロック除雪基地1	東体育館	555		
	木田公民館1	木田公民館	600	36-0042	
	豊公民館1	豊公民館	605	34-0344	
	足羽公民館1	足羽公民館	610	35-0041	
	湊公民館1	湊公民館	615	22-0032	
	春山公民館1	春山公民館	620	22-0057	
	宝永公民館1	宝永公民館	625	22-0036	
	順化公民館1	順化公民館	630	20-5458	
	松本公民館1	松本公民館	635	22-0085	
	日之出公民館1	日之出公民館	640	54-0040	
	旭公民館1	旭公民館	645	20-5364	
	日新公民館1	日新公民館	650	21-7225	
	清明公民館1	清明公民館	655	38-0043	
	東安居公民館1	東安居公民館	660	35-9566	
社南公民館1	社南公民館	665	35-9567		

種 別	呼出名称	設置場所(使用課)	呼出番号	FAX番号	備 考
半固定型 (75台)	社北公民館 1	社北公民館	670	35-9111	
	社西公民館 1	社西公民館	675	34-7910	
	麻生津公民館 1	麻生津公民館	680	38-4383	
	和田公民館 1	和田公民館	685	22-0038	
	円山公民館 1	円山公民館	690	54-0048	
	啓蒙公民館 1	啓蒙公民館	695	54-0046	
	岡保公民館 1	岡保公民館	700	54-2519	
	東藤島公民館 1	東藤島公民館	705	54-0039	
	西藤島公民館 1	西藤島公民館	710	22-0040	
	中藤島公民館 1	中藤島公民館	715	54-0045	
	河合公民館 1	河合公民館	720	55-0001	
	森田公民館 1	森田公民館	725	56-0195	
	明新公民館 1	明新公民館	730	22-7880	
	安居公民館 1	安居公民館	735	37-1234	
	一光公民館 1	一光公民館	740	37-0268	
	殿下公民館 1	殿下公民館	745	97-2377	
	大安寺公民館 1	大安寺公民館	750	59-1001	
	国見公民館 1	国見公民館	755	88-2004	
	鶉公民館 1	鶉公民館	760	83-0433	
	粟公民館 1	粟公民館	765	85-1495	
	鷹巣公民館 1	鷹巣公民館	770	86-1001	
	本郷公民館 1	本郷公民館	775	83-0582	
	宮ノ下公民館 1	宮ノ下公民館	780	59-1150	
	酒生公民館 1	酒生公民館	785	41-2503	
	一乗公民館 1	一乗公民館	790	43-2001	
	上文殊公民館 1	上文殊公民館	795	41-0516	
	文殊公民館 1	文殊公民館	800	38-0550	
	六条公民館 1	六条公民館	805	41-1001	
	東郷公民館 1	東郷公民館	810	41-0306	
	美山公民館 1	美山公民館	815	90-7111	
	下宇坂分館 1	下宇坂分館	820		
	芦見分館 1	芦見分館	825		
	羽生分館 1	羽生分館	830		
上味見分館 1	上味見分館	835			
下味見分館 1	下味見分館	840			
越廼公民館 1	越廼公民館	845	89-2182		
清水西公民館 1	清水西公民館	850	98-4560		
清水東公民館 1	清水東公民館	855	98-4510		
清水南公民館 1	清水南公民館	860	98-4590		
清水北公民館 1	清水北公民館	865	98-5477		
車載型 (61台)	都市計画課 1	都市計画課	301		
	広報広聴課 1	広報課	302		
	危機管理室 2	危機管理課	304		
	管財課 1	施設活用推進課	305		
	管財課 2	施設活用推進課	306		
	管財課 3	施設活用推進課	307		
	交通安全課 1	地域交通課	308		
	清掃清美課 1	環境廃棄物対策課	309		
	環境課 1	環境廃棄物対策課	310		
	環境課 2	環境廃棄物対策課	311		
	地域福祉課 1	生活支援課	312		
	介護保険課 1	介護保険課	313		
	長寿福祉課 1	地域包括ケア推進課	314		
	林業水産課 1	林業水産課	315		
	林業水産課 2	林業水産課	316		
	林業水産課 3	林業水産課	317		
	農村整備課	農村整備課	319		
	監理課 1	監理課	320		
	監理課 2	監理課	321		
	道路課 2	道路課	323		
	道路課 3	道路課	324		
	道路課 4	道路課	325		
	道路課 6	道路課	327		
河川課 2	河川課	329			
公園課 2	公園課	331			
公園課 3	足羽山公園事務所	332			

種 別	呼出名称	設置場所(使用課)	呼出番号	FAX番号	備 考
車載型 (58台)	下水管理課 1	下水管路課	411		
	下水管理課 2	下水施設課	412		
	下水管路課 1	下水管路課	413		
	下水管路課 2	下水管路課	414		
	施設管理センター 3	下水施設管理事務所	432		
	施設管理センター 4	下水施設管理事務所	433		
	施設管理センター 5	下水施設管理事務所	434		
	施設管理センター	下水施設管理事務所	431		
	美山総合支所 2	美山連絡所	441		
	美山総合支所 5	美山連絡所	444		
	越廼総合支所 2	越廼連絡所	461		
	越廼総合支所 5	越廼連絡所	464		
	清水総合支所 5	清水連絡所	474		
	収集資源センター 3	収集資源センター	482		
	収集資源センター 4	収集資源センター	483		
	収集資源センター 5	収集資源センター	484		
	収集資源センター 6	収集資源センター	485		
	収集資源センター 7	収集資源センター	486		
	収集資源センター 8	収集資源センター	487		
	収集資源センター 9	収集資源センター	488		
	収集資源センター 10	収集資源センター	489		
	収集資源センター 11	収集資源センター	490		
	収集資源センター 12	収集資源センター	491		
	収集資源センター 13	収集資源センター	492		
	収集資源センター 14	収集資源センター	493		
	収集資源センター 15	収集資源センター	494		
収集資源センター 16	収集資源センター	495			
収集資源センター 17	収集資源センター	496			
収集資源センター 18	収集資源センター	497			
保健センター 2	健康管理センター	501			
保健センター 3	健康管理センター	502			
清水保健センター 2	健康管理センター	506			
携帯型 (131台)	危機管理室 3	危機管理課	351		
	危機管理室 4	危機管理課	352		
	危機管理室 5	危機管理課	353		
	危機管理室 6	危機管理課	354		
	危機管理室 7	危機管理課	355		
	危機管理室 8	危機管理課	356		
	危機管理室 9	危機管理課	357		
	危機管理室 10	危機管理課	358		
	危機管理室 11	危機管理課	359		
	危機管理室 12	危機管理課	360		
	広報広聴課 2	広報課	303		
	第1ブロック除雪基地 1	危機管理課(道路課)	550		
	下水管路課 3	下水管路課	415		
	下水施設課 1	下水施設課	416		
	下水施設課 2	下水施設課	417		
	下水施設課 3	下水施設課	418		
	下水施設課 4	下水施設課	419		
	下水施設課 5	下水施設課	420		
	施設管理センター	下水施設管理事務所	435		
	予備機 1	簡易水道課	919		
	予備機 2	簡易水道課	951		
	美山総合支所 3	美山連絡所	442		
	美山総合支所	美山連絡所	443		
	美山総合支所 7	美山連絡所	446		
	越廼総合支所 4	越廼連絡所	463		
	越廼総合支所 6	越廼連絡所	465		
	越廼総合支所	越廼連絡所	462		
	清水総合支所 3	清水連絡所	472		
	清水総合支所 4	清水連絡所	473		
	清水総合支所 6	清水連絡所	475		
	清水総合支所 7	清水連絡所	476		
	ふれ愛園 1	市民協働・ボランティア推進課	510		
	木田公民館携帯 1	木田公民館	601		
木田公民館携帯 2	木田公民館	602			
豊公民館携帯 1	豊公民館	606			
豊公民館携帯 2	豊公民館	607			
足羽公民館携帯 1	足羽公民館	611			

種 別	呼出名称	設置場所(使用課)	呼出番号	FAX番号	備 考
携帯型 (131台)	足羽公民館携帯2	足羽公民館	612		
	湊公民館携帯1	湊公民館	616		
	湊公民館携帯2	湊公民館	617		
	春山公民館携帯1	春山公民館	621		
	春山公民館携帯2	春山公民館	622		
	宝永公民館携帯1	宝永公民館	626		
	宝永公民館携帯2	宝永公民館	627		
	順化公民館携帯1	順化公民館	631		
	順化公民館携帯2	順化公民館	632		
	松本公民館携帯1	松本公民館	636		
	松本公民館携帯2	松本公民館	637		
	日之出公民館携帯1	日之出公民館	641		
	日之出公民館携帯2	日之出公民館	642		
	旭公民館携帯1	旭公民館	646		
	旭公民館携帯2	旭公民館	647		
	日新公民館携帯1	日新公民館	651		
	日新公民館携帯2	日新公民館	652		
	清明公民館携帯1	清明公民館	656		
	清明公民館携帯2	清明公民館	657		
	東安居公民館携帯1	東安居公民館	661		
	社南公民館携帯1	社南公民館	666		
	社北公民館携帯1	社北公民館	671		
	社北公民館携帯2	社北公民館	672		
	社西公民館携帯2	社西公民館	677		
	麻生津公民館携帯1	麻生津公民館	681		
	麻生津公民館携帯2	麻生津公民館	682		
	和田公民館携帯1	和田公民館	686		
	和田公民館携帯2	和田公民館	687		
	円山公民館携帯1	円山公民館	691		
	円山公民館携帯2	円山公民館	692		
	啓蒙公民館携帯1	啓蒙公民館	696		
	啓蒙公民館携帯2	啓蒙公民館	697		
	岡保公民館携帯1	岡保公民館	701		
	岡保公民館携帯2	岡保公民館	702		
	東藤島公民館携帯1	東藤島公民館	706		
	西藤島公民館携帯1	西藤島公民館	711		
	西藤島公民館携帯2	西藤島公民館	712		
	中藤島公民館携帯1	中藤島公民館	716		
	中藤島公民館携帯2	中藤島公民館	717		
	河合公民館携帯1	河合公民館	721		
	河合公民館携帯2	河合公民館	722		
	森田公民館携帯1	森田公民館	726		
	森田公民館携帯2	森田公民館	727		
	明新公民館携帯1	明新公民館	731		
	明新公民館携帯2	明新公民館	732		
	安居公民館携帯1	安居公民館	736		
	一光公民館携帯1	一光公民館	741		
	一光公民館携帯2	一光公民館	742		
	殿下公民館携帯1	殿下公民館	746		
	殿下公民館携帯2	殿下公民館	747		
	大安寺公民館携帯1	大安寺公民館	751		
	大安寺公民館携帯2	大安寺公民館	752		
	国見公民館携帯1	国見公民館	756		
鶉公民館携帯1	鶉公民館	761			
鶉公民館携帯2	鶉公民館	762			
棗公民館携帯1	棗公民館	766			
棗公民館携帯2	棗公民館	767			
鷹巣公民館携帯1	鷹巣公民館	771			
鷹巣公民館携帯2	鷹巣公民館	772			
鷹巣公民館携帯3	鷹巣公民館	773			
本郷公民館携帯1	本郷公民館	776			
本郷公民館携帯2	本郷公民館	777			
宮ノ下公民館携帯1	宮ノ下公民館	781			
酒生公民館携帯1	酒生公民館	786			
酒生公民館携帯2	酒生公民館	787			
一乗公民館携帯1	一乗公民館	791			
一乗公民館携帯2	一乗公民館	792			
上文殊公民館携帯1	上文殊公民館	796			
上文殊公民館携帯2	上文殊公民館	797			

種 別	呼出名称	設置場所(使用課)	呼出番号	FAX番号	備 考
	文殊公民館携帯 1	文殊公民館	801		
	六条公民館携帯 1	六条公民館	806		
携帯型 (131台)	六条公民館携帯 2	六条公民館	807		
	東郷公民館携帯 1	東郷公民館	811		
	東郷公民館携帯 2	東郷公民館	812		
	美山公民館携帯 1	美山公民館	816		
	美山公民館携帯 2	美山公民館	817		
	下宇坂分館携帯 2	下宇坂分館	822		
	芦見分館携帯 1	芦見分館	826		
	羽生分館携帯 1	羽生分館	831		
	羽生分館携帯 2	羽生分館	832		
	上味見分館携帯 1	上味見分館	836		
	上味見分館携帯 2	上味見分館	837		
	下味見分館携帯 1	下味見分館	841		
	下味見分館携帯 2	下味見分館	842		
	越廼公民館携帯 1	越廼公民館	846		
	越廼公民館携帯 2	越廼公民館	847		
	清水西公民館携帯 1	清水西公民館	851		
	清水西公民館携帯 2	清水西公民館	852		
	清水東公民館携帯 1	清水東公民館	856		
	清水東公民館携帯 2	清水東公民館	857		
	清水南公民館携帯 1	清水南公民館	861		
	清水南公民館携帯 2	清水南公民館	862		
	清水北公民館携帯 1	清水北公民館	866		
	清水北公民館携帯 2	清水北公民館	867		

## 防災同報無線屋外拡声子局設置場所

番号	設置場所名称	所在地	地区	モーターサイレン
				有無
1	木田小学校	木田 1 - 1 3 6 0	木田	×
2	豊小学校	月見 3 - 9 0 1	豊	×
3	足羽小学校	足羽 3 - 1 - 1	足羽	×
4	東安居小学校	水越 2 - 5 0 3	東安居	×
5	湊小学校	学園 1 - 4 - 8	湊	×
6	春山小学校	文京 3 - 1 3 - 1	春山	×
7	順化小学校	大手 3 - 1 6 - 1	順化	
8	宝永小学校	松本 3 - 1 5 - 1	宝永	×
9	松本小学校	町屋 3 - 1 4 - 2 0	松本	×
10	日之出小学校	日之出 5 - 1 1 - 1	日之出	
11	旭小学校	手寄 2 - 5 - 5	旭	×
12	和田小学校	和田 1 - 2 - 1	和田	×
13	円山小学校	北四ツ居 3 - 1 5 - 1 7	円山	×
14	啓蒙小学校	開発 1 - 1 0 0 8	啓蒙	
15	西藤島小学校	三郎丸 1 - 1 4 1 0	西藤島	×
16	社北小学校	若杉 4 - 1 4 3	社北	×
17	社南小学校	種池 2 - 1 2 8	社南	×
18	安居小学校	本堂町 8 4 - 5 - 6	安居	
19	中藤小学校	高木町 6 4 - 1 2	中藤島	×
20	一光小学校	下一光町 6 - 3 4	一光	
21	河合小学校	山室町 1 0 - 1 2	河合	
22	大安寺小学校	岸水町 1 6 - 2 5 - 1	大安寺	
23	麻生津小学校	浅水二日町 2 8 - 5	麻生津	×
24	国見小学校	鮎川町 1 0 9 - 3 - 3	国見	
25	岡保小学校	河水町 1 8 - 8	岡保	
26	東藤島小学校	藤島町 4 4 - 8	東藤島	×
27	殿下小学校	風尾町 6 - 2 4	殿下	×
28	鶉小学校	砂子坂町 4 - 3 1	鶉	×
29	本郷小学校	大年町 6 5 - 3 2	本郷	
30	棗小学校	石新保町 1 2 - 3 2	棗	×
31	鷹巣小学校	和布町 3 - 6	鷹巣	×
32	長橋小学校	長橋町 1 8 - 4 8	長橋	×
33	高須城小学校	高須町 7 3 - 2 5	鷹巣	
34	森田小学校	下森田新町 1 9 - 6 7	森田	×
35	明新小学校	灯明寺 1 - 2 1 0 1	明新	
36	酒生小学校	成願寺町 5 - 1	酒生	
37	一乗小学校	西新町 1 - 4	一乗	×
38	上文殊小学校	生部町 3 6 - 6	上文殊	
39	六条小学校	上筋生田町 5 - 1 6	六条	×
40	文殊小学校	下河北町 5 3 - 1	文殊	×
41	東郷小学校	栃泉町 3 - 1 0 5	東郷	
42	日新小学校	文京 5 - 2 5 - 3 0	日新	
43	清明小学校	下荒井町 1 3 - 2 4 0	清明	×

番号	設置場所名称	所在地	地区	モーターサイレン
				有無
44	社西小学校	下江守町 2 2 - 1 8	社西	×
45	中角公園	中角町 5 0 - 4 5	河合	
46	三花公園	花守町 2 - 4 2	麻生津	
47	市役所	大手 3 - 1 0 - 1	順化	×
48	防災センター	和田東 2 - 2 2 0 7	和田	×
49	防災ステーション	土橋町 3 - 8 0 - 1	西藤島	
50	千合町江文神社	千合町 1 7 - 1	殿下	
51	一乗谷川一本橋河川敷	東新町 1 7 - 5 - 1	一乗	
52	大谷町ふれあい会館	大谷町 2 1 - 4 4 - 2	本郷	
53	宿布町ふれあい会館	宿布町 5 - 2 0 - 1	酒生	
54	天神山公園	篠尾町 9 6 - 1 3 7	酒生	
55	足羽第一中学校	稲津町 8 3 - 1	酒生	
56	熊野神社	梅野町 1 0 - 5 9	酒生	
57	曾万布町集落改善センター	曾万布町 9 - 1 0 - 1	岡保	
58	ふれ愛園	花野谷町 4 3 - 4 0 - 2	岡保	
59	殿下町いきいき広場	殿下町 4 5 - 6 7 - 1	岡保	
60	藤岡グラウンド	原目町 7 - 1 0	東藤島	
61	中ノ郷町農村公園	中ノ郷町 1 8 - 4 9 - 4	東藤島	
62	新田本町公園	新田本町 8 - 7	中藤島	
63	出作ポンプ場	勝見 3 - 2 6	和田	
64	下馬東公園	下馬 2 - 1 1 0 8	木田	
65	下筋生田町ふれあい会館	下筋生田町 2 1 - 4 1	六条	
66	帆谷公園	帆谷町 2 8 - 2	文殊	
67	主計中町自治会倉庫	主計中町 3 2 - 2 4	麻生津	
68	杉の木台公園	中野 2 - 9 0 1	麻生津	
69	ハーモニーホールふくい	今市町 4 0 - 1 - 1	麻生津	
70	花園公園	江守の里 1 - 7 0 1	社南	
71	収集資源センター	南江守町 2 - 1	社南	
72	多郎丸公園	花堂東 1 - 7	木田	
73	足羽山公園遊園地	山奥町 5 8 - 9 7	豊	
74	毛矢公園	西木田 1 - 1 6	木田	
75	御蔵公園	光陽 2 - 2 0 0 1	湊	
76	田原公園	田原 1 - 6	春山	
77	幾久公園	大宮 2 - 1	松本	
78	高木中央 1 号公園	高木中央 1 - 3 4 0 1	中藤島	
79	高木公園	高木 1 - 4 0 1	中藤島	
80	森田浜公園	栗森町浜 6 0 4	森田	
81	県立武道館	三ツ屋町 8 - 2 2	西藤島	
82	大瀬公園	大瀬町 1 9 - 1 0 1	東安居	
83	福井運動公園ラグビー場	福町 3 - 2 0	社北	
84	社北排水機場	東下野町 8 - 1 2 5	社北	
85	深谷町県道	深谷町 4 4 - 3 - 2 9	西藤島	
86	すかっとランド九頭竜	天菅生町 3 - 1 0	宮ノ下	
87	布施田中央公園	布施田町 1 6 - 7	鶉	
88	フォレスト福井ゴルフクラブ	燈豊町 4 2 - 5 3	本郷	
89	諏訪神社	波寄町 1 4 2 - 1 0	鶉	

番号	設置場所名称	所在地	地区	モーターサイレン
				有無
90	小幡町集落生活改善センター	小幡町10-85-1	棗	
91	白方町民会館	白方町36-1-1	棗	
92	石新保町市道	石新保町27-34	棗	
93	両橋屋町ふれあい会館	両橋屋町18-10	棗	
94	免鳥町ふれあい会館	免鳥町17-68	鷹巣	
95	糸崎町ふれあい会館	糸崎町23-56	鷹巣	
96	南菅生町多目的集落施設	南菅生町19-10	鷹巣	
97	国見町ふれあい会館	国見町28-13-1	国見	
98	小丹生会館	小丹生町3-46-8-1	国見	
99	国山町集落センター	国山町51-44	殿下	
100	上一光町真浄寺前	上一光町16-3-1	一光	
101	河内町県道	河内町32	本郷	
102	一王寺町ふれあい会館	一王寺町8-6-1	本郷	
103	武周集落センター	武周町12-14-2	殿下	
104	宿堂町バス転回所	宿堂町1-18-1	殿下	
105	尼ヶ谷公民館	尼ヶ谷町9-20	殿下	
106	末町蛭子神社	末町82-4-1	安居	
107	桜ヶ丘公園	本堂町89-6-178	安居	
108	佐野町県道ロータリー	佐野町12-3	鶉	
109	成和公園	和田東1-301	和田	
110	南四ッ居公園	南四ッ居町1-108	円山	
111	産業技術専門学院	林藤島町20-1-3	東藤島	
112	北体育館	天池町5-65	森田	
113	希望ヶ丘公園	下江守町9	社西	
114	重立公園	重立町6-1	東藤島	
115	漆原新保ふれあい会館	森田新保町5-21	森田	
116	奥平町集落改善センター	奥平町8-54-1	本郷	×
117	南居町コミュニティ会館	南居町93-3	社南	
118	スポーツ公園	安田町14-1	安居	
119	アオッサ	手寄1-4-1	旭	×
120	松ヶ枝公園	宝永1丁目15	宝永	
121	乾公園	乾徳2-1209	日新	
122	喜多町公園	二の宮4丁目2101	明新	
123	砂田公園	開発3-2801	啓蒙	
124	高柳3号公園	高柳町22-35	中藤島	
125	大和田町公園	大和田町46-2-1	東藤島	
126	上中公園	上中町14-14	東藤島	
127	古市公園	古市3-902	森田	
128	左内公園	左内町907	足羽	
129	池田公園	花堂中2丁目712-1	豊	
130	文化財保護センター	淵4-748	社南	
131	久喜津町農村広場	久喜津町70-114	社西	
132	向田公園	江端町2-11	清明	
133	鹿俣町集落センター	鹿俣町41-31	一乗	×
134	田ノ谷町ふれあい会館	田ノ谷町18-42	大安寺	×
135	島山梨子町集落センター	島山梨子町18-14-1	宮ノ下	

番号	設置場所名称	所在地	地区	モーターサイレン
				有無
136	市ノ瀬町熊野神社	市ノ瀬町16-1-2	棗	
137	鮎川町守黎神社	鮎川町133-1-1	国見	
138	白浜町神明神社	白浜町13-1-2	国見	×
139	大丹生町天照皇太神社	大丹生町53-22-1	国見	
140	清水北小学校	グリーンハイツ5-101	清水北	
141	平尾町農村活性化施設	平尾町13-79-1	清水西	
142	本折町ふれあい会館	本折町2-61	清水西	
143	滝波清流会館	滝波町44-8	清水西	
144	清水西小学校	大森町102-38-3	清水西	
145	笹谷公民館	笹谷町48-7-1	清水西	
146	四ツ合ふれあい会館	笹谷町33-20	清水西	×
147	片山町堤防	片山町51-6-2	清水南	
148	新保農村公園	清水山町8-32	清水南	
149	清水山公民館	清水山町65-86-3	清水南	
150	清水中学校	風巻町12-40	清水南	
151	清水南小学校	真栗町15-4	清水南	
152	坪谷町ふる里会館	坪谷町17-14	清水南	
153	甕谷町ゴミステーション	甕谷町14-23-1	清水南	
154	清水町集落センター	清水町15-50	清水東	
155	竹生町ふれあい会館	竹生町109-1-2	清水東	
156	和田町農村公園	和田町13-1	清水東	
157	清水東小学校	三留町69-6-2	清水東	
158	清水連絡所	小羽町27-1	清水東	
159	田尻栃谷町ふれあい会館	田尻栃谷町19-1-1	清水東	
160	下宇坂小学校	市波町26-14	美山	
161	高田町集落生活改善センター	高田町31-8	美山	
162	宇坂大谷町集落センター	宇坂大谷町8-6-1	美山	
163	三万谷町ふれあい会館	三万谷町34-32-1	美山	
164	宇坂別所町集落センター	宇坂別所町11-1-2	美山	×
165	小和清水駅前	小和清水町11-7-5	美山	
166	上吉山大橋	吉山町3-30-903	美山	
167	美山大谷町ふれあい会館	美山大谷町29-9	美山	×
168	芦見生涯教育施設	美山大谷町8-111北	美山	
169	皿谷町	皿谷町36-14-1	美山	
170	間戸町ふれあい会館	間戸町21-47-2	美山	
171	越前薬師駅前	下薬師町30-44-4	美山	
172	仁位町八幡神社	仁位町22-38-1	美山	×
173	アイアイドーム	縫原町21-73	美山	×
174	羽生小学校	大宮町14-12	美山	
175	野波町ふれあい会館	野波町29-2-4	美山	×
176	計石町集落生活改善センター	計石町32-3	美山	
177	川上農機具倉庫前	東川上町11-9-1	美山	×
178	南宮地町ふれあい会館	南宮地町18-14-2	美山	×
179	東俣町白山神社	東俣町24-36	美山	×
180	南西俣公民館	南西俣町16-2-4	美山	
181	西市布町集会所	西市布町1-8-2	美山	

番号	設置場所名称	所在地	地区	モーターサイレン
				有無
182	上味見生涯教育施設	中手町 1 0 - 3 - 1	美山	
183	南野津又町ふれあい会館	南野津又町 3 7 - 6 - 4	美山	×
184	神当部町	神当部町 2 0 - 7 - 1	美山	×
185	河内集落生活改善センター	味見河内町 1 9 - 2 - 1	美山	
186	西河原ふれあい会館	西河原町 6 - 4 5 - 1	美山	
187	下味見生涯教育施設	折立町 4 1 - 1	美山	
188	美山連絡所	美山町 7 - 1	美山	
189	美山啓明小学校	朝谷町 6 - 1	美山	
190	蔵作町	蔵作町 2 7 - 1	美山	
191	天田コミュニティセンター	東天田町 9 - 4 5	美山	
192	高田再送信		美山	×
193	横越再送信		美山	×
194	中手再送信		美山	×
195	越廼中学校	大味町 2 9 - 8 3	越廼	
196	茱崎駐車場	茱崎町	越廼	×
197	越廼小学校	茱崎町 3 - 2 5	越廼	×
198	越廼連絡所	蒲生町 1 - 8 8	越廼	
199	越廼海水浴場	蒲生町	越廼	×
200	蒲生町樽海	蒲生町	越廼	
201	浜北山町	浜北山町 9 - 7	越廼	×
202	居倉町水仙寮	居倉町 7 9 - 3 5	越廼	
203	赤坂町ふれあい会館	赤坂町 2 3 - 1 2	越廼	×
204	赤坂町大石	赤坂町 6 5	越廼	×
205	八ツ俣町浜	八ツ俣町 6 7 - 2 - 1	越廼	
206	八ツ俣町	八ツ俣町 5 0 - 1 7	越廼	×
207	城有町	城有町 3 4 - 2 1	越廼	×
208	更毛町	更毛町 9 字村前 5 - 3	安居	×
209	西・東大味町	東大味町 1 4 字前坪 4 4	上文殊	
210	栃泉町排水機場	栃泉 6 5 - 1 1	東郷	
211	脇三ヶみどり公園	脇三ヶ町 4 8 - 8 8 - 9	東郷	
212	青葉台西公園	冬野町 2 6 - 1 4 3	麻生津	
213	境寺町	境寺町 3 7 - 1 - 6	美山	×
214	羽生中継局	大宮町 3 0 - 3 4 - 1 2	美山	×
215	高木町	高木町 6 4 - 1 2	中藤島	

## 九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、福井市長（以下「乙」という。）は、乙が福井市九頭竜川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第 1 条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

### （伝達する情報の内容）

第 2 条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、福井市九頭竜川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

### （費用負担）

第 3 条 費用負担については、原則、洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

### （伝達方法）

第 4 条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 前項の設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

### （警報設備の配置）

第 5 条 警報設備等の配置は別図 - 1 のとおりとし、所在は別表 - 1 に示すとおりとする。

### （警報設備利用の制限）

第 6 条 甲が堰放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲が堰放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として福井市九頭竜川が洪水時の場合以外には、警報設備等を使用できない。

### （情報伝達の責任）

第 7 条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

### （疑義の解決）

第 8 条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定める

ものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年 6月 4日

甲 国土交通省近畿地方整備局  
福井河川国道事務所長  
三輪 準二

乙 福井市長  
坂 川 優

別図 - 1 及び別表 - 1 省略

## 九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定実施要領

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下、甲という）と福井市（以下、乙という）が締結した九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定について次のとおり要領を定める。

### （目的）

第1条 この要領は、九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定を円滑かつ遅滞なく実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （実施の範囲）

第2条 九頭竜川流域において、九頭竜川の水位の上昇、気象情報、洪水予報等の情報により、越水及び破堤等の洪水被害が発生する恐れがあると思われる場合、または発生した場合に、九頭竜川流域の住民に対し、避難等の災害・防災情報を伝達するために実施する。なお、伝達情報及び発令の基準は概ね以下のとおりとする。

避難準備情報	洪水警報、河川の水位、降雨量、現地の状況などを考慮し発令
避難勧告	
避難指示	越水、破堤等災害発生危険が切迫しているときに発令
その他情報	越水、破堤等河川に関する情報

### （連絡責任者）

第3条 甲は、河川管理第二課長を連絡責任者とし、乙は、危機管理室長を連絡責任者として、災害発生時及び災害が発生する可能性がある場合の連絡の円滑を図る。

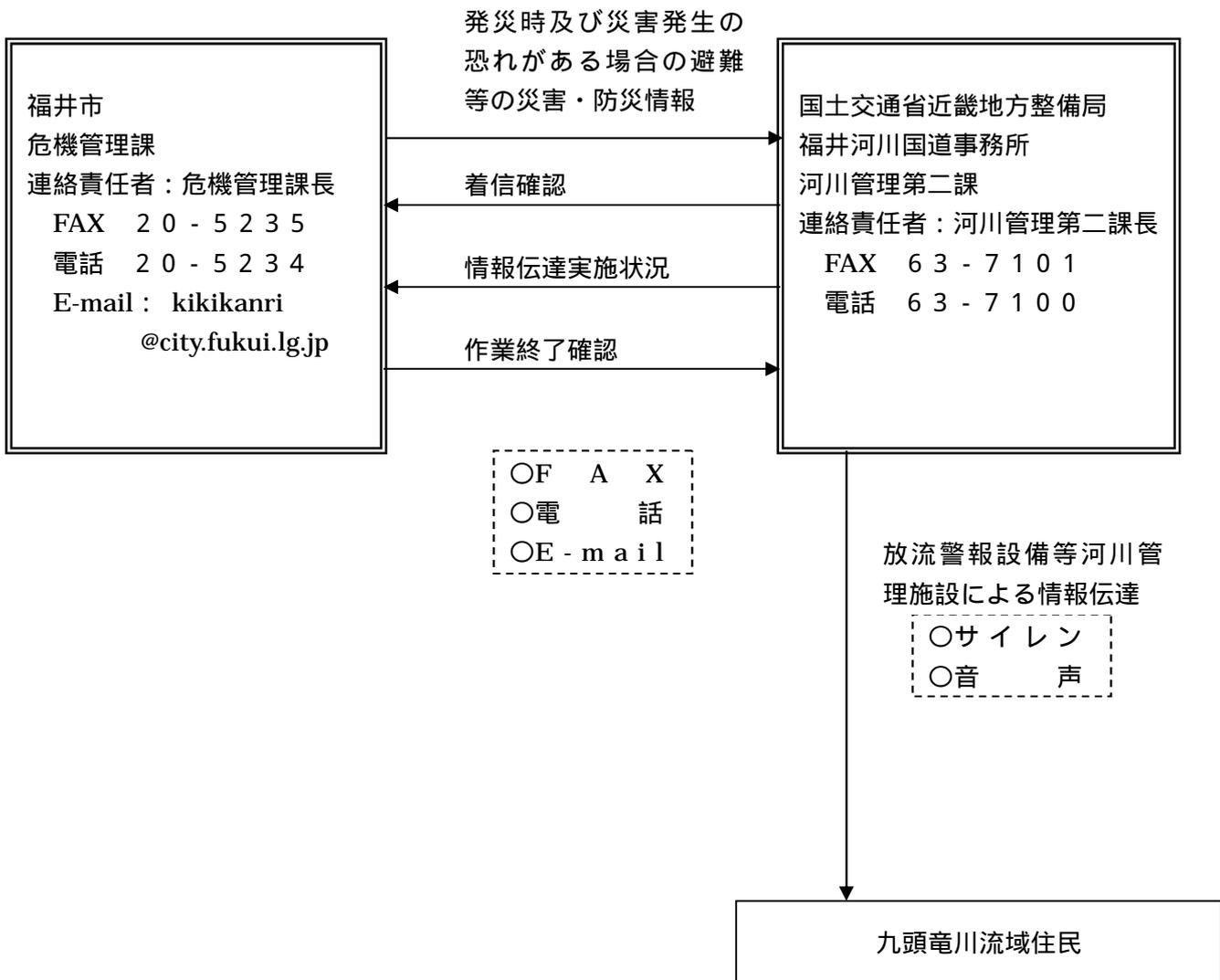
### （連絡方法）

第4条 乙は、災害発生時及び災害が発生する可能性があり、住民に避難情報等災害時緊急情報を広報する必要がある場合、別紙様式によりファックスで甲に連絡する。ただし、災害状況により、ファックスが使用できない場合等においては、電話、メール等により連絡する。

### （伝達）

第5条 甲は、乙より連絡を受けた場合は、九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備による災害情報等の情報伝達を行い、伝達状況を乙に連絡する。

九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定の連絡体制



## 水防倉庫の資機材集計表

No.	倉庫名 資材名	【中消防署管内】										【東消防署管内】									
		中署 現在量	中央 現在量	海老助 現在量	安田 現在量	下森田 現在量	中角 現在量	高屋 現在量	舟橋 現在量	灯明寺 現在量	上野 現在量	中署 管内計	東署 現在量	中ノ郷 現在量	日之出 現在量	城東 現在量	稲津 現在量	中毘沙門 現在量	下宇坂 現在量		
1	俵・かます			1,235	580	165	800	1,175	990	1,170		6,115		616	760		540	182			
2	さんだわら				260	100	1,080	1,000		600		3,040									
3	トリレット	2,100	1,510	1,350	1,350	1,700	1,300	1,600	1,500	1,500	1,720	15,630	6,310	800	1,250	1,250	1,250	600	500		
4	麻袋	600										600			700		1,000	1,129	240		
5	古畳			11	4			9	9			33			36			5			
6	むしろ	15	16	160	80	35	90	74	105	210	60	845	25	40	20	10	75	85			
7	なわ	29	24	20	50	37	35	35	31	32	15	308	88	31	76	5	42	37	5		
8	マニラロープ																				
9	竹ざお	3		21		90						114	4		80		7	2			
10	丸太		8	68	65	68	78	59			20	366		93	255		45	76			
11	くい	24	73	34	55	50	40	34	65	40		415	14	150	224		30	80			
12	鉄線(#8)	160	60	50	20	40	36	20	40	65	19	510	225	21	75			55	1		
13	鉄線(#16)	48			20				39	21		128	105		20						
14	かすがい	30		68								98	21		40						
15	ブルーシート	77	10	10	10	10	10	10	10	10	10	167	126	5	5	5	5	6	1		
16	連結水のう	2										2	2								
17	河戸角材														10						
18	樋												2								
19	まき																				
20	ローソク																				
21	モッコ								15	10		25									
22	スコップ	55	20	20	23	23	22	25	22	20	23	253	132	20	25	20	22	30	10		
23	かきや	6	6	12	5	4	4	5	5	5	4	56	12	4	8	1	3	6	1		
24	たこづち			5					3			8									
25	木づち			3					3	3		9			3						
26	なた	2	1	3	2	1	1	1	4	4	1	20	8	2	5		2	4			
27	かたま	62	10	10	12	10	15	10	10	10	10	159	89	20	57	20	13	14	7		
28	とうぐわ	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	51	12	5	10		5	8	1		
29	つるはし	17	4	3	3	3	1	5	4	4	5	49	12	2	10		3	6			
30	のこぎり	8	3	5	4	4	2	5	3	3	2	39	12	2	8		1	2	1		
31	じょれん・がめぐわ	7		10	4	1			3	3		28	5	1	5			26			
32	ベンチ	7	4	3	3	4	3	3	3	3	3	36	18	3	10		3	6	1		
33	金づち	10	4	3	3	10	3	9	3	2	3	50	10	3	8		3	6			
34	三つぐわ	1		9								10									
35	まさかり	2		1	3	1		1	1	1		10	6	1	5						
36	鉄線切	4	2	1	1	1	2	1	2	2	1	17	9	2	4		2	4			
37	むしろ縫い針	20	2	9	10	7	1	8	2	3	1	63	52	5	18		5	5			
38	鉄線締め棒	19	2	2	3	2	2	2	2	2	2	38	6	4	4		4	9	1		
39	くま																				
40	担棒									10		10									
41	バケツ					3						5									
42	一輪車	11										11	7		2	1		1			
43	救命胴衣	4										4	13								
44	舟艇	1										1	2								
45	オール	4										4	4								
46	携帯照明器具	4										4	7								
47	ゴム長靴																				
48	水防焼印	1										1	1								
49	ちょうちん																				
50	表むしろ張りシート	3										3	3								
51	水土のう	50										50	4								



# 水 防 倉 庫 の 資 機 材 集 計 表

【臨海消防署管内】

No.	倉庫名 資材名	臨海署	四十谷	三宅	鮎川	越廼総合支所	蒲生	大味	居倉	八ッ俣	越廼分署	臨海署 管内計	市 合 計	備 考
		現在量	現在量	現在量	現在量	現在量	現在量	現在量	現在量	現在量	現在量			
1	俵・かます		580		123							703	8,916	
2	さんだわら											0	3,040	
3	トリレット	1,900	1,150	900	1,600	250	850	750	150	200	250	8,000	59,975	
4	麻袋											0	4,779	
5	古畳											0	87	
6	むしろ	66	39	15	25						15	160	1,731	
7	なわ	29	36	16	17	16	5				9	128	895	
8	マニラロープ			1								1	1	
9	竹ざお			10	5							15	260	
10	丸太		24	12	32							68	1,513	
11	くい	34	41	36	55							166	1,500	
12	鉄線 (#8)		74	50	50	44						218	1,487	
13	鉄線 (#16)					1						1	261	
14	かすがい	30										30	244	
15	ブルーシート	53	7	7	6	2	2	2	2	2	15	98	645	
16	連結水のう											0	6	
17	河戸角材											0	10	
18	樋			1								1	6	
19	まき											0	0	
20	ローソク											0	0	
21	モッコ											0	56	
22	スコップ	60	20	28	27	20	9	13		10	28	215	955	
23	かかけや	5	4	3	5	5	4			3		29	165	
24	たこづち											0	13	
25	木づち											0	14	
26	なた	6	2	2	2	4						16	92	
27	かま	53	10	10	4	2	6				10	95	639	
28	とうぐわ		5	5	5							15	158	
29	つるはし	5	2	2	2		21			10		42	149	
30	のこぎり	11	2	2	2							17	108	
31	じょれん・がめぐわ		1		1	3				9		14	100	
32	ベンチ	8	3	3	3	7	20			10	2	56	173	
33	金づち	4	3	3	3	1	13			10		37	144	
34	三つぐわ						3					3	35	
35	まさかり	1			2							3	30	
36	鉄線切	7	2	1	3	2	1			5	1	22	74	
37	むしろ縫い針	9			3							12	201	
38	鉄線締め棒	9	2	2	6	1						20	102	
39	くま											0	0	
40	担棒			3								3	41	
41	バケツ			3								3	8	
42	一輪車	5	3	1	2		8	2		3	1	25	68	
43	救命胴衣	6										6	28	
44	舟艇	1										1	7	
45	オール	4										4	20	
46	携帯照明器具									10		10	38	
47	ゴム長靴											0	0	
48	水防焼印											0	3	
49	ちょうちん											0	0	
50	表むしろ張りシート	2										2	11	
51	水土のう							50				50	154	

## 水 防 倉 庫 鍵 所 有 者 一 覧 表

	倉庫名	鍵所有者	連絡方法	備考
1	中央	中消防署	2 2 - 0 1 1 9	足羽川
2	海老助	中消防署西分署	"	九頭竜川
3	安田	中消防署西安居分遣所	"	未更毛川
4	下森田	中消防署北分署	"	九頭竜川
5	中角	中消防署北分署	"	"
6	高屋	中消防署北分署	"	"
7	舟橋	中消防署	"	"
8	灯明寺	中消防署	"	"
9	上野	中消防署北分署	"	"
10	中ノ郷	東消防署東分署	2 7 - 0 1 1 9	"
11	日之出	東消防署	"	荒川
12	城東	東消防署	"	"
13	稲津	東消防署足羽分遣所	"	足羽川
14	中毘沙門	東消防署足羽分遣所	"	"
15	下宇坂分団器具置場	東消防署美山分署	"	"
16	芦見分団器具置場	東消防署美山分署	"	"
17	羽生分団器具置場	東消防署美山分署	"	"
18	上味見分団器具置場	東消防署美山分署	"	"
19	下味見分団器具置場	東消防署美山分署	"	"
20	春日	南消防署	3 3 - 0 1 1 9	"
21	下馬	南消防署	"	"
22	下江守	南消防署社分署	"	日野川
23	南居	南消防署社分署	"	"
24	三尾野	南消防署麻生津分遣所	"	"
25	小羽	南消防署清水分署	"	志津川
26	片粕	南消防署清水分署	"	日野川
27	大森	南消防署清水分署	"	志津川
28	四十谷	臨海消防署川西分署	8 3 - 0 1 1 9	九頭竜川
29	三宅	臨海消防署川西分署	"	"
30	鮎川	臨海消防署国見分遣所	"	三本木川
31	蒲生	臨海消防署越廼分署	"	大味川
32	大味	臨海消防署越廼分署	"	"
33	居倉	臨海消防署越廼分署	"	
34	八ツ俣	臨海消防署越廼分署	"	
	全倉庫	中・南・東・臨海消防署	2 0 - 0 1 1 9 (代)	

## 水防資材及び器具調達先一覧表

	資材名	調達見込数	名称・代表者名	住 所	連絡方法
1	縄	200玉	(株)竹長 竹内 興幸	毛矢1丁目2-4	35-0272
2	鉄線	200Kg	吉岡幸(株) 吉岡 正盛	宝永3丁目22-5	22-2211
3	釘	100Kg			
4	スコップ	100丁			
5	つるはし	50丁			
6	鎌その他器具	100本			
7	丸太	300本	(株)竹長 竹内 興幸	毛矢1丁目2-4	35-0272
8	杭	300本			
9	シート	40枚	(株)キャンピオ辻万 辻 武志	毛矢2丁目3-1	35-0605
10	竹材	500本	(株)竹長 竹内 興幸	毛矢1丁目2-4	35-0272

## 水防用建設機械等借上計画表

河川名	借上種別	数量	名 称	責任者住所氏名	連絡方法
九頭竜川	ブルドーザー ダンプカー	1 10	三谷セキサン(株)	豊島1丁目3-1 三谷 進治	20-3333
	ブルドーザー ダンプカー ドランプライン 水中ポンプ	2 2 1 1	(株)岡田組	舟橋町8-5 岡田 正人	54-5218
	ブルドーザー ダンプカー	2 1	(株)酒井組	和田3丁目105 北島 敬義	27-2700
	ショベルカー	2	福井鐵工(株)	若栄町702 佐野 洋介	53-0505
日野川	水中ポンプ	2	(株)羽崎組	志比口3丁目2-14 杉森 勇介	54-2800
	ブルドーザー ダンプカー 水中ポンプ	3 7 2	(株)辻広組	江守中町8-18 辻広 光男	35-8115
	ダンプカー ショベルカー	6 1	三谷セキサン(株)	下毘沙門町1-34(工場) 三谷 進治	41-0147
足羽川	ダンプカー(中) ダンプカー(小)	3 1	福井市	福井市建設部長	20-5555
	ショベルカー	2	(株)岩佐土建	栃泉町11-10 岩佐 昭夫	41-1180
	水中ポンプ	1	(株)辻広組	江守中町8-18 辻広 光男	35-8115
荒 川	ブルドーザー ダンプカー	5 10	(株)英組	南四ツ居2丁目20-2 吉田 英昭	54-1515
各河川	ブルドーザー ダンプカー ショベルカー ドラグライン 水中ポンプ	3 3 1 1 2	(株)道端組	長本町209 道端 健太	54-0993
	ダンプカー 水中ポンプ	2 3	(株)松田(幸)組	浜住町8-1 岡本 徹	86-1121
	バックハウ ダンプカー ショベルカー	2 2 5	轟建設(株)	勝見3丁目17-5 天谷 豪志	23-3355
	バックハウ ダンプカー ショベルカー	1 2 3	(株)新内	花堂中1丁目5-6 吉田 恭平	36-8893

## 輸送車両及び舟艇の借上動員計画

## (1)市水防本部所有自動車

種 別	数量(台)	要員(人)	責 任 者	備 考
バス	3	9 5	財政部長	水防要員・作業員の輸送
トラック	2	6	〃	水防資材・器具の輸送
バン	4	2 3	〃	水防要員の輸送
軽ワゴンバン	2	8	〃	〃
トラック	1	3	建設部長	水防器具の輸送
軽トラック	1	2	〃	〃
乗用ジ - プ	5	2 9	〃	水防要員の輸送
軽ワゴンバン	1	4	〃	〃
乗用ジープ	1	5	美山連絡所	〃
乗用ジープ	1	7	越廼連絡所	〃
乗用ジープ	1	5	清水連絡所	〃

- 1 水防本部が設置される以前であっても、河川が水防団待機水位(通報水位)に達し必要な場合は、準備、点検等のため要員出動及び車両を確保するものとする。
- 2 上記以外に車両等を必要とする場合は、市所有車両等から増強するものとする。

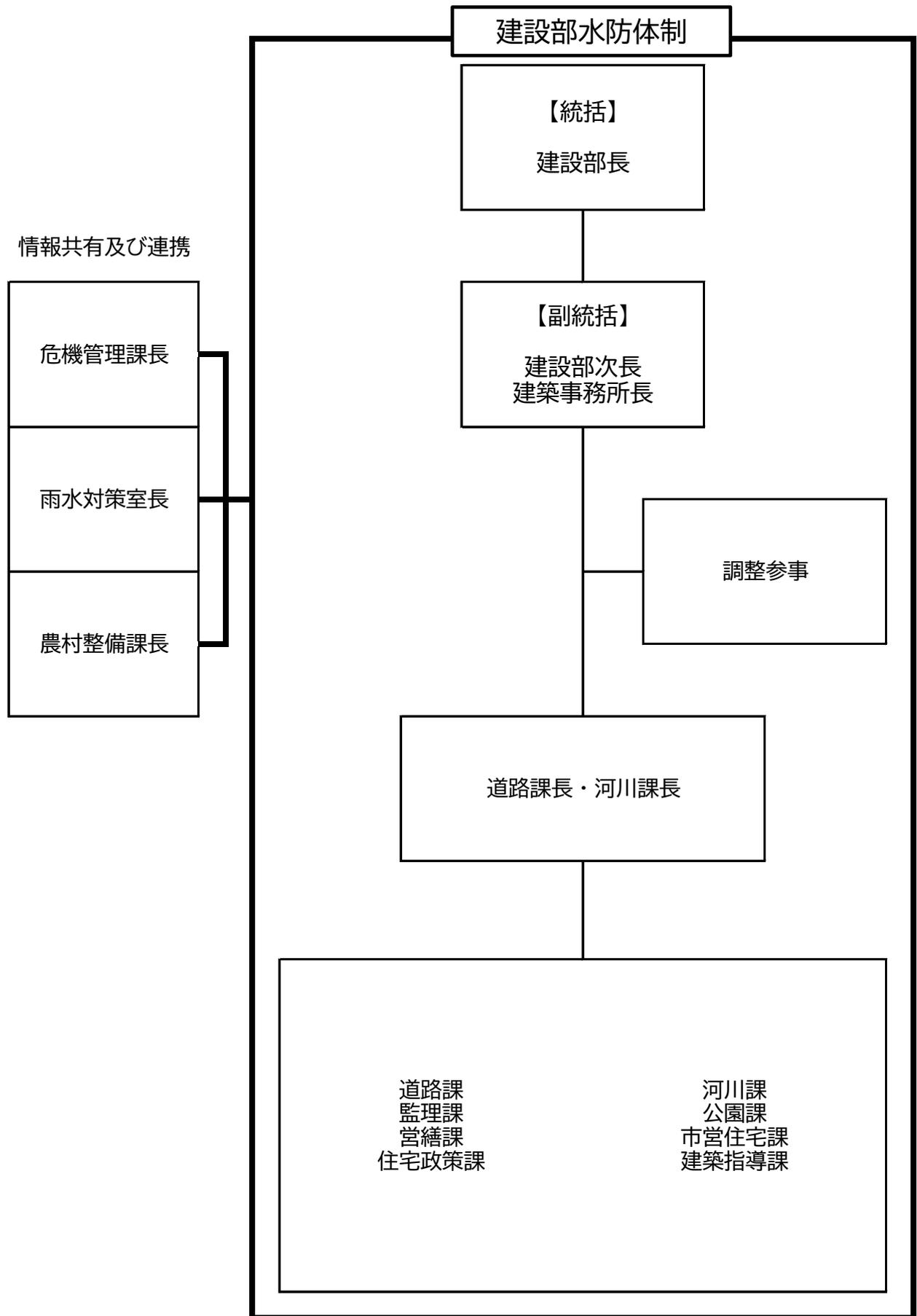
## (2)消防局所有自動車及び器具

種 別	形 質	数 量	保 管 場 所
機材車	2 t 車	4 台	中 ・ 南 ・ 東 ・ 臨海消防署
舟 艇	ゴム製	4 隻	中 ・ 南 ・ 東 ・ 臨海消防署
発電機	投光器付	2 5 基	中 ・ 南 ・ 東 ・ 臨海消防署
口 - プ発射機	固定携帯式	8 基	M63 M3 M3 M3 中 ・ 南 ・ 東 ・ 臨海消防署
超短波無線機		車載 7 0 基 携帯 6 7 基	消防局、各署

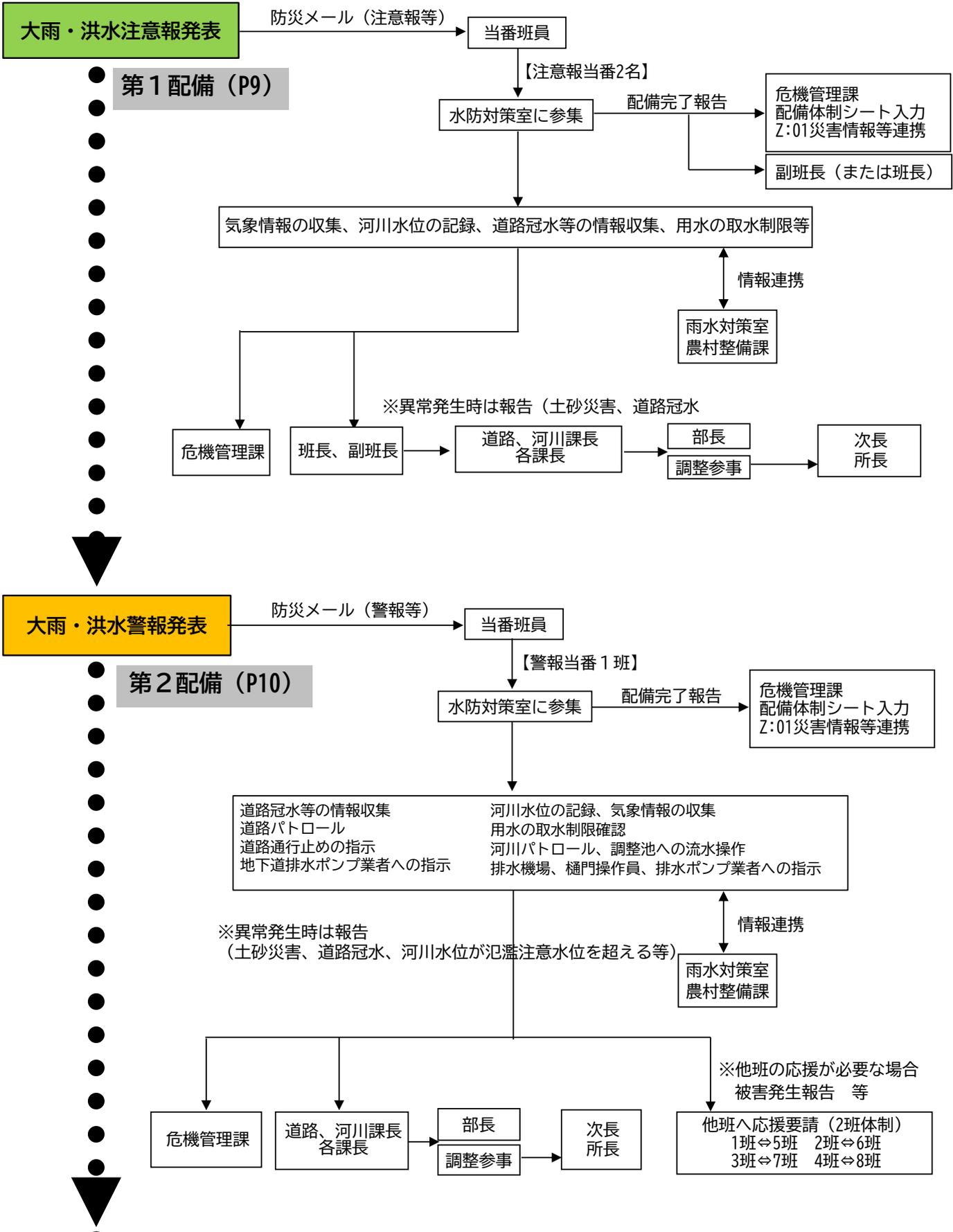
(3)貨物自動車の借上計画

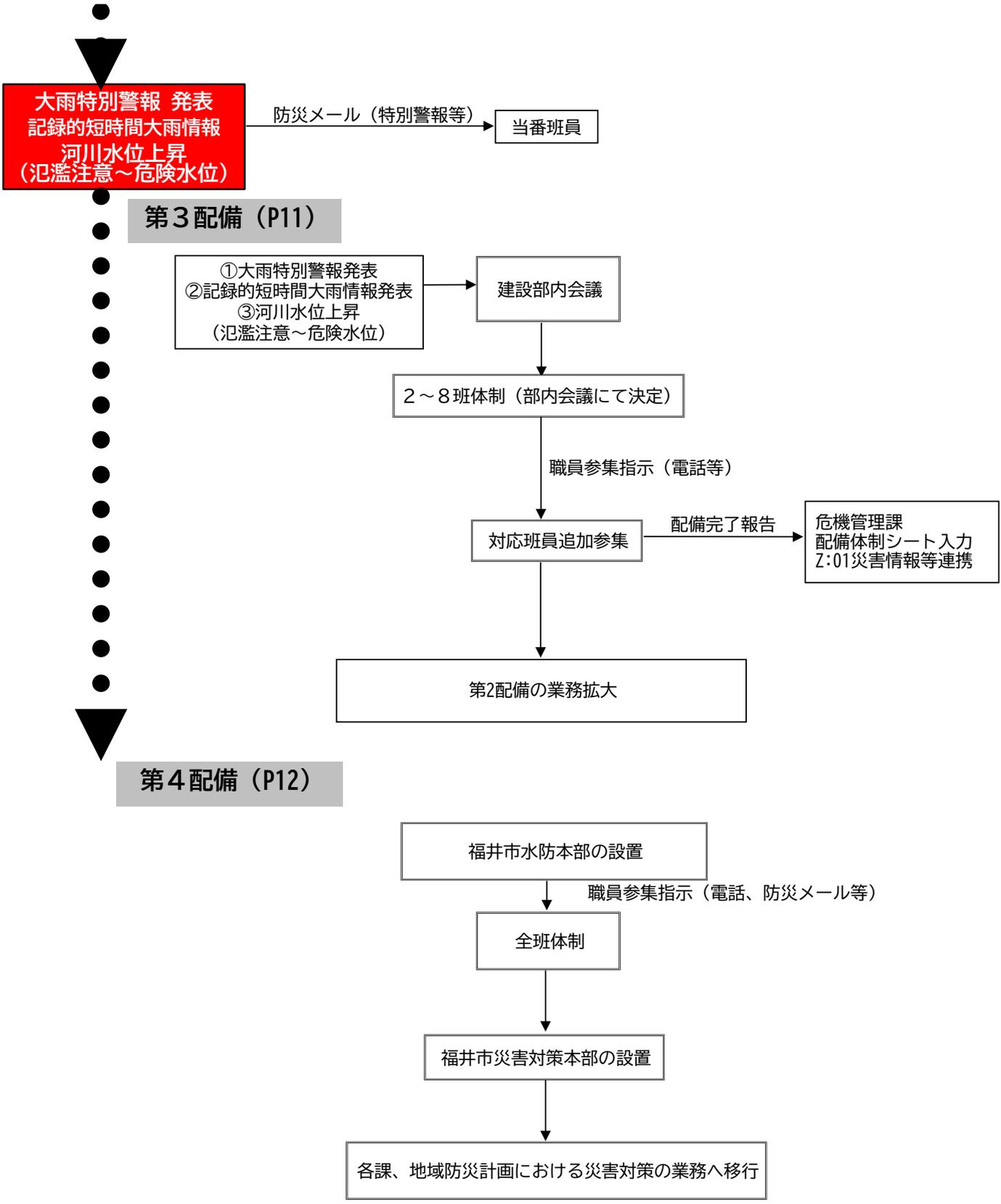
種 別	形質	名 称	所有者、責任者及び住所	連絡方法	数 量
貨物自動車	大型	福井貨物	藤尾 秀樹 和田中町	80-0303	大5台 小3台
”	”	福貨通運	佐々木 一成 花堂北	36 - 3701	大3台 小2台
”	”	岩佐土建	岩佐 昭夫 栃泉町	41 - 1180	2台

# 建設部水防体制 組織図



# 建設部水防体制フロー





# 水防体制フロー

大雨・洪水注意報発表

防災メール（注意報）

当番班員

## 第1配備

当番班員

配備完了報告

危機管理課  
配備体制シート入力

【注意報当番2名】

副班長（または班長）

道路冠水等の情報収集、河川水位の記録、気象情報等の収集等

情報連携

雨水対策室  
農村整備課

異常発生時は報告（土砂災害、道路冠水等）

危機管理課

班長、副班長

道路、河川課長  
各課長

部長  
調整参事

次長  
所長

大雨・洪水警報発表

防災メール（警報）

当番班員

## 第2配備

当番班員

配備完了報告

危機管理課  
配備体制シート入力

【警報当番1班】

道路冠水等の情報収集  
道路パトロール  
道路通行止めの指示  
地下道排水ポンプ業者への指示

河川水位の記録、気象情報の情報収集  
用水の取水制限依頼  
河川パトロール、調整池への流水操作  
排水機場、樋門操作員、排水ポンプ設置業者へ待機・操作指示

情報連携

雨水対策室  
農村整備課

異常発生時は報告  
（土砂災害、道路冠水、河川水位が氾濫注意水位を超える等）

他班の応援が必要な場合

危機管理課

道路、河川課長  
各課長

部長  
調整参事

次長  
所長

他班へ応援要請（2班体制）  
1班 5班 2班 6班  
3班 7班 4班 8班

大雨特別警報発表  
河川水位上昇  
(氾濫注意～危険水位)

防災メール(特別警報)

当番班員

第3配備

特別警報発令  
河川水位上昇  
(氾濫注意～危険水位)

建設部内会議

2～8班体制(部内会議にて決定)

職員参集指示(電話等)

対応班員追加参集

配備完了報告

危機管理課  
配備体制シート入力

第2配備の業務拡大

第4配備

福井市水防本部の設置

職員参集指示(電話、防災メール等)

全班体制

福井市災害対策本部の設置

各課、地域防災計画における災害対策の業務へ移行

## 九頭竜川天池河川公園管理要領

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 公園管理
  - 第1節 施設の維持管理に関する事項
  - 第2節 施設の使用方法に関する事項
- 第3章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項
- 第4章 その他
- 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 九頭竜川天池河川公園(以下「公園」という。)の維持管理、使用方法及び出水期の対策等については、この要領に定めるところによるものとする。

##### (公園の施設等)

第2条 公園の施設は、別表-1のとおりとする。

##### (管理体制)

第3条 公園の管理体制は、別表-2のとおりとし、管理事務所に管理員を常駐させるものとする。

#### 第2章 公園管理

##### 第1節 施設の維持管理に関する事項

##### (日常管理)

第4条 管理事務所の管理員は、公園の巡視を実施し、工作物の安全点検及び利用者への指導等を行うものとする。

##### (維持管理)

第5条 公園の維持管理は、次のとおり行うものとする。

- 1 公園の清掃及び塵芥処理を実施するものとする。
- 2 公園の草刈りを実施するものとする。
- 3 公園の施設の維持補修については、適宜実施する。

##### 第2節 施設の使用方法に関する事項

##### (使用原則)

第6条 公園の使用は、第11条に規定する予備警戒体制時及び第13条に規定する警戒体制時以外の場合とする。

##### (使用時間)

第7条 使用時間は、原則として午前9時より午後5時までとする。但し、公園管理者が認めた場合はこのかぎりでない。

##### (使用方法)

第8条 公園の使用申込み及び使用方法については公園管理者が別に定めるものとする。

( 車輛の乗入れ )

第 9 条 公園の車輛の乗入れについては、開閉園時には車止めを開閉し、使用時間以外に車が乗入れないようにするものとする。但し、公園管理用車輛、河川管理用車輛及び緊急止むを得ない場合並びに河川管理者と公園管理者が協議して認めた場合はこのかぎりではない。

### 第 3 章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項

( 出水期 )

第 10 条 出水期 ( 6 月 16 日 ~ 10 月 15 日 ) においては、特に気象官署が行う気象情報及びダム放流等の河川情報に注意するものとする。

( 予備警戒体制 )

第 11 条 大雨・洪水注意報の発令又はダムの放流等により、洪水が発生するおそれがあると認められる場合は、予備警戒体制に入るものとする。予備警戒態勢時の連絡系統は別表 - 3 のとおりとする。

( 予備警戒体制時の措置 )

第 12 条 予備警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び中角量水標の水位等の河川情報を的確かつ迅速に収集すること。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。

( 警戒体制 )

第 13 条 大雨・洪水警報が発令されたとき、又は、中角量水標の水位が 5.0 m に達し、なお上昇するおそれのあるときは、警戒体制に入るものとする。警戒態勢時の連絡系統は別表 - 3 のとおりとする。

( 警戒体制時の措置 )

第 14 条 警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとることとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び中角量水標の水位等の河川情報を的確かつ迅速に収集すること。特に、中角量水標については、30 分毎に観測するものとする。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。
- 3 別表 - 1 に掲げる公園内の工作物のうち、撤去させるために必要な機械及び器具を準備すること。

( 出動 )

第 15 条 中角量水標の水位が 6.5 m に達したときは、別表 - 1 に掲げる工作物を撤去するものとする。ただし、出水の状況により、撤去については上記水位を待たずに実施する場合がある。

( 予備警戒体制の解除 )

第 16 条 予備警戒体制は、大雨・洪水注意報の解除等洪水のおそれのなくなったとき解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第17条 警戒体制は、大雨・洪水注意報が解除され、かつ、中角量水標の水位が5.0m以下に減水し、さらに上昇するおそれのなくなったときに解除するものとする。

(記録の保存)

第18条 予備警戒体制又は警戒体制の発令から解除までの気象及び水位等の観測並びに工作物の撤去の実施に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(河川管理者への通報)

第19条 警戒体制を発令及び解除したとき並びに工作物の撤去を開始及び完了したときは、速やかに河川管理者に通報するものとする。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第20条 洪水時において、公園施設又は河川管理施設に異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に報告するものとする。

#### 第4章 その他

(利用実態の保存)

第21条 公園の利用者数及び行事内容等について月毎に記録して保存するものとする。

(工作物の撤去又は倒伏訓練)

第22条 別表-1に掲げる工作物について、撤去させるものは毎年1回「出水期前(6月15日以前)」にその訓練を実施するものとする。

附 則

この要領は昭和63年4月6日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

## 別表 - 1

## 施設(工作物)の構造又は能力

1

施設名	構造又は能力	数 量	備 考
駐車場	アスファルト舗装 駐車台数 レンガ花壇 83ヶ所 U型側溝 0.18 × 0.18 × 0.60	8,907.82 m <sup>2</sup> 185 台 1,094.99 m <sup>2</sup> L = 65.22 m	
多目的広場	芝生 レンガ花壇 1ヶ所 ベンチ 0.40 × 2.00 U型側溝 0.18 × 0.18 × 0.60	5,775.38 m <sup>2</sup> 40.99 m <sup>2</sup> 1 基 L = 102.85 m	
テニスコート	アスファルトカラー舗装 レンガ花壇 1ヶ所 防球ネット H = 3.0 ベンチ 0.40 × 2.00 U型側溝 0.18 × 0.18 × ボックスカルバート 0.18 × 0.18 × 1ヶ所	3 面 2,524.78 m <sup>2</sup> 41.14 m <sup>2</sup> L = 114.70 m 2 基 L = 47.34 m L = 3.38 m	出水時撤去
中央広場	芝生 フィールド 4ヶ所 レンガ花壇 3ヶ所 ベンチ 0.40 × 2.00 U型側溝 0.18 × 0.18 × 0.60	1,858.62 m <sup>2</sup> 311.12 m <sup>2</sup> 50.00 m <sup>2</sup> 3 基 L = 62.35 m	
エスキーテニスコート	アスファルト舗装 防球ネット H = 3.0 U型側溝 0.18 × 0.18 × ボックスカルバート 0.18 × 0.18 × 1ヶ所	5 面 1,118.69 m <sup>2</sup> L = 52.00 m L = 58.31 m L = 3.40 m	出水時撤去
サッカー場	芝生 サッカーゴール 7.32 × 2.00 × U型側溝 0.18 × 0.18 × ボックスカルバート 0.18 × 0.18 × 1ヶ所	1 面 6,665.81 m <sup>2</sup> 2 基 L = 60.59 m L = 3.39 m	出水時撤去
ソフトボール場	芝生 フィールド 防球ネット H = 3.0 ベンチ 0.385 × 2.80 バックネット 2.20 × 10.00 U型側溝 0.18 × 0.18 × 0.60	2 面 8,810.65 m <sup>2</sup> 2,844.76 m <sup>2</sup> L = 445.00 m 8 基 2 基 L = 65.22 m	出水時撤去 出水時撤去

## 別表 - 1

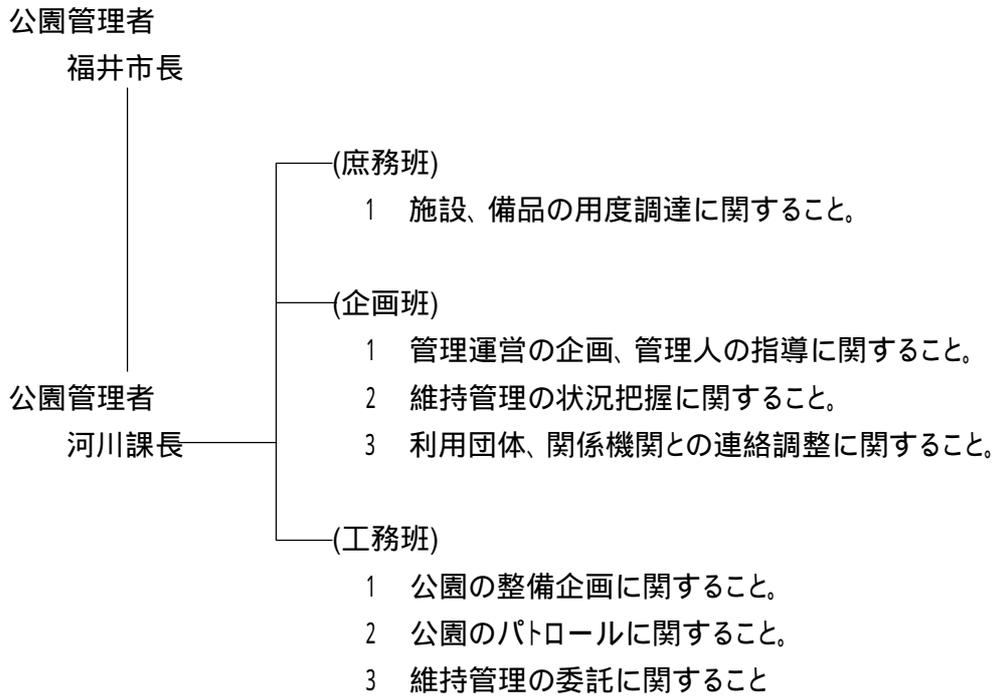
## 施設(工作物)の構造又は能力

2

施設名	構造又は能力	数 量	備 考
芝生広場	芝生	6,323.04 m <sup>2</sup>	
U型側溝	0.18 × 0.18 × 0.60	L = 69.31 m	
ジョギングコース	W = 3.0 アスファルトカラー舗装	L = 1,565.44 m 4,696.31 m <sup>2</sup>	
	歩車道境界ブロック	L = 3,130.88 m	
	W = 2.0	L = 32.00 m	
	アスファルト舗装	65.88 m <sup>2</sup>	
公園管理道路		25,842.85 m <sup>2</sup>	
昇降路	L型ブロック W = 0.45m	L = 133.07 m	
	W = 3.0 ~ 9.5m	L = 55.00 m	
	W = 3.5 m	L = 60.00 m	
	W = 3.0 m	L = 47.50 m	
	W = 4.0 m	L = 90.00 m	
	W = 3.5 m	L = 98.50 m	
階段			
	W = 5.25 m	L = 10.00 m	
	W = 3.0 m	L = 4.00 m	
	W = 3.0 m	L = 4.00 m	
	W = 3.0 m	L = 8.50 m	
	W = 3.0 m	L = 9.25 m	
	W = 5.0 m	L = 9.50 m	
	W = 5.25 m	L = 9.00 m	
	W = 5.0 m アスファルト舗装	L = 10.00 m	
園路	装 W = 5.0m L型側溝	959.10 m <sup>2</sup>	
	250 - B	L = 383.10 m	
排水施設			
U型排水フリューム	0.30 × 0.30 × 2.00	L = 1,532.98 m	
平張コンクリート	1.00 × 2 11ヶ所	L = 233.26 m	
ボックスカルバート	0.30 × 0.30 × 1.00 11	L = 70.00 m	
管理棟	木造平屋建トタン拭 72.45 m <sup>2</sup>	1 棟	
スピーカ用電柱	19 ~ 39cm H = 15.0m	1 本	
U型側溝	0.15 × 0.15 ×	L = 84.50 m	
安全設備			
ガードパイプ	パイプ式 H = 0.8m	65.00 m	
ガードフェンス	パイプ格子式 H = 0.8m	1,209.30 m	
自由広場		5,290.00 m <sup>2</sup>	
野外炉	芝生 A = 2,023 m <sup>2</sup>	2,330.00 m <sup>2</sup>	
	芝生 A = 2,000.31 m <sup>2</sup>	2,307.31 m <sup>2</sup>	
	野外炉 8基		
看板			
諸注意看板	H=1.7m W=2.5m	3 箇所	
	H=0.6m	1 箇所	
案内看板	W=0.9m	3 箇所	
	H=0.9m W=1.8m	1 箇所	
	H=1.2m W=1.8m	1 箇所	

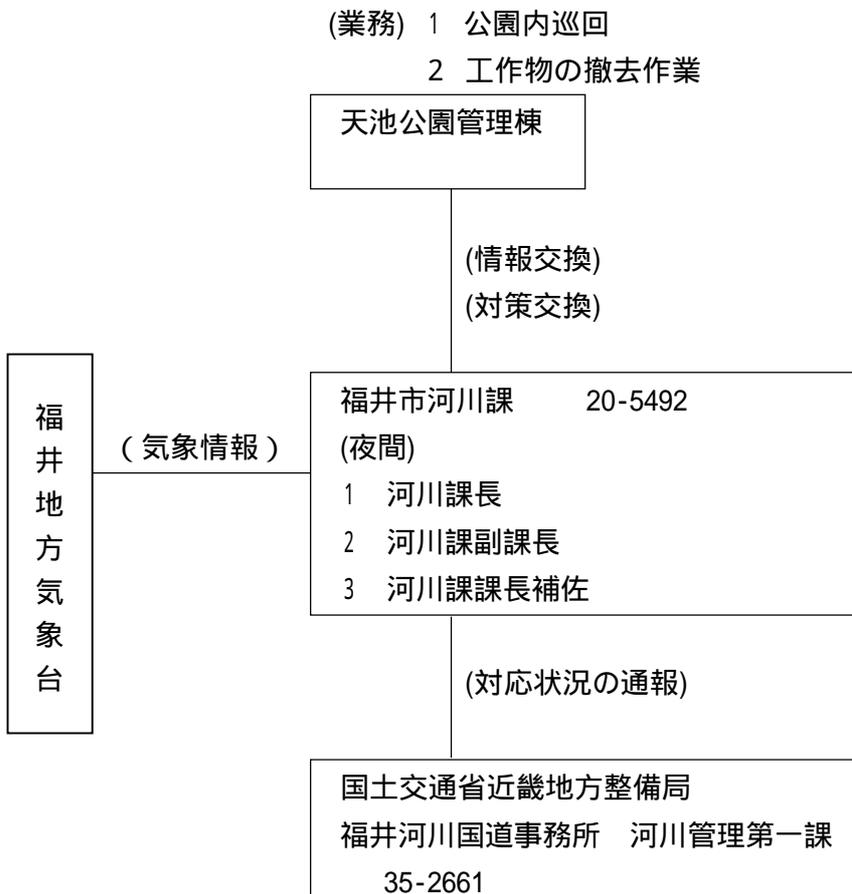
別表 - 2

天池河川公園管理体制



別表 - 3

警戒体制時の連絡系統



# 九頭竜川中藤河川公園管理要領

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 公園管理
  - 第 1 節 施設の維持管理に関する事項
  - 第 2 節 施設の使用方法に関する事項
- 第 3 章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項
- 第 4 章 その他
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 九頭竜川中藤河川公園（以下「公園」という。）の維持管理、使用方法及び出水期の対策等については、この要領に定めるところによるものとする。

#### (公園の施設等)

第 2 条 公園の施設は、別表 - 1 のとおりとする。

#### (管理体制)

第 3 条 公園の管理体制は、別表 - 2 のとおりとし、管理事務所に管理員を常駐させるものとする。

### 第 2 章 公園管理

#### 第 1 節 施設の維持管理に関する事項

##### (日常管理)

第 4 条 管理事務所の管理員は、公園の巡視を実施し、工作物の安全点検及び利用者への指導等を行うものとする。

##### (維持管理)

第 5 条 公園の維持管理は、次のとおり行うものとする。

- 1 公園の清掃及び塵芥処理を実施するものとする。
- 2 公園の草刈りを実施するものとする。
- 3 公園の施設の維持補修については、適宜実施する。

#### 第 2 節 施設の使用方法に関する事項

##### (使用原則)

第 6 条 公園の使用は、第 1 1 条に規定する予備警戒体制時及び第 1 3 条に規定する警戒体制時以外の場合とする。

##### (使用時間)

第 7 条 使用時間は、原則として午前 9 時より午後 5 時までとする。但し、公園管理者が認めた場合はこのかぎりでない。

##### (使用方法)

第 8 条 公園の使用申込み及び使用方法については公園管理者が別に定めるものとする。

( 車輛の乗入れ )

第 9 条 公園の車輛の乗入れについては、開閉園時には車止めを開閉し、使用時間以外に車が乗り入れないようにするものとする。但し、公園管理用車輛、河川管理用車輛及び緊急やむを得ない場合並びに河川管理者と公園管理者が協議して認めた場合はこのかぎりではない。

### 第 3 章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項

( 出水期 )

第 10 条 出水期 ( 6 月 16 日 ~ 10 月 15 日 ) においては、特に気象官署が行う気象情報及びダム放流等の河川情報に注意するものとする。

( 予備警戒体制 )

第 11 条 大雨・洪水注意報の発令又はダムの放流等により、洪水が発生するおそれがあると認められる場合は、予備警戒体制に入るものとする。予備警戒態勢時の連絡系統は別表 - 3 のとおりとする。

( 予備警戒体制時の措置 )

第 12 条 予備警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び中角量水標の水位等の河川情報を的確かつ迅速に収集すること。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。

( 警戒体制 )

第 13 条 大雨・洪水警報が発令されたとき、又は、中角量水標の水位が 3.0 m に達し、なお上昇するおそれのあるときは、警戒体制に入るものとする。警戒態勢時の連絡系統は別表 - 3 のとおりとする。

( 警戒体制時の措置 )

第 14 条 警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとることとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び中角量水標の水位等河川情報を的確かつ迅速に収集すること。  
特に中角量水標については、30 分毎に観測するものとする。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。
- 3 別表 1 に掲げる公園内の工作物のうち、撤去させるために必要な機械及び器具を準備すること。

( 出動 )

第 15 条 中角量水標の水位が 4.0 m に達したときは、別表 - 1 に掲げる工作物 ( 防球ネット ) を撤去するものとする。ただし、出水の状況により、撤去については上記水位を待たずに実施する場合がある。

( 予備警戒体制の解除 )

第 16 条 予備警戒体制は、大雨・洪水注意報の解除等洪水のおそれの

なくなったとき解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第17条 警戒体制は、大雨・洪水注意報が解除され、かつ、中角量水標の水位が3.0m以下に減水し、さらに上昇するおそれのなくなったときに解除するものとする。

(記録の保存)

第18条 予備警戒体制又は警戒体制の発令から解除までの気象及び水位等の観測並びに工作物の撤去又は倒伏の実施に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(河川管理者への通報)

第19条 警戒体制を発令及び解除したとき並びに工作物の撤去又は倒伏を開始及び完了したときは、速やかに河川管理者に通報するものとする。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第20条 洪水時において、公園施設又は河川管理施設に異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に報告するものとする。

#### 第4章 その他

(利用実態の保存)

第21条 公園の利用者数及び行事内容等について月毎に記録して保存するものとする。

(工作物の撤去又は倒伏訓練)

第22条 別表-1に掲げる工作物について、撤去させるものは毎年1回「出水期前(6月15日以前)」にその訓練を実施するものとする。

附 則

この要領は平成8年8月15日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

## 別紙 - 1

工 作 物 の 名 称	工作物の構造又は能力	数 量	備 考
<b>テニスコート</b>			
カラーアスファルト舗装	40m×55m 表層工 t = 3cm 基礎工 t = 4cm	A = 2,200.0 m <sup>2</sup>	3面
防球ネット張	合織ネット H=3.0m	L = 138.0m	出水時撤去
張芝	こうらい芝	A = 858.0 m <sup>2</sup>	
園路	W = 3.0m L = 14.0m	A = 42.0 m <sup>2</sup>	
<b>駐車場</b>			
アスファルト舗装	160m×16m t = 5cm	A = 2,560.0 m <sup>2</sup>	駐車場 125台
植栽	低木	240株	
<b>管理棟</b>			
管理棟	木造平屋建 3.4m×15.3m	A = 52.0 m <sup>2</sup>	
張芝	こうらい芝	A = 48.0 m <sup>2</sup>	
排水施設	U型側溝 15cm×15cm	L = 25.0m	
土留	大型ブロック積	A = 78.0 m <sup>2</sup>	
	大型張ブロック	A = 40.0 m <sup>2</sup>	
階段工	張ブロック	A = 8.0 m <sup>2</sup>	2箇所
<b>看板</b>			
諸注意看板	H = 2.4m W = 2.0m	2箇所	
諸注意看板	H = 1.2m W = 1.0m	1箇所	
警戒看板	H = 3.1m W = 0.9m	2箇所	
警戒看板	H = 2.1m W = 3.5m	1箇所	
警戒看板	H = 2.7m W = 0.5m	9箇所	
道路反射鏡	H = 3.3m W = 0.9m	1箇所	
<b>園路・芝生広場</b>			
園路	W = 2.0m 密粒度 AS t = 3cm 黄白色	A = 399.2 m <sup>2</sup>	
芝生広場	張芝 こうらい芝	A = 2,042.0 m <sup>2</sup>	
河川構造物	ベンチフリューム 200	L = 223.8m	
	ベンチフリューム 300	L = 5.0m	
	地先境界ブロック A	L = 82.0m	
	集水枡 400×400×400	1基	
進入路	堤防天端 W = 6.0m L = 570.0m	A = 3,420.0 m <sup>2</sup>	

別表 - 2

中藤河川公園管理体制

公園管理者

福井市長

公園管理者

河川課長

- 1 施設、備品の用度調達に関する事。
- 2 管理運営の企画、管理人の指導に関する事。
- 3 維持管理の状況把握及び委託に関する事。
- 4 利用団体、関係機関との連絡調整に関する事。
- 5 公園のパトロールに関する事。

別表 - 3

警戒体制時の連絡系統

- (業務) 1 公園内巡回
- 2 工作物の撤去作業

中藤公園管理棟  
54-9852

(情報交換)  
(対策交換)

福井  
地  
方  
気  
象  
台

(気象情報)

福井市河川課 20-5492  
(夜間)  
1 河川課長  
2 河川課副課長  
3 河川課課長補佐

(対応状況の通報)

国土交通省近畿地方整備局  
福井河川国道事務所 河川管理第一課  
35-2661

# 志津川河川公園管理要領

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 公園管理
  - 第 1 節 施設の維持管理に関する事項
  - 第 2 節 施設の使用方法に関する事項
- 第 3 章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項
- 第 4 章 その他
- 附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 志津川河川公園(以下「公園」という。)の維持管理、使用方法及び出水期の対策等については、この要領に定めるところによるものとする。

(公園の施設等)

第 2 条 公園の施設は、別表 - 1 のとおりとする。

(管理体制)

第 3 条 公園の管理体制は、別表 - 2 のとおりとする。

## 第 2 章 公園管理

### 第 1 節 施設の維持管理に関する事項

(日常管理)

第 4 条 河川課にて年に 1 度工作物の安全点検を行うこととし、清水総合支所の職員は、公園のパトロール等に協力するものとする。

(維持管理)

第 5 条 公園の維持管理は、次のとおり行うものとする。

- 1 公園の清掃及び塵芥処理を実施するものとする。
- 2 公園の草刈りを実施するものとする。
- 3 公園の施設の維持補修については、適宜実施する。

### 第 2 節 施設の使用方法に関する事項

(使用原則)

第 6 条 公園の使用は、第 11 条に規定する予備警戒体制時及び第 13 条に規定する警戒体制時以外の場合とする。

(使用時間)

第 7 条 使用時間は、原則として午前 9 時より午後 5 時までとする。但し、公園管理者が認めた場合はこのかぎりでない。

(使用方法)

第 8 条 公園の使用申込み及び使用方法については公園管理者が別に定めるものとする。

(車輛の乗入れ)

第 9 条 公園の車輛の乗り入れについては、原則禁止とし、公園利用の場合は清水総合支所の駐車場へ車輛を止めることとする。但し、公園管理用車輛、河川管理用車輛及び緊急止むを得ない場合並びに河川管理者と協議して認めた場合はこのかぎりではない。

## 第 3 章 出水期及び洪水における対策並びに措置に関する事項

(出水期)

第10条 出水期(6月16日～10月15日)においては、特に気象官署が行う気象情報及び河川情報に注意するものとする。

(予備警戒体制)

第11条 大雨注意報の発令等、洪水が発生するおそれがあると認められる場合は、予備警戒体制に入るものとする。予備警戒態勢時の連絡系統は別表-3のとおりとする。

(予備警戒体制時の措置)

第12条 予備警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び河川情報を的確かつ迅速に収集すること。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。

(警戒体制)

第13条 大雨洪水警報が発令されたときは、警戒体制に入るものとする。警戒態勢時の連絡系統は別表-3のとおりとする。

(警戒体制時の措置)

第14条 警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとることとし、そのために必要な人員を確保するものとする。

- 1 気象官署が行う気象情報及び河川情報を的確かつ迅速に収集すること。
- 2 公園の使用を中止し、公園利用者を河川敷外に避難させ、公園内の車輛を堤内地へ移動させること。

(予備警戒体制の解除)

第15条 予備警戒体制は、大雨注意報の解除等洪水のおそれのなくなったとき解除するものとする。

(警戒体制の解除)

第16条 警戒体制は、大雨洪水警報が解除され、さらに上昇するおそれのなくなったときに解除するものとする。

(記録の保存)

第17条 予備警戒体制又は警戒体制の発令から解除までの気象及び工作物の撤去又は倒伏の実施に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(河川管理者への通報)

第18条 警戒体制を発令及び解除したとき並びに工作物の撤去又は倒伏を開始及び完了したときは、速やかに河川管理者に通報するものとする。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第19条 洪水時において、公園施設又は河川管理施設に異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に報告するものとする。

#### 第4章 その他

(利用実態の保存)

第20条 公園の利用者数及び行事内容等について月毎に記録して保存するものとする。

#### 附 則

この要領は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 - 1 公園施設

施設名	面積 (㎡)	備考
テニスコート	725.5	
ゲートボールコート	421.2	
観覧席	232.1	
階段一式	68.9	
通路	219.1	
右岸親水護岸	400.5	
左岸親水護岸	1,065.2	
上流休憩コーナー	59.4	
中流休憩コーナー	59.3	
下流休憩コーナー	64.0	
坂路 1	161.1	
坂路 2	134.2	
坂路 3	149.6	
植栽工 (低木)	6,093.0	
植栽工 (芝)	8,710.7	
ゴルフコース	2,754.5	
遊歩道	2,333.0	
サイクリングロード	3,164.2	
駐車場	210.0	
計	20,932.5	

別表 - 2

志津川河川公園管理体制

公園管理者

福井市長

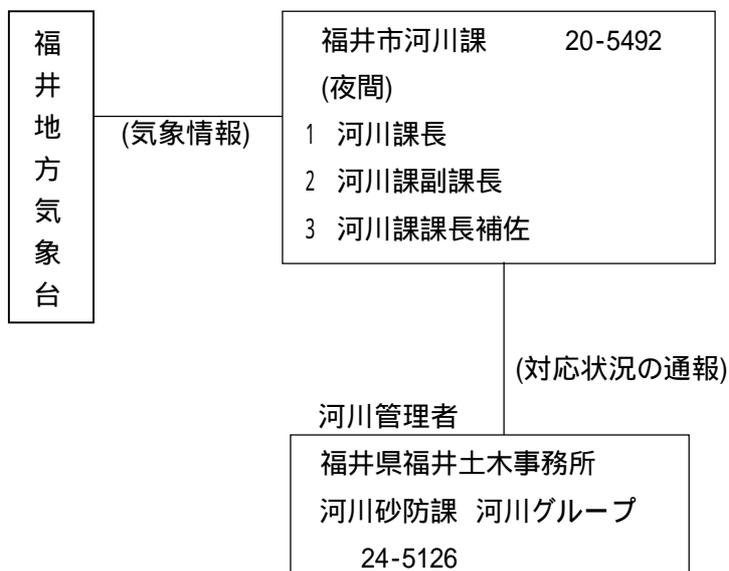
公園管理者

河川課長

- 1 施設、備品の用度調達に関する事。
- 2 管理運営の企画に関する事。
- 3 維持管理の状況把握に関する事。
- 4 利用団体と関係機関との連絡調整に関する事。
- 5 公園のパトロールに関する事。

別表 - 3

予備警戒体制・警戒体制時の連絡系統



# 消 防 団 員 の 警 戒 配 置 区 分 及 び 出 場 人 員

※ 消防団長・地区団長・地区副団長：消防団長は消防局、地区団長・地区副団長はそれぞれ所轄消防署に集合

(中消防署管内)

河川名	岸別	分団名	延長 m	集合場所		出場人員					水防担当区域	水防資器材の場所
						正・副 分団長	部長	班長	団員	計		
九頭竜川	左	西藤島	2,000	西分署	消専	1			3	4	馬渡川水閘から下流日野川合流点まで	灯明寺・高屋水防倉庫
〃	〃	中藤	5,000	中藤分団本部	〃	2	2	1	11	16	新田三ヶ町地籍から下流JR鉄橋まで	舟橋・灯明寺水防倉庫
〃	〃	明新	2,000	明新分団本部	〃	1	2	2	11	16	JR鉄橋から下流馬渡川水閘まで	灯明寺・高屋水防倉庫
〃	右	河合	6,500	河合分団本部	〃	1	1	1	8	11	中角町地籍から下流春江町境界まで	高屋・中角水防倉庫
〃	〃	森田	4,500	北分署	〃	1			8	9	天池町地籍から上流丸岡町境界まで (芳野川、大森川、磯部川 兼務)	中角・下森田・上野水防倉庫
日野川	右	日新	1,500	底喰川ポンプ場		1	1	1	7	10	菅谷町地籍から下流底喰川ポンプ場まで	海老助水防倉庫
〃	左	東安居	1,000	下市消防器具置場		1			4	5	金屋町地籍から下流深谷町まで	〃
〃	右	東安居	1,050	〃			1	1	3	5	角折町地籍から下流足羽川合流点まで	〃
〃	左	西藤島	2,200	西分署	消専		1		3	4	深谷町地籍の全域	〃
〃	右	西藤島	2,500	〃	〃	1			3	4	底喰川ポンプ場から下流九頭竜川合流点まで	〃
〃	左	安居	800	安田水防倉庫		2	2	2	14	20	旧清水町境界から下流金屋町地籍まで	安田水防倉庫
足羽川	右	湊	4,600	湊分団本部	消専	1		2	12	15	九十九橋から下流日野川合流点まで	中消防署・中央3水防倉庫
〃	〃	順化	700	順化分団本部	〃	1	1	1	7	10	幸橋から下流九十九橋まで	〃
〃	〃	順化	650	〃	〃	1	1	1	7	10	JR鉄橋から下流日野川合流点まで	〃
〃	左	東安居	1,700	東安居分団本部	〃	1		1	4	6	渡町地籍から下流日野川合流点まで	中消防署・海老助水防倉庫
底喰川	左右	松本	1,100	松本分団本部	〃	1	1	1	7	10	旧国道8号線から上流元大願時町地籍まで	中消防署
〃	〃	春山	600	春山分団本部	〃	1	1	1	7	10	旧国道8号線から下流田原橋まで	〃
〃	〃	日新	1,400	日新分団本部	〃	1	1	1	7	10	田原橋から文京7丁目の境界まで	〃
〃	〃	湊	500	湊分団本部	〃		1		4	5	文京7丁目地籍	中消防署・海老助水防倉庫
〃	〃	西藤島	1,700	西分署	〃		1		3	3	日野川合流点から上流文京7丁目との境界まで	海老助水防倉庫
芳野川	〃	森田	2,400	森田ポンプ場		1			4	5	芳野川全域	下森田水防倉庫
大森川	〃	森田	470	〃			1		2	3	大森川全域	〃
馬渡川	右	中藤	1,760	馬渡川ポンプ場				1	3	4	経田2丁目との境界から下流九頭竜川合流点まで	舟橋・灯明寺水防倉庫
〃	左	西藤島	500	西分署	消専			1	1	2	芦原街道から下流えちぜん鉄道三芦線まで(両岸)	海老助・灯明寺水防倉庫
〃	〃	明新	520	馬渡川ポンプ場		1			3	4	二の宮3丁目地籍から下流芦原街道まで	中消防署・灯明寺水防倉庫
〃	〃	春山	740	春山分団本部	消専	1	1	1	7	10	旧国道8号線から下流二の宮2丁目地籍まで	中消防署
〃	左右	松本	1,400	松本分団本部	〃	1	1	1	7	10	旧国道8号線から下流二の宮2丁目地籍まで	〃
赤川	〃	西藤島	2,120	西分署	〃			1	2	3	赤川全域	海老助水防倉庫
八ヶ川	左右	河合	5,400	河合分団本部	〃	1		1	4	6	八ヶ川全域	高屋水防倉庫
北川	〃	河合	2,300	〃	〃		1		2	3	北川全域	高屋水防倉庫
磯辺川	〃	森田	760	北分署	〃			1	2	3	漆原町地籍から下流河合寄安地籍まで	下森田水防倉庫
狐川	右	東安居	800	西体育館			1		3	4	飯塚町地籍から下流日野川合流点まで	中消防署
一光川	〃	西安居	1,200	一光器具置場			1		3	4	五太子町境界から上流全域	安田水防倉庫
未更毛川	〃	西安居	8,000	西安居分遣所	消専	1	1		6	8	末町地籍から下流日野川合流点まで	〃

(南消防署管内)

河川名	岸別	分団名	延長 m	集合場所		出場人員					水防担当区域	水防資器材の場所
						正・副 分団長	部長	班長	団員	計		
日野川	右	社南	1,000	社南分団本部	消専	1	1	1	7	10	南居町地籍から下流江端川合流点まで	南居・下江守水防倉庫
〃	〃	社西	4,000	下江守水防倉庫		2	2	2	14	20	江端川合流点から下流狐川合流点まで	南居・下江守水防倉庫
〃	〃	麻生津	2,000	三尾野水防倉庫		1	1		5	8	南居町地籍から上流鯖江市境界まで	三尾野水防倉庫
足羽川	左	木田	3,400	板垣中央公園		2	2	2	14	20	下馬町地籍から下流ＪＲ鉄橋まで	下馬・春日水防倉庫
〃	〃	豊	600	豊分団本部	消専	2	2	2	14	20	ＪＲ鉄橋から下流幸橋まで	春日・中央３水防倉庫
〃	〃	足羽	1,000	足羽分団本部	〃	2	2	2	14	20	幸橋から下流明里橋まで	中央３水防倉庫
〃	〃	社北	1,500	加茂河原ポンプ場		1	1	1	9	12	明里橋から下流渡町地籍まで	〃
〃	〃	六条	1,000	六条公民館	41-1001	2	2	2	14	20	稲津橋から下流碓水閘まで	下馬水防倉庫
江端川	左右	社南	2,000	江端川ポンプ場		1	1	1	7	10	舞屋町地籍から下流日野川合流点まで	南居水防倉庫
〃	〃	清明	1,500	清明分団本部	消専	2	2	2	14	20	高橋川合流点から下流大島町地籍まで	南消防署
〃	〃	文殊	2,600	文殊分団本部	〃	2	2	2	14	20	徳光町地籍から下流高橋川合流点まで	〃
〃	〃	上文殊	2,200	上文殊分団本部	〃	2	2	2	14	20	徳光町地籍から上流上文殊分団本部まで	〃
浅水川	右	麻生津	250	麻生津分遣所	〃			1	2	3	徳尾町地籍から下流ＪＲ鉄橋まで	〃
狐川	左右	社北	8,800	社分署	〃	1	1	1	5	8	狐川全域（渡町から日野川合流点までの右岸を除く）	下江守水防倉庫
鞍谷川	右	麻生津	200	麻生津分遣所	〃		1		2	3	徳尾町地籍のみ	南消防署
朝六川	左右	麻生津	8,555	〃	〃	1			2	3	朝六川全域	三尾野水防倉庫
高橋川	〃	麻生津	3,348	〃	〃			1	2	3	高橋川全域	〃
天王川	左	清水南	1,400	清水分署	〃	1	1		5	7	越前町境界から下流日野川合流点まで	小羽水防倉庫
日野川	左	清水南	7,700	〃	〃	1		1	7	9	天王川合流点から下流朝宮橋まで	〃
〃	〃	清水東		〃	〃	1	1		5	7	朝宮橋から久喜津橋まで	〃
〃	〃	清水北		清水北分団本部	〃	2	2	2	14	20	久喜津橋から下流北堀町地籍まで	片粕水防倉庫
志津川	左	清水西	8,200	清水分署	〃	1		1	4	6	清水畑町地籍から下流志津川橋まで	大森水防倉庫
〃	右	清水西		〃	〃	1			4	5	清水畑町地籍から下流小羽橋まで	
〃	左	清水東		〃	〃		1	1	5	7	志津川下流から日野川合流点まで	小羽水防倉庫
〃	〃	清水東		〃	〃	1		1	4	6	小羽橋下流から日野川合流点まで	
滝波川	左右	清水西		4,900	〃	〃		1		2	3	殿下境界から志津川大森団地前合流点まで
山内川	左右	清水西	2,200	〃	〃		1		2	3	笹谷町地籍から下流志津川合流点まで	大森水防倉庫
平尾川	〃	清水西	1,500	〃	〃			1	2	3	末町地籍から志津川合流点まで	〃
浅水川	〃	清水南	500	〃	〃		1	1	2	4	鯖江市西番町地籍から三尾野地籍まで	小羽水防倉庫

(東消防署管内)

河川名	岸別	分団名	延長 m	集合場所		出場人員					水防担当区域	水防資器材の場所
						正・副 分団長	部長	班長	団員	計		
九頭竜川	左	東藤島	2,500	東藤島分団本部	消専	1	1		8	10	北野下町地籍から上流永平寺町境界まで	中ノ郷水防倉庫
足羽川	〃	一乗	2,300	一乗分団本部	〃	1	1	1	5	8	旧美山町境界から下流足羽川堰堤まで	中毘沙門水防倉庫
〃	〃	東郷	4,000	足羽分遣所	〃	2	2	2	14	20	足羽川堰堤から下流稲津橋まで	〃
〃	右	酒生	6,900	酒生分団本部	〃	2	2	2	14	20	旧美山町境界から下流梅野町地籍まで	稲津水防倉庫
〃	〃	和田	3,000	東消防署	〃	1	1		8	10	梅野町地籍境界から下流板垣橋まで	東消防署
〃	〃	旭	1,500	旭分団本部	〃	1	1		8	10	板垣橋から下流J R鉄橋まで	春日水防倉庫
荒川	右	旭	1,000	〃	〃	1		1	3	5	足羽川合流点から上流国道8号線まで	日之出水防倉庫
〃	〃	日之出	1,200	日之出水防倉庫		1		1	4	6	新旭橋から上流国道8号線まで	日之出水防倉庫
〃	〃	和田	650	東消防署	消専			1	2	3	南四ツ居ポンプ場から上流上北野橋まで	城東水防倉庫
〃	〃	円山	3,500	円山公民館	54-0048	2	2	2	14	20	上北野橋から上流下中町地籍まで	東消防署
〃	〃	円山	450								国道8号線から上流南四ツ居ポンプ場まで	
〃	〃	東藤島	2,900	東藤島分団本部	消専		1	1	2	4	下中町地籍境界から上流永平寺町境界まで	中ノ郷水防倉庫
〃	左	旭	1,200	旭分団本部	〃		1	1	3	5	足羽川上流点から上流荒川橋まで	城東水防倉庫
〃	〃	日之出	700	日之出水防倉庫			1	1	3	5	荒川橋から上流下北野橋まで	日之出水防倉庫
〃	〃	和田	1,900	東消防署	消専	1	1	1	4	7	下北野橋から上流問屋町2丁目地籍まで	東消防署
〃	〃	岡保	1,900	岡保分団本部	〃	2	2	2	14	20	印田町地籍から上流原目町との境界まで	〃
〃	〃	東藤島	4,200	東藤島分団本部	〃	1		1	4	6	原目町地籍から上流永平寺町境界まで	中ノ郷水防倉庫
古川	左右	日之出	1,900	日之出水防倉庫		1	1		7	9	荒川合流点から上流環状東線啓蒙橋まで	日之出水防倉庫
底喰川	〃	啓蒙	2,300	啓蒙分団本部	消専	2	2	2	14	20	西開発3丁目から上流新保町地籍まで	〃
一乗谷川	〃	一乗	6,500	一乗分団本部	〃	1		1	5	7	浄教寺町から下流足羽川合流点まで	中毘沙門水防倉庫
鹿俣川	〃	一乗	2,400	一乗分団本部	〃		1		4	5	鹿俣町地籍から下流一乗谷川合流点まで	〃
足羽川	左	下字坂	7,000	美山公民館下字坂分館		1		1	4	6	上新橋から下新橋まで	下字坂分団本部
〃	〃	下味見	3,000	美山公民館下味見分館		2	1	1	7	11	折立町地係から西河原町地係まで	下味見分団本部
〃	右	上字坂	8,000	美山分署	消専	2	1	1	7	11	西天田町地係から上新橋まで	美山分署
芦見川	〃	芦見	8,500	美山公民館芦見分館		1	1		5	7	皿谷町地係から足羽川合流点まで	芦見分団本部
羽生川	〃	羽生	7,180	美山公民館羽生分館		1			2	3	南西俣町地係から足羽川合流点まで	羽生分団本部
上味見川	左	上味見	9,000	美山公民館上味見分館		1	1		4	6	味見河内町から足羽川合流点まで	上味見分団本部
大谷川	〃	芦見	3,200	美山公民館芦見分館		1		1	2	4	美山大谷町地係から足羽川合流点まで	芦見分団本部
三万谷川	右	下字坂	2,200	美山公民館下字坂分館		1	1		3	5	三万谷町地係から足羽川合流点まで	下字坂分団本部
縫原川	〃	羽生	1,800	美山公民館羽生分館			1		1	2	縫原町地係から羽生川合流点まで	羽生分団本部
計石川	〃	羽生	3,500	〃		1			2	3	東川上町地係から羽生川合流点まで	〃
東俣川	〃	羽生	2,300	〃				1	2	3	東俣町地係から羽生川合流点まで	〃
野津又川	左	上味見	3,000	美山公民館上味見分館		1		1	3	5	南野津又川から上味見川合流点まで	上味見分団本部

(臨海消防署管内)

河川名	岸別	分団名	延長 m	集合場所		出場人員					水防担当区域	水防資器材の場所
						正・副 分団長	部長	班長	団員	計		
九頭竜川	左	大安寺	2,500	大安寺分団本部	消専	2	2	2	14	20	南檜原町地籍から下流旧川西町境界まで(日野川を含む)	四十谷水防倉庫
〃	〃	鶉	6,000	鶉分団本部	〃	1	1	1	9	12	江上町地籍から下流三国町境界まで	三宅水防倉庫
片川	左右	棗	2,960	臨海消防署	〃	2	2	2	14	20	片川全域	〃
七瀬川	〃	鶉	2,500	川西分署	〃	1	1	1	5	8	内山梨子町から下流九頭竜川合流点まで	〃
〃	〃	本郷	7,110	本郷分団本部 (本郷公民館)	83-0582	2	2	2	14	20	八幡町から上流河内町まで	〃
三本木川	〃	国見	4,600	国見分遣所	消専	1	1	1	7	10	三本木川全域	鮎川水防倉庫
一光川	〃	国見	4,000	〃	〃	1	1	1	7	10	五太子町境界から下流全域	〃
高須川	〃	鷹巣	5,000	臨海消防署	〃	2	2	2	14	20	高須川全域	臨海消防署
大味川	〃	殿下	7,000	殿下分遣所	〃	1	1	1	7	10	大味川全域	鮎川水防倉庫
滝波川	〃	殿下	1,800	〃	〃	1	1	1	7	10	滝波川全域	〃

## 指定避難所及び位置図

施設名	所在地
<b>木田地区</b>	
木田公民館	木田1丁目1401
木田小学校	木田1丁目1360
明倫中学校	木田1丁目1360
羽水高等学校	羽水1丁目302
旧木田保育園	木田1丁目1406
<b>豊地区</b>	
豊小学校	月見3丁目9-1
花堂保育園（休園）	花堂北2丁目23-25
<b>足羽地区</b>	
足羽公民館	足羽2丁目12-31
足羽小学校	足羽3丁目1-1
自然史博物館	足羽上町147
<b>湊地区</b>	
湊小学校	学園1丁目4-8
福井県社会福祉センター	光陽2丁目3-22
<b>春山地区</b>	
春山小学校	文京3丁目13-1
明道中学校	文京2丁目5-1
藤島高等学校	文京2丁目8-30
国立大学法人福井大学	文京3丁目9-1
フェニックス・プラザ	田原1丁目13-6
<b>宝永地区</b>	
宝永公民館	松本4丁目8-4
宝永小学校	松本3丁目15-1
職員会館ビル	松本3丁目16-10
福井合同庁舎	松本3丁目16-10
仁愛女子高等学校	宝永4丁目9-24
<b>順化地区</b>	
順化小学校	大手3丁目16-1
福井市役所	大手3丁目10-1

施設名	所在地
<b>松本地区</b>	
松本小学校	町屋3丁目14-20
進明中学校	松本1丁目10-1
北陸高等学校	文京1丁目8-1
<b>日之出地区</b>	
日之出公民館	四ツ井1丁目7-24
日之出小学校	日之出5丁目11-1
成和中学校	城東3丁目10-1
日之出保育園	日之出5丁目14-1
<b>旭地区</b>	
旭小学校	手寄2丁目2-5
高志高等学校	御幸2丁目25-8
御幸保育園	御幸2丁目7-29
<b>日新地区</b>	
日新小学校	文京5丁目25-30
藤島中学校	八ツ島町7-6
福井商業高等学校	乾徳4丁目8-19
<b>清明地区</b>	
清明公民館	下荒井町8-414
清明小学校	下荒井町13-240
足羽高等学校	杉谷町44
清明保育園	江端町32-67
<b>東安居地区</b>	
東安居小学校	水越2丁目503
光陽中学校	光陽4丁目7-1
<b>社南地区</b>	
社南小学校	種池2丁目128
福井市収集資源センター	南江守町2-1
<b>社北地区</b>	
社北小学校	若杉4丁目143
社中学校	若杉4丁目1402
道守高等学校	若杉町35-21
福井運動公園	福町3-20
福井少年運動公園	福町3-20

施設名	所在地
<b>社西地区</b>	
社西小学校	下江守町22-18
科学技術高等学校	下江守町28
文化財保護センター	洩4丁目748
<b>麻生津地区</b>	
麻生津公民館	浅水三ヶ町1-93
麻生津小学校	浅水二日町28-5
足羽中学校	今市町5-10-1
麻生津こども園	浅水二日町131下河原18
<b>和田地区</b>	
和田公民館	御幸4丁目9-20
和田小学校	和田1丁目2-1
防災センター	和田東2丁目2207
<b>円山地区</b>	
円山公民館	北今泉町7-12
円山小学校	北四ツ居3丁目15-17
大東中学校	北今泉町10-6-2
<b>啓蒙地区</b>	
啓蒙公民館	開発1丁目2105
啓蒙小学校	開発1丁目1008
福井農林高等学校	新保町49-1
啓蒙保育園	開発1丁目1910
<b>岡保地区</b>	
岡保公民館	河水町10-13
岡保小学校	河水町18-8
東山健康運動公園	寮町50-5
<b>東藤島地区</b>	
東藤島公民館	藤島町48-1-1
東藤島小学校	藤島町44-8
東藤島こども園	藤島町46-13-1
福井県産業技術専門学院	林藤島町20-1-3

施設名	所在地
<b>西藤島地区</b>	
西藤島小学校	三郎丸1丁目1410
福井県立武道館	三ツ屋町8-1-1
福井市防災ステーション	土橋町3-80-1
<b>中藤島地区</b>	
中藤小学校	高柳3丁目3001
<b>河合地区</b>	
河合公民館	川合鷲塚町9-18
河合小学校	山室町10-12
河合保育園	山室町10-7
福井県工業技術センター	川合鷲塚町61-10
<b>森田地区</b>	
森田公民館	下森田藤巻町2
森田小学校	下森田新町19-67
森田中学校	上野本町37-12
森田栄保育園	栄町2-22
仁愛女子短期大学	天池町43-1-1
<b>明新地区</b>	
明新小学校	灯明寺1丁目2101
灯明寺中学校	灯明寺3丁目3801
<b>安居地区</b>	
安居公民館	本堂町7-4
安居中学校	本堂町12-4
西安居保育園	本堂町8-31-1
<b>一光地区</b>	
一光公民館	下一光町6-5
<b>殿下地区</b>	
殿下公民館	風尾町1-13
<b>越廼地区</b>	
越廼公民館（越廼連絡所）	茱崎町1-68
水仙の里温泉波の華	蒲生町1-94

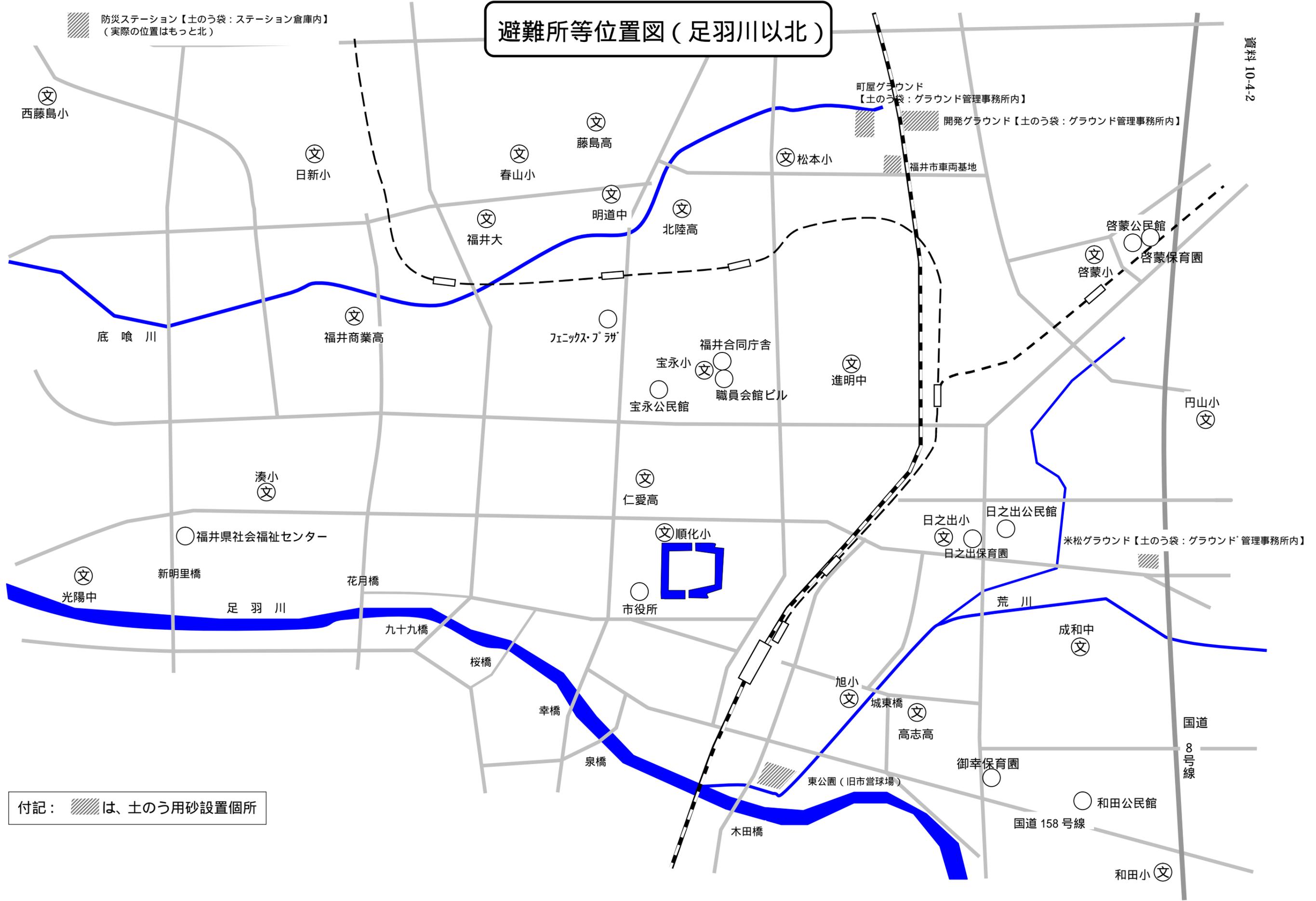
施設名	所在地
<b>清水西地区</b>	
清水西小学校	大森町9-2
地域活性化施設	平尾町24-12-1
<b>清水東地区</b>	
清水東小学校	三留町69-2
旧清水総合支所	小羽町27-1
<b>清水南地区</b>	
清水南公民館	風巻町21-17
ふれあいドーム	島寺町2-80
<b>清水北地区</b>	
清水北公民館	グリーンハイツ5丁目131
<b>大安寺地区</b>	
大安寺小・中学校	岸水町16-25-1
<b>国見地区</b>	
国見公民館	鮎川町133-1-3
国見小学校	鮎川町109-3-3
<b>鶉地区</b>	
川西コミュニティセンター（鶉公民館）	砂子坂町5-58
鶉小学校	砂子坂町4-31
川西中学校	水切町39-24
<b>棗地区</b>	
棗公民館	石橋町4-14
棗小・中学校	石新保町12-32
棗こども園	石新保町13-17
<b>鷹巣地区</b>	
鷹巣公民館	蓑町14-7
長橋小学校	長橋町18-48
高須城小学校	高須町71-31
鷹巣小・中学校	和布町3-6
<b>本郷地区</b>	
本郷公民館	荒谷町19-55
本郷小学校	大年町65-32

施設名	所在地
<b>宮ノ下地区</b>	
宮ノ下公民館	島山梨子22-9
鶉東部幼稚園	仙町6-4
<b>酒生地区</b>	
酒生公民館	荒木新保町37-9
酒生小学校	成願寺町5-1
足羽第一中学校	稲津町83-1
<b>一乗地区</b>	
一乗小学校	西新町1-4
一乗谷史跡公園センター	城戸ノ内町10-48
<b>上文殊地区</b>	
上文殊公民館	北山町34-1
上文殊小学校	生部町36-6
<b>文殊地区</b>	
文殊公民館	太田町4-11-2
文殊小学校	下河北町53-1
福井南高等学校	新開町15-12
<b>六条地区</b>	
六条公民館	天王町43-4
六条小学校	上筋生田町5-16
中小企業産業大学校	下六条町16-15
<b>東郷地区</b>	
東郷公民館	東郷二ヶ町6-13-1
東郷小学校	栃泉町3-105
東郷こども園	東郷二ヶ町37-18
<b>上宇坂地区</b>	
美山公民館	美山町2-12
美山連絡所	美山町7-1
<b>下宇坂地区</b>	
美山公民館下宇坂分館	市波町25-11-1
下宇坂小学校	市波町55-5
<b>上味見地区</b>	
美山公民館上味見分館	中手町10-3-1
上味見生涯教育施設	中手町7-3

施設名	所在地
<b>芦見地区</b>	
芦見生涯教育施設	西中町3-9-1
<b>羽生地区</b>	
美山公民館羽生分館	大宮町11-8
羽生小学校	大宮町12-31
美山アンデパンダン広場	縫原町21-73

# 避難所等位置図（足羽川以北）

防災ステーション【土のう袋：ステーション倉庫内】  
（実際の位置はもっと北）



付記： は、土のう用砂設置個所

# 避難所等位置図（足羽川以南）



美山地区土のう用砂設置場所  
 ・市波ふれあい会館  
 ・羽生住民センター

明倫中  
 明倫中  
 木田小  
 明倫公園  
 木田公民館  
 旧木田保育園

付記：は、土のう用砂設置個所

大島グラウンド【土のう袋：グラウンド管理事務所内】  
 (実際の位置はもっと南)

収集資源センター

国道8号線

周辺地区避難所位置図

資料10-4-4



# 水 防 実 施 状 況 報 告 書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

作成責任者

管理団体名		指定非指定の別							報告年月日		令和 年 月 日							
水防実施箇所	日時	氾濫注意水位(警戒水位) m							所 得 の 費 他 費	人 件 費	管理団体分		県支出分	合 計				
		川 出 水 位 m									手 当	円	円	円				
		雨 量 mm									そ 他	円	円	円				
		川 左 岸									計	円	円	円				
		川 右 岸									そ の 他	資材費	円	円	円			
		地 先 m										器 材 費	円	円	円			
		自 年 月 日 時										燃 料 費	円	円	円			
		至 年 月 日 時										雑 費	円	円	円			
		水防作業の概要 及び工法	出勤人員数	水防団員 消防団員 その他 計							使 用 資 材	合 計		円	円	円		
				人	人	人	人	人				人	人	人	人	人	人	人
水防の 結果	効 果 被 害	堤防	田畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使 用 資 材									
他団体よりの 応援状況									立ち退きの状況および それを指示した理由									
居住者出勤状況									水防功労者の氏名 年齢所属およびその 功 績 概 要									
警察の援助状況									堤防その他の施設等の 異常の有無および緊急 工事を要するものが生 じたときはその場所 および損傷状況									
現場指導者氏名																		
水防関係者の死傷									水防活動に関する 自 己 批 判									

# 〇〇年台風〇〇号における水防活動 (福井県福井市消防団 〇〇年〇月〇〇日～〇〇日)

## 概要

福井市消防団は、〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動しました。市内では、時間雨量110mmに達し、3時間雨量では観測史上最大となる136.5mmを記録し、河川の増水に伴う床上、床下浸水や崖崩れ等により家屋に被害が発生する状況下、住民の避難誘導やポンプ排水活動、土砂落石の除去作業を実施しました。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇〇～〇/〇〇 約12時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"><li>土のう積み(300袋)</li><li>避難誘導(20世帯)</li><li>排水作業(3件)</li></ul>

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

## 資料 17 - 1

### 福井市水防協力団体指定要領

#### 1. 趣旨

福井市では、市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

#### 2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

#### 3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防関係機関の活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関等が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### 4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、福井市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（福井市長）（福井市危機管理課）に「福井市水防協力団体指定申請書」（資料 17 - 2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 17 - 3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（福井市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「福井市水防協力団体認定書」（資料17-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年 5月22日から施行する。

資料 17 - 2 水防協力団体指定申請書様式

福井市水防協力団体指定申請書

年 月 日

福井市水防管理者

福井市長

様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防法第 3 6 条第 1 項及び福井市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、福井市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 17 - 3 )を添えて申請します。

## 資料 17 - 3 水防協力団体協力活動業務計画書

### 水防協力団体協力活動業務計画書

下記の福井市の実施する水防活動に協力します。

#### 記

ご協力いただける項目の番号に 印を記入してください

河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3 - (1)関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3 - (2)関係）  
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

{ }

水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3 - (3)関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3 - (4)関係）

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3 - (5)関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3 - (6)関係）

- 1 水防関係機関が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

{ }

資料 17 - 4 水防協力団体認定書様式

福井市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者

様

福井市水防管理者

福井市長

水防法第 3 6 条第 1 項及び福井市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を福井市水防協力団体に指定します。

## 資料 17 - 5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

### 福井市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

#### 1. 趣旨

福井市における水防活動は、福井市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う消防機関等と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

#### 2. 水防関係機関と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び福井市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関等による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

#### 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17 - 6）を提出させることができる。

#### 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、福井市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

#### 5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則 この要領は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

資料 17 - 6 水防協力団体協力活動報告書様式

福井市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

福井市水防管理者

福井市長

様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、福井市水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。